

番号	制度名
経済産業省	
経産01	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
経産02	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
経産03	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
経産04	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
経産05	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
経産06	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
経産07	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置
経産08	海外投資等損失準備金
経産09	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）
経産10	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
経産11	金属鉱業等鉱害防止準備金
経産12	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
経産13	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）
経産15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価T O Bに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
経産16	中小企業投資促進税制
経産17	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
経産18	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく登録免許税の税率の軽減措置
経産19	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
経産20	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置
経産21	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置
経産22	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置
経産23	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例
経産24	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置

番号	制度名
経産25	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税
経産26	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
経産27	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
経産28	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
経産30	軽油引取税の課税免除措置の特例措置（地熱資源）
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）
経産32	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
経産33	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（セメント製品製造業）
経産34	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
経産35	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
経産36	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）
経産37	軽油引取税の課税免除の特例措置（陶磁器製造業）
経産38	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）
経産39	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
経産40	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産41	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産42	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
経産43	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
経産44	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
経産46	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
経産47	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
経産48	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置

番号	制度名
経産49	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
経産50	外国組合員に対する課税の特例
経産51	エンジェル税制 ・ 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
経産52	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
経産53	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
経産54	青色申告特別控除
経産55	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
経産56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）
経産57	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
経産58	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）
経産59	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
経産60	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）
経産61	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）
経産62	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
経産63	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
経産64	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度
経産65	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
経産66	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
経産67	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例
経産68	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
経産69	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
経産70	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「諸外国と同等の課税条件が整備されること」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、本租税特別措置等が廃止された場合の影響（石油化学産業からの税収及び石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用が脅かされる）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、石油化学企業等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）

1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。

2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）

「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。

3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）

今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、必ずしも石油化学企業の事業基盤の安定が確保されていない状況にあり、このため、必ずしも石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が確保されていない。

① 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、石油化学企業等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現する。

⑩ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

石油化学製品の低廉かつ安定的な供給の確保は、国内製造業における材料調達環境の安定化に貢献する。これにより、石油化学製品を利用して事業を営むメーカーをはじめとする多くの企業は、サプライチェーンの強化を通じた供給力の強化、すなわち国際競争力の強化が図ることが可能となる。また、材料調達環境の安定化は、国内投資へのインセンティブとなるため、産業空洞化の防止にもつながる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 (租税特別措置法 89 条の 2)
2	要望の内容	(免税措置の本則化・恒久化) ① エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油については、揮発油税及び地方揮発油税を免除とする措置の本則化・恒久化を図る。 ② ①の規定を受けて製造された石油化学製品のうち、特定石油化学製品が指定用途以外の用途に消費又は移出された場合には揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度 創設
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 [平成 23 年度 税制改正大綱] 9. 検討事項 [国税](12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。 石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から、課税環境に関する国際的なイコール・フットイングを確保することが必要である。 原料用揮発油(ナフサ等)に対する課税状況(2010年2月現在) 課税対象外:米国、英国、ドイツ、フランス、スイス、台湾、 免税:中国、韓国 (出典:三菱総合研究所及び石油化学工業協会調べ)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置の効果により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、課税環境の国際的なイコール・フットイング及び国際競争力の確保、産業空洞化の防止、石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。
8	有効性等	① 適用数等 免税量 平成17年度 73,652(千 KL) 平成23年度 66,082(千 KL)(見込み) 平成18年度 72,667(千 KL) 平成24年度 67,605(千 KL)(見込み) 平成19年度 73,664(千 KL) 平成20年度 64,270(千 KL) 平成21年度 67,220(千 KL) 平成22年度 69,514(千 KL) (17~21年度は国税庁統計年報、22年度は石油化学工業協会ほか業界推計、23年度は財務省試算値、24年度は経産省推計) ○石油化学企業及び石油精製企業(エチレン製造者11社、芳香族製造者23社、ナフサ製造者14社)が本措置を利用する見込み。 ○23年度の免税量は下記減収額を税額で割り算定、24年度は21~23年度の平均値で算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。また、石油化学製品を利用する中小企業 17000社にも効果が均露している。
		② 減収額 免税額 平成17年度 39,625億円 平成23年度 35,552億円(見込み) 平成18年度 39,095億円 平成24年度 36,372億円(見込み) 平成19年度 39,631億円 平成20年度 38,753億円 平成21年度 35,938億円 平成22年度 37,399億円 (17~21年度は国税庁統計年報、22年度は石油化学工業協会ほか業界推計、23年度は財務省試算値、24年度は経産省推計) ○17~21年度の減収額は上記免税量に税額を乗じて算定、24年度は21~23年度の平均値で算出。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万8千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。</p> <p>したがって、将来における石油化学産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。</p> <p>仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。</p> <p>仮に現行揮発油税の1%(538円/KL)の課税でも、約300億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益820億円)の大半が喪失。</p> <p>価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の市場は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ④移出または引取りに係る揮発油またはみなし揮発油の特定用途免税 ⑤石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置</p> <p>・石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を免除するものである。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	移出または引取りに係る揮発油及びびみなし揮発油の特定用途免税	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「諸外国と同等の課税条件が整備されること」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等の達成目標による効果・実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、本租税特別措置等が廃止された場合の影響（石油化学産業からの税収及び石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用が脅かされる）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、ゴム製品製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
 - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）
「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
 - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）
今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、必ずしもゴム製品等の製造企業の事業基盤の安定が確保されていない状況にあり、このため、必ずしもゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が確保されていない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ① ゴム
平成24年度は、国税庁統計及び業界調べでは減少傾向であり、平均値では数字が対前年増量になってしまうため、前年同量と想定して平成23年度の業界調べによる見込み額を使用
 - ② 塗料、印刷用インキ、接着剤、電気絶縁塗料、洗浄剤又はプラスチックその他の離型用
平成24年度見込額は、平成20～23年度4カ年の平均額

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、ゴム製品製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が実現する。

- ⑯ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給の確保は、国内製造業における材料調達環境の安定化に貢献する。これにより、ゴム製品等を利用して事業を営むメーカーをはじめとする多くの企業は、サプライチェーンの強化を通じた供給力の強化、すなわち国際競争力の強化を図ることが可能となる。また、材料調達環境の安定化は、国内投資へのインセンティブとなるため、産業空洞化の防止にもつながる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法 89 条の3、89 条の4、90 条、90 条の2)																																
2	要望の内容	(免税措置の本則化・恒久化) ゴムの溶剤等に供される揮発油及びみなし揮発油について、揮発油製造所からの移出及び保税地域から引き取る場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。																																
3	担当部局	製造産業局化学課																																
4	評価実施時期	平成23年8月																																
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度 創設(揮発油) 昭和59年度 創設(みなし揮発油)																																
6	適用又は延長期間	本則恒久措置																																
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ゴム製品、接着剤、塗料等に用いられる揮発油及びみなし揮発油については、先進諸外国において課税されておらず、課税環境の国際的なイコールフットリングが必要である。また、ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として欠かせず、代替も困難なものであるが、その製造事業者は、経営基盤が脆弱な中小企業者が多く(ゴム製品98.8%、接着剤99.4%、塗料99.2%)、仮に課税された場合、製品価格への転嫁を行うことが困難である。したがって、中小企業の経営への悪影響を回避する観点からも非課税措置が不可欠である。</p> <p>○諸外国の課税状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">日本</th> <th colspan="2">アメリカ</th> <th colspan="2">イギリス</th> <th colspan="2">ドイツ</th> <th colspan="2">フランス</th> </tr> <tr> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油</td> <td>53.800</td> <td>免税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>三菱総合研究所調べ</p> <p>[平成23年度 税制改正大綱] 9. 検討事項 [国税](12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済成長</p>		日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	揮発油	53.800	免税	有税	課税	有税	課税	有税	課税	有税	課税
	日本			アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス																								
	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用																								
揮発油	53.800	免税	有税	課税	有税	課税	有税	課税	有税	課税																								

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットリングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、ゴム製品等の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、ゴム製品等の低廉かつ安定的供給が図られる。</p>																																																																																				
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>免税量(KL)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>14,526</td> <td>10,739</td> <td>6,900</td> <td>6,062</td> <td>6,062</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>58,122</td> <td>42,323</td> <td>42,732</td> <td>42,527</td> <td>46,426</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>4,936</td> <td>4,444</td> <td>4,383</td> <td>4,413</td> <td>4,544</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>752</td> <td>7,630</td> <td>8,173</td> <td>7,902</td> <td>7,804</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14,993</td> <td>12,265</td> <td>12,439</td> <td>12,352</td> <td>13,011</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100,089</td> <td>77,401</td> <td>74,627</td> <td>73,256</td> <td>77,848</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国税庁統計及び10年度以降は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会等業界調べ)</p> <p>○ゴム製品製造企業158社、接着剤製造企業19社、塗料製造企業253社が、本措置を利用する見込み。 ○23年度、24年度の免税量は、平成23年度の免税量は財務省試算、平成24年度の免税額は過去の実績を基に算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、ゴム製品等を製造するために揮発油又はみなし揮発油を使用する全ての事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。</p> <p>②: 減収額</p> <p>免税額(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>781</td> <td>577</td> <td>371</td> <td>326</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>3,127</td> <td>2,277</td> <td>2,299</td> <td>2,288</td> <td>2,497</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>266</td> <td>239</td> <td>236</td> <td>237</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>404</td> <td>411</td> <td>440</td> <td>425</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>807</td> <td>660</td> <td>669</td> <td>665</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,385</td> <td>4,164</td> <td>4,015</td> <td>3,941</td> <td>4,171</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国税庁統計及び10年度以降は上記免税量に税率を乗じて算出) ○免税額は、免税量に税額を乗じて算出。</p>		2008	2009	2010	2011	2012	ゴム	14,526	10,739	6,900	6,062	6,062	塗料	58,122	42,323	42,732	42,527	46,426	印刷用インキ	4,936	4,444	4,383	4,413	4,544	接着剤	752	7,630	8,173	7,902	7,804	その他	14,993	12,265	12,439	12,352	13,011	合計	100,089	77,401	74,627	73,256	77,848		2008	2009	2010	2011	2012	ゴム	781	577	371	326	326	塗料	3,127	2,277	2,299	2,288	2,497	印刷用インキ	266	239	236	237	244	接着剤	404	411	440	425	420	その他	807	660	669	665	700	合計	5,385	4,164	4,015	3,941	4,171
	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																	
ゴム	14,526	10,739	6,900	6,062	6,062																																																																																	
塗料	58,122	42,323	42,732	42,527	46,426																																																																																	
印刷用インキ	4,936	4,444	4,383	4,413	4,544																																																																																	
接着剤	752	7,630	8,173	7,902	7,804																																																																																	
その他	14,993	12,265	12,439	12,352	13,011																																																																																	
合計	100,089	77,401	74,627	73,256	77,848																																																																																	
	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																	
ゴム	781	577	371	326	326																																																																																	
塗料	3,127	2,277	2,299	2,288	2,497																																																																																	
印刷用インキ	266	239	236	237	244																																																																																	
接着剤	404	411	440	425	420																																																																																	
その他	807	660	669	665	700																																																																																	
合計	5,385	4,164	4,015	3,941	4,171																																																																																	

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>当該製品の製造事業者は経営基盤が脆弱な中小企業者が多く、揮発油税等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当該中小企業の経営にも大きな影響が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。</p> <p>したがって、将来における石油化学産業の税収、雇用に確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
		<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。</p>
9 相当性	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ・石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税措置 ・石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ・石油化学製品製造用軽油の引取りにかかる非課税措置 <p>石油化学製品の原料に課税しない国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置は、ゴム溶剤等の特定用途に供するため、移出または引取りに係る揮発油税及びみなし揮発油税を免除する。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「諸外国と同等の課税条件が整備されること」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、本租税特別措置等が廃止された場合の影響（石油化学産業からの税収及び石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用が脅かされる）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、石油化学企業等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）

1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。

2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）

「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。

3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）

今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、必ずしも石油化学企業の事業基盤の安定が確保されていない状況にあり、このため、必ずしも石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が確保されていない。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

輸入ナフサを使用する石油化学企業（エチレン製造者11社、芳香族製造者23社）の全てが本措置を利用しており、想定外に特定の者に偏っているとは考えていない。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、石油化学企業等における安

定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現する。

⑯ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

石油化学製品の低廉かつ安定的な供給の確保は、国内製造業における材料調達環境の安定化に貢献する。これにより、石油化学製品を利用して事業を営むメーカーをはじめとする多くの企業は、サプライチェーンの強化を通じた供給力の強化、すなわち国際競争力の強化を図ることが可能となる。また、材料調達環境の安定化は、国内投資へのインセンティブとなるため、産業空洞化の防止にもつながる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 (租税特別措置法 90 条の 4)
2	要望の内容	(免税措置の本則化・恒久化) 石油化学製品製造用原油(重質NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税を免除とする措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	製造産業局化学課 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和52年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設(1年毎に免税措置を延長) 昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設(1年毎に免税措置を延長) 昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長 昭和63年 同上 平成 2年 同上 平成 4年 同上 石油化学製品製造用輸入原油(重質NGL)に係る免税措置の創設 平成 6年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)に係る本税を2年間の免税措置として延長 平成 8年 同上 平成10年 同上 平成12年 同上 平成14年 同上 平成16年 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る免税措置の創設 平成18年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を2年間の免税措置として延長 平成20年 同上 平成22年 同上
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

		《政策目的の根拠》 [平成 23 年度 税制改正大綱] 9. 検討事項 [国税](12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から課税環境の国際的なイコール・フットイングを確保することが必要である。 原料用揮発油(ナフサ等)に対する課税状況(2010年2月現在) 課税対象外:米国、英国、ドイツ、フランス、スイス、台湾、 免税:中国、韓国 (出典:三菱総合研究所及び石油化学工業協会調べ)
	③ 達成目標及び測定指標	1. 経済成長 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における、課税環境の国際的なイコール・フットイングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、課税環境の国際的なイコール・フットイング及び国際競争力の確保、産業空洞化の防止、石油化学製品の低廉かつ安定的供給に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 免税数量 (ナフサ等)(千kl) (LPG)(千t) 平成 18 年度 28,393 836 平成 19 年度 26,746 874 平成 20 年度 21,805 1,074 平成 21 年度 25,606 1,286 平成 22 年度 26,726 748 平成 23 年度 24,712 1,036 平成 24 年度 25,681 1,023 (平成 18～22年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、23～24年度は経産省推計) ○23年度の減収額は20～22年度の平均値で算定。24年度の減収額は21～23年度の平均値で算定。 ○輸入ナフサを使用する石油化学企業(エチレン製造者11社、芳香族製造者23社)が本措置を利用する見込み。

		<p>○免税数量は、各事業者から聴取した数値を集計。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、適用対象者は輸入ナフサを使用する石油化学企業全てであることから、特定の者に偏っていない。また、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業約 17,000 社にも効果が均霑している。</p>
②：減収額	<p>免税額 平成 18 年度 589 億円 平成 23 年度 552 億円(見込み) 平成 19 年度 556 億円 平成 24 年度 541 億円(見込み) 平成 20 年度 456 億円 平成 21 年度 536 億円 平成 22 年度 553 億円 (石油化学工業協会及び石油連盟調べ、23年度は財務省試算値、24年度は経産省推計)</p> <p>○18～22年度の減収額は上記免税量に税額を乗じて算定、24年度は21～23年度の平均値で算定。</p>	
③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで期間限定である等特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで期間限定である等特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 輸入ナフサを使用する石油化学企業が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業 17,000 社にも効果が均霑している。 本措置により石油化学産業が存立。世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万8千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。 したがって、将来における石油化学産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。 なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければならない、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じ</p>	

			<p>られた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 石油石炭税の 2040 円／kLは、エチレン 4400 円／tのコストアップに相当し、競争力を喪失。仮に課税されれば、全体で約 500 億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益 820 億円)の大半が喪失。 仮に価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>① 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 ② 石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③ 石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ④ 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ⑤ 石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置</p> <p>・石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、石油化学製品製造用原油(重質NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税を免除するものである。</p>	
		③：地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給がなされていること」は、目標値が設定されておらず、どのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、当該測定指標は、経済情勢等他等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等の目標値にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標(国際競争力を確保するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保すること)について説明するのみで、達成目標の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 本租税特別措置等の適用数の将来(平成23年度及び24年度)の推計(【点検結果表の別紙】⑦参照)についての算定根拠が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、鉄鋼、コークス及びセメント製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが(【点検結果表の別紙】⑪参照)、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた

ものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）
 - 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
 - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）

「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
 - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）

今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鉄鋼製品等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして諸外国と同様な課税環境の国際的なイコールフットINGが確保されていない。よって、低廉かつ安定的な供給に必要な鉄鋼メーカー等の事業基盤の安定化が図られているとはいえない。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

輸入石炭を使用するすべての鉄鋼メーカー等の事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏ってはいない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 - 特定石炭（鉄鋼）

（算出根拠）平成23年度における鉄鋼製造用免税用途証明申請書による取引数量に、過去の実績利用率の平均と一定の取引数量増加見込み率を掛け合わせた数値を適用
 - 特定石炭（コークス）

(算出根拠) 平成 23 年度におけるコークス製造用免税用途証明申請書による取引数量を適用。
 ○特定石炭 (セメント)
 (算出根拠) 平成 23 年度におけるセメント製造用免税用途証明申請書による取引数量を適用。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測 (評価書中 8 ③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明)

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、鉄鋼、コークス及びセメント製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給が実現する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 (租税特別措置法 90 条の 4 の 2)
2	要望の内容	免税措置の本則恒久化を図る。
3	担当部局	製造産業局鉄鋼課製鉄企画室 資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課 製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年 創設 平成 17 年 2 年間延長 平成 19 年 2 年間延長 平成 21 年 2 年間延長 平成 23 年 2 年間延長
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図る。 本免税措置は、諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットィング及び国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するものであって、上記政策目的を達成するためのものである。 《政策目的の根拠》 課税環境の国際的なイコールフットィングの確保、低廉かつ安定的な供給を通じた国際競争力強化及び産業空洞化の防止の実現 なお、平成 23 年度税制改正大綱において、原料用途に係る免税措置については、「(12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。」と位置づけられた。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットィング及び国際

			競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 我が国の基盤的産業における課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給がなされていること。 なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政策目的は、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。今後も鉄鋼、コークス及びセメント製品が国際競争力を維持し、産業空洞化を防止するためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。
8	有効性等	①: 適用数等	○鉄鋼(適用件数、引取数量) 2006年度: 16件 62,994千トン 2007年度: 16件 65,639千トン 2008年度: 15件 63,558千トン 2009年度: 13件 57,341千トン 2010年度: 13件 65,273千トン 2011年度: 13件 63,400千トン※ 2012年度: 13件程度 64,000千トン※ ○13件の内訳は、高炉メーカー5社、電炉メーカー6社、その他商社等2社 ○本免税措置は、「鉄鋼」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全ての鉄鋼製造者であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。 ※ 生産量の予測は困難なため、2011年度及び2012年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。 ○コークス(適用件数、引取数量) 2006年度: 12件 5,432千トン 2007年度: 12件 5,094千トン 2008年度: 12件 4,044千トン 2009年度: 12件 3,211千トン 2010年度: 11件 4,633千トン 2011年度: 11件 4,600千トン※

			2012年度: 11件程度 4,600千トン※ ○本免税措置は、「コークス」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全てのコークス製造者であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。 ※生産量の予測は困難なため、2011年度及び2012年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。 ○セメント(適用件数、引取数量) 2006年度: 15件 5,534千トン 2007年度: 16件 5,651千トン 2008年度: 17件 5,599千トン 2009年度: 15件 4,204千トン 2010年度: 15件 4,847千トン 2011年度: 16件 4,700千トン※ 2012年度: 16件程度 4,700千トン※ ○16件の内訳は、セメントメーカー14社、その他商社等2社 ○本免税措置は、「セメント」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全てのセメント製造者等であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。 ※生産量の予測は困難なため、2011年度及び2012年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。
			(出典:用途証明申請者提出の実績報告書)
		②: 減収額	○鉄鋼 2006年度: 290億円 2007年度: 459億円 2008年度: 445億円 2009年度: 401億円 2010年度: 457億円 2011年度: 444億円程度※ 2012年度: 448億円程度※ ○コークス 2006年度: 25億円 2007年度: 36億円 2008年度: 28億円 2009年度: 22億円 2010年度: 33億円 2011年度: 32億円程度※ 2012年度: 32億円程度※ ○セメント 2006年度: 25億円 2007年度: 40億円 2008年度: 39億円

2009年度：29億円
 2010年度：34億円
 2011年度：33億円程度※
 2012年度：33億円程度※

※ ①適用件数にて算出した引取数量試算を基にしたもの。

注) 減収額は、石炭引取数量(トン)×税率(円/トン)で算出。
 なお、石油石炭税法により石炭への税率は、2006年度は460円/トン、2007年度から700円/トンとなっている。

(出典：用途証明申請者提出の実績報告書)

③ 効果ない達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月)
 政策目的は、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。
 今後も鉄鋼、コークス及びセメント製品が国際競争力の確保等を維持し、産業空洞化を防止するためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。

(参考：諸外国のエネルギー関係諸税(原料用石炭への課税状況))

国名	税制	減免措置
ドイツ	エネルギー税	免税(又は還付)
フランス	石油製品税	非課税
	石炭税	免税
スイス	鉱油税	非課税
	CO2税	免税
イタリア	エネルギー製品税	非課税
アメリカ	燃料税	非課税
中国	消費税	非課税
韓国	個別消費税	非課税
	交通・エネルギー・環境税	非課税

【出典：経済産業省委託調査】

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月)
 我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットイング及び国際競争力を確保するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保することが達成目標であるところ、今後も国際競争力の確保及び産業空洞化の防止を図るためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月)

我が国産業は、国際的に高い法人税やCO₂削減目標に加え、昨今の円高の進展、今般の東日本大震災によるエネルギー供給不安等の環境下に置かれており、新規国内立地の停滞や産業空洞化が懸念されているところ。
 こうした厳しい事業環境に置かれる中、本免税が安定的な恒久措置とされなければ、今後、より一層の国内投資の鈍化、国際競争力低下、産業空洞化の加速を助長しかねず、我が国の成長と雇用に甚大な影響を与えることとなる。

○鉄鋼

仮に、鉄鋼製造用石炭へ課税された場合、粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが、国内・海外双方の市場で激しい競争を行っていることから、課税負担分を全額転嫁することは困難。更に、鉄鋼業が課税負担分を吸収することにより、鋼材の価格競争力の喪失や、研究開発費・設備投資費の減少により、中長期的な技術優位性の喪失が予想される。こうした結果、我が国鋼材が市場シェアを失い、一定の仮定を置いて試算をした結果、鉄鋼業及び関連産業の国内生産額が7,660億円、雇用者数が2.3万人、GDPが2,556億円の減少と重大な影響が生じる可能性がある。更には、我が国鉄鋼業の国際競争力が失われることにより、ユーザー産業の競争力等への悪影響も懸念される。

○コークス

仮に課税された場合、コークス1トン当たり900円程度の負担増と試算されるが、コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから(約90%)、僅少な利幅に与える影響は非常に大きく、業界の存続問題も生じかねない。また、国際的なコークス市場においては、安価なコークスの流通が見られており、仮に900円増額した場合、これらコークスとの価格競争力を喪失する恐れがある。仮に、国内コークス業者の存立が困難となれば、雇用(コークス業界約2200人及び、関連産業約6000人)にも影響が及ぶ。

また、課税の影響等でコークス専門業者が廃業すると、我が国の基幹的産業である鉄鋼業における安定的なコークス調達にも大きな支障を生じかねない。

○セメント

仮に課税された場合、セメント1トン当たり70円程度の負担増と試算されるが、国内産のセメントは中国・韓国からの輸入セメントと50円/トン程度の価格差で熾烈な競争を展開している。主要国において、セメントの原料に使用される石炭に対する課税が行われないまま、我が国だけが課税された場合、我が国セメントメーカーは、価格競争力を失い、徐々に市場シェアを失い、これによって設備稼働率が低減することから、更に競争力が低下する事態も考えられる。こうした事態が継続すれば、国内に30カ所存在するセメント工場も徐々に閉鎖されることも考えられ、国内でセメント製造に直接関連する雇用(現時点での業界団体推計約2万人)に影響するのみならず、セメントを材料とする他の多くの産業や国民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。中でも、生コンクリート製造業やコンクリート製品製造業は大半が価格交渉力の弱い中小企業であり影響が大きい。

また、全国で発生する全ての廃棄物のうち約1割を、セメント産業は生産プロセスの中で処理しており、各地で廃棄物処理の中核的役割を担っている。仮に、セメント産業が縮小した場合には、各地の廃棄物処理にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月)</p> <p>鉄鋼、コークス、セメントは製品価格に占める原料用石炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きい。</p> <p>この点、諸外国では、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対して、課税目的の如何に関わらず、非課税あるいは恒久免税措置となっている。そのため、我が国においても鉄鋼、コークス及びセメント製造業の国際競争力の維持・向上及び産業空洞化の防止を図り、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要不可欠であるため、租税特別措置といった時限的な措置ではなく、非課税あるいは恒久免税措置といった期限の定めのない措置することが必要である。</p> <p>また、本措置が廃止された場合には、鉄鋼、コークス及びセメント関連産業からの税収や雇用が脅かされる。従って、将来における鉄鋼、コークス及びセメント関連産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、鉄鋼、コークス及びセメント製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対しては、諸外国では課税しておらず、我が国において税制以外の手段により措置することは課税環境の国際的なイコールフットイングとならない。また、生産量はあらかじめ予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>また、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭については、</p> <p>①製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、</p> <p>②他の原料による代替が事実上困難であること、</p> <p>③製品価格に占めるウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、</p> <p>を踏まえ、国民経済への影響にも配慮し、免税措置を講じることは必要であり、その際には租税特別措置による時限的な措置ではなく、非課税あるいは恒久免税措置といった期限の定めのない措置することが必要である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - また、本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「輸入品と国産品の課税環境のイコールフットィングを確保する」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
 - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標（石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて産業空洞化の防止を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。
- [将来の見込み]
- 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであるとしてことから、税収減に言及せず、定性的に本租税特別措置等が廃止された場合の影響（国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、ナフサ製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
 - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）
「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
 - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）
今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①《適用数等》欄への補足説明）
本措置の対象は、ナフサ等製造事業者（石油精製事業者）の全てが対象であり、過去の実績についても、石油化学製品製造用ナフサ等製造事業者の全てが本措置による還付を受けており、ナフサ等製造事業者（製油精製事業者）からみても僅少ではなく、適用に偏りは無い。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①《適用数等》欄への補足説明）
適用数は実際に還付を受けるナフサ等製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向からみれば、適用数が大きく変化することはないと想定されることから、22年度と同数を将来推計としている。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、ナフサ製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給が実現する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の5）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置を本則恒久化する（拡充）。 ・石油化学製品の製造者が、課税済みの原油等から国内において製造された揮発油等（国産ナフサ、灯油及び軽油）を原料に用いて石油化学製品を製造した場合には、その原料に供した揮発油等（原料用特定揮発油等）につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を揮発油等の製造者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 元年度 創設（石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設）</p> <p>平成 2年度 延長</p> <p>平成 4年度 延長</p> <p>平成 6年度 延長</p> <p>平成 8年度 延長</p> <p>平成 10年度 延長</p> <p>平成 12年度 延長</p> <p>平成 14年度 延長</p> <p>平成 16年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）</p> <p>平成 18年度 延長</p> <p>平成 20年度 延長</p> <p>平成 22年度 延長</p>
6	適用又は延長期間	本則恒久化
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油化学製品製造用輸入揮発油（ナフサ）等に係る石油石炭税が免税されている一方、国内で原油を処理して生産される国産ナフサ等は、原油段階で石油石炭税が課され、不均衡となっているため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止する。</p> <p>《政策目的の根拠》 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される。仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となり、国民生活・産業活動に不可欠な石油製品供給に支障を及ぼすおそれがある。したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止する観点から当該還付措置を講じることが重要である。</p> <p>【平成23年度 税制改正大綱】 9. 検討事項 〔国税〕</p>

		(12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油石炭税が課された原油等から国内において製造された石油化学製品製造用国産揮発油(ナフサ)等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化の防止を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石油化学製品製造用国産揮発油(ナフサ)等の低廉かつ安定的な供給を図るため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保する。 なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットイングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本還付措置により、原油等を処理して生産される国産の原料用特定揮発油等と輸入品との間で課税環境のイコール・フットイングが確保される。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p><適用者数> 平成18年度 12社 平成19年度 12社 平成20年度 12社 平成21年度 11社 平成22年度 10社(実績見込み) 平成23年度 10社(見通し) 平成24年度 10社(見通し)</p> <p><適用数量> 平成18年度 23,225千kl 平成19年度 24,357千kl 平成20年度 22,565千kl 平成21年度 23,319千kl 平成22年度 22,026千kl(実績見込み) 平成23年度 21,894千kl(見通し) 平成24年度 21,696千kl(見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>適用数量は、実際に還付手続を行うナフサ等製造事業者(石油精製業者)から実績値を集計し、算出した。平成23年度以降の見通しは、平成22年度実績見込みをベースに石油製品需要見通しの対前年度変化率を勘</p>

		案し、算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製して製造された国産ナフサ等を原料として石油化学製品を製造した場合のナフサ等製造事業者(石油精製業者)が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
	②: 減収額	<p><還付額> 平成18年度 474億円 平成19年度 497億円 平成20年度 460億円 平成21年度 476億円 平成22年度 449億円(実績見込み) 平成23年度 447億円(見通し) 平成24年度 443億円(見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>還付額は、上記「①適用数等」にて算出した適用数量に税率(2,040円/kl)を乗じて算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製して製造された国産ナフサ等を原料として石油化学製品を製造した場合のナフサ等製造事業者(石油精製業者)が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。 なお、平成23年度の減収額について、財務省試算では437億円である。</p>
	③: 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月)</p> <p>石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p> <p>従って、将来における石油化学産業の税込、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットィングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>石油化学製品製造用国産ナフサ等の生産量は予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る関税の免税措置 ○石油化学製品製造用揮発油に係る揮発油税の免税 ○引取に係る石油製品等の石油石炭税の免税</p> <p>上記の措置は、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される輸入品の石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図るための措置である。</p> <p>一方、本措置は、我が国の石油の安定供給を図るため、輸入品とのイコールフットィングによる公平な競争条件の確保を通じた石油精製業の経営安定化を目的としており、上記の措置とは明確に役割分担されている。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「国産品と輸入品の環境課税のイコールフットィングを確保する」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標（石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を通じて産業空洞化の防止を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等の達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、定性的に本租税特別措置等が廃止された場合の影響（国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、石油アスファルト製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油アスファルトの低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
 「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
- 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）
 「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
- 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）
 今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本措置の対象は、石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）の全てが対象であり、過去の実績についても、石油アスファルト等製造事業者の全てが本措置による還付を受けており、石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）からみても僅少ではなく、適用に偏りは無い。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用数は実際に還付を受ける石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向からみれば、適用数が大きく変化することはないと想定されることから、22年度と同数を将来推計としている。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油アスファルトの低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、石油アスファルト製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油アスファルトの低廉かつ安定的な供給が実現する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置90条の6の2）
2	要望の内容	・石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度を恒久化する。（拡充） ・課税済みの原油等から国内において製造された石油アスファルト等（石油アスファルト又は石油コークス）につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を石油アスファルト等の製造者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成11年度 2年間の延長 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 2年間の延長
6	適用又は延長期間	本則恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 輸入石油アスファルト等に係る石油石炭税が非課税になっている一方、国内で原油を蒸留あるいは分解処理して重質油から軽質油を生産する際に付随的に発生する石油アスファルト等は、原油段階で石油石炭税が課され、輸入品との間で不均衡となっているため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止する。 ----- 《政策目的の根拠》 輸入石油アスファルト等には、石油石炭税が課税されていない一方で、国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されている。このため、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止することが必要である。 【平成23年度 税制改正大綱】 9. 検討事項 【国税】 (12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油石炭税が課された原油等から国内において製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化の防止を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているが、輸入石油アスファルト等には石油石炭税は課されていない。 したがって、国産品に対する還付制度を措置することで、国産品と輸入品の課税環境のイコールフットイングを確保する。 なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットイングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国産石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を図るため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保する。</p>
	8 有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p><適用者数> 平成 18 年度 11 社 平成 19 年度 11 社 平成 20 年度 11 社 平成 21 年度 10 社 平成 22 年度 9 社 (実績見込み) 平成 23 年度 9 社 (見通し) 平成 24 年度 9 社 (見通し)</p> <p><適用数量> 平成 18 年度 6,513 千 k l 平成 19 年度 6,372 千 k l 平成 20 年度 6,092 千 k l 平成 21 年度 6,059 千 k l 平成 22 年度 5,876 千 k l (実績見込み) 平成 23 年度 5,695 千 k l (見通し) 平成 24 年度 5,524 千 k l (見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>適用数量は、実際に還付手続を行う石油アスファルト等製造業者 (石</p>

		<p>油精製業者)からの実績値を集計し、算出した。平成 23 年度以降の見込みは、平成 22 年度実績見込みをベースに、原油処理量の対前年度変化率を勘案し、算出した。</p> <p>また、本措置の対象は国内で原油を精製し、石油アスファルト等を製造する全ての事業者 (石油精製業者) が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってははいない。</p>
	②: 減収額	<p><還付額> 平成 18 年度 133 億円 平成 19 年度 130 億円 平成 20 年度 124 億円 平成 21 年度 124 億円 平成 22 年度 120 億円 (実績見込み) 平成 23 年度 116 億円 (見通し) 平成 24 年度 113 億円 (見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>還付額は、上記「①適用数等」にて算出した適用数量に税率 (2,040 円/k l) を乗じて算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製し、石油アスファルト等を製造する全ての事業者 (石油精製業者) が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってははいない。 なお、平成 23 年度の減収額について、財務省試算では 102 億円である。</p>
	③: 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月)</p> <p>石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p> <p>従って、将来における石油化学産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットディングを確保し、石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国産アスファルト等の生産量は予め予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は無い。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「新エネルギー導入量、再生可能エネルギー導入割合」は、新エネルギーや代替エネルギーの需給等の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
 - 適用数の過去の実績が想定外に僅少ではなく、特定の者に偏っていないと説明されているが（ただし、平成23年度適用数523件のうち風力80件の算定根拠が不明（【点検結果表の別紙】⑤参照）、想定した適用数と過去の実績とを比較することができないため、僅少でないとの説明に疑問がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「投資促進や再生可能エネルギー導入の効果がある」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について、新エネルギー導入量の推移により説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明しているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「投資促進や再生可能エネルギー導入の効果がある」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、平成24年度だけ把握されているが、24年度だけでは、本租税特別措置等の適用数の将来推計がどの程度見込まれているかが明らかでなく、適用の見込みが不透明である。また、本租税特別措置等の適用数の将来推計について、平成24年度適用数636件としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、「新エネルギー導入量 目標：2020年度 2,455万kl」と説明しているのみで、その過程の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明

である。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
- ※ 本租税特別措置等は、制度創設から間もなく、効果の測定には時期尚早である。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成23年度適用数523件の内訳は、太陽光443件、風力80件。
太陽光は、「平成22年度新エネルギー等事業者支援対策事業」及び「平成22年度地域新エネルギー等導入促進事業」の太陽光発電設備に対する交付実績353件を基に直近の増加率（約2割）を踏まえ、25.4%を乗じて試算。
風力80件については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調べの「導入実績」から「年度別台数（台）」を把握し、過去の税制利用割合を考慮して算出。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成25年度の減収額 3,942百万円（平成24年度と同規模を想定）
減収額（特別償却と即時償却の差額）の算定については、まず、大企業・中小企業の設備投資金額と大企業黒字法人比率を乗じて特別償却利用投資額を算出し、次に算出した特別償却利用投資額と償却実施割合と特別償却割合を乗じて特別償却実施額を算出。特別償却実施額に法人税を乗じたものが減収額（特別償却と即時償却の差額）となり、太陽光発電設備と風力発電設備のそれぞれの減収額（特別償却と即時償却の差額）を足すことで、本租税特別措置等の減収額を算出。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置 (租税法第10条の2の3、第42条の5の2、第68条の10の2、施行令第5条の4の2、第27条の5の2、第39条の40の2、財務省告示第219号)
2	要望の内容	<p>【現行制度】 グリーン投資減税:エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合には、30%の特別償却(中小企業者等は7%の税額控除との選択が可能)ができる。</p> <p>【要望内容】 エネルギー環境負荷低減推進設備のうち再生可能エネルギー発電設備について、初年度即時償却を認める。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現する。 エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。 再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。」と記載。 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月26日成立)附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」と記載。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策軸: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○エネルギー基本計画 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。

		OG8ドール・サミット総理発言 発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新エネルギー導入量(原油換算:万kl) 再生可能エネルギー導入割合(一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合:%) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。 【現状】 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl (各種統計資料より経済産業省集計)
8	有効性等	①: 適用数等 太陽光発電と風力発電の適用数 ・平成23年度適用数:523件 ・平成24年度適用数:636件(経済産業省試算) 試算方法 「平成22年度新エネルギー等事業者支援対策事業」及び「平成22年度地域新エネルギー等導入促進事業」の交付実績から2020年度目標値に到達するための増加率を算出し、22年度実績値に当該増加率を乗じて試算。 適用数は想定外に僅少ではなく、特定の者に偏っていない。
		②: 減収額 太陽光発電と風力発電の適用数から算出した減収額 ・平成23年度 3,886百万円 ・平成24年度 3,942百万円(経済産業省試算) 試算方法 上記適用数に係る特別償却利用投資額は、25,015百万円。 この金額に特別償却比率30%と100%をそれぞれ乗じ、更に法人税率を乗じた金額を算出する。 それぞれ算出された金額の差額を減収額として算出。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl

		<p>(出展:各種統計資料より経済産業省集計)</p> <p>太陽光発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万 kW) 2005年度 142.2万 kW 2006年度 170.9万 kW 2007年度 191.9万 kW 2008年度 214.4万 kW 2009年度 262.7万 kW (出展:太陽光発電協会)</p> <p>風力発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 491万 kW) 2005年度 108.5万 kW 2006年度 149.1万 kW 2007年度 167.5万 kW 2008年度 185.0万 kW 2009年度 218.6万 kW (出展:新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p> <p>新エネルギーの導入量は増加傾向にあり、将来においても同程度の効果があるものと推定されるため、目標達成のためには引き続き税制による継続的支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万 kl) 2005年度 1,160万 kl 2006年度 1,262万 kl 2007年度 1,293万 kl 2008年度 1,307万 kl 2009年度 1,282万 kl (出展:各種統計資料より経済産業省集計)</p> <p>太陽光発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万 kW) 2005年度 142.2万 kW 2006年度 170.9万 kW 2007年度 191.9万 kW 2008年度 214.4万 kW 2009年度 262.7万 kW (出展:太陽光発電協会)</p> <p>風力発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 491万 kW) 2005年度 108.5万 kW 2006年度 149.1万 kW 2007年度 167.5万 kW</p>
--	--	---

		<p>2008年度 185.0万 kW 2009年度 218.6万 kW (出展:新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p> <p>新エネルギーの導入量は増加傾向にあり、将来においても同程度の効果があるものと推定されるため、目標達成のためには引き続き税制による継続的支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 本措置が導入されなかった場合、対象設備の導入が遅れるため、上記の目標達成は困難。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 本措置によりエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。また、本税制導入により、通常よりも再生可能エネルギー導入促進効果の増大が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>①:租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、再生可能エネルギーのより一層の導入拡大が不可欠。 今般、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)が第177回通常国会にて成立。本法では買取価格の設定に当たっては過重なものとならないよう配慮が求められており(法3条4項)、このような法の趣旨等を踏まえると、法制度による支援だけでなく、税制上の措置も含めた複合的な支援の必要性が求められている。特に、再生可能エネルギー利用設備は初期負担が高いことが普及の課題であり、固定価格買取制度によるランニングコストの支援だけでなく、即時償却制度による初期投資負担の軽減策をあわせた複合的な支援が効果的。 また、対象設備を再生可能エネルギー発電設備の中でもポテンシャルが大きく産業政策的にも大きな効果が期待される太陽光発電設備と風力発電設備に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p> <p>②:他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【関連する他の支援措置の内容】 税制:太陽光発電設備に係る課税標準の特例 融資:日本政策金融公庫の低利融資 制度:太陽光発電の余剰電力買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 グリーン投資減税は、太陽光発電等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○太陽光発電設備に係る課税標準の特例(税制) 設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以</p>

		<p>降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○太陽光発電の余剰電力買取制度(制度) 太陽光発電の余剰分について、固定価格で買い取ることで、事業性を向上させ、買取制度適用期間中(導入から10年間)のキャッシュフローを改善させるもの。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現することは、地方公共団体の活動にも不可欠であり、また、本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資等損失準備金	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（自主開発比率）は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、当該指標が本租税特別措置等による目標の達成をどの程度押し上げることが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、効果について「本租税特別措置等の認定を受けた引取量の自主開発プロジェクト全体に占める割合」を用いて定性的に説明されるにとどまり（【点検結果表の別紙】⑫⑬参照）、その根拠が明らかでないため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等による目標の達成をどの程度押し上げることが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、効果について「本租税特別措置等の認定を受けた引取量の自主開発プロジェクト全体に占める割合」を用いて定性的に説明されるにとどまり（【点検結果表の別紙】⑫⑬参照）、その根拠が明らかでないため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等による目標の達成をどの程度押し上げることが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「エネルギー基本計画」P.5
国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。これにより、我が国のエネルギー供給の自立性を総合的に向上させる。
「未来開拓戦略」P.15
我が国の都市部等から発生する廃棄物に眠る膨大な資源のリサイクル、水処理技術の国際展開、原子力産業の基盤強化・国際展開、国際的な資源獲得戦略の強化等によって、資源大国日本を目指す。
「資源確保指針」P.1
我が国への資源エネルギーの安定供給確保に当たり、特に重要と考えられる権益取得案件及び資源調達案件を支援していくための関係機関を含む政府全体の指針として、資源確保指針を定める。これにより、政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。
「新・国家エネルギー戦略」P.49
エネルギー資源の大宗を輸入に依存する我が国にとって、エネルギー資源の安定供給確保は国家安全保障に直結する課題である。このため、石油・天然ガス等の我が国への安定供給確保を目指し、資源国と我が国との幅広い関係強化、我が国企業に対する支援等を通じた資源国における資源開発、供給源の多様化等の施策を戦略的・総合的に推進する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
前回の当該租税特別措置の期間中の達成目標は、「探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国への輸入資源の増加を図り、自主開発比率を目標値に向けて向上させる。」こととしている。このため、達成状況の説明として、2030年の目標値に向けて自主開発比率がどの程度向上しているかを提示している。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
ベースメタル、戦略レアメタルについては、「2030年までにベースメタルの自給率を80%、戦略レアメタルの自給率を50%以上に引き上げる」こととしている。
ウランについては、「需給逼迫のおそれがある2020年頃までに、自主開発比率を3分の1以上まで引き上げる」こととしている。
測定指標は、「探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる」こととしている。本租税特別措置が目標値にどの程度寄与しているかという点については、我が国企業による平成22年度の本租税特別措置

の認定を受けた石油天然ガスのプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、本租税特別措置が自主開発比率の向上に大きく貢献していると言える。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本税特別措置の延べ適用事業者数である認定件数については記載済みであり、適用事業者数も把握済みである。なお、石油天然ガスにおいては、本税特別措置の認定を受けたプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、適用割合が想定外に僅少であったり、偏りがあるとは考えられない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成23年度の試算及び推計方法については、本税特別措置の申請を行ったことがある企業に対して、今後の本税特別措置の活用見込みについてヒアリングを行ったもの。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
ベースメタル（銅）の自給率は、2006年から2010年の間に42.4%から49.1%に上昇、戦略レアメタル（ニッケル）の自給率は、2005年から2009年の間に11.8%から16.5%に上昇、ウランの自主開発比率は、2008年から2010年の間に6.0%から10.3%に上昇しており、過去実態把握は適切に行われている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
ここ3年の自主開発比率の傾向としては、石油・天然ガスは年約2.0%上昇、ベースメタル（銅）は年約1.8%上昇、ウランは年2.2%上昇しており、今後も引き続き上昇していくことが見込まれる。なお、戦略レアメタル（ニッケル）は、年0.2%低下となっているが、2012年には、アンバトビープロジェクト（マダガスカル）が稼行を開始することから、自主開発比率は上昇していく見込みである。
- ⑫⑬ 税収減是認の効果の実績確認及び将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本租税特別措置のここ3年間の平均年間減収額は約45億円であるが、平成22年度の本税特別措置の認定を受けた石油天然ガスのプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、税収減を是認する効果がある（自主開発比率の向上に大きく貢献している）と認められる。
企業へのヒアリングにより、今後も本租税特別措置が活用されることが見込まれており、資源エネルギーの探鉱開発が促進されることを通じて、自主開発比率の向上に貢献するものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資等損失準備金
2	要望の内容	海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投融資について、投融資を行った内国法人に一定割合の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 平成 24 年 3 月 31 日 で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。 積立割合：探鉱事業・・・90% 開発事業・・・30%
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を 50%とする。 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を 50%とする。 昭和 46 年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を 100%に引き上げ、開発段階の積立率 30%を認める。 昭和 48 年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を 50%に引き上げ。 昭和 51 年度 開発事業の積立率を 40%に引き下げ。 平成 10 年度 開発段階の積立率を 30%に引き下げ。 平成 22 年度 探鉱段階の積立率を 90%に引き下げ。
6	適用又は延長期間	平成 24 年 3 月 31 日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国においてはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定、探鉱開発地域の地理的条件的悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を図ることが重要である。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画」 (平成 22 年 6 月閣議決定) ・「未来開拓戦略」 (平成 20 年 4 月内閣府・経済産業省) ・「資源確保指針」 (平成 20 年 3 月閣議了解) ・「新・国家エネルギー戦略」 (平成 18 年 5 月経済産業省)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に引き上げる。 (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の自給率をベースメタル 80%、戦略レアメタル 50%以上に引き上げるため、自主開発鉱山の開発を推進する ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 探鉱・開発事業のための投資活動を活性化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、探鉱開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。																																
		①: 適用数等 ○損金算入額 (単位 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FH 見込み</th> <th>H24FH 見込み</th> <th>H25FH 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損金算入額</td> <td>102,561</td> <td>33,962</td> <td>25,318</td> <td>43,480</td> <td>75,045</td> <td>56,073</td> <td>46,776</td> </tr> </tbody> </table> (注)石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。H24FY、H25FY は過去 5 年平均値。 ○探鉱開発プロジェクトへの投資に係る認定件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY 見込み</th> <th>H24FY 見込み</th> <th>H25FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>80 件</td> <td>56 件</td> <td>50 件</td> <td>44 件</td> <td>49 件</td> <td>56 件</td> <td>51 件</td> </tr> </tbody> </table> (注) 石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。同一申請者の複数利用を含む。 H24FY、H25FY は過去 5 年平均値。	年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FH 見込み	H24FH 見込み	H25FH 見込み	損金算入額	102,561	33,962	25,318	43,480	75,045	56,073	46,776	年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み	認定件数	80 件	56 件	50 件	44 件	49 件	56 件	51 件
		年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FH 見込み	H24FH 見込み	H25FH 見込み																									
損金算入額	102,561	33,962	25,318	43,480	75,045	56,073	46,776																											
年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み																											
認定件数	80 件	56 件	50 件	44 件	49 件	56 件	51 件																											
②: 減収額 (単位 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY 見込み</th> <th>H24FY 見込み</th> <th>H25FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>4,900</td> <td>6,500</td> <td>4,467</td> <td>5,289</td> </tr> </tbody> </table> (注)財務省試算。平成 20 年度については 10 億円未満と見込まれるため試算がされていない。 H24FY、H25FY は過去 3 年平均値。	年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み	減収額	1,000	-	2,000	4,900	6,500	4,467	5,289																		
年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み																											
減収額	1,000	-	2,000	4,900	6,500	4,467	5,289																											
③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 18～25 年度) 《自主開発比率の推移》 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18FY</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油</td> <td>自主開発比率</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>15.8</td> <td>18.1</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率(注 1)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>19.6</td> <td>23.1</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自主開発比率(注 2)</td> <td>37.5</td> <td>39.6</td> <td>39.7</td> <td>42.9</td> <td>43.3</td> </tr> </tbody> </table>			H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9	石油・天然ガス	自主開発比率(注 1)	-	-	19.6	23.1	23.5	銅鉱石	自主開発比率(注 2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3						
		H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY																												
石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9																												
石油・天然ガス	自主開発比率(注 1)	-	-	19.6	23.1	23.5																												
銅鉱石	自主開発比率(注 2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3																												

			鉄鉱石	自主開 発比率	29.8	28.6	33.3	36.3	32.5	
			ウラン	自主開 発比率	12.5	6.2	6.0	7.4	10.3	
			<p>(注 1) 自主開発比率は、平成 22 年 6 月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。</p> <p>(注 2) 暦年</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18～25 年度)</p> <p>(1) 石油・天然ガス 国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率は、平成 20 年度の 19.6%から 22 年度には 23.5%に上昇した。当該税制の認定を受けたプロジェクト企業数は、我が国自主開発プロジェクトの概ね 7 割程度を占めており、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。</p> <p>(2) 金属鉱物 権益分の銅鉱石輸入量に占める当該税制利用率は平成 22 年 86%となっており、銅鉱石の自主開発比率は平成 12 年 31%から平成 22 年には 43%へ上昇している。 鉄鉱石は、平成 15 年以降、自主開発権益比率、当該税制の利用割合ともに着実に上昇している。また、平成 20 年度に当該税制の認定を受けたナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成 21 年から開始されたことにより、平成 21 年の自主開発比率は 36.3%に上昇した。今後、同鉱山における生産量は現在の約 2 倍に増産予定であり、これにより自主開発比率はさらに約 10%上昇する効果が見込まれる。 ウランは、平成 16 年度以降、自主開発権益比率が一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 18～25 年度)</p> <p>探鉱開発が失敗した場合の財務リスクが増加し、また、キャッシュフローが減少することにより、探鉱開発投資が減少し、自主開発比率が低下する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18～25 年度)</p> <p>探鉱開発投資が促進され、自主開発比率が維持・向上し、我が国への資源エネルギーの安定供給の確保に寄与する効果があった。</p>							
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p>						
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>当該施策以外の税制措置としては、鉱業所得の課税の特例制度として以下の減耗控除制度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探鉱準備金又は海外探鉱準備金 ・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除 <p>減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期的に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による(次の自主開発鉱山・油田等の)探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合</p>						

				<p>について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p> <p>予算措置としては以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外共同地質構造調査(金属鉱物)(補助金) ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金) <p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。他方、予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、JOGMEC の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p> <p>自主開発比率を引き上げ、我が国への資源エネルギーの安定供給を確保するためには、引き続き、探鉱開発投資を促進する必要がある、本制度を存置する必要がある。</p> <p>民間会社が事業活動拠点を置くことで地方公共団体にも経済的波及効果が見込まれると考えられる。</p>
		③	地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解			—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「中小企業の経営の安定化、活性化、競争力の強化及び日本経済の成長」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明であり、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 また、本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標（中小企業の経営の安定化、活性化、競争力の強化及び日本経済の成長）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、その説明に疑問があり、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - 減収額と産業部門全体の生産誘発効果及び雇用誘発効果の比較については点検過程において新たに説明されている。ただし、本租税特別措置等の達成目標である中小企業の経営の安定化に関しては、評価書の説明では交際費と売上高の相関関数を因果関係としているためその効果が不透明である。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標（中小企業の安定化を図る。特に我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとする）の実現状況について説明しているが、定量的な測定指標を設定できない理由が示されないまま、定性的な測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 将来の見込み]
 - 減収額と産業部門全体の生産誘発効果及び雇用誘発効果の比較については点検過程において新たに説明されている。ただし、本租税特別措置等の達成目標である中小企業の経営の安定化に関しては、評価書の説明では交際費と売上高の相関関数を因果関係としているためその効果が不透明である。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫⑬ 税収減是認の効果の実績確認及び将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）において、本特例が無くなった場合交際費が何%減少するかという問いの資本金階級別の交際費減少率を算出し、それぞれの減少率を会社標本調査の資本金階級企業数割合に補正して全体の減少率を試算したところ、本特例が無かった場合、全体で交際費支出が8.4%減少する結果となった。平成21年度会社標本調査における中小法人の交際費支出額22,169億円で試算すると、本特例が無かった場合、1,862億円の交際費支出が減少することとなる。

上記1,862億円について、飲食業、娯楽サービス業、宿泊業の各部門に国内生産額表の生産割合に応じて配分し、生産誘発額を産業連関表の逆行列係数を用いて試算した場合、産業部門全体の生産誘発額は約3,400億円、同様に雇用表を用いて雇用誘発額を試算した場合、産業部門全体の雇用誘発額は約42,000人となる。

平成22年度の減収額2,160億円（国税）、1,142億円（地方税）に対し、産業部門全体の生産誘発額3,400億円及び雇用誘発額42,000人の効果があり、本租特は税収減を是認するような効果を有している。

平成24年度の減収見込額2,150億円（国税）、1,139億円（地方税）に対し、産業部門全体の生産誘発額3,400億円及び雇用誘発額42,000人の効果があり、本租特は税収減を是認するような効果を有している。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租特は中小企業の88.0%（2,297,238社）が利用しており、かつ個々の企業の交際費支出金額は企業の事情により様々であることから、補助金等で予算限度を設定し、支援する方法は馴染まない。また本租特は企業の冗費・濫費の抑制も視野に入れて設定されているものであることから、補助金等の措置で支援をした場合、企業の際限ない交際費支出を助長することも考えられる。これらの状況から、本政策については大部分の中小企業が最低限支出を必要とする程度をカバーする金額で税金の定額控除限度を設定し、かつ冗費抑制の観点から一定の損金不算入割合を設定する租特での支援が手段として必要かつ適切である。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

異なる企業間の関係を支援するものとして、中小企業庁では中小企業総合展の開催によるビジネスマッチングの場の提供や、新連携対策事業として2社以上の異分野の中小企業が連携して新たな事業を行う際に必要な経費について、必要経費の2/3以内で補助金を交付する制度等を実施しているが、これらの制度は企業間の出会いを促進する制度であり、企業同士が出会ってからの関係維持を目的とした交際費支出を支援する制度とは効果の発現時期及び達成目標が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）																																										
2	要望の内容	<p>〇2年間の適用期限延長</p> <p>平成24年3月31日を以て、適用期限が到来するため、適用期限の2年間の延長を要望する。</p> <p>【制度概要】 法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金1億円以下の法人）については、定額控除限度額（600万円）の90%までの損金算入を認める措置。</p>																																										
3	担当部局	経済産業省																																										
4	評価実施時期	平成23年9月																																										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和29年度（交際費課税制度の創設年度） ＜最近の交際費課税における主な改正＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 （経済危機対策）</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円)×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度 2年間の延長</p>		対象法人	損金算入限度額等	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円)×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度 （経済危機対策）	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円)×90%
	対象法人	損金算入限度額等																																										
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																										
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																										
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%																																										
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%																																										
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%																																										
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																										
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																										
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																										
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%																																										
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																										
平成21年度 （経済危機対策）	資本金1億円超	全額損金不算入																																										
	1億円以下	定額控除(600万円)×90%																																										

6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国経済や雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。このような中小企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図ることにより、中小企業の経済活動の活性化を支援する。また、景気悪化や震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするを旨とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える重要な存在である。しかし、中小企業は一般的に大企業や中堅企業と比較して販売促進の手段が限られていることから、交際費は中小企業の事業活動において必要不可欠なものと考えられる。</p> <p>交際費課税の特例措置は、①個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図るとともに、②中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起にも繋がるという、ミクロとマクロの両面に効果を発揮する措置である。</p> <p>上記2つの効果を期待し、リーマンショック以降の世界同時不況を受けて平成21年4月に決定された「経済危機対策」(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議の合同会議)においては、税制上の措置として本措置の中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出した交際費等の損金算入限度額を、従来の400万円から600万円に引き上げる税制改正が行われたという経緯もある。</p> <p>世界的な金融危機に続き、国内における東日本大震災等の直接的・間接的な影響、急激な円高進行等により、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況に置かれている。不景気によるコスト削減圧力の中において、交際費支出総額の約1割(2,075億円程度(※1))は上限額600万円を超過して支出されており、中小企業の経営安定にとって交際費が必要不可欠であることが伺える。</p> <p>近時の国際的な経済危機及び震災影響からの脱却等を勘案すれば、従前よりも取引先維持に資する交際費出が必要であり、中小企業の営業活動を促進させ、飲食業等の需要を喚起するためにも、最低でも現状限度額600万円での本措置の延長が必要である。</p> <p>(※1)</p> <p>資本金1億円以下法人における交際費支出額2,216,881百万円－(資本金1億円以下法人における損金算入限度額1,808,468百万円÷損金算入限度割合90%)≒2,075億円</p> <p>(出典)「会社標本調査」国税庁</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業関連税制等の諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。特に、中小企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするを旨とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断D I」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>① 個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る</p> <p>② 中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起にも繋がる</p>																																																
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○過去5年間及び将来の交際費支出額推移(括弧内は資本金階級)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>2,490,946百万円(同上)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>2,280,791百万円(同上)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>2,227,485百万円(資本金1億円以下)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2,216,881百万円(同上)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>2,211,460百万円(同上:推計)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>2,206,085百万円(同上:推計)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>2,200,710百万円(同上:推計)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>2,195,334百万円(同上:推計)</td></tr> </table> <p>○過去5年間及び将来の損金算入額の推移(中小企業のみ)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>1,773,673百万円(2,162,544社)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>1,697,062百万円(2,169,829社)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,614,455百万円(2,078,830社)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,808,468百万円(2,297,238社)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,803,543百万円(2,291,668社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,799,159百万円(2,286,098社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,794,776百万円(2,280,528社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,790,392百万円(2,274,958社)(推計)</td></tr> </table> <p>○過去5年間及び将来の利益計上法人数及び損金算入額推移(中小企業のみ)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>968,592百万円(768,826社)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>918,360百万円(753,171社)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>793,278百万円(655,986社)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>801,038百万円(642,276社)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>800,159百万円(641,667社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>798,213百万円(640,107社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>796,269百万円(638,548社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>794,324百万円(636,988社)(推計)</td></tr> </table> <p>(※)(推計)部分は経済産業省による推計。</p> <p>(注)H17～H19の損金算入額は「資本金1億円以下企業」分、利益計上法人数は「資本金1億円未満企業」数。H20～H21は双方とも「資本金1億円以下企業」分。</p>	平成18年度	2,490,946百万円(同上)	平成19年度	2,280,791百万円(同上)	平成20年度	2,227,485百万円(資本金1億円以下)	平成21年度	2,216,881百万円(同上)	平成22年度	2,211,460百万円(同上:推計)	平成23年度	2,206,085百万円(同上:推計)	平成24年度	2,200,710百万円(同上:推計)	平成25年度	2,195,334百万円(同上:推計)	平成18年度	1,773,673百万円(2,162,544社)	平成19年度	1,697,062百万円(2,169,829社)	平成20年度	1,614,455百万円(2,078,830社)	平成21年度	1,808,468百万円(2,297,238社)	平成22年度	1,803,543百万円(2,291,668社)(推計)	平成23年度	1,799,159百万円(2,286,098社)(推計)	平成24年度	1,794,776百万円(2,280,528社)(推計)	平成25年度	1,790,392百万円(2,274,958社)(推計)	平成18年度	968,592百万円(768,826社)	平成19年度	918,360百万円(753,171社)	平成20年度	793,278百万円(655,986社)	平成21年度	801,038百万円(642,276社)	平成22年度	800,159百万円(641,667社)(推計)	平成23年度	798,213百万円(640,107社)(推計)	平成24年度	796,269百万円(638,548社)(推計)	平成25年度	794,324百万円(636,988社)(推計)
平成18年度	2,490,946百万円(同上)																																																	
平成19年度	2,280,791百万円(同上)																																																	
平成20年度	2,227,485百万円(資本金1億円以下)																																																	
平成21年度	2,216,881百万円(同上)																																																	
平成22年度	2,211,460百万円(同上:推計)																																																	
平成23年度	2,206,085百万円(同上:推計)																																																	
平成24年度	2,200,710百万円(同上:推計)																																																	
平成25年度	2,195,334百万円(同上:推計)																																																	
平成18年度	1,773,673百万円(2,162,544社)																																																	
平成19年度	1,697,062百万円(2,169,829社)																																																	
平成20年度	1,614,455百万円(2,078,830社)																																																	
平成21年度	1,808,468百万円(2,297,238社)																																																	
平成22年度	1,803,543百万円(2,291,668社)(推計)																																																	
平成23年度	1,799,159百万円(2,286,098社)(推計)																																																	
平成24年度	1,794,776百万円(2,280,528社)(推計)																																																	
平成25年度	1,790,392百万円(2,274,958社)(推計)																																																	
平成18年度	968,592百万円(768,826社)																																																	
平成19年度	918,360百万円(753,171社)																																																	
平成20年度	793,278百万円(655,986社)																																																	
平成21年度	801,038百万円(642,276社)																																																	
平成22年度	800,159百万円(641,667社)(推計)																																																	
平成23年度	798,213百万円(640,107社)(推計)																																																	
平成24年度	796,269百万円(638,548社)(推計)																																																	
平成25年度	794,324百万円(636,988社)(推計)																																																	

	<p>本措置は中小法人の内の 88.0%が利用している実績。交際費支出は中小企業の経営安定に必要な不可欠な支出という性質があり、引き続き中小法人全般にわたり利用が見込まれる。(出典)「会社標本調査」国税庁</p> <p>(算出方法) 平成23年度中小企業白書によると、直近における年平均の会社増加数は▲6,329社となっており、本措置利用企業数(交際費支出企業数、損金算入企業数)は、年間6,329社×88.0%=5,570社減少が見込まれる。交際費支出額及び損金算入額については、平成21年度の平均実績に、それぞれの適用見込み企業数を乗じて算出。 利益計上法人については、会社標本調査における平成21年度利益計上法人割合実績28.0%を乗じて算出。利益計上法人における損金算入額についても、平成21年度の平均実績に、利益計上法人企業数を乗じて算出。(詳細は別紙「算定根拠」参照。)</p>
③ 減収額	<p>中小企業の損金算入による減収額</p> <p>平成18年度 ▲2,712億円(768,826社) 平成19年度 ▲2,571億円(753,171社) 平成20年度 ▲2,221億円(655,986社) 平成21年度 ▲2,243億円(642,276社) 平成22年度(推計) ▲2,160億円(641,667社) 平成23年度(推計) ▲2,155億円(640,107社) 平成24年度(推計) ▲2,150億円(638,548社) 平成25年度(推計) ▲2,145億円(636,988社)</p> <p>(備考) *上記利益計上法人の損金算入額に法人税率を掛けて算出。 (経済産業省試算) *平成18年度～平成21年度は法人税率28%で計算。平成22年度以降は法人税率27%で計算。 (出典)「会社標本調査」国税庁</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月) GDPギャップは2008年第2四半期以降マイナスが続いており、引き続き需要不足の状況。 経済情勢はリーマンショック以降、一部で持ち直しの動きが見られたものの、平成23年3月の東日本大震災の影響や急激な円高進行等により、再び予断を許さない状況となっており、中小企業の業況判断DIは▲34.8(平成23年4～6月)まで下落している。 これらの状況から、中小企業をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、平成24年度以降についても引き続き本措置によって中小企業の経営安定を図る必要がある。</p> <p>(出所)「第124回中小企業景況調査」(中小企業庁)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成18年4月～平成26年3月) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の経営安定にとって必要不可欠であるということが把握できる。コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、毎期概ね一定の利用実績があ</p>

		<p>り(下記「租税特別措置の利用実績」参照)、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。東日本大震災や急激な円高進行を受け、中小企業の取引環境は更に厳しいものとなっており、平成24年度以降についても引き続き本措置により、中小企業の経営安定を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成26年3月) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート」調査において、中小企業の交際費損金算入特例が無くなった場合、交際費が何%減少するかを調査したところ、本特例が無かった場合全体で8.4%(※1)交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.26%減少する関係(※2)となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は2.2%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成21年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額(約594兆円)のうち、13兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。 これらから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>(※1)アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、会社標本調査の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。 (出典)「会社標本調査」国税庁</p> <p>(※2)平成23年「中小企業税制に関するアンケート」(中小企業庁)から重回帰分析。 LN(売上高)=5.78+0.26LN(交際費支出額)+0.21LN(資本金)+0.71LN(従業員数)-0.22ダミー建設業-0.09ダミー製造業-0.63ダミー情報サービス業-0.11ダミー運輸業+0.73ダミー卸売業+0.33ダミー小売業+0.25ダミー不動産業-0.80ダミー研究・技術サービス業-0.66ダミー宿泊・飲食サービス業-0.85ダミー医療・福祉業-0.51ダミーその他サービス業 <回帰統計>重相関R2:0.74</p> <p>《税制減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月) 近時の不景気及び震災等による混乱の中、中小企業は徹底的なコスト削減の圧力がかけられているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置で営業性資金の確保を支援する本措置は必要不可欠な支援である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することは事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものであり、平成2</p>

		<p>1年4月の税制改正では、経済危機対策として中小企業の交際費等の損金算入限度額が拡充されたものである。</p> <p>我が国経済は新たな自然災害による直接的・間接的な影響が加わり、依然として先行き不透明な状況が継続していることから、本措置について引き続き適用期限を延長し、中小企業の営業促進、飲食業需要の喚起を図ることが適当である</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は地域活性化の原動力であり、また、本措置は地域の飲食業の振興にも寄与することから、地方公共団体が協力する相当性あり。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

別紙「算定根拠」

<一社あたりの交際費支出額平均>

$$2,216,881 \text{ 百万円} \div 2,297,238 \text{ 社} = 0.965 \text{ 百万円}$$

<一社あたりの損金算入額平均>

$$1,808,468 \text{ 百万円} \div 2,297,238 \text{ 社} = 0.787 \text{ 百万円}$$

<利益計上法人の一社あたり損金算入額>

$$801,038 \text{ 百万円} \div 642,276 \text{ 社} = 1.247 \text{ 百万円}$$

(出典) H21「会社標本調査」(国税庁)

○平成22年度適用件数

$$\frac{2,297,238 \text{ 社}}{(*1)} + \left(\frac{\triangle 6,329 \text{ 社}}{(*2)} \times \frac{88.0\%}{(*3)} \right) = 2,291,668 \text{ 社}$$

内、利益計上法人

$$2,291,668 \text{ 社} \times \text{利益計上法人割合 } 28.0\% (*4) = 641,667 \text{ 社}$$

<交際費支出額推計>

$$0.965 \text{ 百万円} \times 2,291,668 \text{ 社} = 2,211,460 \text{ 百万円}$$

<損金算入額推計>

$$0.787 \text{ 百万円} \times 2,291,668 \text{ 社} = 1,803,543 \text{ 百万円}$$

<利益計上法人の損金算入額>

$$1.247 \text{ 百万円} \times 641,667 \text{ 社} = 800,159 \text{ 百万円}$$

*1：前年度適用件数(H21「会社標本調査」(国税庁))

*2：会社企業の年平均増加会社数(2011年版「中小企業白書」(中小企業庁))

*3：本特例利用法人割合

*4：前年度利益法人割合(642,276社÷2,297,238社)(H21「会社標本調査」(国税庁))

○平成23年度適用件数

$$\frac{2,291,668 \text{ 社}}{(*1)} + \left(\frac{\triangle 6,329 \text{ 社}}{(*2)} \times \frac{88.0\%}{(*3)} \right) = 2,286,098 \text{ 社}$$

内、利益計上法人

$$2,286,098 \text{ 社} \times \text{利益計上法人割合 } 28.0\% (*4) = 640,107 \text{ 社}$$

<交際費支出額推計>

0.965 百万円 × 2,286,098 社 = 2,206,085 百万円

<損金算入額推計>

0.787 百万円 × 2,286,098 社 = 1,799,159 百万円

<利益計上法人の損金算入額>

1.247 百万円 × 640,107 社 = 798,213 百万円

* 1 : 上記試算値

* 2 : 会社企業の年平均増加会社数 (2011 年版「中小企業白書」(中小企業庁))

* 3 : 本特例利用法人割合

* 4 : H21 年度利益法人割合 (642,276 社 ÷ 2,297,238 社) (H21「会社標本調査」(国税庁))

○平成 24 年度適用件数

2,286,098 社 + (▲6,329 社 × 88.0%) = 2,280,528 社
(* 1) (* 2) (* 3)

内、利益計上法人

2,280,528 社 × 利益計上法人割合 28.0% (* 4) = 638,548 社

<交際費支出額推計>

0.965 百万円 × 2,280,528 社 = 2,200,710 百万円

<損金算入額推計>

0.787 百万円 × 2,280,528 社 = 1,794,776 百万円

<利益計上法人の損金算入額>

1.247 百万円 × 638,548 社 = 796,269 百万円

* 1 : 上記試算値

* 2 : 会社企業の年平均増加会社数 (2011 年版「中小企業白書」(中小企業庁))

* 3 : 本特例利用法人割合

* 4 : H21 年度利益法人割合 (642,276 社 ÷ 2,297,238 社) (H21「会社標本調査」(国税庁))

○平成 25 年度適用件数

2,280,528 社 + (▲6,329 社 × 88.0%) = 2,274,958 社
(* 1) (* 2) (* 3)

内、利益計上法人

2,274,958 社 × 利益計上法人割合 28.0% (* 4) = 636,988 社

<交際費支出額推計>

0.965 百万円 × 2,274,958 社 = 2,195,334 百万円

<損金算入額推計>

0.787 百万円 × 2,274,958 社 = 1,790,392 百万円

<利益計上法人の損金算入額>

1.247 百万円 × 636,988 社 = 794,324 百万円

* 1 : 上記試算値

* 2 : 会社企業の年平均増加会社数 (2011 年版「中小企業白書」(中小企業庁))

* 3 : 本特例利用法人割合

* 4 : H21 年度利益法人割合 (642,276 社 ÷ 2,297,238 社) (H21「会社標本調査」(国税庁))

平成 24 年度減収見込額

○法人税

利益計上法人 (中小企業) の損金算入額 : 796,269 百万円 × 税率 27.0% = ▲2,150 億円

○法人住民税

国税減収額 : 2,150 億円 × 税率 17.3% = ▲372 億円

○法人事業税

利益計上法人 (中小企業) の損金算入額 : 796,269 百万円 × 旧税率 9.6% = ▲764 億円

地方税損金算入額合計 : ▲372 億円 + ▲764 億円 = ▲1,136 億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、定性的に本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと予測した効果を対比すべきところ、定性的に本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
 政策目的の根拠となる記載は以下の通り。
 ・新成長戦略（平成22年6月）P84
 「（3）企業の戦略的な事業再編の促進」
 ・産業構造ビジョン（平成22年6月）P221
 「3. 収益力を高める産業再編・棲み分け、新陳代謝の活性化」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 前回要望時も「引き続き同数程度の件数」を目標とし、所期の目標は概ね達成できているが、現時点においても、企業の「選択と集中」を進めるための会社分割の重要性はいささかも減じていない。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本減収額試算値は、税務当局という信頼性の高い機関の試算値を引用。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 会社分割に代表される企業活動は、あくまでも企業が自主的に行う行為であることから、規制や補助金という形で促進するよりも、租税特別措置という形で企業活動にかかる負担を軽減することが最も適切な手段である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
2	要望の内容	<p>株式会社が新設分割又は吸収分割により、不動産に関する権利等を取得し、当該権利に関する事項について登記又は登録を受ける場合には、当該登記等に係る登録免許税の税率を軽減する（不動産に関する権利の移転に係る登録免許税についての現在の軽減税率は以下のとおり。）。</p> <p>①所有権の移転登記（本則1,000分の20） 1,000分の13（平成24年3月31日まで）</p> <p>②地上権の移転登記（本則1,000分の10） 1,000分の6.5（平成24年3月31日まで）</p> <p>③先取特権等の移転登記（本則1,000分の2） 1,000分の1.8（平成24年3月31日まで）</p> <p>④所有権の移転の仮登記等（本則1,000分の10） 1,000分の6.5（平成24年3月31日まで）</p> <p>⑤地上権の移転の仮登記等（本則1,000分の5） 1,000分の3.25（平成24年3月31日まで）</p>
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>創設年度：平成13年度 改正経緯： （1）平成18年度改正 不動産登記に係る登録免許税の全体の税率の特例の廃止により税率が引き上がり、また、売買のケースと同水準に税率を一挙に引き上げることは企業行動に影響を与えることから、3年間の時限の中で徐々に引き上げられた。</p> <p>①所有権の移転登記： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の4 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の8</p> <p>②地上権等の移転登記： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の2 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の4</p> <p>③先取特権等の移転登記： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の1.2 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の1.4</p> <p>④所有権の移転の仮登記等： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の2 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の4</p> <p>⑤地上権等の移転の仮登記等： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の1 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の2</p>

		(2)平成 21 年度改正 平成 18 年度改正において示された、軽減税率を段階的に引き上げ売買のケースと同水準にするとの道筋は踏襲しながら、会社分割制度の企業競争力を高めるための有効性にも鑑み、3年間の時限措置を講じ、その中で、土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減措置との関係も踏まえ、軽減税率を段階的に引き上げた。 ①所有権の移転登記: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 8 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 13 ②地上権の移転登記: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 4 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 6.5 ③先取特権等の移転登記: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 1.4 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 1.8 ④所有権の移転の仮登記等: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 4 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 6.5 ⑤地上権の移転の仮登記等: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 2 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 3.25
6	適用又は延長期間	3年
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少、国際競争の激化等が進展する中、企業の経営資源の効率化や最適配置、合従連衡を通じた「選択と集中」を可能とする会社分割の活用を円滑化することにより、企業の競争力を高め、もって我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月) 「産業構造ビジョン」(平成 22 年 6 月)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業の経営資源の効率化や最適配置、合従連衡を通じた「選択と集中」を可能とする会社分割の活用を円滑化する。現在年間300件程度の水準で行われている会社分割について、引き続き活発な利用を促進し、企業の競争力を高め、もって我が国経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 会社分割の活用件数の推移を指標とし、例年と同数程度会社分割が活用されることにより、企業の競争力を高め、もって我が国経済の活性化を図る。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 会社分割を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業が年々増加することにより、我が国経済の活性化に一定の効果をもたらしている。
8	有効性等	①: 適用数等 会社分割の平成 22 年までの活用件数及び平成 26 年までの活用想定件数は、以下のとおり。 平成 13 年 153 件、平成 14 年 229 件、平成 15 年 198 件、平成 16 年 233 件、平成 17 年 281 件、平成 18 年 310 件、平成 19 年 295 件、平成 20 年 315 件、平成 21 年 278 件 平成 22 年 249 件、平成 23～26 年各々250～300 件程度	
		②: 減収額 平成 21 年度約33億円、平成 22 年度約33億円、平成 23 年度約19億円、平成 24 年度～平成 26 年度約19億円	
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 13 年度～平成 26 年度) 会社分割の件数が増加し、会社分割を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業が年々増えることにより、我が国経済の活性化に一定の効果をもたらしていることから、今後も、同数程度(年間 250～300 件)程度の会社分割を目標とし、我が国経済の活性化を実現していく。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 13 年度～平成 26 年度) 会社分割の活用件数は、平成 13 年 153 件、平成 14 年 229 件、平成 15 年 198 件、平成 16 年 233 件、平成 17 年 281 件、平成 18 年 310 件、平成 19 年 295 件、平成 20 年 315 件、平成 21 年 278 件 平成 22 年 249 件 と制度創設以降、リーマンショックによる M&A 全体の減少による影響はあったものの、着実に実施されており、今後も同数程度(年間 250～300 件)を目標とする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 22 年度) 平成 21・22 年度に会社分割を行った企業に対するアンケートによると、不動産移転を実施した企業においては、軽減税率が無かった場合は会社分割を躊躇したという回答が約40%であり、仮に当該措置が延長されなかった場合は、会社分割の件数が落ちたものと思われる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 13 年度～平成 26 年度) 長いスパンで見ると、会社分割を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形での税収増につながる効果がある。	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 会社分割制度は、非効率・不振・採算事業の切り離しや、優良部門の分離・統合による更なる強化、類似事業の統合・効率化等、企業にとって、事業分野の選択や経営資源の集中による競争力強化に繋げるための極めて重要なツールであり、我が国経済の活性化のために租税特別措置によって引き続き活用を促進していく必要がある。	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために測定指標である「産業保安部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額」は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であり、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失の発生が見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果が不明であり、過去における税収減を是認する効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（閉山等の鉱害防止事業を確実に実施する）の実現状況について確実に実施されていると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失の発生が見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果が不明であり、将来における税収減を是認する効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標（閉山等の鉱害防止事業を確実に実施する）の実現状況の将来予測について本措置を中心とした制度が十分定着しており、今後の目標達成の実現が見込まれると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本租税特別措置等により達成しようとする所期の目標（政策目標）は、金属鉱山等が使用した特定施設（坑道、集積場等）からの鉱害の発生防止を果たすことであるが、鉱害防止業務は他の事業と異なり鉱山閉山後も重金属を含んだ坑廃水が排出される場合が多く、半永久的に坑廃水処理等の鉱害防止事業を行う必要があるという特殊性を有している。

④ 測定指標の設定（評価書中 7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本制度の所期目標である鉱害防止業務が半永久的に継続する特殊性を有していることから、収益性の全く無い鉱害防止事業を着実にを行うために必要な額を計画的に積み立てさせる鉱害防止積立金制度がこれまで有効に機能を果たしており、特定施設からの鉱害発生防止に貢献している。一方、経営環境の厳しい中において事業者（採掘権者等）による計画的・安定的な積み立てを支援するため、当該積立金制度を定める金属鉱業等鉱害対策特別措置法案成立時の税法上の優遇措置を求める附帯決議（S48.3.28 衆議院商工委員会）を踏まえ、積立金制度を確実に運営していくための支援策の一つとして本租税特別措置等が設置された。このため、当該支援策が有効に機能しているかどうかを示す一つの定量的指標として毎年度の積立率（産業保安監督部長が算定した額に対する積立額の比率）を用いており、それが 100%を達成している。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①《租税特別措置等によるべき妥当性等》欄への補足説明）

鉱害防止事業は基本的に P P P（汚染者負担の原則）に則り、金属鉱山等の事業者（採掘権者等）の責任で行われるものであるが、当該準備金制度は、稼働中に事業者より特定施設（坑道、集積場）の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業費を積立てさせる積立金制度を支援する税制優遇措置として用意されている。閉山後に永続的に流出する坑廃水を処理するための基金に拠出させる制度を支援する税制優遇措置が別に用意されているが支援対象は異なる。また、他に補助金制度等の政策手段はあるが、基金制度については、自己汚染分の坑廃水処理費用について対象としているが、補助金については自然汚染、他者汚染分の坑廃水処理費用を対象としているものであり、支援対象が明確に異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金			
2	要望の内容	金属鉱山等における将来の閉山後等の鉱害を防止するために金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、金属鉱山等の特定施設（坑道、集積場）の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業の事業費についての積み立てが、当該鉱山の採掘権者等に義務付けられており、この積立金について損金算入を認める。 本制度は、平成 24 年 3 月 31 日が適用期限となっているため、期限を 2 年間延長する。			
3	担当部局	原子力安全・保安院 鉱山保安課			
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 4 9 年度	制度創設	平成 6 年度	2 年間延長
		昭和 5 1 年度	2 年間延長	平成 8 年度	〃
		昭和 5 3 年度	〃	平成 1 0 年度	〃
		昭和 5 5 年度	〃	平成 1 2 年度	〃
		昭和 5 7 年度	〃	平成 1 4 年度	〃
		昭和 5 9 年度	〃	平成 1 5 年度	〃
		昭和 6 1 年度	〃	平成 1 6 年度	〃
		昭和 6 3 年度	〃	平成 1 8 年度	〃
		平成 2 年度	〃	平成 2 0 年度	〃
		平成 4 年度	〃	平成 2 2 年度	〃
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（2 年間）			
7	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 1 条	
		②	政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 5. 生命・身体の安全	
		③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 閉山後等の鉱害防止事業に要する費用を鉱害防止義務者に積立てさせることにより、閉山後等の鉱害防止事業を確実に実施する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額	

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法による規制（金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条）と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。																																																										
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p style="text-align: center;">(金額の単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金 残額</th> </tr> <tr> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18</td><td>12</td><td>20</td><td>3</td><td>152</td><td>2,311</td></tr> <tr><td>19</td><td>15</td><td>71</td><td>2</td><td>39</td><td>2,343</td></tr> <tr><td>20</td><td>12</td><td>97</td><td>4</td><td>99</td><td>2,340</td></tr> <tr><td>21</td><td>13</td><td>16</td><td>5</td><td>543</td><td>1,813</td></tr> <tr><td>22</td><td>12</td><td>13</td><td>1</td><td>14</td><td>1,811</td></tr> <tr><td>23 (見込)</td><td>12</td><td>13</td><td>2</td><td>1</td><td>1,823</td></tr> <tr><td>24 (見込)</td><td>12</td><td>15</td><td>2</td><td>220</td><td>1,618</td></tr> <tr><td>25 (見込)</td><td>13</td><td>13</td><td>2</td><td>106</td><td>1,525</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(経済産業省調べ)</p> <p>②: 減収額</p> <p>18年度 6百万円 19年度 21百万円 20年度 29百万円 21年度 5百万円 22年度 4百万円 23年度 4百万円(見込) 24年度 5百万円(見込) 25年度 4百万円(見込) (経済産業省調べ) <算出方法> 減収額＝積立額(鉱害防止積立金算定通知額)×法人税率(30%)で算出</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 閉山後等において、鉱害防止準備金の取り戻しにより鉱害防止事業が確実に実施されており、今後とも積立金(平成25年度時点で15億円予定)の中から不足無く事業費を取り戻し、確実に実施する。</p>	年度	積立額		取戻額		積立金 残額	鉱山数	金額	鉱山数	金額	18	12	20	3	152	2,311	19	15	71	2	39	2,343	20	12	97	4	99	2,340	21	13	16	5	543	1,813	22	12	13	1	14	1,811	23 (見込)	12	13	2	1	1,823	24 (見込)	12	15	2	220	1,618	25 (見込)	13	13	2	106	1,525
年度	積立額			取戻額		積立金 残額																																																						
	鉱山数	金額	鉱山数	金額																																																								
18	12	20	3	152	2,311																																																							
19	15	71	2	39	2,343																																																							
20	12	97	4	99	2,340																																																							
21	13	16	5	543	1,813																																																							
22	12	13	1	14	1,811																																																							
23 (見込)	12	13	2	1	1,823																																																							
24 (見込)	12	15	2	220	1,618																																																							
25 (見込)	13	13	2	106	1,525																																																							

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 産業保安監督部長が算定して通知した積立額に対して100%採掘権者等が積み立てを行っており、当該積立金から取り戻された額により必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。本措置を中心とした制度が十分定着しており、今後の目標達成の実現が見込まれる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 閉山後も収益性の無い鉱害防止事業を確実にに行わせるため、操業中から強制的にその資金を積立させる必要があるが、今後とも厳しい経営環境が予想される中において中小企業を含む採掘権者等に着実に経費負担させることが困難となり、閉山後における適切な鉱害防止事業が実施されず、鉱害の発生が懸念される。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生時の未然防止が図られているが、鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失が発生することも見込まれ、減収額と比較して十分に有効性はある。
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立では、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構(JOGMEC)にしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。 なお、制度創設(昭和49年度)以来、37年経過したが、現在もなお移行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度の他に、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に、以下の支援措置を実施。 ○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により事業者が存在しない休廃止鉱山の鉱害防止事業を地方自治体を実施する場合や、鉱山の開発前からの汚染(自然汚染)や事業者が自ら実施した事業に起因しない人為汚染等の坑廃水処理を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度。 上記の措置は、採掘権者等が存在しない休廃止鉱山や開発前の汚染、及び事業者自らが実施した事業に起因しない汚染等に対する鉱害防止事業を対象としており、支援の対象となる範囲が異なっている。 ○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【措28条(1)④、措66条の11(1)④、措68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について、永続的に流出する坑廃水を処理</p>

		<p>するため金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止積立金の積み立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避することが可能となる。</p>
10	有識者の見解	<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日、衆議院商工委員会)</p> <p>将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、適確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「中小企業承継事業再生計画の認定を年間50件にする」は、点検過程で、達成目標と測定指標の関係性が説明されたものの（【点検結果表の別紙】④参照）、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

様々な再生計画のスキームが存在する中、中小企業の再生計画のほとんどを中小企業再生支援協議会が行っており、リスケジュール、直接放棄、第二会社方式等の再生手法を活用し、再生計画の策定を行うものを年間500件、その前段となる相談件数を3,000件と目標付けている。

この中小企業再生支援協議会の再生計画500件及び他のスキームを活用した再生計画の中で、第二会社方式の形態により計画策定支援を行う案件で、中小企業承継事業再生計画の認定を行うものを50件程度と想定し、測定指標としている。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けており（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置は受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与している。

中小企業の事業再生が促進されるには、多様な再生手法が用意されていることが望ましく、その一つである第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定件数が増加することは、再生支援協議会の再生計画の策定件数の増加につながるものであり、ひいてはその前段階である再生支援協議会への相談件数の増加にもつながるものである。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の算出根拠については、試算の内容が大部となるために試算概要を記載したところである。（詳細は「別紙1」参照。）

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算出根拠については、試算の内容が大部となるために試算概要を記載したところである。（詳細は「別紙2」参照。）

⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④で述べたとおり、測定指標と達成目標には関連性がある。

平成22年度、23年度は、金融円滑化法の影響により金融機関のリスケジュールがやりやすいことから、抜本的な再生手法がとりにくい環境であったこともあり、適用件数は7件と少なく、測定指標である承継事業再生計画の認定件数も目標を下回った。しかしながら、そのような状況の中、第二会社方式による承継事業再生計画の認定を受けたこの7件は、税の軽減措置によって運転資金等の確保が図られたほか、約800名の雇用を維持・確保しており、案件は少ないものの、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）に寄与している。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置は

受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与しており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等にも結びついている。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④で述べたとおり、測定指標と達成目標には関連性がある。

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、②東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、金融機関の同意も得られやすく再生計画が策定しやすくなる。したがって、承継事業再生計画の認定件数も増加が見込まれるとともに、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）を実現するための手段としても適確である。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置は受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与すると考えており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等の増加にも結びつくものである。

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

登録免許税の軽減措置の減収額は1件当たり約700万円であるが、中小企業にとってみれば、売上高が7億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照）と同じであり、700万円を運転資金に充当できることは、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生の促進）を図る上で、非常に効果的である。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件（減収額約4,600万円）は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置は受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに寄与しており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等にも結びついている。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

登録免許税の軽減措置の減収額は1件当たり約700万円であるが、中小企業にとってみれば、売上高7億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照）と同じ効果がある。

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、②東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置

のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、再生計画に対する金融機関の同意も得やすくなり、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生の促進）を図る上で非常に効果的であるし、再生計画策定支援件数の増加にもつながる。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件（減収額約4,600万円）は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置を受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与しており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等の増加にも結びつくものである。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金と比較した場合、本租税特別措置等は、予算の制約を受けず、一律に適用されるものである。本認定制度のように、経済環境によって対象件数に見通しがつかない場合には、支払総額をあらかじめ設定する補助金よりも、本租税特別措置等を講ずる方が、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減されるため、適切である。また、本租税特別措置等の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。さらに、補助金は、国の政策目的に合致した自主事業を行う事業者を支援するものであり、本件のように、単なる一事業者の運転資金等の補填を行うにはなじむものではない。

登録免許税の軽減措置に係る適用見込数の推計資料

1. 適用見込数の推計（将来3年間分）

23年度	：	38件
24年度	：	52件
25年度	：	54件

2. 根拠

①23年度：38件

$$\begin{aligned} & \cdot 60 \text{件} \times 88\% \times 103\% = 54 \text{件} \\ & \quad \text{【ア】} \quad \quad \text{【イ】} \quad \quad \text{【ウ】} \quad \quad \text{【エ】} \\ & \cdot 54 \text{件} \times 93\% = 50 \text{件} \\ & \quad \text{【イ】} \quad \quad \text{【ウ】} \\ & \cdot 50 \text{件} \times (100\% - 24\%) = 38 \text{件} \\ & \quad \text{【ウ】} \quad \quad \quad \text{【キ】} \end{aligned}$$

中小企業再生支援協議会事業の債権放棄の件数は、20-22年度の平均が60件であり、23年度も60件【ア】と仮定。債権放棄のうち第二会社方式の割合は、22年度が88%【イ】であるが、20-22年度でその割合が毎年度伸びており、今後もその割合が毎年3%伸びるとして103%【ウ】乗ずると、23年度の第二会社方式の件数は、54件【エ】と想定。
この54件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%【イ】（22年度）を乗ずると、適用件数は50件【ウ】と見込まれる。
ただし、23年度は、金融円滑化法が延長され、22年度と同様に抜本的な再生手法によらずにすむ案件や、震災の影響で策定計画が策定できない案件が増加することが予想されることから、22年度の協議会事業の再生計画完了案件の減少率（前年度比24%）【キ】と同じくらい案件数が減少すると想定し、最終的に38件と想定。
（内訳）・事業譲渡を用いた認定計画に係る件数
38件 × 19%（第二会社方式のうち事業譲渡の割合、22年度）= 7件
・会社分割を用いた認定計画に係る件数
38件 × 81%（第二会社方式のうち会社分割の割合、22年度）= 31件

②24年度：52件

$$\begin{aligned} & \cdot 54 \text{件} \times 103\% = 56 \text{件} \quad \cdot 56 \text{件} \times 93\% = 52 \text{件} \\ & \quad \text{【イ】} \quad \quad \text{【ウ】} \quad \quad \text{【エ】} \quad \quad \text{【イ】} \quad \quad \text{【ウ】} \end{aligned}$$

①で算出した23年度の第二会社方式の想定件数54件【エ】に、伸び率103%【ウ】を乗ずると、24年度の第二会社方式の件数は56件【イ】と想定。
この56件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%【イ】（22年度）を乗ずると、適用件数は52件と見込まれる。
（内訳）・事業譲渡を用いた認定計画に係る件数
52件 × 19%（第二会社方式のうち事業譲渡の割合、22年度）= 10件
・会社分割を用いた認定計画に係る件数
52件 × 81%（第二会社方式のうち会社分割の割合、22年度）= 42件

③25年度：54件

$$\begin{aligned} & \cdot 56 \text{件} \times 103\% = 58 \text{件} \quad \cdot 58 \text{件} \times 93\% = 54 \text{件} \\ & \quad \text{【ウ】} \quad \quad \text{【エ】} \quad \quad \text{【イ】} \quad \quad \text{【ウ】} \quad \quad \text{【エ】} \end{aligned}$$

②で算出した24年度の第二会社方式の想定件数56件【イ】に、伸び率103%【ウ】を乗ずると、25年度における第二会社方式の想定件数は58件【ウ】と見込まれる。
この58件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%【イ】（22年度）を乗ずると、適用件数は54件と見込まれる。
（内訳）・事業譲渡を用いた認定計画に係る件数
54件 × 19%（第二会社方式のうち事業譲渡の割合、22年度）= 10件
・会社分割を用いた認定計画に係る件数
54件 × 81%（第二会社方式のうち会社分割の割合、22年度）= 44件

登録免許税の減収見込額の積算根拠（産活法の「中小企業承継事業再生計画」に係る減額措置）

平年度 税収見込額	(24年度税収見込額合計+25年度税収見込額合計) ÷ 2 = 134.07百万円
-----------	---

○23年度減収見込額合計 (①+②)	96.54百万円
--------------------	----------

①事業譲渡を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(3.95百万円 - 3.40百万円) \times 7件 = 3.85百万円$$

【A】 【B】 【C】

②会社分割を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(4.03百万円 - 1.04百万円) \times 31件 = 92.69百万円$$

【D】 【E】 【C】

○24年度減収見込額合計	131.08百万円
--------------	-----------

①事業譲渡を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(3.95百万円 - 3.40百万円) \times 10件 = 5.5百万円$$

【A】 【B】 【C】

②会社分割を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(4.03百万円 - 1.04百万円) \times 42件 = 125.58百万円$$

【D】 【E】 【C】

○25年度減収見込額合計	137.06百万円
--------------	-----------

①事業譲渡を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(3.95百万円 - 3.40百万円) \times 10件 = 5.5百万円$$

【A】 【B】 【C】

②会社分割を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(4.03百万円 - 1.04百万円) \times 44件 = 131.56百万円$$

【D】 【E】 【C】

- 【A】 支援協議会の第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件当たりの税額の平均額
・不動産移転登記に係る平均税額：3.76百万円（内訳：土地1.53百万円、建物2.23百万円）
（税率：土地1.0%、建物2.0%で計算）
・資本金（商業登記）に係る平均税額：0.19百万円（税率：0.7%で計算）
- 【B】 軽減措置の税率が適用された場合の税額（税率：資本金0.35%、建物のみ1.6%）
・不動産移転登記に係る税額：3.31百万円（内訳：土地1.53百万円、建物1.78百万円）
・資本金（商業登記）に係る税額：0.09百万円
- 【C】 認定見込み件数（別紙1）を参照
- 【D】 支援協議会の第二会社方式案件において、会社分割を採用した計画の1件当たりの税額の平均額
・不動産移転登記に係る平均税額：3.88百万円（税率：土地・家屋ともに0.8%で計算）
・資本金（商業登記）に係る平均税額：0.15百万円（税率：0.7%で計算）
- 【E】 軽減措置の税率が適用された場合の税額（税率：資本金0.35%、土地・建物ともに0.2%）
・不動産移転登記に係る税額：0.97百万円
・資本金（商業登記）に係る税額：0.07百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
2	要望の内容	登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。 登録免許税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）」における「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。）の認定を受けた中小企業者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 (1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5（本則：1,000分の7） (2) 分割による株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の1（純増部分は1,000分の3.5） （本則：1,000分の1.5（純増部分は1,000分の7）） (3) 事業譲渡に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の16（本則：1,000分の20） ② 船舶の所有権の移転 1,000分の23（本則：1,000分の28） (4) 分割に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の2（本則：1,000分の13） ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の12（本則：1,000分の28）
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成21年度（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」） 改正経緯：平成22年度 軽減措置を2年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用の維持・確保を行う。 《政策目的の根拠》 産活法において、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、我が国産業活力の再生を図ることとされている。 当該軽減措置（登録免許税の軽減措置）は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業再生支援協議会等の支援によって、経営困難な状況にある地域中小企業の債務の抜本的処理と事業の収益性改善等を図り、事業再生を促進する。以て、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る。</p> <p>具体的には、中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件(※)とし、再生計画完了件数を年間500件(※)とする。</p> <p>※件数の根拠：過去5年間の相談件数平均が2,656件、同じく過去5年間の再生計画完了件数は368件であるため、それよりも多い件数を設定。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間50件程度とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税(一定の要件をみたす会社分割を除く)の負担が発生する。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることで、再生手法間におけるイコールフットイングを図ることにより、中小企業に対して再生手法の選択肢が増え、事業再生が円滑化することにより、地域の雇用維持等の政策目的の達成に寄与することになる。</p>																
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>適用件数の実績</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>1件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み件数</td> <td>38件</td> <td>52件</td> <td>54件</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み件数の算出根拠は、過去の中小企業再生支援協議会の債権放棄の計画完了件数から将来の債権放棄の計画件数を算出し、それに、第二会社方式が採用された割合及び雇用の計画認定要件を満たす割合を乗じて算出(経済産業省試算)。</p> <p>【適用数が僅少である理由】</p> <p>第二会社による中小企業承継事業再生計画の認定を受けた企業の登録免許税の軽減措置の実績は、23年8月末現在で7件ある。適用数が僅少であったのは、平成21年12月に施行された金融円滑化法により金融機関がリスケ</p>		21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	適用件数の実績	2件	4件	1件		23年度	24年度	25年度	将来の見込み件数	38件	52件	54件
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)															
適用件数の実績	2件	4件	1件															
	23年度	24年度	25年度															
将来の見込み件数	38件	52件	54件															

		<p>ジュールに応じやすい環境にあり、抜本的な再生手法をとらずにすむ案件が多かったこと(なお、金融円滑化法は平成23年度末までの時限立法)や、再生計画策定に予定していたより時間がかかり計画完了が後年度にずれ込んだ案件があることによる。</p>																		
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>減収額の実績</td> <td>15百万円</td> <td>27百万円</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み減収額</td> <td>97百万円</td> <td>131百万円</td> <td>137百万円</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み減収額の算出方法は、アンケートにより算出した1件当たりの登録免許税の平均額から軽減措置の税率が適用された場合の税額を控除し、それに適用見込み件数を乗じて算出(経済産業省試算)。</p>				21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	減収額の実績	15百万円	27百万円	4百万円		23年度	24年度	25年度	将来の見込み減収額	97百万円	131百万円	137百万円
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)																	
減収額の実績	15百万円	27百万円	4百万円																	
	23年度	24年度	25年度																	
将来の見込み減収額	97百万円	131百万円	137百万円																	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>登録免許税軽減措置の適用件数は7件あり、これにより、地域の中小企業の再生が図られ、800名以上の雇用を確保できた。</p> <p>7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることは、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与すると考えられ、もって地域の中小企業の活力の再生を図り、雇用の確保に繋がると考える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>上記の《政策目的の実現状況》のとおり、登録免許税軽減措置に係る適用件数は7件であり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。</p> <p>しかし、登録免許税の軽減措置によって再生手法間におけるイコールフットイングを図り、再生手法の選択肢を広げることで、8. ①の将来の見込み件数の表で示すとおり、将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>登録免許税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と第二会社方式において、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。</p>																		

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化に重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、これまで承継事業再生計画の認定を受けた7件は、すべて登録免許税の軽減措置を適用している。この7件の中には、税の支援措置のみ適用している案件が2件あるが、税の軽減措置により運転資金等を確保したいために、第二会社方式の承継事業再生計画の申請を行った案件でもある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(トランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲受に伴う登録免許税や不動産取得税(一定の要件を満たす会社分割を除く)の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、イコールフットィングを図り、中小企業に対して再生手法の選択肢を広げることが、政策目的を達成するための政策手段としての確である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(23fy 予算額:約42億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一カ所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、第二会社方式の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲受の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットィングを図ること、加えて第二会社方式における会社分割と事業譲受に係るイコールフットィングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>事業性はあるながら過剰債務で苦しんでいる企業に対し、当該措置を適用することによりキャッシュフローが生まれ事業再生が図られる。それにより雇用確保が達成され地域が活性化する。</p>
10	有識者の見解	<p>第二会社方式は、長いこと利用してきましたが、取引に付帯的に係る税金が適用面で邪魔をしていた例がありまして、再三税制改正の要望をしてきたがなかなか通りませんでした。今回これが少しやわらぐ方向がみえてきたので、使い勝手が良くなったと思います。(第3回中小企業再生支援全国本部アドバイザーボード(平成21年3月31日)、委員発言)</p> <p>※中小企業再生支援全国本部アドバイザーボードは、中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援業務のあり方に関する事項等を審議する委員会</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」: 評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」: 点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「商工中金の貸付実績、資金繰り判断D I」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、一つの時点でのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
 - 適用数の過去の実績について、想定外に偏りが無いことは説明されているが、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 [将来の見込み]
 - 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 本措置により、中小企業者の登録免許税の負担が軽減され、商工中金の貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達に寄与している。

8 有効性等

①: 適用数等

課税軽減件数	実績				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	3,136	3,240	2,944	2,676	2,854
見込み*					
見込み*	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675

※出典：商工中金調べ

* (21年度件数 2,676件 + 22年度件数 2,854件) ÷ 2

②: 減収額

減収額(百万円)	実績				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	1,664	1,402	1,031	812	719
見込み*					
見込み*	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	766	766	766	766	766

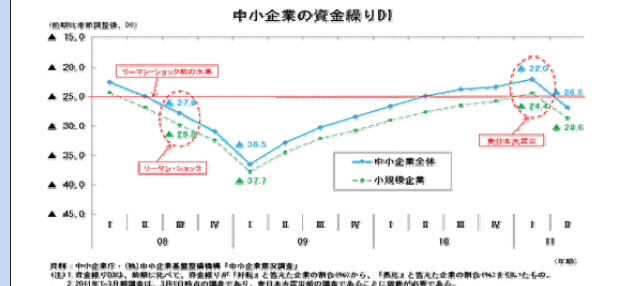
※出典：商工中金調べ

* (21年度軽減額 812百万円 + 22年度軽減額 719百万円) ÷ 2

③: 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年6月)
 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。
 また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。
 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。
 資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、商工

中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。
 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、先行きは予測を許さない状況にある。
 東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。

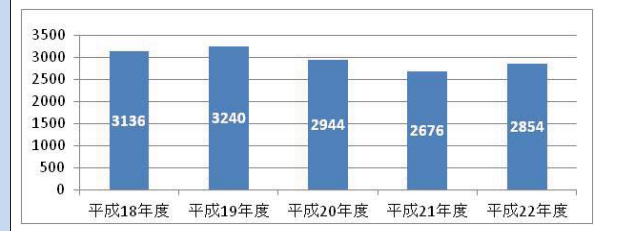


(出典：中小企業景況調査(中小企業庁・中小企業基盤整備機構))

※資金調達の円滑化(商工中金の貸付実績)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432
うち長貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成28年3月)
 過去5年間の推移によれば、概ね年間3千件程度の適用実績となっている。平成23年度以降も年度間27百件程度の利用が見込まれ(現行税率への引き上げ後の利用実績を勘案)、中小企業者の登録免許税の負担軽減、商工中金の貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達に寄与。



		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年4月～平成28年3月) 本措置が延長されなかった場合、商工中金の貸付制度について、中小企業の利用負担の実質的な引き上げとなり、中小企業の資金繰りの円滑化という政策目的の阻害要因となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成28年3月)</p> <p>本措置による利用者に対する影響・効果は以下のとおり。</p> <p>①本措置の軽減額(1件あたり平均27万7千円)が、中小企業の経常利益に占める割合:約9% ※27万7千円の経常利益を計上するために必要な売上高は21百万円(資本金1億円未満企業の年商230百万円⇒1ヵ月分の売上に相当)。震災、円高等の影響で売上が減少傾向にある中で1ヵ月分の売上に相当する本措置の軽減効果は大きい。</p> <p>②本措置の金利換算効果 【長期貸付】約1/10相当 【短期貸付】約1/6相当</p> <p>また、登免税軽減措置の設定債権額別分布状況(平成22年度)によれば、特定の規模への偏りは生じていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債権額規模</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10百万円未満</td> <td>57</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>10～30百万円</td> <td>328</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>30～50百万円</td> <td>312</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>50～100百万円</td> <td>527</td> <td>24.9%</td> </tr> <tr> <td>100～300百万円</td> <td>661</td> <td>31.2%</td> </tr> <tr> <td>300百万円以上</td> <td>234</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,119</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	債権額規模	件数	割合	10百万円未満	57	2.7%	10～30百万円	328	15.5%	30～50百万円	312	14.7%	50～100百万円	527	24.9%	100～300百万円	661	31.2%	300百万円以上	234	11.0%	合計	2,119	100.0%
債権額規模	件数	割合																								
10百万円未満	57	2.7%																								
10～30百万円	328	15.5%																								
30～50百万円	312	14.7%																								
50～100百万円	527	24.9%																								
100～300百万円	661	31.2%																								
300百万円以上	234	11.0%																								
合計	2,119	100.0%																								
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、有担で借り入れる場合に一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。</p> <p>なお、政策金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税、公的金融機関が軽減措置を受けていることを勘案すると、同じ公的金融を担う商工中金の登録免許税を軽減することは、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の第一意義的な目的である「商工組合中央金庫による担保の抵当権の登記に係るコストを軽減することと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相</p> <p>—</p>																								

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,302億円と推計される。
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）＝177億円
・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型（中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし ・増加型：平成23年度末まで ・高水準型：平成23年度末まで ・経済対策部分：（総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで） 	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」（新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績（うち、税法上の中小企業分） ＜本租税特別措置全体＞ 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） 平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度） 平成21年度 7,172事業年度（4,411事業年度）

	<p><増加型・高水準型> 平成20年度 907事業年度(430事業年度) 平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) 【算出根拠:別紙①】 <本租税特別措置全体> 平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度) 平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度) 平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)</p> <p><増加型・高水準型> 【算出根拠:別紙②】 平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度) 平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度) 平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																							
化学	44	3																							
電気機械	19	3																							
窯業	3	0																							
輸送用機械	7	3																							
精密機械	6	1																							
機械	13	3																							
その他	52	14																							
②: 減収額	<p>・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) <本租税特別措置全体> 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円)</p> <p><増加型・高水準型> 平成20年度 178億円(14億円)</p>																								

	<p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) <本租税特別措置全体> 【算出根拠:別紙①】 平成22年度見込み 3,059億円(248億円) 平成23年度見込み 2,915億円(113億円) 平成24年度見込み 2,591億円(112億円)</p> <p><増加型・高水準型> 【算出根拠:別紙②】 平成22年度見込み 221億円(8億円) 平成23年度見込み 151億円(4億円) 平成24年度見込み 126億円(3億円)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p>																																																																													
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年) 現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。 なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																								
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																								
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																								
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																								
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																								
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																								
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																								
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																								
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																								
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																								
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)
我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

<増加型・高水準型>

平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果

・減収額:126億円程度(うち中小企業分3億円)

↓(マクロモデルによる計算)

・GDP押し下げ影響:約654億円(うち中小企業分:20億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)

経済波及効果の試算(※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)

<本租税特別措置全体>

・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果

大企業:1.26倍

中小企業:1.59倍

・研究開発投資押し上げ額

大企業:3125億円(2480億円×1.26倍)

中小企業:177億円(112億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業:1兆2719億円

中小企業:728億円

・平成24年度の本租税特別措置全体による減収が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:1兆3447億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> 我が国においては、①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。 平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年9月

別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型」における推計値】及び次ページ「増加型・高水準型」における推計値を合算し本租税特別措置全体の推計値としている

「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

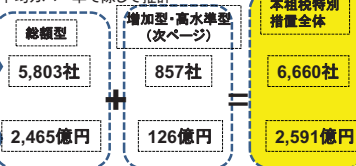
【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	適用数（推計）
大企業	120社 ÷ 4.0%		= 3,013社
中小企業	43社 ÷ 1.5%		= 2,790社



【適用金額（推計）】

大企業	626億円 ÷ 26.5%	=	2,357億円
中小企業	1.89億円 ÷ 1.7%	=	108億円

別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	適用数（推計）
大企業	24社 ÷ 5.1%		= 467社
中小企業	8社 ÷ 2.1%		= 390社

【適用金額（推計）】

大企業	60億円 ÷ 48.8%	=	123億円
中小企業	5百万円 ÷ 1.4%	=	3億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	※	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし			⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、定性的に「競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形での税収増につながる効果がある」と説明しているが、その根拠が明らかでなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、年間5件としているが、その推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。また、年間5件が僅少でないことについて明らかでない。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、推計方法が明らかでない適用数を用いて説明されているので、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

達成目標は初年度5件程度のペースが続くとすれば、本租税特別措置等の適用期限である平成26年度までに15件程度。達成時期は、本租税特別措置等の適用期限である平成26年度。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数が初年度5件程度である根拠は、平成22年度に国内で行われたTOB件数に世界で行われたTOB金額に占める株対価の割合を乗じたもの。仮に初年度5件程度のペースが続くとすれば、本租税特別措置等適用期限である平成26年度までには15件程度が見込まれる。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、平成22年度の国内のTOBにおける株式譲渡損益総額から非居住株主における株式譲渡損益総額を差し引き、国内税法の対象となる株式譲渡損益総額を算出し、当該金額を個人株主及び法人株主に按分した上で、株対価の割合及び個人・法人株主ごとの税率を乗じ算出した。また、25年度、26年度についても同様の減収額が見込まれることになる。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

適用数が初年度5件程度である根拠は、平成22年度に国内で行われたTOB件数に世界で行われたTOB金額に占める株対価の割合を乗じたもの。仮に初年度5件程度のペースが続くとすれば、本租税特別措置等適用期限である平成26年度までには15件程度が見込まれる。

⑭⑮ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）及び他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置等と産活法との役割分担の説明は以下のとおり。

自社株対価TOBは、欧米諸国においてM&Aのための有効な手段であるにもかかわらず、我が国において実施されてこなかった主な理由は以下の2点である。

1. 会社法上の問題

自社株対価TOBは、TOBを実施する会社（買付会社）が、TOBの対象となる会社（対象会社）の株主から対象会社の株式を取得する対価として自社の株式を交付するものであり、事前に株主総会で決議することやTOB中の株価変動について取締役が填補責任を追うことなどが会社法で規定されており、実施にあたっての大きな制約となっている。

2. 課税の問題

対象会社株主が買付会社に株式を渡す場合には株式譲渡として課税が発生するため、対象会社の株主がTOBに応じない可能性が高い。加えて、TOBをはじめとするM&Aは企業にとってリスクを伴う高度な経営判断であり、このような株主が応じない懸念が強い状態では、企業が自

社株対価TOBをM&Aのツールとして選択することは困難であり、アンケート結果でも、産活法の改正を踏まえて自社株対価TOBの実施を検討したいとする企業の約9割が、課税が自社株対価TOB実施上の制約になると回答している。

上述のように、会社法上の問題と課税上の問題は別個の問題であって、産活法による特例措置は「1. 会社法上の問題」の解決策となっているものの、「2. 課税上の問題」については何ら解決に寄与するものではなく、産活法による会社法の特例措置があることをもって税制措置の相当性を論ずることは意味をなさない。なお、株式譲渡に係る課税の問題を解決するための補助金等の他の政策措置は講じられていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
2	要望の内容	産業活力再生特別措置法の認定を受けて事業者が行う自社株対価TOBについて、以下の措置を講ずる。 ① TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益に対する課税の繰延べ ② TOBに応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ ③ 一定の要件のもと、TOBに応募した個人株主が取得した株式の特定口座預け入れ対象への追加 ※ 自社株対価TOB：現金ではなく自社又は親会社の株式を対価として行う株式公開買付
3	担当部局	経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望であるため該当なし。
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日の3年間
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本年7月に施行された改正産業活力再生特別措置法では会社法の特例を設けることで自社株対価TOBを行いやすくしているが、自社株対価TOBの対象会社株主が株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることを理由に自社株対価TOBに応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで自社株対価TOBが活発に行われる環境を整備し、我が国企業の成長、国際競争力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 ・新成長戦略p30(平成22年6月) 「(3)企業の戦略的な事業再編の促進 M&A等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方の検討」 ・産業構造ビジョンp212(平成22年6月) 「③企業組織再編法制関係 (ア) 自社株式を対価とするTOBの簡易化」 ・産業活力再生特別措置法 第21条の2(平成23年7月) 「(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長

		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自社株式を対価とする株式取得を通じたM&Aの促進による企業の成長、国際競争力の強化。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 自社株対価TOBの活用件数を指標とし、各社の選択と集中の進捗を測定する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自社株対価TOBによるM&Aの実施を通じて、企業の成長、競争力の強化が図られる。
		8 有効性等	① 適用数等 初年度5件程度を想定している。
		② 減収額 初年度約42億円を想定している。	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 自社株対価TOBが活発に行われる環境を整備し、我が国企業の成長、国際競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 平成24年度 5件程度を想定 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) アンケート結果によれば、今後自社株対価TOBの活用を検討する企業のうち、約90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、租税特別措置の新設により、制約要因を取り除かない場合、自社株対価TOBによるM&Aが停滞し、M&Aを通じた企業の成長が妨げられる。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 長いスパンで見ると、自社株対価TOBによるM&Aの実施を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形での税收増につながる効果がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	アンケート結果によれば、今後自社株対価TOBの活用を検討する企業のうち、約90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えているところ、課税の繰延措置によって制約要因を直接に取り除くことが必要かつ適切である。 また、本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な事業再編等について一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての的確である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・産業活力再生特別措置法 第 21 条の 2 (平成 23 年 7 月) 「(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)」
	③ 地方公共団体が協力する相当性	自社株対価 TOB による M&A の実施を通じて、地方企業の成長、競争力の強化が図られる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本税制は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としており、中小企業全体の設備投資の水準を測る指標としては、設備投資対キャッシュフロー比率等が適切である。事前評価書にも記載のとおり、中小企業庁が実施したアンケート結果によれば、本税制利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は約86%、税制非利用企業の比率は約49%となっており、本税制利用企業が、中小企業全体の設備投資の水準向上に寄与していることは明らかである。また、資本コストモデルにより、過去4年間の経済情勢（利子率、物価等）やアンケート回答企業の投資実績等から、外部要因の影響を除いた本税制による設備投資の押し上げ効果を分析しており、その効果を十分に検証できる。

※ 設備投資押し上げ効果については「税収減を是認するような効果の有無」にある「1.22倍」が正しい数字であり、「政策目的の実現状況」及び「租特等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響」にある「1.65倍」は修正漏れ。

⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成18～20年度については、中小企業実態基本調査（中小企業庁）より少額減価償却資産の特例の利用者数を把握（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比率を算出（②）。①に②を乗じることで中小企業投資促進税制の利用者数を算出。

平成21～23年度については、本税制と対象となっている設備毎に平成20～23年度の取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出し、それぞれの伸び率を年度毎に平成20年度の利用者数に乗じて算出。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24、25年度については、上記試算により算出した平成20～23年度伸び率の平均を23年度の利用者数に乗じてそれぞれ算出。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本税制の対象となっている設備毎に取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より特別償却・税額控除の利用率を算出（②）。中小企業実態基本調査（中小企業庁）より設備投資実施企業の割合を算出（③）。

上記①～③を乗じるとともに、特別償却・税額控除それぞれの償却率・控除及び特別償却については法人税率を乗じることで、特別償却及び税額控除の減収額を算出。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

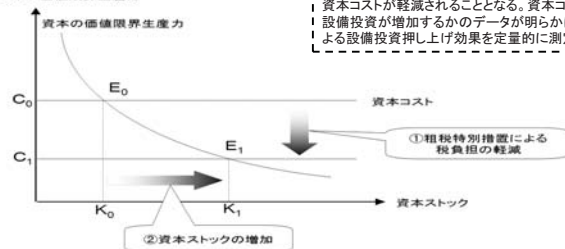
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制
2	要望の内容	器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、延長する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。 中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。 新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>

【参考】定量分析の手法について

- 中小企業投資促進税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

《資本コストモデルのイメージ》

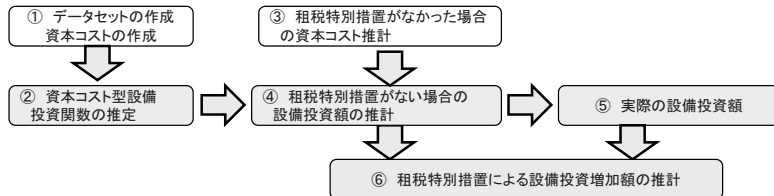
資本コスト/価値限界生産力



(考え方)

特別償却や税額控除が導入されると企業の税負担が軽減されるため、資本コストが軽減されることとなる。資本コストが低下したときにどの程度設備投資が増加するかデータが明らかに出来れば、租税特別措置による設備投資押し上げ効果を定量的に測定できるものと想定。

《効果測定の作業フロー》



	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI（DI=「過剰」-「不足」） ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>また、本税制措置の適用期間中は中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
		<p>8 有効性等</p> <p>① 適用数等</p> <p>(過去5年間の適用数)</p> <p>平成18年度 64,341社 平成19年度 64,156社 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社 (将来の推計) 平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社</p> <p>※平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p>

	② 減収額	<p>平成21年度会社標準調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人となっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(平成22年度アンケート調査)を見ても、以下の通り想定外に特定の者に偏っていない。</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>サービス業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>運輸業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9											
		業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																														
割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5																																
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																																
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>(過去5年間の減収額試算)</p> <p>平成18年度 2,110億円 平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 (財務省による試算) (将来の推計) 平成24年度 1,419億円 (中小企業庁による試算)</p> <p>※本税制の対象となっている設備毎に、中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し減収額を推計</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18～25年度)</p> <p>本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約三万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が1.65倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与していることが伺える。</p> <p>8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～25年度)</p> <p>平成16年(2004年)以降、平成20年(2008年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成20年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控えする傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、未だ目標には達していない状況。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断DI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>I</td> <td>62.2</td> <td rowspan="2">年間</td> <td>32.1</td> <td rowspan="2">年間</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>65.4</td> <td>30.6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>67.5</td> <td rowspan="2">66.6</td> <td>31</td> <td rowspan="2">31.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>71.3</td> <td>31.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>I</td> <td>75.4</td> <td>年間</td> <td>30.7</td> <td>年間</td> <td>▲1</td> <td>年間</td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI		18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	II	65.4	30.6	1	III	67.5	66.6	31	31.3	1	IV	71.3	31.3	0	19年	I	75.4	年間	30.7	年間	▲1	年間
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI																																
18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0																															
	II	65.4		30.6		1																															
	III	67.5	66.6	31	31.3	1																															
	IV	71.3		31.3		0																															
19年	I	75.4	年間	30.7	年間	▲1	年間																														

	II	71.6	71.8	29.8	28.3	0	0.5
	III	69.9		27.1		2	
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	70.8	26.3	25.0	2	5
	II	71.8		24.5		4	
	III	71.9		26.3		5	
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	58.8	19.3	19.6	18	18.5
	II	62.2		18.9		20	
	III	55.8		19.3		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	53.1	21.6	23.5	13	10.5
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1		24.9		9	
	IV	55.2		25.2		8	

24年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成23年度及び24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23年度	24年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～25年度)

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.65倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自律的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験

機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18～25年度)
本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は789億円となり(注2)、これによるGDP押し上げ効果は915億円、各産業への生産誘発効果は1750億円、雇用誘発効果は12,466人と試算される(注3)。

適用期間が延長された場合の24、25年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP押し上げ等が期待される。

(※上記の試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。)

(注1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

(注2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

(注3) GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下の通り。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。こ

		<p>これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一部の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>経済全体として設備投資を手控える傾向が顕著となっている中であつても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の実業性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

【過去の実績】

⑫ 本租税特別措置等による効果について、「法人個人で一社あたり約 20 万円(概ねパソコン一台分の価格)の納税及び事務負担軽減効果があった」と説明されているが、その効果が達成目標（個人事業主：平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」で従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割、法人：平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」で従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割）にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑫参照）。

【将来の見込み】

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明されているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の社あたり減税額の平成21年度実績額は、103,377円、本特例が措置されたことによる社あたり事務負担軽減効果額は89,430円と試算される（別添試算結果参照）。
これらをあわせると、法人個人で社あたり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果があったことが確認できる。

また、事前評価書に記載の通り、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合が本措置創設時の19.6%から平成21年には26.8%と着実に上昇してきていること、及び中小企業庁実施のアンケート結果において、本措置を利用したことによる効果として、「全額必要経費算入による経理事務負担減少」が48%、「パソコン導入による事業・経理事務の効率化」が46.5%にのぼることから、パソコン利用割合の向上と事務負担軽減・事業効率向上に対して本措置が大きな効果を上げていると考えられ、税収減を是認できる措置となっている。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の社あたり減税額の平成23年度見込み額は、115,846円、本特例が措置されることによる社あたり事務負担軽減効果額は77,289円と試算される（別添試算結果参照）。

これらをあわせると、法人個人で社あたり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上（83.9%）存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強（37.5%）存在することから、本特例が措置されることが目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

⑫過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査（平成21年度実績）に基づく分析

- 社あたり減税額の算出
※ 減税額は平成21年度における社あたり減税額を表す。
法人・個人（財務省試算は個人法人で分かれていない）
29,000百万円 ÷ 280,524社 = 103,377円

- 社あたり資産件数（法人）
※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。
法人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	255,400	×	2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
平成21年度における社あたり資産件数				1,306,478		47

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分千円			
H17	329,322	×	448,407 / 416,766 =	354,324	139,074	3
H18			431,853 / 416,766 =	341,244	163,502	2
H19			445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
平成21年度における社あたり資産件数				1,708,027		11

58

- 社あたり資産件数（個人）

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	105,233	×	2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
平成21年度における社あたり資産件数				580,079		117

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分千円			
H17	188,025	×	267,962 / 336,408 =	149,769	37,777	4
H18			398,609 / 336,408 =	222,790	55,429	4
H19			297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
平成21年度における社あたり資産件数				960,836		14

131

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)
 事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にほぼ一日かかるとのこと
 (負担額の計算)

法人
 8時間 × 2,295円 / 時間(注) = 18,360円

個人
 8時間 × 1,604円 / 時間(注) = 12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に
 雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)
 法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16
 への記入などを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人
 10分 × 58件 = 580分 → 約10時間
 10時間 × 2,295円 / 時間 = 22,950円

個人
 10分 × 131件 = 1,310分 → 約22時間
 22時間 × 1,604円 / 時間 = 35,288円

● 効果額(法人個人合計)

減税額103,377円 + 事務負担軽減効果額89,430(注) = 192,807円
 (注)管理事務負担額31,192円(18,360円 + 12,832円) + 申告事務負担額58,238(22,950円 + 35,288円) = 89,430円

⑬ 将来推計として、**税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。**

平成22年中小企業実態基本調査(平成21年度実績)に基づき平成23年度を推計により分析

● 一社あたり減税額の算出

※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。
 法人・個人(財務省試算は個人法人で分かれていない)
 26,800百万円 ÷ 231,341社 = 115,846円

● 一社あたり資産件数(法人)

※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。
 法人(150万円～300万円)

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円 =			
H19	255,400	×	2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
平成23年度における一社あたり資産件数				1,254,193		53

法人(0円～150万円)

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =			
H19	329,322	×	445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
H22			428,018 / 416,766 =	338,213	155,397	2
H23			343,699 / 416,766 =	271,586	124,784	2
平成23年度における一社あたり資産件数				1,622,258		11

63

● 一社あたり資産件数(個人)

個人

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分千円 =			
H19	105,233	×	2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
平成23年度における一社あたり資産件数				541,306		67

個人

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =			
H19	188,025	×	297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
H22			345,491 / 336,408 =	193,102	101,402	2
H23			277,429 / 336,408 =	155,060	81,426	2
平成23年度における一社あたり資産件数				936,439		10

77

●管理事務負担額(現況調査)

(前提)

事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にはほぼ一日かかるとのこと(負担額の計算)

法人

8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

個人

8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

●申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)

法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16への記入など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人

10分×63件=630分→約11時間

11時間×2,295円/時間=25,245円

個人

10分×77件=770分→約13時間

13時間×1,604円/時間=20,852円

●効果額(法人個人合計)

減税額115,846円 + 事務負担軽減効果額77,289円(注) = 193,135円

(注)管理事務負担額31,192円(18,360円+12,832円)+申告事務負担額46,097円(25,245円+20,852円)=77,289円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の中でも特に規模の小さい企業で本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が、20名以上の企業の水準である</p>

			<p>9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主：「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。 本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>各年度における適用企業数及び損金算入金額(過去5年分)</p> <table border="1"> <tr><td>平成17年度</td><td>222,811 社</td><td>377,926 百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>219,819 社</td><td>142,403 百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>289,794 社</td><td>222,348 百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>321,090 社</td><td>202,899 百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>280,524 社</td><td>167,325 百万円</td></tr> </table> <p>(将来推計)</p> <table border="1"> <tr><td>平成22年度</td><td>288,097 社</td><td>171,842 百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>231,341 社</td><td>137,989 百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>211,676 社</td><td>126,260 百万円</td></tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。 本措置の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人(全中小法人数：1,428,557 社) <ul style="list-style-type: none"> 黒字中小法人数：387,139 社 (1,428,557 社×27.1%) 本措置を利用した中小法人数：172,885 社(44.7%) <ul style="list-style-type: none"> 従業員数20名以下 123,751 社(71.6%) 従業員数21名以上 49,134 社(28.4%) 個人事業主(全個人事業主数：2,221,952 社) <ul style="list-style-type: none"> 本措置を利用した個人事業主数：107,639 社(4.8%) <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p>	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																									
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																									
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																									
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																									
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																									
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																									
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																									
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																									

		<p>平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
		② 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成17年度 480億円 平成18年度 410億円 平成19年度 460億円 平成20年度 520億円 平成21年度 290億円 平成22年度 164億円 (将来推計)(全省庁ベース) 平成23年度 268億円 平成24年度 245億円</p> <p>※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度～23年度は、財務省による試算。 平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日報短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。 																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。</p> <p>○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン：37.5%(法人のみ)</p> <p>○本措置を利用したことによる効果 全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0% パソコン導入による事務の効率化：28.2% パソコン導入による経理事務の効率化：18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) <ul style="list-style-type: none"> 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 経済波及効果 <ul style="list-style-type: none"> 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効 																							

	<p>果がある。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) ○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時) ・個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) (出典) 個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。 平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。 法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。 ・個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</p> <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業および個人事業主で、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為に本措置が引き続き必要である。</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。 尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p>

		<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p>																
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。 ○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○本措置を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。 ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比 減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>245</td> <td>50.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	245	50.0	90.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)															
20	520	28.5	75.1															
22	164	27.6	64.9															
24	245	50.0	90.0															
相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は租税特</p>																

		別措置によるべき制度である。
	②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。</p> <p>このため、対象設備について、本措置では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額(例えば、機械装置であれば 160 万円)のものとしており、両者は切り分けがなされている。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえ、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○少額特例利用企業数

平成 2 1 年度（実績） 法人：172,885 社（注 1）
 個人：107,639 社（注 1）
 合計：280,524 社

平成 2 2 年度（推計値） 法人：172,885 社×1.027（注 2）＝177,552 社
 個人：107,885 社×1.027（注 2）＝110,545 社
 合計：288,097 社

平成 2 3 年度（推計値） 法人：177,552 社×0.803（注 3）＝142,574 社
 個人：110,545 社×0.803（注 3）＝88,767 社
 合計：231,341 社

平成 2 4 年度（推計値） 法人：142,574 社×0.915（注 4）＝130,455 社
 個人：88,767 社×0.915（注 4）＝81,221 社
 合計：211,676 社

平成 2 5 年度（推計値）平成 2 4 年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成 2 1 年度（実績） 法人：114,248 百万円（注 1）
 個人：53,077 百万円（注 1）
 合計：167,325 百万円

平成 2 2 年度（推計値） 法人：114,248×1.027（注 2）＝117,332 百万円
 個人：53,077×1.027（注 2）＝54,510 百万円
 合計：171,842 百万円

平成 2 3 年度（推計値） 法人：117,332×0.803（注 3）＝94,218 百万円
 個人：54,510×0.803（注 3）＝43,771 百万円
 合計：137,989 百万円

平成 2 4 年度（推計値） 法人：94,218×0.915（注 4）＝86,209 百万円
 個人：43,771×0.915（注 4）＝40,051 百万円
 合計：126,260 百万円

平成 2 5 年度（推計値）平成 2 4 年度と同様。

(注1) 少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額
H22年中小企業実態基本調査(中小企業庁)における平成21年度実績額

(注2) 設備投資伸び率(平成22年度分)
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(実績値): +2.7%

(注3) 設備投資伸び率(平成23年度)
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(計画値): ▲19.7%

(注4) 設備投資伸び率(平成24年度)
(注2)及び(注3)の単純平均値で推移するものと仮定。
(2.7%▲19.7%)÷2=▲8.5%
平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準(▲8.5%)で推移するものと仮定。

<少額特例> 税収減を是認するような効果

1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係(法人のみ)

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.17%増加する。

(重回帰分析結果)

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数}) + 0.17LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数}) + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

(出所) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)より分析

(備考) *: 5%有意水準、**: 10%有意水準、補正R²=0.30

2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性(一人当付加価値額)を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上 17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合 26.5% (従業員数は変化しないものとして算定)

(出所) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)、平成22年度「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)より分析

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく登録免許税の税率の軽減措置	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ROE、ROA、エネルギー生産性及び炭素生産性等」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本措置を活用した企業のROE及びROAの平均値が政策目標（平成22年度値+2%）を上回るという目標値に本措置がどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 評価書において「生産性向上の基準を達成している」と説明され、また、点検過程において、減収額と法人税等増加額の比較が説明されている（【点検結果表の別紙】⑫参照）が、本租税特別措置等がどの程度これらの効果に寄与しているのかが明らかでないため、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、平成22年度値+2%を上回る）の実現状況について、定性的に「約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 評価書において「本租税特別措置等の活用により生産性向上と計画終了後の利益確保に寄与する」と説明され、また、点検過程において、減収額と法人税等増加額の比較が説明されている（【点検結果表の別紙】⑬参照）が、本租税特別措置等がどの程度これらの効果に寄与しているのかが明らかでないため、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、その説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、今回要望における達成目標と同様に「本措置を活用した企業のROE、ROAの向上幅が政策目標を上回る」としていたところ、当該目標の達成状況については、事前評価書中の「8 有効性等 ③効果・達成目標の実現状況」において記載のとおり「平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性の向上の基準を達成」しており一定の効果は確認されているが、引き続き所期の目標に達成に向けて本税制措置を講じる必要がある。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

産活法は、生産性の向上や財務の健全性など、法律に基づく厳格な基準を満たす場合に限り計画認定を行い、税制等の各種支援を講じる体系である。特に本税制措置（登録免許税の軽減）を受ける場合には、新商品開発等の事業革新という企業にとって事業リスクの高い取組も適用を受ける要件とされており、そもそも適用される企業は限定されている。

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用見込みの件数については、過去の登録免許税に対する軽減措置を活用した計画の実績数（8年間で305件、年度平均適用件数38.1件）を用い、制度改正の影響で減少する見込みの適用数を差し引き算出した。

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収見込額の試算は税務当局の23年度減収見込額（試算値）を基に試算したものであるが、今回の税制要望は、税制措置の適用条件等は見直さずに適用期限の延長のみを求めるものであること、また直近の産活法の認定状況や事前相談は例年どおりであることから、24年度以降も同様の適用件数・減収額が見込まれることを前提に試算したものである。

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本税制措置の測定指標である認定計画の終了時点における基準（ROE等の向上）については、直近の実績でとりまとめた結果を見ても約9割の計画が目標として設定した基準を達成しており、残りの約1割の計画についても、経済状況の悪化や円高などの外的要因によるものであると分析しているところである。世界経済の先行きが不透明である中で、計画の審査にあたってはこれまで以上に厳格な審査を行っているところである。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

事前評価書で記載した減収額の実績のうち、経済産業省認定案件で法人税等額の実績値を把握できた案件について分析したところ、登録免許税の軽減額に対して、産活法の認定計画の基準年度（計

画開始時期の直前確定決算年度）から最終年度にかけて法人税等額は大幅に増加しており、税収減を上回る施策効果が認められる。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

事前評価書で記載した減収額の実績のうち、経済産業省認定案件で法人税等額の実績値を把握できた案件について分析したところ、登録免許税の軽減額に対して、産活法の認定計画の基準年度（計画開始時期の直前確定決算年度）から最終年度にかけて法人税等額は大幅に増加しており、税収減を上回る施策効果が認められる。

将来見込についても、引き続き計画の実現見込みに関する審査を厳格に行うことで、過去と同様の施策効果が見込まれる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本税制措置は、既存事業の単なる選択と集中でなく、併せて事業革新を行う企業の行為に着目してインセンティブを付与するために措置されているもの。事業革新という行為の重要性は業種、企業規模で変わりがなから、産活法のスキームに合わせて業種、企業規模の区別ない形で存在している。

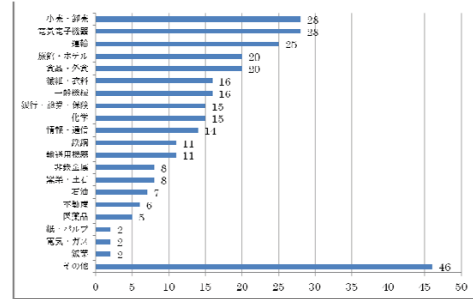
他方補助金は、成長性などの観点から特定産業、事業を限定し、これが民間ベースのビジネスとして回る段階に発展するまでに必要な費用を補助するためのもの。事業革新という企業の行為そのものに着目し、これに広くインセンティブを付与する本税制措置とは、趣旨が大きく異なるものである。

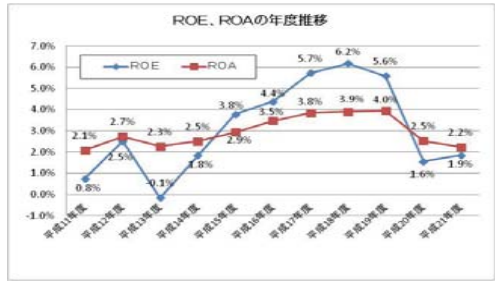
また、事業者における再編機運の高まりは、先般の金融危機のように突発的な外的要因に左右される面も多く、どの程度の案件が事前に発生するかを予測することは困難。予め件数を予測しておく必要のある財政措置で対応することは、現実的に困難である。幅広く安定的に門戸を開くことができる税制措置による対応が望ましいと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置																																																															
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画の認定を受けた事業者(当該事業者がその経営を実質的に支配している者(関係事業者)を含む。)が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加(合併等の事業の構造の変更を伴うものに限る。)、会社の設立等を行う場合における登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>産活法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>1.2%</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>産活法に基づく登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで(2年間)延長する。</p>	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率																																																													
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																													
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%																																																												
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																												
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課																																																															
4	評価実施時期	平成23年9月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減																																																															

6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年延長)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したもとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業のROE、ROAの向上幅が、政策目標(ROE、ROA:平成22年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA) ➢ 有形固定資産回転率≧5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧6%

			<p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正 ROA\geq3%ポイント 有形固定資産回転率\geq10% 従業員一人当たり付加価値額\geq12% <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%) 炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p>																																				
8	有効性等	① 適用数等	<p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のうち中小企業を含む計画: 101 件</p> <p>【将来推計】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】</p>  <p>【適用件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>912</td> <td>458</td> <td>994</td> <td>604</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:法務省「登記統計」</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	件数	72	67	57	26	21	18	24	20		23年度	24年度	25年度	件数	32	30	30		18年度	19年度	20年度	21年度	件数	912	458	994	604
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																															
件数	72	67	57	26	21	18	24	20																															
	23年度	24年度	25年度																																				
件数	32	30	30																																				
	18年度	19年度	20年度	21年度																																			
件数	912	458	994	604																																			

			<p>※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。</p>																										
		② 減収額	<p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>16,895</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,586</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>4,509</td> <td>2,609</td> <td>557</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増加する見込み。</p> <p>出所:産活法に基づく提出資料</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																								
軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586																								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																							
軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成26年3月) 産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業の ROE、ROA の一層の向上を図り、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>(法人企業統計調査(財務省))</p> <p>①総資産経常利益率(ROA)の実績 【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成21年度:2.2%</p> <p>②自己資本当期純利益率(ROE)の実績 【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成21年度:1.9%</p> 																										

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月) 平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。 第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編に取り組む企業に対して本措置を適用することで、本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、8割以上が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当てされない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も本措置活用により、企業の実績向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p> <p>なお、平成23年の産活法改正に伴い、事業再構築計画の支援対象から「資本の相当程度の増加(単純増資)」が除かれており、本措置の適用対象の見直し(縮減)を行ったところ。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともにマクロ経済の活性化をはかる）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、当該測定指標は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 減収額の将来推計についての推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の目標は、「我が国企業が所有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す」である。他方、景気の低迷や我が国企業の海外設備投資の活発化等を背景に、我が国の設備投資は平成18年をピークに減少傾向にあり、直近では若干持ち直しが見られるものの、依然として低水準のまま推移。また、工場立地件数・工場立地面積についても、平成20年から3年連続で減少している。したがって、前回要望時の政策目標が達成されていない。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成19年度に945件、平成20年度に1,069件、平成21年度に549件の適用実績があるが、前回要望時以降の適用件数の実績の推移を見ても、想定外に少ないとまでは言えない。なお、平成21年度の適用件数は平成19年度、平成20年度の適用件数に比べて少ないのは、経済産業省「工場立地動向調査」によると、我が国の工場立地件数は、平成19年に1,631件、平成20年に1,630件、平成21年に873件と大きく減少しており、本租税特別措置の適用件数の減少も、これとの見合いで考えれば妥当な水準だ。また、経済産業省・国土交通省が今年行ったアンケートによると、本租税特別措置等は、大企業・中小企業ほぼ均等に適用されている。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等とは異なり、税制措置であれば、資産の処分により発生する税負担を軽減し、かつ、その収入をもって生産性の高い設備の新規投入を促進することが可能であるため、本制度は補助金等による措置と比較しても有効である。また、補助金が単なる支出であることに比べ、本制度はあくまで課税の繰延に過ぎず、将来の税収に反映されることから、本制度の相当性は十分に説明できている。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

設備投資の活性化のための税制措置としては、中小企業等投資促進税制、IT投資促進税制等があるが、いずれも特別償却・税額控除等を内容とするものである。企業が長期にわたって所有する事業用の土地、建物等の売却を通じた設備投資を行う際、資産の買換えの課程で発生する課税所得に着目し、その平準化を可能とすることにより、設備投資に対する萎縮効果の解消を図る本租税特別措置とは、政策手法が明確に異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について圧縮記帳(圧縮割合80%)を認めている現行制度(平成23年12月31日まで)を3年間延長する。
3	担当部局	製造産業局参事官室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設 昭和61年度 圧縮割合を100%→80% 平成3年度 廃止 平成6年度 緊急経済対策として復活 平成7年度 圧縮割合を80%→60% 平成8年度 1年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 2年間延長(経済対策で圧縮割合を60%→80%) 平成13年度 3年間延長 平成16年度 3年間延長 平成19年度 3年間延長 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成23年12月31日～平成26年12月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の保有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともに、生産性の向上による企業の国際競争力の強化、雇用増、需給バランスの改善等によるマクロ経済の活性化をはかる。 《政策目的の根拠》 —
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1.経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業が所有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す。

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記と同じ
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換えが行われることが期待される。 企業が長期間保有している遊休固定資産等を売却することで得られるキャッシュフローを生産性の高い事業環境整備の促進につなげていくことを通じて、生産性の向上による企業の国際競争力の強化、雇用増、需給バランスの改善等によるマクロ経済の活性化が図られるとともに、不動産取引を活性化し、事業用の土地、建物等の有効利用を図ることが出来るため、政策目標の実現に大きく寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等 ○適用件数 平成 20 年度: 877 件 平成 21 年度: 450 件 平成 22 年度: 664 件(見込) 平成 23 年度: 664 件(見込) 平成 24 年度: 664 件(見込) 平成 25 年度: 664 件(見込) 平成 26 年度: 664 件(見込) (出典:国税庁「会社標本統計」より推計)
		②: 減収額 ○損金算入額 平成 20 年度: 2,999 億円 平成 21 年度: 2,118 億円 平成 22 年度: 2,459 億円(見込) 平成 23 年度: 2,459 億円(見込) 平成 24 年度: 2,459 億円(見込) 平成 25 年度: 2,459 億円(見込) 平成 26 年度: 2,459 億円(見込) (出典:国税庁「会社標本統計」より推計)
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年～平成 26 年) ○設備投資額(製造業) 平成 20 年度: 160,049 億円 平成 21 年度: 107,603 億円 平成 22 年度: 150,429 億円(見込) 平成 23 年度: 150,429 億円(見込) 平成 24 年度: 150,429 億円(見込) 平成 25 年度: 150,429 億円(見込) 平成 26 年度: 150,429 億円(見込) (出典:財務省「法人企業統計」より推計) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年～平成 26 年) ○適用数(適用額※) 平成 20 年度: 877 件(2,999 億円) 平成 21 年度: 450 件(2,118 億円) 平成 22 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) 平成 23 年度: 664 件(2,459 億円)(見込)

			平成 24 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) 平成 25 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) 平成 26 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) ※適用額は損金算入額を記載 (出典:国税庁「会社標本統計」より推計)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:昭和 44 年～平成 26 年) 本制度が存在しない場合、企業が長期間にわたって所有する事業用の土地、建物等の売却を通じた設備投資を行おうとした際、資産の買換えの過程で課税所得が発生し、多くの税金を納付する必要が生じることから、遊休資産等の処分を妨げ、設備投資を萎縮させてしまう。
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年～平成 26 年) 本制度の活用により、平成 21～22 年度の 2 年間で少なくとも 4,751 億円の資産が新たに購入されており、設備投資が促されている。 同規模の設備投資が維持された場合、平成 23～26 年度の 4 年間で 9,500 億円超(見込)の資産が本制度の活用により新規購入されることになり、非常に大きな効果が期待出来る。 (出典:国交省・経産省アンケート調査)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国の設備投資、工場立地件数及び工場立地面積は低水準もしくは減少傾向にあり、本制度は設備投資が低迷する現在の経済情勢を踏まえた妥当な措置である。本制度の活用により、①収益に寄与しない資産の処分、②生産性向上につながる新規の設備投資を促進することは、中長期的な産業政策上の方向性とも一致する。 また本制度はあくまで課税の繰延に過ぎず、対象となる事業用資産は一定の施策効果が認められるものに限定されていることから、必要最低限度の措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他制度との関係は特になし。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 20 年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「社債発行残高のうち家計の保有割合、個人金融資産に占める社債の保有割合及び商品先物市場における個人投資家数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（証券・商品市場への個人投資家の参加を促す）の実現状況の将来予測について、「社債について約43万人、商品先物について約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 社債に係る減収額の見込みについては、個人による社債保有残高（日銀資金循環統計）や個人向け社債利率平均（日証協資料より算出）をベースに、社債による個人投資家利子所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。
 また、商品先物等に係る減収額の見込みについては、個人投資家のうちの損失者数や商品先物投資家等のうち株取引を行っている割合（日本商品先物振興協会アンケート調査）等をベースに上場株式等の配当所得等との損益通算により減少する課税所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本租税特別措置による減収額は約24億円（社債に係る減収額約18億円、商品先物等に係る減収額約6億円）と見込まれる。
 これに対して、株式についての配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家が、本租税特別措置をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は少なくとも約43万人は存在すると推定される。また、商品先物取引については、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定されるため、税収減を是認するような効果があると見込まれる。
 なお、本措置により、個人投資家が増加することによって、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとなることで、市場機能が活性化し、我が国企業による市場からの産業資金の調達も円滑なものとなれば、我が国企業による適時適量な資金調達と投資の実行が可能となる。また、個人投資家の増加により商品先物市場の流動性が高まることによって、我が国企業が商品先物市場を活用して商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となる。
 したがって、これらの効果は我が国企業の国際競争力を高めることにつながるため、税収減を是認する効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置
2	要望の内容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品と幅広く捉え、金融所得に係る課税関係の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算及び損失繰越を広く可能とするため、所要の措置を講じる。 ・上場株式等の譲渡損益と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等を損益通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。 ・商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課、 商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。----- 《政策目的の根拠》 ○平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」と明記されるなど、政府として金融所得の損益通算の拡充を当面の方針として位置づけている。</p> <p>○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）(抜粋) VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成22年12月22日金融庁・農林水産省・経済産業省）(抜粋) 論点4：税制について</p>

			総合的な取引所を魅力あるものとするためには、現物株と先物取引の損益通算の実現によって資金効率の向上を早期に図ることが重要。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・資金循環統計(日銀)による社債市場及び家計資産の状況(22年末) — 社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合:2.0% — 個人金融資産に占める社債の保有割合:0.1% ・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとし、投資リスクの軽減を図ることによって、商品先物に対する個人投資家の投資インセンティブが増し、証券・商品市場への個人投資家の参加が拡大する。
8	有効性等	① 適用数等	・「証券投資に関する全国調査」(平成21年度;日証協)によると、公社債の保有者(推計約537万人)のうち、社債保有者が約7.9%との結果が出ていることから、現状、社債を保有している個人は約42万人と推計される。 ・「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」(平成22年度;商品先物振興協会)によると、商品先物や商品ファンド等の取引を行う投資家のうち、本措置の利用者は約4.3万人と推計される。
		② 減収額	・個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約123億円(日銀資金循環、日証協公表データより推計<平成22年度>)。上場株式等の譲渡損との損益通算の結果、これが全て減少してしまうとすれば、最大で約18億円(地方税は約6億円)の減収となる。 ・日本商品先物振興協会によるアンケート結果(平成22年度)等から、商品先物や商品ファンド等で損失を出した者の損失総額から減少する課税標準総額を算出すると、約38億円。これが全て損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば、約6億円(地方税は約2億円)の減収が発生する。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は0.1%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も2.0%にとどまっており、我が国企業は、個人金融資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが、本措置の導入により、証券市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。 ・商品先物については、個人投資家が年間1万人ずつ減少して、平成22年末時点では約7.6万人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが、本措置の導入により、商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていなかった投資家は、本措置による損益通算の可能性をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は、少なくとも約43万人は存在すると推定される。 ・低迷する我が国の商品先物市場が、多様な参加者が豊富に存在する流動性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し、官民をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を、資産運用の場として使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており、株式の配当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成19年度並みに回復することが期待されることである。これに伴い、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティブが促されないほか、金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない結果となる。 ・商品先物市場が機能不全に陥ることによって、企業のヘッジニーズに応えることができなくなるほか、商品の価格の指標が無くなることにより、わが国経済が混乱するおそれがある。 《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業が、株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 ・個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税率は、個人投資家一般に公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。また、新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	金融所得については、利子割や配当割等で地方税としても課税対象となるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
10	有識者の見解		「○ 金融所得課税については、理想的には総合課税が望ましいが、金融資産の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化を目指す方向で検討すべき。」 ——平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の(別添)個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見

		見 中、(1)個人所得課税 ①所得税 の箇所より抜粋。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数約 780 万人、観光収入約 7,000 億円、1 人当たりの観光消費額 85,000 円、平均滞在日数 4.28 日の達成」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [将来の見込み]
- ⑬ 減収額の見込み（国税：（平年度）62 百万円、地方税：（平年度）79 百万円）と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成 28 年度には約 780 万人の入域観光客数を達成するものである」等と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）
（目的）
第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。
（課税の特例）
第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 本制度により年間5施設の観光関連施設の新設を見込んでおり、本制度の措置期間（5年間）において同様に新設が行われるものとした場合、計25施設が整備される。
- これら観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗的効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである。
- これと同様に、観光関連施設の集積による観光需要の喚起により、1人当たりの観光消費額、滞在日数の増加を達成するものである。
- なお、達成目標の設定に当たっては、次期沖縄振興法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%の達成（対平成22年度実績比）を目指すもの。
- （平成33年度目標）入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、
1人当たりの観光消費額10万円、平均滞在日数4.78日
- （平成22年度実績）入域観光客数572万人、観光収入4,033億円、
1人当たりの観光消費額70,536円、平均滞在日数3.78日
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本制度により観光関連施設の集積が図られ、入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が見込まれる。これにより地元経済や雇用の改善が図られ、将来の沖縄県、県内市町村における税収増加が期待できる。

観光消費による波及効果について、平成21年度の観光消費額4,418億円による経済波及効果は6,616億円、雇用創出効果は79,471人となっており、その波及効果は非常に大きい。また、観光客の滞在日数が1日延びることにより、観光消費額約1,200億円、経済波及効果約2,000億円、雇用創出効果約2万6千人の増加が見込まれる（出典：「沖縄県における観光消費の経済波及効果」（平成23年3月 沖縄県））。

これらを勘案すると、本制度により入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が図られることにより、例えば、観光客がわずか0.1%増加するだけで、約4億円/年間の観光収入が増加（平成22年度：観光客572万人×0.1%×1人当たり観光消費額70,536円）し、また、観光客のわずか0.1%が滞在日数を1日延ばすだけで約2億円/年間の経済波及効果が増加（平成21年度：観光客（569万人）の滞在日数が1日延びた場合の経済波及効果の増加額約2,000億円×0.1%）することとなり、減収額（国税・地方税 計1.4億円/年間）を大幅に上回る効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>(1) 国税 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。）の新・増設に係る投資税額控除（法人税）</p> <p>現行の観光振興地域に係る特例の拡充（機械等 25%、建物等 15%、法人税額の20%限度額の緩和、投資上限額 20 億円の緩和、建物と附属設備の同時取得要件の緩和） ※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>(2) 地方税 ①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例 資産割 課税標準 1/2（5年） ②観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>
3	担当部局	経済産業省 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>新設</p> <p>（参考）現行観光振興地域における租税特別措置の経緯</p> <p>平成 10 年 4 月 制度創設</p> <p>平成 14 年 4 月 地域指定要件、対象施設要件の緩和</p> <p>平成 19 年 4 月 制度の延長及び対象施設の拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」（平成 23 年 7 月）の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数約 780 万人、観光収入約 7,000 億円、1 人当たりの観光消費額 85,000 円、平均滞在日数 4.28 日の達成。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄県における入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	5施設／年 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。
		② 減収額	<p>国税：（平年度）62 百万円</p> <p>地方税：（平年度）79 百万円</p> <p>沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げるにより算定。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>（平成 22 年度の実績）</p> <p>・入域観光客数：572 万人（うち外国人観光客数：28 万人）</p> <p>・観光収入：4,033 億円</p> <p>・観光客一人当たりの県内消費額：70,536 円</p> <p>・平均滞在日数：3.78 日</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24～28年度)</p> <p>分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。</p> <p>また、前記平成28年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24～28年度)</p> <p>観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見具申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～28年度)</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税収増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相</p> <p>質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税収の増加が期待できる。</p>

		当性	
10	有識者の見解		<p>・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成23年7月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収見込額積算【国税等】

○適用見込み件数

1宿泊施設	2件/年
2宿泊施設以外	3件/年
① スポーツ・レクリエーション施設	1件/年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1件/年 (温浴施設)
③ 販売施設	1件/年 (デパート)

法人税	
宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
9,919 千円	3,030 千円 ①
	1,275 千円 ②
	48,031 千円 ③
※取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越	
特例控除額(初年度)	62,255 千円

減収見込額積算【地方税】

○適用見込み件数

1宿泊施設	2件/年
2宿泊施設以外	3件/年
① スポーツ・レクリエーション施設	1件/年(ゴルフ場)
② 休養施設	1件/年(温浴施設)
③ 販売施設	1件/年(デパート)

法人県民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	575 千円	176 千円 ①
		74 千円 ②
		2,786 千円 ③
	特例控除額(初年度)	3,611 千円
法人市町村民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	1,220 千円	373 千円 ①
		157 千円 ②
		5,908 千円 ③
	特例控除額(初年度)	7,658 千円
法人事業税		
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	10,308 千円	3,149 千円 ①
		1,325 千円 ②
		49,915 千円 ③
	特例控除額(初年度)	64,697 千円
事業所税		
	宿泊施設控除額(1施設)	
	6,300 千円	
	特例控除額(初年度)	3,150 千円

※税額控除率は現行税制を前提として算出、取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出」は、物流ハブ活用推進事業及び規制緩和等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑦ 適用数の将来推計について、旧エリアにおいては予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、自由貿易地域、特別自由貿易地域の振興を図ることを目的として、同法第四十一条、第四十二条において「自由貿易地域」「特別自由貿易地域」を指定するとともに、同法第四十八条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
なお、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見においても、「『民間主導の自立型経済の発展』、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている」とされており、沖縄振興審議会総合部会専門委員会による「沖縄の振興についての調査審議結果報告」においては製造業の立地が国際貨物ハブを活用するコスト競争力のある高付加価値型の産業の集積を積極的に図っていくべきである、と報告されている。
また、川端大臣は「政府の中でそれが最大限前向きに実現するようにということが私の仕事であります。」と発言されており、このような意見、調査報告を踏まえて国際物流拠点産業集積地域（仮称）を創設するものである。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
進出見込件数については現特別自由貿易地域が制度開始以来12年間で立地企業数27社を数え、年平均約2社である。したがって、実績ベースでも20社進出するのに10年の期間が必要であり、次期沖縄振興特別措置法の期限10年と合致している。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
事業所税については3百万円/年の減収見込を想定。
（前提）10,000㎡のロジスティックスセンター立地
（算式） $10,000 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} \times 1/2 = 3,000 \text{ 千円}$
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
現在特別自由貿易地域及び自由貿易地域に立地している企業の1社当たりの売上平均(2.5億円)と平均従業員数(25人)の実績を基に⑦で説明した年間2社の進出が想定されることから、毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指す予測している。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
毎年立地する企業が2社あり、アジアの中心に位置するという地理的優位性を活用し、近隣諸国の活力を取り込んでいったならば、3年平均の実績を基にして算出した減収額が見込まれ、更に臨空・臨海型産業の企業誘致や国全体の経済発展にも波及効果が期待でき、10年間で立地した企業数20社、立地した企業の減収(1社平均6百万円)合計:120百万円をピークに年々税収が上昇することになり、将来的には税収が減収額を上回る効果があると考えられる。
- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
税制措置については、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする国際物流拠点産業の設備投資及び雇用の拡大等の効果が期待できる。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
予算措置は、国際航空物流ハブを利用した航空貨物便の誘致、県産品の販路拡大等、租税特別措置等は、企業の立地及び設備投資の促進を目的としており、いずれも国際物流拠点産業の集積や発展を目的としているものの、手段が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>1 国税（法人税）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在の那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。 アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 優遇制度適用対象業種の拡大（無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業を追加） 適用対象法人の要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> ①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ②「専ら」要件を緩和。 現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充（控除率の引上げ） <ul style="list-style-type: none"> ①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55% ②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% （控除制限（法人税額20%上限）の撤廃） 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限（20億円）の撤廃 ③特別償却関係（新規） 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用 <p>2 地方税関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 国際物流拠点産業集積地域（仮称）内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。 国際物流拠点産業集積地域における事業所税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置
3	担当部局	経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年4月：創設 平成14年4月：延長 平成19年4月：延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEANなど我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p>

			<p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p>
		《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） 沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を見指す。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 10年間で臨空・臨港型産業の</p> <ol style="list-style-type: none"> 総生産額の増加額 新たな雇用数の増加数
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、「国際物流拠点産業集積地域」（仮称）における国際貨物の取扱量の増加は政策目的の達成に寄与するもの。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。 ※国際物流拠点産業集積地域・那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定</p>	
		② 減収額	<p>平年度の減収見込額 20百万円 （制度自体の減収額）（一百万円）</p>

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 以下の優遇制度適用実績(自由貿易地域及び特別自由貿易地域)がある。 (平成14年～平成21年度) ・所得控除・32百万円(延6社) ・投資税額控除・27百万円(延12社) ・特別償却・132百万円(延4社)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進まず、沖縄における自主型経済の発展に寄与できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	高度モノづくり産業を始めロジスティックセンター及びリペアセンター等の国際物流拠点産業を国内企業だけでなく、「沖縄」という立地を生かしたアジア等の外資系企業の集積を促進するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国際物流拠点産業集積地域(仮称)の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

旧エリア(特自貿・自貿)平成20年から22年度の実績			
年度	所得控除	投資税額控除	特別償却
20	【2】 18,923	【1】 882	0(H16:42,731 【1】)
21	【2】 12,317	【1】 1,006	0(H17:63,928 【1】)
22	【2】 3,180	【3】 5,530	0(H18:24,598 【1】)
合計	【6】 34,420	【5】 7,418	0(合計:131,257 【3】)
	【】・適用法人数		()・過去の実績

アンケートによると、
・投資税額控除のうち、8%が建物、92%が機械
・特別償却による償却費のうち、100%が機械

3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、
【所得控除分(実績:6社)】
=34,420÷3年÷35%×55%×30%(税率)=5,409・①
【投資税額控除分(実績:5社)】
=(7,418÷3年×8%÷8%×15%)+(7,418÷3年×92%÷15%×25%)
=4,162・②
【特別償却分(実績:3社)】直近3年は実績がないが過去の実績(平成16～18年)を参考とする
=(131,257÷3年×100%÷50%×50%×30%(税率)=13,126・③

選択課税のため、(①+②+③)÷3=7,566 →単年度では、8百万円

新エリア(那覇港・那覇空港周辺地域)を拡大することによる効果

→新規エリア 7.8ha ÷ 3,769㎡(1社平均) = 20社
・新沖振法(10年)を想定し、3年で6社の進出を想定(1年で2社の進出を想定)
【所得控除分(想定:2社)】
=34,420÷6社×2社÷35%×55%×30%(税率)=5,409・④
【投資税額控除分(想定:2社)】
=(7,418÷5社×2社×8%÷8%×15%)+(7,418÷5社×2社×92%÷15%×25%)=4,995・⑤
【特別償却分(想定:2社)】
=(131,257÷3社×2社×100%÷50%×50%×30%(税率)=26,251・⑥
※3年6社合計(36,655)を単年度(2社)に割り戻す
=(④+⑤+⑥)÷3年=12,218
【合計】=12,218 →単年度では、12百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=20百万円と推計

○ 国際物流拠点産業集積地域(仮称)地方税減税見込額

I 旧エリア(特自貿・自貿)の地方税の減税見込額について

1. 固定資産税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ①
固定資産税(実績)	32,564	18,344	10,110	61,018	1,387
固定資産税納付企業数(実績)	18	13	13	44	

2. 不動産取得税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ②
不動産取得税(実績)	5,911	0	0	5,911	1,970
不動産取得税納付企業数(実績)	3	0	0	3	

3. 法人事業税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ③
法人事業税(実績)	15,876	772	1,120	17,768	1,777
法人事業税納付企業数(実績)	5	3	2	10	

◎旧エリアの減収見込額 28,232 千円(①~③の実績合計÷3年)

II 新エリア(那覇港、那覇空港)の地方税の減税見込額について

1. 固定資産税の減収見込額

$$\text{①} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 2,774 \text{ 千円} \cdot \text{④}$$

※1・新規エリア進出企業数(7.8ha(新規エリア) ÷ 3,769㎡(1社平均) ≒ 20社
∴1年当たり2社の進出を想定

2. 不動産取得税の減収見込額

$$\text{②} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,940 \text{ 千円} \cdot \text{⑤}$$

3. 法人事業税の減収見込額

$$\text{③} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,554 \text{ 千円} \cdot \text{⑥}$$

◎新エリア減収見込額 10,268 千円(④+⑤+⑥)

III 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の地方税の減税見込額について

(単年度)

$$\text{I} + \text{II} = 38,500 \text{ 千円}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「沖縄の製造品出荷額を平成24年に比べて平成33年度には1.5倍に増加」は、マッチング支援や海外展開支援等の予算措置等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される」と説明することにより、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、「平均して年40件弱の適用がある」としているが（【点検結果表の別紙】⑦参照）、その算定において、減免額及び適用件数の比率の値並びにそれを用いた推計過程が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計について、506百万円（国税）、85百万円（地方税）としているが、別紙の「産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み」において、沖縄県内における平成19年から22年までの全国版のエンジェル税制の利用実績は延べ4社にとどまるところ、ベンチャー企業30社全てに前出4社と同水準の投資がなされたとした根拠が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展）の実現状況の将来予測について、「全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 現行法においては、今回要望する産業イノベーション地域（仮称）への発展前の産業高度化地域について、次のとおり規定している。

（目的）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等の特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

（課税の特例）

第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

現在、産業高度化地域制度については、新しい沖縄振興特別措置法の中で産業イノベーション地域として拡充することを検討しているが、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見具申において、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められており、健康・バイオ産業等のクラスターの形成、環境・エネルギー関連産業の育成、サポーターディングインダストリーの集積が必要であるとされている。また、川端大臣からも「元氣よく沖縄が活力を持って進めるように、国として責任を持って応援するという環境を整えるというのは国の仕事であり」と発言されており、新たな制度を創設することとしている。

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 これまでの減免額と適用件数の比率にかんがみ、平均して年40件弱の適用があると考えられる。

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

製造業に分類される業種について、業種ごとに3～7%の成長率を目標とし、全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指すもの。政府の成長戦略においても、年間3%の経済成長率を目標としており、製造品出荷額の4%増は目標として適当と考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例（国税、地方税） 【新設】
2	要望の内容	<p>産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域（仮称）に係る特例措置を新設する。</p> <p>○投資税額控除の拡充 控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等 15%→25% ・器具等 15% ・建物等 8%→15% ・法人税額の 20%上限の撤廃 ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・取得価額上限 20 億円の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較 <p>○特別償却制度の拡充 償却率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等 34%→50% ・器具等 34%、建物等 20%→25% ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 <p>○対象設備の拡充（試験研究用資産、再生可能エネルギー設備）</p> <p>○事業所税 資産割 課税標準 1/2</p> <p>○対象地域の拡大</p> <p><以上、経済産業省と共同要望></p> <p>○産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除（沖縄特定試験研究費 50%）の新設</p> <p>○先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除の新設</p> <p>適用期限 5年</p>
3	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品の開発等を通じて新たな価値を生み出すイノベーションを促進することにより、沖縄の優位性を生かした産業の高付加価値化や製造業等の発展を支援することを目的とする。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新法にて規定する予定
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年度には1.5倍に増加させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>研究開発、設備投資を支援することで、製品開発、生産工程におけるイノベーションが促進される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	・産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定
		② 減収額	<p>▲506百万円(国税) ▲85百万円(地方税)</p> <p>(国税の内訳)</p> <p>投資税額控除等による減収見込み:488百万円、研究開発費の特別控除による減収見込み:6百万円、投資促進に関する減収見込み:12百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H14~H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の製造品出荷額は平成14年度に比べて平成20年度は1.05倍に増加し、産業イノベーション地域(仮称)制度の前身となる産業高度化地域に限っては1.09倍に増加。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H14~H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域制度において、工業用機械等に対する投資税額控除及び特別償却（いずれか選択）を行ったところ、平成20年の設備投資額は平成14年に比べて2.2倍、有形固定資産残高も1.2倍に増加。沖縄県全体では、設備投資額は1.8倍、有形固定資産は1.1倍の増加であり、産業高度化地域制度による投資促進効果があったと思われる。 ・沖縄県の製造品出荷額は平成14年度に比べて平成20年度は1.05倍に増加、産業高度化地域に限っては1.09倍に増加。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H24~H29)</p> <p>研究開発、設備投資の停滞</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H24~H29)</p> <p>研究開発の成果は設備投資を含め広く経済全体に効果を及ぼすが、リスクが高いため市場原理に任せるだけでは十分な研究開発が行われない可能性があり、新たな設備投資も滞る可能性がある。沖縄は豊富な亜熱帯生物資源等のポテンシャルを有する一方で消費地からの遠隔性などの不利性を抱えているが、税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。 ・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	沖縄振興にかかる租税特別措置であり、租税特別措置により政策目的が達成されるよう、沖縄県が主体的に取り組むものと思われる。
10	有識者の見解		<p>これまで、食品加工、健康食品、琉球泡盛等地域資源を活用したものづくり産業の振興を図ってきたが、引き続き戦略的に取組を進めるとともに、沖縄の優位性を活用した新たな産業の創出が期待されることである。(沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。

工業用機械等の投資税額控除、特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

平成19年から21年の実績

	投資税額控除	特別償却	
19年度	210,586	3,940	アンケートによると、 投資税額控除のうち、18%が建物、82%が機械 特別償却による減収額のうち、44%が建物、55%が機械、1%が器具
20年度	213,599	1,886	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、
21年度	212,287	71,417	【投資税額控除分】 =(636,472 × 18% ÷ 8% × 15%) + (636,472 × 82% ÷ 15% × 25%) = 1,077,837
	636,472	77,243	【特別償却分】 =(77,243 × 44% ÷ 20% × 25%) + (77,243 × 55% ÷ 34% × 50%) + (77,243 × 1%) = 42,484 + 62,476 + 7,724 = 112,684 【合計】= 1,190,521 → 単年度では、397百万円

下限額を引き下げることによる効果

→ 1,000万以上の投資をした企業について、1,000万以下の投資を含めた投資総額は、1,000万以上の投資総額に比べて1.01倍なので、397百万円 × 1.01 = 400百万円

地域を拡大することによる効果

→ 現行地域と想定される追加地域を合わせた地域の投資総額は、現行地域の1.15倍なので、400百万円 × 1.15 = 460百万円

試験研究用設備を追加することによる効果

→ 投資総額のうち、研究開発用の投資が占める割合は0.6%なので、460百万円 × 1.06 = 488百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み = 488百万円と推計

研究開発費の特別控除に関する減収見込み

- ・現在、産業イノベーション地域として想定される地域において研究開発を行うことが期待できる企業は約100社
- ・研究開発を行う企業の1社あたりの研究開発費は約100万円
- ・研究開発を行う企業のうち、全国版の研究開発税制を使っているのは12%

→ 現状で研究開発費の50%を控除とした場合の減収見込額は
100社 × 12% × 100万円 × 50% = 600万円

産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み

- ・沖縄県内においては、平成19年から平成22年にかけて、全国版のエンジェル税制を利用して延べ4社に対して33,500千円の投資がされた。
- ・1社1年当たりでは、平均約200万円の投資が行われたことになる。
- ・個人の平均年収は約600万であり、適用される所得税率は20%と仮定。
- ・ベンチャー企業は約30社あるが、これら全てに個人が投資すると仮定すると、

減収見込額 = 200万 × 30社 × 20% = 1200万円

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】(単独要望分)

試験研究費の税額控除にかかる国税の減収にかかる自動連動分 + 個人投資家の所得控除にかかる自動連動分
= 試験研究費の税額控除にかかる国税の減収 × 法人住民税率 + 個人投資家の所得控除にかかる国税の減収 × 個人住民税率
= 6百万 × 17.3% + 12百万 × 10%
= 2百万

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】

工業用機械等の取得にかかる国税の減収見込額 × 法人住民税率
= 488百万円 × 17.3% = 84百万円

事業所税 = 500m² × 600円 × (1/2) × 5社 = 750,000円/年と推計

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成33年度までに情報通信産業就業者数：5.5万人雇用、企業誘致数：300社」は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、地方税では平成19年度79件、20年度67件、21年度70件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、情報通信関連産業の雇用者数等の推移が説明されることとなり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、情報通信産業の振興を図ることを目的として、同法第二十八条において「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」を指定するとともに、同法第三十一条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
現状としては、中小企業が大部分を占める関係事業者において、機械設備等の最低取得価格や建物と建物附属設備同時取得要件によって、それぞれ投資の内容等が制度の要件に至っていない状況が主たる要因と見ている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置 【新設・ <u>延長</u> ・ <u>拡充</u> 】
2	要望の内容	<p>1 国税要望 (情報通信産業振興地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業（ASP等）の追加 ・情報通信技術利用事業へのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の追加 ② 投資税額控除の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% ・建物と建物附属設備同時取得要件の廃止 ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃 ・最低取得価格の引下げ 1000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上 ・取得価格上限（20億円）の緩和 ③ 特別償却の新設（投資税額控除との選択制） <ul style="list-style-type: none"> ・償却率 機械等・50%、建物等・25% ・建物と建物附属設備の別取得の適用 <p>(情報通信産業特別地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 ② 対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター（個人情報保護データセンター等）等を追加 ③ 対象地域として、うるま市を追加。 ④ 適用対象法人の要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ・「専ら」要件を緩和。 ⑤ 所得控除率の拡大 35%⇒55% <p>2 地方税</p> <p>国税に合わせて、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、新設された、対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を5年間延長する。</p> <p>(特例措置の具体的な内容)</p> <p>事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長 事業所税 資産割 課税標準 1/2 (5年間)</p>

		また、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において対象事業の見直し（追加）等国税の拡充が認められた場合、併せて、法人税額の特別控除を行う。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>1 国税</p> <p>平成 10 年 情報通信産業振興地域 創設</p> <p>平成 14 年 5 年間延長。情報通信産業特別地区 創設</p> <p>平成 19 年 5 年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除投の 5 年間延長及び拡充（常時使用人数要件 20 名以上を 10 名以上）</p> <p>2 地方税</p> <p>平成 10 年 創設（情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置）</p> <p>平成 14 年 5 年間延長。情報通信産業特別地区 創設</p> <p>平成 19 年 5 年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充（常時使用人数要件 20 名以上を 10 名以上）</p>
6	適用又は延長期間	5 年間延長（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。</p> <p>近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済成長</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。</p> <p>そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。</p> <p>なお、本件目標は、個別の税制項目ごとのものではなく、国税・地方税を含めた特別措置全体によって実現を目指すものである。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 33 年度 達成目標 ○情報通信産業就業者数 5.5 万人雇用 （平成 22 年度時点で 25,339 人の実績） ○企業誘致数 300 社 （平成 24 年から）</p> <p>なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である 10 年間を目標時期としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																			
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <p>1 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 14～21 年度 累計 20 件 <p>近年の実績（過去 5 年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">投資税額控</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H0</th> <th>H21</th> <th rowspan="2">累計</th> </tr> <tr> <th colspan="5">免除額(件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>408 (5)</td> <td>458 (6)</td> <td>272 (2)</td> <td>248 (1)</td> <td>271 (1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成 33 年度までに 累計 36 件適用見込み</p>	投資税額控	H17	H18	H19	H0	H21	累計	免除額(件数)						408 (5)	458 (6)	272 (2)	248 (1)	271 (1)	2,324 (20)
投資税額控	H17	H18		H19	H0	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408 (5)	458 (6)	272 (2)	248 (1)	271 (1)	2,324 (20)															

	<p>2 地方税</p> <p>・平成12～21年度 累計 516 件</p> <p>近年の実績（過去5年間）</p> <table border="1" data-bbox="421 236 1030 363"> <thead> <tr> <th>地方 税適 用額 等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>1</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>238 (58)</td> <td>210 (66)</td> <td>407 (79)</td> <td>205 (67)</td> <td>268 (70)</td> <td>1,895 (516)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計 1,400 件適用見込み</p>	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	1	累計		免除額(件数)							238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																					
地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	1	累計																																					
	免除額(件数)																																										
	238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																																					
② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>1 国税</p> <p>・平成14～21年度 累計 2,324 百万円</p> <p>近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" data-bbox="421 603 1030 730"> <thead> <tr> <th>投資 税額 控除</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>272(2)</td> <td>24(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計 5,500 百万円適用見込み</p> <p>2 地方税</p> <p>平成12～21年度 1,895 百万円</p> <p>近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" data-bbox="421 898 1030 1026"> <thead> <tr> <th>地方 税適 用額 等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>238 (58)</td> <td>210 (66)</td> <td>407 (79)</td> <td>205 (67)</td> <td>268 (70)</td> <td>1,895 (516)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計 5,400 百万円適用見込み</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計		免除額(件数)							408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計		免除額(件数)							238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)
投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計																																					
	免除額(件数)																																										
	408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)																																					
地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計																																					
	免除額(件数)																																										
	238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <p>平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の</p>																																										

		<p>数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円(平成12年度) → 2,252億円(平成18年度) ○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 25,339人(平成22年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 216社(平成22年度)
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法(法第31条 課税の特例等)に明示されているものである。</p> <p>さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。</p> <p>予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p>

	③ 地方公共団体が協力を相対する相当性	本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。
10: 有識者の見解		<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告(平成23年7月報告)</p> <p>(報告抜粋)</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業</u>として、<u>今後とも期待される分野</u>である。」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 税収減を是認するような効果について、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の過去における効果が税収減を是認しているかどうか疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 税収減を是認するような効果について、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の将来における効果の見込みが税収減を是認するかどうか疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本措置の目標は電力市場環境の整備を図ることにより電力の安定供給の確保を実現することであり、本措置によって、電力の安定供給に支障が生じてはおらず、電力の安定供給の確保が実現されているといえ、本措置を今後も引き続き実施するという合理性がある。

④ 測定指標の設定（評価書中 7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

「達成目標の目標値及び達成時期」について下記に記載する。

今後の見通し(H24～H28)

- ・ 沖縄発電用特定石炭
合計額 7,992（百万円）
- ・ 沖縄発電用特定LNG
合計額 1,382（百万円）

販売電力量 1 kWh あたり 0.22～0.25 円の低減

⑧⑨ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）、減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、沖縄電力（株）及び電源開発（株）から聴取した石炭受入数量(平成 15 年～平成 28 年)及び LNG 受入数量（平成 24 年～平成 28 年）のデータに石油石炭税の税額（石炭：700 円/t、LNG：1080 円/t）を乗じて減収額を算出した。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、電気の安定的な供給、および電気料金の低廉化は必要不可欠である。一方、今後も沖縄の電気事業における構造的不利性に変化がないことから、沖縄における電気事業への継続的な支援が必要である。

この政策目的の実現のためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置を行うことにより、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給に資することが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税 (租税特別措置法 90 条の 4 の 3、租税特別措置法施行令 48 条の 8 第 1 項)
2	要望の内容	一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭にかかる石油石炭税の免除について適用期限を 5 年間延長する。 また、今回、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する液化天然ガス(以下、LNG)で保税地域から引き取られるものにかかる石油石炭税についても免税対象として追加する。適用期間は 5 年間とする。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年 創設 平成 17 年 2 年間の延長 平成 19 年 5 年間の延長
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで(5 年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 特に沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号)(以下、沖振法)「第 7 節 電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第 65 条第 2 項において、「一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する」と規定されている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策名: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租特の目標である「電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善」を実現することで、政策目的である「効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進」及び「沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上」に寄与す

8	有効性等	①: 適用数等	る。																																				
			<p>適用件数：2社（一般電気事業者1社、卸電気事業者1社）</p> <p>沖縄の電源構成は石炭・石油に大きく依存せざるを得ないこと等のこうした構造的な問題を踏まえると、沖縄地域における電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置が必要不可欠である。</p> <p>適用量：石炭（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,409</td> <td>2,478</td> <td>2,781</td> <td>2,461</td> <td>2,823</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,486</td> <td>2,449</td> <td>2,464</td> <td>1,984</td> <td>2,041</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p> <p>適用量：LNG（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	石炭消費量	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	石炭消費量	2,486	2,449	2,464	1,984	2,041	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	LNG消費量	180	200	200	350	350
			年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																															
石炭消費量	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
石炭消費量	2,486	2,449	2,464	1,984	2,041																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
LNG消費量	180	200	200	350	350																																		
②: 減収額	<p>○沖縄発電用特定石炭にかかる石油石炭税（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>1,107</td> <td>1,734</td> <td>1,946</td> <td>1,722</td> <td>1,976</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>1,739</td> <td>1,713</td> <td>1,724</td> <td>1,388</td> <td>1,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※免税額は、石炭受入数量×税額(700円/t)として算出</p> <p>○沖縄発電用特定LNGに係る石油石炭税（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>194</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>378</td> <td>378</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取。 ※免税額は、LNG受入数量×税額(1,080円/t)として算出</p> <p>なお、本措置による免税額分については、料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担軽減に繋がっている。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	免税額	1,107	1,734	1,946	1,722	1,976	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	免税額	1,739	1,713	1,724	1,388	1,428	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	免税額	194	216	216	378	378		
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																																		
免税額	1,107	1,734	1,946	1,722	1,976																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
免税額	1,739	1,713	1,724	1,388	1,428																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
免税額	194	216	216	378	378																																		
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月) ◇電気料金の推移（単位：円/kWh）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>19.80</td> <td>19.80</td> <td>21.41</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> </tr> <tr> <td>9社計</td> <td>15.81</td> <td>15.87</td> <td>17.32</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>3.99</td> <td>3.93</td> <td>4.09</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力(自由化対象需要</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	沖縄電力(株)	19.80	19.80	21.41	20.14	19.90	9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87	単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03														
年度	H18	H19	H20	H21	H22																																		
沖縄電力(株)	19.80	19.80	21.41	20.14	19.90																																		
9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87																																		
単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03																																		

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	分を含む)の販売電力量(kWh)で除したものを。																																
			<p>適用各社の経営努力による原価構成要素の軽減分は、電気料金の低減を通して県民の負担軽減となっているが、上記の通り、他地域と比べて割高である。これは沖縄県が抱える構造的要因によるものであることから、将来においても同様の状況であることが推測される。沖縄県内の社会資本の整備や県民生活の向上を図るにあたり、本措置が与える影響は大きく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>なお、沖縄電力(株)は、効率化の推進による料金改定を行っているが、構造的な不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17. 7</th> <th>H18. 7</th> <th>H20. 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金改定率</td> <td>▲3.27</td> <td>▲3.24</td> <td>▲0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置による免税額分については、料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担軽減に繋がっているといえる。</p> <p>例えば、平成22年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約78円の負担軽減の効果があり、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <p><電気料金に与える影響(想定)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,376</td> <td>7,91</td> <td>7,476</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,564</td> <td>7,639</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.15</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量：沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※ここでの影響額は、免税額/販売電力量により算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p> <p>例えば、平成24年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では、月額75円の負担軽減効果が見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>		H17. 7	H18. 7	H20. 9	料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	販売電力量(百万kWh)	7,376	7,91	7,476	7,478	7,521	7,564	7,639	影響額(円/kWh)	0.15	0.23	0.26	0.23	0.26	0.25	0.25
				H17. 7	H18. 7	H20. 9																													
料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45																																
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)																												
販売電力量(百万kWh)	7,376	7,91	7,476	7,478	7,521	7,564	7,639																												
影響額(円/kWh)	0.15	0.23	0.26	0.23	0.26	0.25	0.25																												
<p>沖縄における電気事業については、以下の構造的な不利性等の理由により、電力料金は他社平均よりkWh当たり4円程度割高であり、また年間の平均発電回数は他の電力事業者平均に比べ多い等、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況にある。</p> <p>1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難。 2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入</p>																																			

		<p>が困難</p> <p>③供給区域に多数の離島(東西 1,000km、南北 400km)を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島だけで 11 の系統に分断される等、設備形成面で非効率 ・規模が極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡 <p>特に1)・2)の結果として、沖縄の電源構成は石炭・石油に大きく依存せざるを得ないこと等の構造的な問題を踏まえ、沖縄地域における電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置が必要不可欠である。</p> <p>本措置の対象である石炭を燃料とする火力発電所の発電電力量は平成 22 年度実績で 6,615 百万 kWh であり、沖縄県における発電電力量の約 77%を占める。</p> <p>また、電源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上や、石油・石炭に比べ燃焼時の CO2 排出量が少なく地球温暖化対策に資する観点から、LNG を燃料とした吉の浦火力発電所が平成 24 年度以降、順次運開することとなっている。</p> <p>今後は、現在の石炭火力発電所を引き続きベース電源としつつ、LNG は石炭より経済性において劣後するものの、電源を多様化することによる安定供給の確保の観点から、LNG 発電の割合を徐々に増加させ、平成 32 年度における LNG 比率を約 3 割にするよう計画している。</p> <p>再生可能エネルギー由来の電源の不安定性等も鑑みると、石炭等の化石燃料による電源は、今後も沖縄の電力の安定的かつ適正な供給の確保を担う重要な基幹電源である。</p> <p>このような中、本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。なお、電気料金は省令に基づき算定されており、本措置による石油石炭税の免税額分については料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担の軽減に繋がっている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖振法に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、沖縄電力(株)に係る固定資産税の課税標準の特例、産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例がある。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫からの融資は、沖振法第63条に基づく措置であることから、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄電力(株)にかかる固定資産税の課税標準の特例は、沖振法63条に基づく措置であり、政策的に一定の類似性がみられるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、そのための負担の軽減を図るための施策であることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>さらに産業高度化地域における課税の特例は、沖振法65条第1項に基づいた措置であること、また、沖縄県の産業全体の集積・高度化を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p> <p>10 有識者の見解</p> <p>■第 20 回 沖縄振興審議会(H23.7.25) 資料 5「沖縄の振興についての調査審議結果報告」P39 より</p> <p>「本土から系統が繋がっていないことによる電力の高い供給予備力や多数</p>
--	--	--

	<p>の有人離島への燃料輸送コストを負担する必要があることから、沖縄県における県民一人当たり電気料金はいまだ本土に比べて割高になっており、エネルギー供給コスト軽減に向けた支援は今後とも必要である。」</p> <p>■沖縄県「新たな計画の基本的考え方」(H23.7.28 決定)より</p> <p>OP42 「第 3 章 基本施策」-「2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」-「(6)地域特性に応じた生活基盤の充実・強化」-「ア 地域特性に応じた生活基盤の整備」より</p> <p>「安定したエネルギーの確保については、県民生活や産業活動の重要な基盤であることから、<u>電気事業に関する税制の特別措置</u>や資金の確保等の継続、<u>液化天然ガス(LNG)への支援を実施し</u>、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に努める。さらに、経年劣化した海底ケーブルの更新や海底ケーブルの新設を促進するとともに、駐留軍用地の返還に伴って生じる電力供給設備の移設等に関して新たな制度を活用し、支援に取り組む。また、全県的なスマートグリッドに取り組み、太陽光・風力発電などクリーンエネルギーの導入促進を図り、エネルギーの多様化を推進する。」</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されているとしているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標である「農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットィングの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る」が設定されており、定量的な測定指標が設定できない理由が示されているが、その理由に疑問があるため、その効果の検証が困難である。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 - ⑫ 本租税特別措置等と他の支援措置である石油石炭税の免税措置を合わせた減収額と効果を対比して税収減を是認するような効果があると説明しているが、本租税特別措置等のみについて税収減を是認するような効果が発現したのかが説明されておらず、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

 - ⑩ 達成目標の実現状況について、「農林漁業用A重油の安定的な供給が図られている」と説明しているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 - ⑬ 本租税特別措置等と他の支援措置である石油石炭税の免税措置を合わせた減収額の見込みと効果を対比して税収減を是認するような効果があると説明しているが、本租税特別措置等のみについて税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されておらず、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

 - ⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

所期の目標については、本租税特別措置等が措置されていることにより平成23年度まで達成されているものの、引き続き本租税特別措置等が継続されない場合には、輸入品と国産品の価格差が生じ、国内企業の競争力低下を招き、石油製品の低廉かつ安定的な供給に支障が生じる。さらに、農林漁業の主要生産資材である農林漁業用輸入A重油の価格が上昇することにより農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に支障を及ぼすとともに、石油製品市場にも大きな影響を与える。

⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去5年間（平成18～22年度）の適用数の実績は以下のとおりである。

- 平成18年度 14社
- 平成19年度 13社
- 平成20年度 12社
- 平成21年度 10社
- 平成22年度 9社（見込み）

（出典：石油連盟）

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は国内で原油を精製して製造された国産A重油を農林漁業用に供した場合における国産A重油製造事業者（石油精製業者）の全てを対象としている。

過去の実績においても、農林漁業用国産A重油製造事業者（石油精製業者）の全てが本措置による還付を受けているため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の実績及び見込みは以下のとおりである。

- 平成18年度 14社
- 平成19年度 13社
- 平成20年度 12社
- 平成21年度 10社
- 平成22年度 9社（見込み）
- 平成23年度 9社（見込み）
- 平成24年度 9社（見込み）

（出典：石油連盟）

本措置は国内で原油を精製して製造された国産A重油を農林漁業用に供した場合における国産A重油製造事業者（石油精製業者）の全てを対象としている。

なお、適用数は実際に還付を受ける農林漁業用国産A重油製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向から見れば、適用数が大きく変動することは想定しにくいことから、22年度と同数を将来推計としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の適用期限を2年間延長する。（延長） ・農林漁業を営む者が、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油（国産A重油）で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため購入した場合には、その購入した国産A重油につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を国産A重油の製造者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成元年度 創設（石油税2,040円/KL（従量税）） （以降、1年若しくは2年ごとに延長） 平成15年度 石油石炭税2,040円/KL（従量税） （以降、2年ごとに延長） 平成23年度 1年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業用輸入A重油については石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が課税されている。 したがって、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保するため、国産品に対する還付措置を講じることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 農林漁業用A重油を含む石油製品の安定供給の確保については、経済産業省設置法において「資源エネルギー等は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする」とあるとおり、資源エネルギー庁本来の任務である。また、食料の安定供給確保については、本措置により農林漁業者の生産コストの低減が実現することから、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第2条に定められている良質な食料が合理的な価格で安定的に供給される環境の実現に資する。 さらに、農林漁業用輸入A重油については石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が課税されていることから、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保するため、国産品に対する還付措置を講じることが必要である。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○農林水産省 《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》食料の安定供給の確保、水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p>

		<p>《政策分野》国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化、漁業経営の安定</p> <p>○経済産業省 3. 資源エネルギー・環境政策</p>
	②: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットिंगの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットिंगの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。 なお、定量的な測定指標を設定することについて、本措置はそもそも輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットिंगを確保し、競争条件の平等を図ることを目的としているため、例えば、内外価格差等を測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件の国際的なイコール・フットिंगの確保することにより我が国への農林漁業用A重油の安定供給が図られている。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p><適用数量> 平成18年度 2,201千kl 平成19年度 2,180千kl 平成20年度 1,685千kl 平成21年度 1,689千kl 平成22年度 1,689千kl (実績見込み) 平成23年度 1,689千kl (見通し) 平成24年度 1,689千kl (見通し)</p> <p>(農林水産省試算)</p> <p>適用数量は、以下「②減収額」を税率(2,040円/kl)で割り戻して算出した。 また、本措置の対象は、農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約19万戸(2010年農林業センサス)、漁業者約14万人(2010年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が特定の者に偏っていたり、僅少ではない。</p> <p>③: 減収額</p> <p><還付額> 平成18年度 4,490百万円 平成19年度 4,447百万円 平成20年度 3,437百万円 平成21年度 3,446百万円 平成22年度 3,446百万円 (実績見込み) 平成23年度 3,446百万円 (見通し) 平成24年度 3,446百万円 (見通し)</p> <p>(農林水産省試算)</p>

		<p>適用額は、実際に農林漁業用A重油還付の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成22年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成21年度の実績値を据え置きとした。 また、本措置の対象は、農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約19万戸(2010年農林業センサス)、漁業者約14万人(2010年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が特定の者に偏っていたり、僅少ではない。</p>
	③: 効果なし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 本措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットिंगの維持が図られ、農林漁業用A重油の安定的な供給が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 本措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットिंगの維持が図られ、農林漁業用A重油の安定的な供給が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 仮に当該措置がない場合には、輸入品との価格差が生じ、国産品等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 農林漁業用A重油の減収額(免税・還付合計)の推移は以下のとおり。 (適用額) 平成18年度 4,662百万円 平成19年度 4,525百万円 平成20年度 3,657百万円 平成21年度 3,609百万円 平成22年度 3,609百万円(実績見込み) 平成23年度 3,609百万円(見込み) 平成24年度 3,609百万円(見込み) 平成25年度 3,609百万円(見込み) 平成26年度 3,609百万円(見込み)</p> <p>(農林水産省調べ)</p> <p>農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農水産品の価格は下落傾向にあり、一方で資材価格は高止まりしている中で零細経営体が多い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため、我が国施設園芸における高熱動力コストの7～9割、漁業用燃料費の約2割を占める農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。したがって、当該免税・還付措置がない場合には、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給</p>

		<p>に支障を及ぼすとともに、農林漁業者はA重油の大口需要者であることから、農林漁業の衰退は国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下、農林漁業における主要生産資材である農林漁業用A重油の免税・還付措置を講じることにより、A重油をはじめとする石油製品の安定供給の確保及び食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に規定された食料の安定供給の確保が実現される。</p> <p>また、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた施設園芸産地、漁業地域では、早急な復興に全力を挙げているところであり、電力不足解消の見通しも立たない状況下においては、園芸施設の加温を電力に頼ることはできず、また、漁業においても、燃油にかかるコスト負担の軽減に繋がることから、農林漁業用A重油の税負担軽減は復興の促進に必要不可欠。</p> <p>なお、本措置の目的(輸入品と国産品との課税条件に関するイコールフットディングを確保し、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>輸入A重油と国産A重油のイコールフットディングという政策目的を達成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。</p> <p>また、輸入A重油と国産A重油のイコールフットディングを図ることは、公平な競争条件の確保に資すると評価できることから、本措置は有効と考えられる。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○租税特別措置法第90条の4: 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置 ○関税暫定措置法第2条: 農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置</p> <p>上記の措置は、輸入品のA重油に対して無税又は免税措置を講ずることにより、施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・漁業の経営の安定及び石油製品の安定供給に資し、野菜等農産物及び水産物の安定供給を図るための措置である。</p> <p>一方、本措置は、我が国の石油の安定供給を図るため、輸入品とのイコールフットディングによる公平な競争条件の確保を通じた石油精製業の経営安定化を目的としており、上記の措置とは明確に役割分担されている。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されているとしているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標である「農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定」が設定されており、定量的な測定指標が設定できない理由が示されているが（【点検結果表の別紙】④参照）、その理由に疑問があるため、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されておらず、想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
 - ⑤⑥ 本租税特別措置等の適用数（施設園芸農家、漁業者）の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用され得る農林漁業者の全体数からみて想定外に偏りが無いことについて説明されておらず、また、想定外に僅少でないとの説明（【点検結果表の別紙】⑥参照）に疑問がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
 - ⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 - ⑩ 達成目標の実現状況について、「農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が実現した」と説明しているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]
 - ⑬ 減収額の見込みと効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 - ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、「農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が実現される」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の達成目標の実現状況の将来予測が不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
平成 22 年度までの間においては、農林漁業用輸入 A 重油の需給が安定的に推移していることから、本措置の目標が達成されている。
- また、本租税特別措置等の所期の目標については、本租税特別措置等が措置されていることにより達成されているものの、引き続き本租税特別措置等が継続されない場合には、農林漁業の主要生産資材である農林漁業用輸入 A 重油の価格が上昇することにより農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に支障を及ぼすとともに、石油製品市場にも大きな影響を与える。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
農林漁業者への安定供給の実現状況を測定するためには、ある特定の指標を用いるのではなく、農林漁業者及び農林漁業者に A 重油を供給する者を取り巻く状況を総合的に判断する必要があるため、定量的な測定指標の設定は困難である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数量の想定については原油価格をはじめとする市場動向や、本租税特別措置の対象となる農林漁業者数の増減等様々な要素を考慮した上で行っているが、例年の実績を考慮しても想定外に僅少であるということはない。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
本租税特別措置が延長され、農林漁業用 A 重油を安価に調達することが可能となれば、農林漁業用 A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の生産コストの多くを占める光熱動力コストが低減され、ひいては農林漁業者の経営の安定が実現される見込みである。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
農林漁業者にとって燃料コストは経営上の大きな負担であり、仮に本租税特別措置等がなかったとすれば、農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に大きな支障を及ぼしたものと予想される。また、農林漁業者は A 重油の大口の需要者であることから、本租税特別措置がなければ、農林漁業が衰退し、国内の石油製品市場にも大きな影響を与えたものと思われることから、税収減を上回る効果が認められる。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
農林漁業者にとって燃料コストは経営上の大きな負担であり、仮に本租税特別措置が延長されなければ、農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に大きな支障を及ぼすものと予想される。ま

た、農林漁業者は引き続き A 重油の大口の需要者であることから、本租税特別措置がなければ、農林漁業が衰退し、国内の石油製品市場にも大きな影響を与えるものと想定されることから、税収減を上回る効果が認められる。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
本租税特別措置等の目的は、「農林漁業用 A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定を図る」ため、石油石炭税を免税するものである。
- i 「農林漁業に供される輸入 A 重油に係る関税の無税措置」については、「施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を図るための措置」であり目的が異なる。また、石油石炭税ではなく関税における手当である。
- ii 「農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税の還付措置」については、「国産品と輸入品のイコールフットイングを図るための措置」であり、本措置が輸入 A 重油を対象としているのに対して国産 A 重油を対象としたものである。
- 農林漁業に対する減免措置については、以上のように明確な役割分担がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置 (租税特別措置法第90条の4、租税特別措置法施行令第48条の6)
2	要望の内容	農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農林水産品の価格は下落傾向にあり、一方で資材価格は高止まりしている中で、零細経営体が多い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。一方、農林漁業者は、A重油の全販売量の約1割を購入する大口の需用者であり、農林漁業の衰退は、国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下、農林漁業用輸入A重油の低廉かつ安定的な供給及び我が国農林漁業者の経営安定化を図るため農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置を延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和53年の石油税創設時より免税措置を要望 (以降、1年若しくは2年ごとに延長) 税率(額)昭和53年6月以降 3.5%(従価税) 59年9月以降 4.7%(従価税) 63年8月以降 2,040円/kl(従量税) 平成15年10月以降 2,040円/kl(従量税) 平成23年度 適用期限の1年延長
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日～平成26年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業用輸入A重油の免税措置については、マーケットの国際化により農林水産品価格が下落し、さらに生産資材の価格が高止まりする中で、経営環境が厳しさを増す農林漁業者に対して生産コストを低減することにより、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 農林漁業用A重油を含む石油製品の安定供給の確保については、経済産業省設置法において「資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする」とあり、資源エネルギー庁本来の任務である。また、食料の安定供給の確保については、本租特により農林漁業者の生産コストの低減が実現することから、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第2条に定められている、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給される環境の実現に資する。 なお、近年、国民の食生活の多様化により、ますます重要な役割を果たしている野菜等の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの7～9割を占める農林漁業用A重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に大きな影響を与えている。 また、我が国の漁業生産は総漁船の97%を占める動力漁船に大きく依存しており、漁船漁業支出の22%を占める動力漁船に用いられるA重油のコストは、零細経営体の多い我が国漁業経営に大きな影響を与えている。 このような状況の下、農林漁業者の生産コストの低減、ひいては農林漁</p>

		業者の経営の安定を図るため、本免税措置が必要。加えて、上述の政策目的を実現するために、関税暫定措置法においても農林漁業用輸入A重油に無税措置が講じられている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	○農林水産省 Ⅲ-⑤国産農畜産物の競争力の強化 Ⅶ-⑭水産業の健全な発展 ○経済産業省 3. エネルギー・環境政策
	③ 効果・達成目標の実現状況	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成24年度及び25年度において、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農林漁業用A重油の安価な調達を促進することで実現される、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、輸入農林漁業A重油にかかる石油石炭税を免税し、農林漁業者の燃料調達コストを低減することにより、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給が確保されるとともに、農林漁業者の経営の安定、ひいては我が国の食料の安定供給確保に寄与している
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○免税数量 平成19年度 38kl 平成20年度 108kl 平成21年度 80kl 平成22年度 80kl(実績見込み) 平成23年度 80kl(見込み) 平成24年度 80kl(見込み) 平成25年度 80kl(見込み) 平成26年度 80kl(見込み) (農林水産省調べ) 農林漁業者はA重油の大口需要者であり、平成21年度に日本国内で流通したA重油(生産量と輸入量の合計)約16,049千klのうちおよそ10.9%(約1,790千kl程度)が農林漁業向けであり、対象数量が想定外に僅少ということはない。 適用数量は、実際に農林漁業用A重油の免税の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成22年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成21年度の実績値を据え置きとした。 なお、本租特の対象は農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約19万戸(2010年農林業センサス)、漁業者約14万人(年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が想定外に特定の者に偏っているということはない。</p> <p>② 減収額</p> <p>○免税額 平成19年度 0.77億円 平成20年度 2.20億円 平成21年度 1.63億円 平成22年度 1.63億円(実績見込み) 平成23年度 1.63億円(見込み) 平成24年度 1.63億円(見込み) 平成25年度 1.63億円(見込み) 平成26年度 1.63億円(見込み) (農林水産省調べ)</p>

		<p>農林漁業者はA重油の大口需要者であり、平成 21 年度に日本国内で流通したA重油(生産量と輸入量の合計)約 16,049 千klのうちおよそ 10.9%(約 1,790 千 kl 程度)が農林漁業向けであり、対象数量が想定外に僅少ということはない。</p> <p>適用額は、実際に農林漁業用A重油免の税の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成 22 年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成 21 年度の実績値を据え置きとした。</p> <p>なお、本租特の対象は農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約 19 万戸(2010 年農林業センサス)、漁業者約 14 万人(年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が想定外に特定の者に偏っているということはない。</p>
③ 効果ない達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>マーケットの国際化により農林水産品の価格が下落し、さらに燃油の価格が高止まりする中で、本制度により、A重油を引き取る際の石油石炭税が免税され、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の生産コストの低減を図り、ひいては農林漁業者の経営の安定化を実現。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>本制度により、農林漁業用A重油の安価な調達が進められ、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が実現した。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>当該措置がない場合には、農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の根拠が失われ、同様に措置されないおそれがある。その場合、農林漁業用A重油は、我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材であるため、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給に支障を及ぼすとともに、石油製品市場にも大きな影響を与える。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>農林漁業用A重油の減税額(免税・還付合計)の推移は以下の通り。 (適用額)</p> <p>平成18年度 4,662百万円 平成19年度 4,525百万円 平成20年度 3,657百万円 平成21年度 3,609百万円 平成22年度 3,609百万円(見込み) 平成23年度 3,609百万円(推計) 平成24年度 3,609百万円(推計) 平成25年度 3,609百万円(推計) 平成26年度 3,609百万円(推計)</p> <p>(農林水産省調べ)</p>	

		<p>農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農水産品の価格は下落傾向にあり、一方で資材価格は高止まりしている中で、零細経営体が多い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため、我が国施設園芸における高熱動力コストの7～9割、漁業用燃料費の約2割を占める農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。したがって、当該免税・還付措置がない場合には、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給に支障を及ぼすとともに、農林漁業者はA重油の大口の需用者であることから、農林漁業の衰退は国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下、農林漁業における主要生産資材である農林漁業用A重油の免税・還付措置を講じることにより、エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)に位置づけられているA重油をはじめとする石油製品の安定供給の確保及び食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に規定された食料の安定供給の確保が実現されることから、税收減を上回る効果が認められる。</p> <p>なお、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた施設園芸産地、漁業地域では、早急な復興に全力を挙げているところであり、電力不足解消の見通しも立たない状況下においては、園芸施設の加温を電力に頼ることはできず、また、漁業においても、燃油にかかるコスト負担の軽減につながることから、農林漁業用A重油の税負担軽減は復興の促進に必要不可欠。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が厳しさを増しており、零細経営体が多い農林漁業者にとって、農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。このため、我が国農林漁業者の経営安定化を図るためには、石油石炭税の免税制度により農林漁業者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり、補助金による補填等に比べて効率的である。</p>	
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①農林漁業に供される輸入A重油に係る関税の無税措置 施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・漁業の経営の安定に資し、国民への野菜等農産物及び水産物の安定供給を図るための措置</p> <p>②農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置 農林漁業用輸入A重油について石油石炭税の免税措置が講じられていることから、国産品と輸入品のイコールフットイングを図るための措置。</p>	
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10 有識者の見解	—	
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	府省名	経済産業省
税目	自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「2020年度までに新車販売に占める次世代自動車の割合70%」は、補助事業等の政策手段の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
[過去の実績]
 - 本租税特別措置等の効果を説明すべきところ、効果の説明に用いられている次の点検項目には課題がある。
 - 達成目標（乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%に増やす）の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
[将来の見込み]
 - 本租税特別措置等の効果を説明すべきところ、効果の説明に用いられている次の点検項目には課題がある。
 - 達成目標（乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
 - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段として、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金等があるとしているが、本租税特別措置等と補助金等他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の要望理由として、京都議定書の温室効果ガス排出量▲6%削減目標、低炭素社会づくり行動計画における CO2 削減目標及び 2020 年までに新車販売のうち 2 台に 1 台の割合で次世代自動車を導入するという野心的目標の達成を掲げているが、いずれの目標も達成年度は到来しておらず、また、普及台数も目標に達成していない。

＜新車販売台数に占める次世代自動車の割合（経済産業省調べ）＞

平成 20 年度 2.6%
平成 21 年度 9.8%
平成 22 年度 10.5%

＜保有台数に占める次世代自動車の割合（国土交通省）＞

平成 20 年度 1.2%
平成 21 年度 1.6%
平成 22 年度 2.8%

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
本租特は軽減対象となる自動車を取得した者はすべからく適用を受けることができる制度であり、特定業種、特定地域の住民といった偏った者が恩恵を受ける制度ではない。また、適用台数（国土交通省データ）は百万台超と多数にのぼっており、想定外に僅少という状況ではない。

- ⑦⑨ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）、減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
別紙参照

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置は、制度的に、税収中立の考え方により設計されており、減収額のみを取り出して検証することは不適切であるとする。また、本措置の目的は、次世代自動車等の普及を目的とするものであることから、その効果は次世代自動車等の普及状況により把握すべきものであり、減収額との対比のみによる説明は不適切であるとする。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の目的は、次世代自動車等の普及を目的とするものであることから、その効果は次世代自動車等の普及状況により把握すべきものであるとする。

- 【前提】（事前評価書 P5 に記載）

- ①販売台数 : 255 万台（登録車）

※日本自動車工業会の平成 23 年度市場見通し台数、及び平成 19 年度以降の自動車市場の減少率（▲4.7%/年）を用いて推計。

- ②平成 24 年度の販売台数に占める次世代自動車、2015 年度燃費基準超過達成車の割合：

・次世代自動車	20.1%
・2015 年度燃費基準+20%超過達成車	
・2015 年度燃費基準+10%超過達成車	9.0%
・2015 年度燃費基準達成車	20.4%
合計	49.5%

※自動車メーカーからのヒアリングに基づき推計。

- ③一台あたり自動車税額 : 38,349 円

※平成 22 年度の排気量別の自動車販売台数を用いて、一台当たりの平均税額を推計。

- 【減収額（軽課）試算】

- ① 適用台数

- 平成 24 年度
 $255 \text{ 万台} \times 49.5\% \approx 126 \text{ 万台} (\alpha)$
- 平成 25 年度
 $\alpha \times 2 \text{ 年分} \approx 252 \text{ 万台}$
- 平成 26 年度
 $\alpha \times 3 \text{ 年分} \approx 378 \text{ 万台}$

- ② 減収額

- 免税
 $255 \text{ 万台} \times 20.1\% \times 38,349 \text{ 円} \times 100\% \approx 197 \text{ 億円}$
- 75%軽減
 $255 \text{ 万台} \times 9.0\% \times 38,349 \text{ 円} \times 75\% \approx 66 \text{ 億円}$
- 50%軽減
 $255 \text{ 万台} \times 20.4\% \times 38,349 \text{ 円} \times 50\% \approx 100 \text{ 億円}$
- 合計
 $197 \text{ 億円} + 66 \text{ 億円} + 100 \text{ 億円} \approx 362 \text{ 億円}$

- 措置期間中の減収額見込み

- 平成 24 年度 362 億円 (β)
- 平成 25 年度 724 億円 (β×2 年分)
- 平成 26 年度 1086 億円 (β×3 年分)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連) (地方税法附則第12条の3、地方税法施行規則附則第5条・第5条の2)										
2	要望の内容	<p>車体課税の抜本的見直しとして自動車重量税(国税)の廃止、自動車取得税(地方税)の廃止を要望しており、この実現を前提に、自動車税において環境対応車への優遇措置を講じる。(詳細は下記のとおり。)</p> <p>○次世代自動車、排ガス基準及び2015年度燃費基準に照らして、以下のとおり段階的に減免措置を講じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>軽減率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・次世代自動車※</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>・2015年度燃費基準を20%超過達成したもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・2015年度燃費基準を10%超過達成したもの</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>・2015年度燃費基準を達成したもの</td> <td>50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次世代自動車:ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車</p> <p>○減免措置は、新規登録から3年間適用する。</p> <p>○現在、自動車税のグリーン化において措置している重課は、これを維持する。(平成23年度増収見込額 241億円)</p> <p>○中量車、重量車についても、上記措置を踏まえた減免措置を講じる。</p>	対象車	軽減率等	・次世代自動車※	免税	・2015年度燃費基準を20%超過達成したもの		・2015年度燃費基準を10%超過達成したもの	75%軽減	・2015年度燃費基準を達成したもの	50%軽減
対象車	軽減率等											
・次世代自動車※	免税											
・2015年度燃費基準を20%超過達成したもの												
・2015年度燃費基準を10%超過達成したもの	75%軽減											
・2015年度燃費基準を達成したもの	50%軽減											
3	担当部局	製造産業局自動車課										
4	評価実施時期	平成23年9月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(自動車税のグリーン化の経緯)</p> <p>○平成13年度創設</p> <p>○平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車を軽課対象から除外 軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮 <p>○平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年排出ガス基準値に見直し <p>○平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更 <p>○平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> メタノール自動車を除外 燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更 <p>○平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> プラグインハイブリッド自動車を追加 燃費基準+15%超過達成車を対象から除外 										

6	適用又は延長期間	平成24年度～平成26年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成23年度税制改正大綱等に基づき、車体課税を簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的に見直す。 活力ある国内自動車市場の存在は、自動車メーカーが国内に立地し続ける基盤。国内市場を活性化させ、自動車産業の国内立地を維持することにより、産業空洞化を回避し、地方を含む日本経済全体の活性化を図る。 環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。普及拡大により更なる競争力強化を図る。 乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすることを目指す。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都議定書目標達成計画(平成20年3月) 燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。 低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。 エネルギー基本計画(平成22年6月) 必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすることを目指す。 新成長戦略(平成22年6月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月) 車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律13号) 附則第104条第3項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負

		<p>担の軽減を検討すること。</p> <p>○政府税制調査会「社会保障改革案に対する意見」 (平成 23 年 6 月 16 日) 別添 1「税制調査会において各委員から出された主な意見」 ・個別間接税である自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき。 ・自動車取得税やガソリン関係諸税について、消費税との二重課税の問題が指摘されている。消費税率引き上げの際には、消費者への過度な負担とならないよう、二重課税の問題についても検討していくことが必要。 ・車体課税の抜本的見直しは、エコカー減税が平成 23 年度末で切れるので、法律の文章からいっても欠くべからざるもの。 ・車体課税については、平成 23 年度税制改正大綱を踏まえ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で、抜本的に見直ししていくべき。 ・国内の自動車生産を維持し、雇用を守るため、自動車市場活性化が喫緊の課題。車体課税については、産業の空洞化を回避する観点から、当分の間として措置された税率を含め、思い切った簡素化・負担の軽減が図られなければならない。</p> <p>○政府・与党社会保障改革検討本部決定 「社会保障・税一体改革成案」(平成 23 年 6 月 30 日) ・併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。 ・車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 平成 23 年度税制改正大綱等に基づき、車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減を実現。</p> <p>② 国内市場の活性化、自動車産業の国内立地維持による産業空洞化の回避。地方を含む日本経済全体の活性化。</p> <p>③ 環境性能に優れた自動車の普及促進。</p> <p>乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で 50%、2030 年までに最大で 70%とすることを旨とする。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020 年において乗用車の新車販売に占める割合を 80%とすることを旨とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)> 平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>

		<p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)> 平成 20 年度 2.6% 平成 21 年度 9.8% 平成 22 年度 10.5%</p> <p><保有台数に占める次世代自動車の割合(国土交通省)> 平成 20 年度 1.2% 平成 21 年度 1.6% 平成 22 年度 2.8%</p> <p><国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)> 平成 18 年度 562 万台 平成 19 年度 532 万台 平成 20 年度 470 万台 平成 21 年度 488 万台 平成 22 年度 460 万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○平成 23 年度税制改正大綱等において、「車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」と明記されており、この実現を図る。</p> <p>○平成 22 年度において、新車登録の約 6 割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)> 平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p> <p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)> 平成 21 年度 64.7% 平成 22 年度 76.0%</p>
8	有効性等	① 適用数等 <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)> 平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>

	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>																														
② 減収額	<p>○過去5年間の軽課額試算 ○過去5年間の重課額試算</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 17 年度 ▲200 億円</td> <td>平成 18 年度 172 億円</td> <td>(17 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度 ▲172 億円</td> <td>平成 19 年度 193 億円</td> <td>(18 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度 ▲224 億円</td> <td>平成 20 年度 203 億円</td> <td>(19 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 ▲192 億円</td> <td>平成 21 年度 205 億円</td> <td>(20 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 ▲224 億円</td> <td>平成 22 年度 211 億円</td> <td>(21 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度 ▲249 億円</td> <td>平成 23 年度 241 億円</td> <td>(22 年度登録)</td> </tr> </table> <p>(国土交通省試算) (国土交通省試算)</p> <p>○平成 24 年度以降の減収見込額</p> <p>平成 24 年度 ▲362 億円 平成 25 年度 ▲724 億円 平成 26 年度 ▲1086 億円 (経済産業省試算)</p> <p>※積算根拠</p> <p>①販売台数 : 255 万台(登録車)</p> <p>※日本自動車工業会の平成 23 年度市場見通し台数、及び平成 19 年度以降の自動車市場の減少率(▲4.7%/年)を用いて推計。</p> <p>②販売台数に占める次世代自動車、2015 年度燃費基準超過達成車の割合:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽減率等</th> <th>対象車</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税対象</td> <td>・次世代自動車 ・2015 年度燃費基準+20%超過達成車</td> <td>20.1%</td> </tr> <tr> <td>▲75%軽減</td> <td>・2015 年度燃費基準+10%超過達成車</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>▲50%軽減</td> <td>・2015 年度燃費基準達成車</td> <td>20.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象車の割合は自動車メーカーからのヒアリングに基づき推計。</p> <p>③一台あたり自動車税額 : 38,349 円</p> <p>※平成 22 年度の排気量別の自動車販売台数を用いて、一台当たりの平均税額を推計。</p>	平成 17 年度 ▲200 億円	平成 18 年度 172 億円	(17 年度登録)	平成 18 年度 ▲172 億円	平成 19 年度 193 億円	(18 年度登録)	平成 19 年度 ▲224 億円	平成 20 年度 203 億円	(19 年度登録)	平成 20 年度 ▲192 億円	平成 21 年度 205 億円	(20 年度登録)	平成 21 年度 ▲224 億円	平成 22 年度 211 億円	(21 年度登録)	平成 22 年度 ▲249 億円	平成 23 年度 241 億円	(22 年度登録)	軽減率等	対象車	割合	免税対象	・次世代自動車 ・2015 年度燃費基準+20%超過達成車	20.1%	▲75%軽減	・2015 年度燃費基準+10%超過達成車	9.0%	▲50%軽減	・2015 年度燃費基準達成車	20.4%
平成 17 年度 ▲200 億円	平成 18 年度 172 億円	(17 年度登録)																													
平成 18 年度 ▲172 億円	平成 19 年度 193 億円	(18 年度登録)																													
平成 19 年度 ▲224 億円	平成 20 年度 203 億円	(19 年度登録)																													
平成 20 年度 ▲192 億円	平成 21 年度 205 億円	(20 年度登録)																													
平成 21 年度 ▲224 億円	平成 22 年度 211 億円	(21 年度登録)																													
平成 22 年度 ▲249 億円	平成 23 年度 241 億円	(22 年度登録)																													
軽減率等	対象車	割合																													
免税対象	・次世代自動車 ・2015 年度燃費基準+20%超過達成車	20.1%																													
▲75%軽減	・2015 年度燃費基準+10%超過達成車	9.0%																													
▲50%軽減	・2015 年度燃費基準達成車	20.4%																													
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 26 年度)</p> <p>○平成 22 年度において、新車登録の約 6 割が自動車税グリーン化の軽減対象車となり、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p>																														

	<p>平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>
	<p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)></p> <p>平成 21 年度 64.7% 平成 22 年度 76.0%</p> <p>○平成 24 年度において、新車販売の約 5 割が減免の対象となることが見込まれており、環境性能に優れた自動車の普及促進効果は大きい。</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 26 年度)</p> <p>○平成 22 年度において、新車登録の約 6 割が軽減対象車となり、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p> <p>平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成 20 年度～平成 26 年度)</p> <p>○エネルギー基本計画等において、「必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で 50%、2030 年までに最大で 70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020 年において乗用車の新車販売に占める割合を 80%とすることを目指す。」という目標を掲げているが、これは必要案政策支援を積極的に講じた場合の野心的な目標のため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成 22 年度では、新車登録の約 6 割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p> <p>平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成26年度)</p> <p>○平成22年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)＞</p> <p>平成18年度 141万台 平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)＞</p> <p>平成21年度 64.7% 平成22年度 76.0%</p> <p>○平成24年度において、新車販売の約5割が減免の対象となることが見込まれており、環境性能に優れた自動車の普及促進効果は大きい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>○平成23年度税制改正大綱等において、「車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」と明記されている等、これまでも様々な閣議決定等において税制上の措置を講じることは政府の方針となっている。</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)＞</p> <p>平成20年度 35.7% 平成21年度 64.7% 平成22年度 76.0%</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金</p> <p>ー平成23年度予算額:282.1億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両との価格差の1/2以内を補助</p> <p>※環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の普及促進を図る。</p> <p>次世代自動車は環境対策と経済成長を実現していく上で重要な分野。特</p>

		<p>に、補助対象の電気自動車等は、既に量産を開始するなど我が国が世界を先行。補助事業を通じて初期需要を創出し、量産による価格低減を通じた自律的市場の早期確立を目指している。一方、今後数年で各国メーカーも参入を計画しており、支援を緩めれば、現在の優位性を喪失するおそれ。</p> <p>そのため、購入補助と税制措置をあわせて実施することにより、一層強力に普及拡大を図り、環境対策と競争力強化の実現を目指す。</p>
	④ 地方公共団体が協力する相当性	<p>① 道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>② 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小傾向が続いており、近年は年率4～5%の減少(1990年度:780万台→2010年度:460万台)。活力ある国内市場は自動車産業が国内に立地し続ける基盤であり、国内市場が縮小し続ければ国内生産体制の維持は困難となり、産業空洞化は避けられない。さらに急激な円高により、国内自動車市場の活性化の必要性が高まっている。</p> <p>③ 自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>④ 上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>⑤ また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成19年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成20年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「同発電電力量に占める火力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移」は、国のエネルギー政策等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
 - 適用数の過去の実績について把握しているが、適用され得る装置の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 減収額の将来推計について、平成 24 年度だけ把握されているが、24 年度だけでは、適用額の将来推計がどの程度見込まれているかが明らかでないため、減収額の見込みが不透明である。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
エネルギー政策基本法においては「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」をエネルギー政策の基本方針とすることが定められている。また、エネルギー基本計画において、安定供給の確保・環境への適合・経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求することが重要であるとされており、火力発電については、安定供給及び経済性の確保の観点や、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において、今後とも必要不可欠であるとされている。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）
エネルギー基本計画においても必要不可欠とされている、火力発電の安定的な活用のために、本租税特別措置等については、継続して適用することが必要である。また、本措置による減収相当額については、電気料金の原価に織り込まれておらず、安定的かつ低廉なエネルギー供給という目的の実現に資することとなっており、今後も、引き続き措置を継続することが必要。
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
汽力発電装置において軽油を消費するためには、大規模な設備が必要であるという事業の特性から、適用数が著しく増減することは考えにくく、20年度以前も、ほぼ同数の事業者が措置を適用していたものと見込まれる。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用量については、事業者から聴取しており、従来と比して大きく減る見込みとはなっていない。また、ガスタービン発電装置の用途については、東日本大震災の影響で、東京電力・東北電力において、合計約185万kWの設備が設置される予定であり、大幅に使用量が増加する見込みとなっている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額の推計に用いている適用量については、事業者から聴取している。また、電力供給不足対策として、火力発電の役割が高まってくることも考慮すれば、今後適用数が減少することは想定しにくい。また、ガスタービン発電装置の用途については、東日本大震災の影響で、東京電力・東北電力において、合計約185万kWの設備が設置される予定であり、大幅に使用量が増加する見込みとなっている。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(電気供給業)	
2	要望の内容	<p>【延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ① 汽力発電装置の助燃(軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る)(H24年度:61億円) ② ガスタービン発電装置の動力源の用途 (H24年度:205億円) <p>に供する軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p>電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>	
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	
4	評価実施時期	平成23年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年創設 平成21年3年間の期限の設定	
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成7年以降、電気事業の自由化が進展しているが、なお、全需要の約4割にあたる家庭用電灯や低圧の業務用電力については規制がなされている。当該規制部門においては料金規制が行われており、総括原価を通じて、適正な料金の設定が行われているところであるが、それゆえ電気料金は公益性を有しており、国の施策としても、電気料金原価の低廉化・安定化に努めることが使命である。</p> <p>本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することになってしまう。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策名: 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく。</p> <p>下記に示すとおり、一時的に汽力発電比率に偏りが生じたことはあるが、電</p>

		<p>源を効率的に活用してきている。また、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものでなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。</p> <p><参考:総発電電力量に占める電源(汽力・原子力)別発電電力量割合></p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力</td> <td>59.0</td> <td>65.8</td> <td>64.8</td> <td>61.8</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>31.1</td> <td>26.2</td> <td>26.9</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総発電電力量に占める汽力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 原子力発電はベース電源として、また、汽力発電はピーク需要に対応するための電源として、どちらも必要不可欠な電源であり、安定供給を確保するために双方の電源において過不足無く発電することが重要である。現在並の水準を維持することにより、安定供給の確保に資する。 汽力発電装置の助燃の役割をする軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすい。上記目的達成のために無くてはならない燃料である。</p>		H18	H19	H20	H21	H22	汽力	59.0	65.8	64.8	61.8	60.3	原子力	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4														
	H18	H19	H20	H21	H22																													
汽力	59.0	65.8	64.8	61.8	60.3																													
原子力	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4																													
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>適用件数: 61社(汽力発電装置: 50件、ガスタービン発電装置 11件) (平成21年度実績値、出典: 総務省による道府県課税状況調査) 適用対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者等</p> <p><適用量について></p> <p>○汽力発電装置の用途 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>169,814</td> <td>167,042</td> <td>189,705</td> <td>209,761</td> <td>199,615</td> <td>192,584</td> <td>194,497</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>8,485</td> <td>31,187</td> <td>12,574</td> <td>4,335</td> <td>2,129</td> <td>166,000</td> <td>638,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般電気事業者及び卸電気事業者より聞き取り。 ※数値については、H18~H22年度は実績値であり、H23,H24年度は推計値を記載。</p>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	使用量	169,814	167,042	189,705	209,761	199,615	192,584	194,497		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	使用量	8,485	31,187	12,574	4,335	2,129	166,000	638,000
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																											
使用量	169,814	167,042	189,705	209,761	199,615	192,584	194,497																											
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																											
使用量	8,485	31,187	12,574	4,335	2,129	166,000	638,000																											

	②: 減収額	<p>○汽力発電装置の用途 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>5,451</td> <td>5,362</td> <td>6,089</td> <td>6,733</td> <td>6,407</td> <td>6,181</td> <td>6,243</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>272</td> <td>1,001</td> <td>403</td> <td>139</td> <td>88</td> <td>5,328</td> <td>20,479</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般電気事業者及び卸電気事業者より聞き取り。 ※数値については、H18~H22年度は実績値であり、H23,H24年度は推計値を記載。 ※免税額(百万円) = 軽油使用量 × 税率(32,100円/kl)</p>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	免税額	5,451	5,362	6,089	6,733	6,407	6,181	6,243		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	免税額	272	1,001	403	139	88	5,328	20,479
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																											
免税額	5,451	5,362	6,089	6,733	6,407	6,181	6,243																											
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																											
免税額	272	1,001	403	139	88	5,328	20,479																											
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度) 現在使用されている軽油は、温暖化対策の推進に関する法律におけるCO₂排出係数が2.58tCO₂/kl、他方、代替燃料として考え得る重油(A重油)を助燃燃料として用いて発電を行うとすると(同量の重油量を用いる場合及び熱量補正をかけた場合)、CO₂排出係数は2.71tCO₂/klとなっており、軽油を助燃燃料として用いる場合よりも多量のCO₂を排出することとなり、環境への適合という側面に反する。 過去から現時点まで助燃燃料として軽油を使用してきたこと、上記理由から、継続的に政策目的を実現している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度) <総発電電力量に占める汽力発電電力量割合(参考: 原子力発電比率)> (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力発電比率</td> <td>59.0</td> <td>65.8</td> <td>64.8</td> <td>61.4</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>原子力発電比率</td> <td>31.1</td> <td>26.2</td> <td>26.9</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 電力調査統計月報 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計 ※汽力発電には地熱発電を含まない。</p> <p>上記に示す通り、一時的に汽力発電比率に偏りが生じたことはあるが、電源を効率的に活用してきている。また、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものでなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが重要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度) 本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することとなり、負担増となる。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度) 軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのため</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	汽力発電比率	59.0	65.8	64.8	61.4	60.3	原子力発電比率	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4														
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																													
汽力発電比率	59.0	65.8	64.8	61.4	60.3																													
原子力発電比率	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4																													

			<p>あり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。</p> <p>また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約30%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成 21 年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。</p> <p>また、ガスタービン発電装置の用途については、これまでは使用量は少なかったものの、東日本大震災の影響で東京電力・東北電力は使用量が大幅に増加することにより、全体として大幅な増加が見込まれる。</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成 21 年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。</p> <p>また、ガスタービン発電装置の用途については、これまでは使用量は少なかったものの、東日本大震災の影響で東京電力・東北電力は使用量が大幅に増加することにより、全体として大幅な増加が見込まれる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除措置の特例措置（地熱資源）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「掘削コストの低減」は、軽油の価格等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、減収額の実績と効果をそれぞれ述べるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（掘削コストの低減）の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、減収額の見込みと効果をそれぞれ述べるにとどまり、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標（掘削コストの低減）実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明を踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>」欄への補足説明）
掘削コストの低減を図ることを目標としており、この目標のためには本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>」欄への補足説明）
地熱発電所の総事業費に占める井戸の掘削費用の割合は約44%、また、発電所運転開始後15か年に要する経費に占める井戸の掘削費用の割合は約61%であり、掘削費用は、総事業費の大半を占めている。一方、掘削技術は成熟しており、技術開発による掘削コストの低減がほとんど見込めないことから、本租税特別措置による掘削コストの低減が効果的である。
※ 掘削費用の割合は、21世紀に向けた発電技術懇話会地熱部会中間報告（平成8年11月）におけるコストモデルより算定した。
地熱発電所の総事業費に占める井戸の掘削費用の割合
＝井戸の掘削費用÷総工事費
＝21,107百万円÷48,260百万円×100
＝44%
地熱発電所運転開始後15年間の経費全体（地熱発電所運営コスト）に占める井戸の掘削費用の割合
＝井戸の掘削費用÷地熱発電所運転開始後15年間の経費
＝28,867百万円÷47,284百万円×100
＝61%
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用数（法人数）は、平成18年度3社、平成19年度3社、平成20年度2社、平成21年度4社、平成22年度1社である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数（法人数）は例年3～4社程度と一定であり、適用量も500kL～800kLで安定している。電気事業用の地熱発電所を運営する事業者は9社であり、地熱用井戸の掘削頻度からみて僅少ではない。地熱用井戸は、井戸を通過する蒸気の性質により蒸気量の減衰量が異なるため、発電所によって井戸の掘削頻度も異なってくる。結果として、掘削頻度の高い地熱発電所がある。よって、想定外に特定の者に偏っていることは無い
- ⑦ 適用数の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
将来推計は次のとおり。なお、事業者へ掘削計画における適用量のヒアリングによりその合計を将来推計とした。平成23年度3件734kL、平成24年度3件734kL

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
将来推計は次のとおり。なお、事業者へ掘削計画における適用量のヒアリングによりその合計対して課税率を乗じて将来推計とした。
平成23年度24百万円(=734kL×32,100円/kL)、平成24年度24百万円(=734kL×32,100円/kL)
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「<税収減を是認するような効果の有無>」欄への補足説明）
減収額の実績は、平成18年度17百万円、平成19年度26百万円、平成20年度19百万円、平成21年度29百万円、平成22年度21百万円であり、その低減状況はそれぞれ平成18年度1.55%、平成19年度1.78%、平成20年度1.63%、平成21年度1.29%、平成22年度1.80%
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「<税収減を是認するような効果の有無>」欄への補足説明）
減収額予測は次のとおり平成23年度24百万円、平成24年度24百万円。また、効果は掘削コストの低減が目標であり、そのコスト至近5か年の実績から約1.6%程度減少すると見込んでいる。また、④に記載のとおり、総事業費の大半を占める掘削費用の削減は効果的である。よって、本租税特別措置による掘削コストの低減が効果的である。
・地熱発電所新設する場合のコスト全体への低減効果 0.7%（＝44%×1.6%）
・地熱発電所運転経費のコスト全体への低減効果 1.0%（＝61%×1.6%）
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
将来の地熱発電所設置に向けた地熱資源探査に係る事項について平成24年度予算要求を行っている。本租税特別措置は、運転中の地熱発電所の蒸気減衰等により出力が低下するという課題に対して、掘削に必要な燃料費負担の低減が目的となっている点からも必要かつ適切と考えている。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
将来の地熱発電所設置に向けた地熱資源探査に係る事項について平成24年度予算要求を行っている。他方、本租税特別措置は、運転中の地熱発電所の蒸気減衰等により出力が低下するという課題に対して、掘削に必要な燃料費負担を低減することを目的としており、明確な役割分担がされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除措置の特例措置(地熱資源)
2	要望の内容	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に対する軽油引取税の課税免除(延長)
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和55年度(創設) 課税免除対象用とは「地熱資源開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途」 ○平成21年度法制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより用途制限が廃止。課税免除措置については3年間で(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の電力の安定供給に寄与し、加えて地熱発電を含めた再生可能エネルギーの推進を図る。 《政策目的の根拠》 2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。(エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定))
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策軸: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地熱資源獲得を推進するため、本特例措置により掘削コストを低減させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総掘削費用に対する減収額の割合を測定指標として評価する。 本特例措置を適用した場合、地熱資源獲得に係る掘削コストは約 1.6%程度減少することが見込まれる。(事業者からの聞き取りによる。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地熱発電は、開発コストが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、本特例措置による事業者の負担軽減が不可欠。また、軽油取引価格は平成17年度頃より高値での推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。税制の特例措置を講じなかった場合、掘削に係るコストが発電所建設のコストとして計上されることにより、発電単価が増大する。 我が国における再生可能エネルギーの導入促進を図る上で本税制の適用が必要。掘削コスト削減実績は、2010 年度 1.8%、2009 年度 1.3%、2008 年度 1.6%であった。

8	有効性等	①: 適用数等 適用量 平成 18 年度 530kL 平成 19 年度 824kL 平成 20 年度 584kL 平成 21 年度 913kL 平成 22 年度 648kL (事業者からの聞き取りによる。現在稼働中の地熱発電所は 18 地点である。)
		②: 減収額 平成 18 年度 17,009 千円 平成 19 年度 26,445 千円 平成 22 年度 20,804 千円 平成 20 年度 18,742 千円 平成 21 年度 29,320 千円 (事業者からの聞き取りによる。現在稼働中の地熱発電所は 18 地点である。)
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 現在、地熱発電は全国で 18カ所、出力 53 万kWであり、その出力の維持等に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本特例措置を適用した場合、地熱資源獲得に係る掘削コストは約 1.6%程度減少する。また、軽油取引価格は平成17年度頃より高値での推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。 (参考) ・追加井 1 本の掘削コストに係る免税後における軽油コストの割合(実績) 平成 18 年度 3.51% 平成 19 年度 3.68% 平成 20 年度 4.67% 平成 21 年度 2.34% 平成 22 年度 3.69% (事業者からの聞き取りによる。) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本特例措置以外には、新規の発電所の建設及び追加掘削に対する支援がないことから、延長されなかった場合、建設コストの増大により、地熱発電の推進に悪影響を与える。また、本措置は至近5か年累計において 89%が東北地域において活用されており、復興再建に取り組む東北地域における電力の安定供給にも支障を生じる。全国的にも、地熱発電による発電量低下に伴って、化石燃料を使用する火力発電の発電量が増え、二酸化炭素排出量増加が見込まれる。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本税制の活用を行うことにより、18 か所 53.5 万kW の地熱発電所の発電出力の維持等に貢献しており、再生可能エネルギーの導入促進に効果をあげている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 税率の変更に伴う建設コストの増大は、地熱発電の推進に影響を及ぼす。なお、本措置は至近5か年累計において、89%が東北地域で活用されている。東北地域における電力の安定供給の観点からも妥当である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	施設に関わる技術者、開発者等が地域に集まることにより、資材・物流・建設等の面から地域経済へ貢献する。貢献内容として、当該地域における工事の発注並びに技術者及び開発者等の滞在に伴う宿泊施設の活用等地域経済の活性化が見込まれる。
10	有識者の見解	経済性の問題を理由として事業化を見送っている事業者に対して、開発インセンティブを与える上でコスト低減策は効果的である。(地熱発電に関する研究会・平成21年6月)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「鉱さいバラス製造業社数、鉱さいのリサイクル率、鉱さいによって削減されるCO2排出量」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に効果があると説明しているが根拠が不明であり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に効果があると説明しているが根拠が不明であり、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
鉦さいバラス製造業者が製造する鉄鋼スラグを活用した混合セメントの利用拡大は、京都議定書目標達成計画の中でも3R、CO2排出抑制のための対策の1つとして明確に位置づけられている。また、資源有効利用促進法においても、副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして、鉄鋼スラグが政令で指定されている。さらに、グリーン購入法においても、鉄鋼スラグ製品の多くが特定調達品目として指定されている。
また、こうした政策目的を実現するために鉦さいバラス製造業者の安定的経営の確保が必要であることから、本租税特別措置等が「4取引・経営の安心」に位置づけられていることは適切と考える。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
鉦さいバラス製造業者数という指標は、鉦さいバラス製造業者の経営安定という達成目標を測定するための指標であり、会社の数を増やすことを達成目標としているわけではないため、会社数に目標値やその達成時期を設定することは困難。また、本租税特別措置等により、リサイクル率は現行で99%が確保されており、これに100%にするというような目標値を設定することは現実的ではなく、むしろ現行のリサイクル率を下げない状況を確認することが目標であることから、具体的な目標値の設定をしていないもの。CO2削減量についてもリサイクル率に連動するものであるため、同様の理由である。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等は、全ての鉦さいバラス製造業者が利用しており、原則として適用数＝鉦さいバラス製造業者数である。製造業者数は毎年毎年増減を繰り返すような性質のものではないため、適用数は何らかの計算式等によって推計算出されるものではない。また、景気動向等の不確実性の高い外生要因を製造業者数の将来推計に盛り込むような計算式を構築することは不可能。
以上のことから、本措置が継続される場合には、適用数（＝製造業者数）は変わらないまま推移すると推定しているもの。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
推計は業界ヒアリング等に基づき、過去数年の実績をベースに軽油使用量見込みから算出している。製造される鉦さいバラスの量は鉄鋼生産量に連動するものであり、その生産量は経済情勢の変化に影響されることから、将来見込みを正確に推計するのは困難である。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本租税特別措置等により、鉦さいバラス製造業者数は維持され、リサイクル率も約99%、CO2削減量は650万トンの効果が出ている。

- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
製造される鉦さいバラスの量は鉄鋼生産量に連動するものであり、その生産量は経済情勢の変化に影響される。このため、鉦さいバラス製造業者が使用する軽油の見込量を正確に予測することは困難であり、予算措置等による対応は困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱さいバラス製造業)
2	要望の内容	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円(32.1円/ℓ)の課税免除。
3	担当部局	製造産業局 鉄鋼課 製鉄企画室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度(創設) 課税免除対象用途は「鉱さいばらすの集積等のために使用する機械の動力源」 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特会財源)から普通税に改められたことにより、使用制限が廃止。課税免除措置については3年(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	延長 平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 《政策目的の根拠》 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その半数以上が中小企業者であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきている。 さらに、セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいバラスの供給が、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。よって、本税制措置は必要不可欠である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉱さいバラス製造業の経営安定及びセメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・鉱さいバラス製造業社数 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率は99%であり、高炉セメント利用により1トンあたりのCO2排出量は40%削減でき、高炉セメントは年間1,500万トン生産されていることから資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用の促進が図られている。																						
		① 適用数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>軽油使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>15件</td> <td>16,106KL</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>15件</td> <td>17,850KL</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>15件</td> <td>18,162KL</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>15件</td> <td>17,134KL</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>16件</td> <td>15,389KL</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>16件</td> <td>16,928KL</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>16件</td> <td>16,928KL</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23、24年度は推計値(鉄鋼スラグ協会調べ)</p>		件数	軽油使用量	平成18年度	15件	16,106KL	平成19年度	15件	17,850KL	平成20年度	15件	18,162KL	平成21年度	15件	17,134KL	平成22年度	16件	15,389KL	平成23年度	16件	16,928KL	平成24年度
	件数	軽油使用量																						
平成18年度	15件	16,106KL																						
平成19年度	15件	17,850KL																						
平成20年度	15件	18,162KL																						
平成21年度	15件	17,134KL																						
平成22年度	16件	15,389KL																						
平成23年度	16件	16,928KL																						
平成24年度	16件	16,928KL																						
		② 減収額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5.2億円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5.7億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5.5億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5.4億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5.4億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23、24年度は推計値(鉄鋼スラグ協会調べ)</p>		減収額	平成18年度	5.2億円	平成19年度	5.7億円	平成20年度	5.8億円	平成21年度	5.5億円	平成22年度	4.9億円	平成23年度	5.4億円	平成24年度	5.4億円						
	減収額																							
平成18年度	5.2億円																							
平成19年度	5.7億円																							
平成20年度	5.8億円																							
平成21年度	5.5億円																							
平成22年度	4.9億円																							
平成23年度	5.4億円																							
平成24年度	5.4億円																							

9	相当性	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 本措置により、鉱さいパラスの破砕、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。(鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいパラスとしてリサイクルされている)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) ・鉱さいパラス製造業社数 16社 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.2% ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 650万t (平成22年度) 平成23年度以降は推計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業者数</td> <td>15社</td> <td>15社</td> <td>15社</td> <td>15社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> <td>98.8</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量(万t)</td> <td>699</td> <td>694</td> <td>662</td> <td>599</td> <td>650</td> <td>661</td> <td>661</td> <td>661</td> <td>661</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) ・経営の悪化 鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなり、省エネルギー・省資源・CO2削減効果が損なわれるおそれ。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいパラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	製造業者数	15社	15社	15社	15社	16社	16社	16社	16社	16社	リサイクル率	99.0	99.0	98.8	99.2	99.2	99.0	99.0	99.0	99.0	CO2削減量(万t)	699	694	662	599	650	661	661	661	661
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																
製造業者数	15社	15社	15社	15社	16社	16社	16社	16社	16社																																		
リサイクル率	99.0	99.0	98.8	99.2	99.2	99.0	99.0	99.0	99.0																																		
CO2削減量(万t)	699	694	662	599	650	661	661	661	661																																		
①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その半数以上が中小企業者である鉱さいパラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいパラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。</p>																																										
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置はなし。</p>																																									

		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>リサイクル材として安定的な鉱さいの利用は、最終処分される廃棄物の削減となり、地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（国の産業、経済の発展及び生コンクリート製造産業の雇用の安定）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「大幅な価格上昇の抑制、供給量の安定化、急激な雇用減の回避」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 ⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、税制による価格誘導や供給量調整を行うことが目的ではない。需要に対応するための供給能力が常に確保され、継続的な安定供給を図るという観点からも、特定の時点のみ捉えて評価を行う性格のものではないため、特定の目標値及び達成時期を設定することは困難である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
生コンクリート製造業は中小企業比率が 99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
また、生コンクリート製造業の場合、軽油引取税の課税免除の特例対象となる事業者は、地方税法施行令附則第 10 条の二の二第 6 項の規定により、「製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く」とされており、全ての生コンクリート製造事業者が対象とはなっていない。
その一方、上記の適用条件（コンクリートミキサー車を自社保有していない社）に合致した事業者での適用は決して少ないものではなく、当課で生コンクリート製造事業者を対象に実施したアンケート調査では、コンクリートミキサー車を保有していない事業者のうち、45%程度の事業者が本制度を適用しているとの回答があり、相当数の事業者が適用していると言える。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標である。そのような中、事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られている事実を用いて、生コンクリートの安定供給を説明したところであるが、これは品不足等による価格高騰などがなく需要量に対して供給量が安定的に推移したことを表しているものと考えている。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
これまで安定した価格で推移してきたことから、将来においても本租税特別措置等の効果により、低廉かつ安定的な供給が行われ、品不足等による価格高騰などが発生しない安定した供給が見込まれる。
- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される生コンクリートについて、その生産量を予め予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
2	要望の内容	生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業課業建材課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）
	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る</p> <p>《政策目的の根拠》 生コンクリートは、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠な生コンクリートの安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 4. 取引・経営の安心
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑で低廉な供給を図る。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																														
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。																														
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>82</td><td>753</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>98</td><td>804</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>124</td><td>2,291</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成22年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成18年度	82	753	平成19年度	98	804	平成20年度	124	2,291	平成21年度	95	2,617	平成22年度	95	2,617	平成23年度	95	2,617	平成24年度	95	2,617	平成25年度	95	2,617	平成26年度	95	2,617
		(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																													
		平成18年度	82	753																													
平成19年度	98	804																															
平成20年度	124	2,291																															
平成21年度	95	2,617																															
平成22年度	95	2,617																															
平成23年度	95	2,617																															
平成24年度	95	2,617																															
平成25年度	95	2,617																															
平成26年度	95	2,617																															
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額 (百万円))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>74</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>84</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成22年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減収額 (百万円))	平成18年度	24	平成19年度	26	平成20年度	74	平成21年度	84	平成22年度	84	平成23年度	84	平成24年度	84	平成25年度	84	平成26年度	84												
(年度)	(減収額 (百万円))																																
平成18年度	24																																
平成19年度	26																																
平成20年度	74																																
平成21年度	84																																
平成22年度	84																																
平成23年度	84																																
平成24年度	84																																
平成25年度	84																																
平成26年度	84																																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>生コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>108.0%</td><td>102.9%</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>106.0%</td><td>101.7%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>101.7%</td><td>103.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 同上</p>		セメント(原料)	生コンクリート	平成18年	100.0%	100.0%	平成19年	100.0%	100.0%	平成20年	108.0%	102.9%	平成21年	106.0%	101.7%	平成22年	101.7%	103.5%														
	セメント(原料)	生コンクリート																															
平成18年	100.0%	100.0%																															
平成19年	100.0%	100.0%																															
平成20年	108.0%	102.9%																															
平成21年	106.0%	101.7%																															
平成22年	101.7%	103.5%																															

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成27年3月)</p> <p>本措置が廃止された場合、アンケート調査によれば、現在本措置を活用している事業者のうち13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均20%の事業の縮小を考えると回答している。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、生コンクリートの円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p>税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>13%</td> <td>平均2人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>3%</td> <td>平均20%程度事業を縮小</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料) アンケート調査</p>	対応内容	具体的内容		従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減	事業縮小	3%	平均20%程度事業を縮小
対応内容	具体的内容										
従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減									
事業縮小	3%	平均20%程度事業を縮小									
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月)</p> <p>前記のとおり、アンケート調査によれば、13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均20%の事業の縮小を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、生コンクリートの市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>									
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される生コンクリートの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>									
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p>									
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。</p>									
10	有識者の見解	—									
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—									

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（セメント製品製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（国の産業、経済の発展及びセメント製品製造産業の雇用の安定）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「大幅な価格上昇の抑制、供給量の安定化、急激な雇用減の回避」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 ⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
- 国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、税制による価格誘導、供給量調整を行うことが目的ではない。需要に対応するための供給能力が確保され、継続的な安定供給を図るという観点からも、特定の時点のみを捉えて評価を行う性格のものではないため、特定の目標値及び達成時期を設定することは困難である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- 平成 21 年経済センサス基礎調査の事業所数等については、本対象案件以外の「セメント製造業」、「生コンクリート製造業」の事業所等も合わさったものとなっていることから、「セメント製品製造業」の事業所数と整合性はない。なお、事前評価書に記載の本税制を活用した事業者割合については、アンケート調査の結果をもとに記載したものである。
- また、セメント製品製造業は中小企業比率が 99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標である。そのような中、事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られている事実を用いて、セメント製品の安定供給を説明したところであるが、これは品不足等による価格高騰などがなく、需要量に対して供給量が安定的に推移したことを表しているものと考えている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- これまで安定した価格で推移してきたことから、将来においても本税制の効果により、低廉かつ安定的な供給が行われ、品不足等による価格高騰などが発生しない安定した供給が見込まれる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
- 公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右されるセメント製品について、その生産量を予め予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）
2	要望の内容	セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度 創設 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）
7	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。
		《政策目的の根拠》 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力などに転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠なセメント製品の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 4. 取引・経営の安心
③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑で低廉な供給を図る。	

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																														
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しいセメント製品製造事業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑なセメント製品の供給につながるほか、セメント製品製造産業における雇用の維持に寄与する。																														
8	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>1,204</td><td>21,964</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>1,158</td><td>21,009</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,115</td><td>19,777</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成22年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成18年度	1,204	21,964	平成19年度	1,158	21,009	平成20年度	1,115	19,777	平成21年度	1,091	17,977	平成22年度	1,091	17,977	平成23年度	1,091	17,977	平成24年度	1,091	17,977	平成25年度	1,091	17,977	平成26年度	1,091	17,977
		(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																												
	平成18年度	1,204	21,964																													
平成19年度	1,158	21,009																														
平成20年度	1,115	19,777																														
平成21年度	1,091	17,977																														
平成22年度	1,091	17,977																														
平成23年度	1,091	17,977																														
平成24年度	1,091	17,977																														
平成25年度	1,091	17,977																														
平成26年度	1,091	17,977																														
②: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額 (百万円))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>705</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>674</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>635</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>577</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成22年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減収額 (百万円))	平成18年度	705	平成19年度	674	平成20年度	635	平成21年度	577	平成22年度	577	平成23年度	577	平成24年度	577	平成25年度	577	平成26年度	577											
(年度)	(減収額 (百万円))																															
平成18年度	705																															
平成19年度	674																															
平成20年度	635																															
平成21年度	577																															
平成22年度	577																															
平成23年度	577																															
平成24年度	577																															
平成25年度	577																															
平成26年度	577																															
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつなげていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>108.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>106.0%</td><td>105.3%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>101.7%</td><td>101.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 同上</p>		セメント(原料)	セメント製品	平成18年	100.0%	100.0%	平成19年	100.0%	100.0%	平成20年	108.0%	100.0%	平成21年	106.0%	105.3%	平成22年	101.7%	101.4%													
	セメント(原料)	セメント製品																														
平成18年	100.0%	100.0%																														
平成19年	100.0%	100.0%																														
平成20年	108.0%	100.0%																														
平成21年	106.0%	105.3%																														
平成22年	101.7%	101.4%																														

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成27年3月)</p> <p>本措置が廃止された場合、アンケート調査によれば、8割を越えるセメント製品製造業者等が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、これまで税制措置を受けていた事業者のうち13%の事業者が平均7人の従業員の削減を、また、6%の事業者が平均17%の事業の縮小を、1%の事業者が事業からの撤退を考えると回答している。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、セメント製品の円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応内容</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td style="text-align: center;">13%</td> <td>平均7人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td style="text-align: center;">6%</td> <td>平均17%程度事業を縮小</td> </tr> <tr> <td>事業撤退</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料) アンケート調査</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月)</p> <p>前記のとおり、アンケート調査によれば、13%の事業者が平均7人の従業員の削減を、また、6%の事業者が平均17%の事業の縮小を、1%の事業者が事業からの撤退を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、セメント製品の市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>	対応内容		具体的内容	従業員の削減	13%	平均7人程度人員を削減	事業縮小	6%	平均17%程度事業を縮小	事業撤退	1%	
対応内容		具体的内容												
従業員の削減	13%	平均7人程度人員を削減												
事業縮小	6%	平均17%程度事業を縮小												
事業撤退	1%													
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用されるセメント製品の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため本措置は、こうした事態を回避し、必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>												
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p>												
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。</p>												
10	有識者の見解	—												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—												

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（社会資本整備や住宅等の建設を円滑に進めるとともに、砂利採取業者や採石業者の経営の安定や雇用の安定化を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「大幅な価格上昇の抑制、供給量の安定化、急激な雇用減の回避」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 [将来の見込み]
 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。あくまでも事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、税制による価格誘導、供給量調整を行うことが目的ではない。需要に対応するための供給能力が確保され、継続的な安定供給を図るという観点からも、特定の時点のみを捉えて評価を行う性格のものではないため、特定の目標値及び達成時期を設定することは困難である。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
業界を取り巻く事業環境から生産量の予測が困難なため、22年度以降は21年度と同数と見込んだ。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
業界を取り巻く事業環境から生産量の予測が困難なため、22年度以降は21年度と同額と見込んだ。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標である。
そのような中、事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られている事実を用いて、砂利等の安定的供給を説明したところであるが、これは品不足等による価格高騰がなく需要量に対して供給量が安定的に推移したことを表しているものと考えている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
これまで安定した価格で推移してきたことから、将来においても本租税特別措置等の効果により、低廉かつ安定的な供給が行われ、品不足等による価格高騰などが発生しない安定した供給が見込まれる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
公共工事や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される砂利等について、その生産量を予め予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
2	要望の内容	さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物(岩石及び砂利に限る)の掘削事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除の特例措置の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和37年度 拡充 昭和46年度 拡充 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石(岩石を砕いたもの)を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設(民生需要)を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率99%)であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均12%と極めて高い。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1 経済成長 4 取引・経営の安定																														
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を通じて大幅な価格上昇の抑制を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</p>																														
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用数量(kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>2,074</td><td>350,617</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>2,055</td><td>362,779</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>2,036</td><td>349,014</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> </tbody> </table> <p>※アンケート調査によれば、84%の事業者が本措置を利用。 ※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>		適用件数	適用数量(kL)	平成18年度	2,074	350,617	平成19年度	2,055	362,779	平成20年度	2,036	349,014	平成21年度	2,025	323,960	平成22年度	2,025	323,960	平成23年度	2,025	323,960	平成24年度	2,025	323,960	平成25年度	2,025	323,960	平成26年度	2,025	323,960
	適用件数	適用数量(kL)																														
平成18年度	2,074	350,617																														
平成19年度	2,055	362,779																														
平成20年度	2,036	349,014																														
平成21年度	2,025	323,960																														
平成22年度	2,025	323,960																														
平成23年度	2,025	323,960																														
平成24年度	2,025	323,960																														
平成25年度	2,025	323,960																														
平成26年度	2,025	323,960																														
	② 減収額	<p>減収額(百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>11,255</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>11,645</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>11,203</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>10,399</td></tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>	平成18年度	11,255	平成19年度	11,645	平成20年度	11,203	平成21年度	10,399	平成22年度	10,399	平成23年度	10,399	平成24年度	10,399	平成25年度	10,399	平成26年度	10,399												
平成18年度	11,255																															
平成19年度	11,645																															
平成20年度	11,203																															
平成21年度	10,399																															
平成22年度	10,399																															
平成23年度	10,399																															
平成24年度	10,399																															
平成25年度	10,399																															
平成26年度	10,399																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年3月～平成27年3月) 砂利等の市場価格については、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。これらは、将来においても同程度の効果があるものと想定される。																														

			(砂利)	(砕石)
	平成 18 年	100.3%	99.9%	
	平成 19 年	100.8%	100.1%	
	平成 20 年	99.9%	101.2%	
	平成 21 年	100.8%	101.4%	
	平成 22 年	100.6%	100.3%	
	※出典：財団法人建設物価調査会「建設物価」			
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年3月～平成27年3月) 同上			
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18年3月～平成27年3月) アンケート調査によれば、84%の砂利採取事業者等(488/584事業者)が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、14%の事業者が当該事業からの撤退を、また、32%の事業者は平均3人の従業員の削減を考えるとしている。更に、営業利益が赤字となっている104事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の68事業者が赤字に転落する状況にあるなど、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念がある。 このほか、24%の事業者は平均22%の大幅な事業縮小を考えるとしている。 このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、砂利等の円滑で低廉な供給に大きな支障が生ずる可能性がある。 税制の適用がなくなった場合の事業者の対応			
		対応内容	具体的内容	
		事業撤退	14%	
		従業員の削減	32%	平均3人程度人員を削減
		事業縮小	24%	平均22%程度事業を縮小
	(資料)アンケート調査			
	《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18年3月～平成27年3月) 前記のように、アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、14%の事業者が当該事業からの撤退を、また、32%の事業者は平均3人の従業員の削減を考えるとしているほか、営業利益が赤字となる事業者が、104事業者から172事業者に拡大する等、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があり、現下の雇用情勢が厳しい中、本措置は、事業者の経営の安定と地域における雇用維持に大きく貢献している。 更に、砂利等の市場価格についても、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、その円滑かつ低廉な供給が図られている。 このように、本措置は、当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、砂利等の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。			

9	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。 仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響(国民の負担増)を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③：地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（採掘原価を低減し、国内石炭の安定的採掘及び供給を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「石炭の供給確保」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、採掘原価の低減効果が達成目標である国内石炭生産の継続にどの程度寄与するのかが明らかではなく、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標（石炭の供給確保）の実現状況について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、採掘原価の低減効果が達成目標である国内石炭生産の継続にどの程度寄与するのかが明らかではなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標（石炭の供給確保）の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
当年度において安定的採掘及び供給を続けているため、達成しているものの、将来において自立的に安定供給を続けることが目標であるため引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）
延長期間である3年間において、石炭安定的採掘及び供給を行うことが目標。
石炭採掘事業者が安定的採掘及び供給を行うためには、経営基盤の安定は不可欠であり、仮に本措置が廃止になり軽油引取税が課税されることとなると、直近5年を見ても石炭採掘事業者のほとんど（8社中6社）が赤字に転落することになり、その存続（倒産）に影響する。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
過去5年（平成18-22年度）において、各社の免税額が会社純利益より大きかった年度があるため、本措置がなかった場合に赤字となり、会社存続に影響がある。
石炭生産コストに対する本措置が廃止となった場合の課税額は6%。国内石炭は、海外炭との価格競争となっており、6%の価格増は取引そのものに過大な影響を及ぼす。仮に、価格を維持すると石炭採掘事業者の純利益の大半（過去5年においては、60%）が失われることになってしまうため、石炭採掘事業者の存立が困難となりかねない。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
減収額見込みについて8社合計では、平成22年度の数字で推移していくと想定している。一方で、会社純利益については、3～5年に一度、開発投資が必要であり、現状でも軽油引取税の課税免税額よりも低い場合があり、本措置がなければ赤字となり、会社存続に影響がある。
石炭生産コストに対する本措置が廃止となった場合の課税額は6%。国内石炭は、海外炭との価格競争となっており、6%の価格増は取引そのものに過大な影響を及ぼす。仮に、価格を維持すると石炭採掘事業者の純利益の大半（過去5年においては60%）が失われることになってしまうため、石炭採掘事業者の存立が困難となりかねない。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本措置の廃止に伴う増税分を国内石炭の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。
このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)
2	要望の内容	石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○ 昭和36年度(創設) 課税免除対象用途は「石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免税措置については3年間(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 炭鉱構内のみで使用する軽油に係る軽油引取税を免税することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的採掘及び供給を図る。 《政策目的の根拠》 炭鉱では、削岩機等の動力用、搬出用重機等様々な機械を有するが、そのほとんどが軽油を燃料としているところ。この構内用燃料に係る軽油引取税は多額であり、すべて採掘原価に含まれることになる。この軽油引取税の課税免税措置がなくなると、直接、採掘原価が上昇することになり、会社の経営に与える影響は多大である。また、採掘原価の上昇により石炭採掘が困難となれば、貴重な国内石炭生産の維持が困難になる。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策名: 3. 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石炭の安定供給確保を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石炭の供給確保

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 軽油引取税の免税により、国内石炭事業においては、採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の維持に寄与
8	有効性等	①: 適用数等 平成18年度～平成22年度の適用者数は対象8社中すべてが対象(北海道のみ)23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。 免税軽油使用量(KL) 平成18年度 8,551 平成19年度 9,373 平成20年度 9,486 平成21年度 9,514 平成22年度 10,745 平成23年度 10,745 平成24年度 10,745 平成25年度 10,745 平成26年度 10,745 ※ 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。
		②: 減収額 《算出方法》北海道経済産業局の各社聞き取り実績(軽油使用数量)に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。 (単位:千円) 平成18年度 274,478 平成19年度 300,872 平成20年度 291,343 平成21年度 305,393 平成22年度 344,900 平成23年度 344,900 平成24年度 344,900 平成25年度 344,900
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) (生産石炭量:千トン) 平成18年度 1,330 平成19年度 1,319 平成20年度 1,295 平成21年度 1,204 平成22年度 1,136 平成23年度 1,136 平成24年度 1,136 平成25年度 1,136 平成26年度 1,136 ※北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 軽油引取税の免税により国内石炭事業においては、平成18年度～平成26年度で1社当たり約40.2百万円/年(同期間1社当たり純利益約59.5百万円の約67%)の採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の継続に寄与</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成27年3月) ・石炭採掘事業者は現在8社、その全てが当該課税免税措置を受けている。また、8社中7社が中小企業であるとともに北海道空知地域の地域経済に、大きな役割を果たしている。 ・軽油に代わる代替燃料はなく、本措置が延長されなければ、直近5年を見ても露天石炭事業等を生業としている会社のほとんど(8社中6社)が赤字に転落することになり、存続(倒産)に影響する。 ・仮に本制度廃止により国内炭鉱事業者の存続が困難となれば、直接・請負だけでも600名以上の雇用が失われることになるとともに、地元自治体への鉱産税約60百万円や本措置廃止に伴う税収見込み(約3億円)も失いかねない。 ・更に、石炭採掘事業者の主な供給先は北海道電力の火力発電所(砂川に2基、奈井江に2基)であり、国内事業者が石炭を供給できなくなると、国内炭のかわりに海外から輸入しても成分等に問題があり、そのまま焚けず、少なくとも火力発電所を成分に合致するよう改修、又はリプレイスする必要がある。そのため、相当の時間も費用も要するため、当然電気料金にも影響することが想定される。また、事業者が存続した場合にも、値上がりした国内石炭を北電が購入した場合も発電コストがかかる(電気料金見直しの可能性もあり得る)。 ・震災の影響で石炭火力発電の石炭焚き増しが見込まれており更に影響大。 ・8者の石炭採掘事業者は、地元経済を支える主要産業であり、連関する事業として、石炭輸送に始まり、重機・車輛・燃料・火薬類・資機材類の購入、修理等、地域経済に及ぼす影響(売上原価及び販管費(労務費除く)は8社合計250億円程度)は甚大である。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 本税制は、国内石炭採掘事業者が炭鉱構内で使用する機器の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。 我が国では、国内石炭需要量のほぼ100%近くを海外に依存している状況。生産量は国内消費の0.6%ではあるが、貴重な国内資源として採掘を継続しており、本制度は有効に活用されていると評価できる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>① 国内石炭の取引価格は、海外の輸入価格とのバランスで決定され、ユーザーの価格交渉力が強いいため、課税分を価格に転嫁することは困難。</p> <p>② 仮に課税することとなれば、各企業の純利益の大半が失われることとなり、企業の存続が困難となりかねない。</p> <p>③ 国内石炭事業者の存続が困難になれば、地元電力会社に対する安定的なかつ低廉な石炭供給が不可能となり、高騰しつつある海外炭への依存を余儀なくされることとなる。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>当該業種は、中小企業割合が高く(8社中7社)、現在石炭を採掘している北海道において、雇用の確保に寄与。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない			<input type="checkbox"/> 説明あり
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「石灰石等の鉱物資源の自給率又は安定的な生産の維持」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標（石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給）の実現状況について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給）の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

石灰石等鉱物は、その用途の重要性（コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要不可欠な基礎物資）や、当該鉱物を原材料として使用する事業の発展が国民経済の発達と生活向上に寄与するため、合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与する鉱物資源の鉱業に関する基本的制度を定めた鉱業法の適用鉱物（法第3条第1項）となっている。

我が国における鉱業に関する法制としては、明治5年「鉱山心得」の発布、明治6年「日本坑法」の制定、明治23年「鉱業条例」の制定、明治38年「旧鉱業法」の制定を経て昭和25年に現行法の制定に至るといった経緯からも近代日本の黎明期から長く続く施策を講じており、石灰石等鉱物も上述の重要性等から政策的に昭和25年の現鉱業法制定時に適用鉱物として追加されている。

したがって、石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給は、鉱業法が目標とする公共の福祉の増進に大いに寄与するものである。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本免税措置延長期間（平成24年4月1日～平成27年3月31日）において、引き続き石灰石等鉱物の高い自給率（石灰石鉱物が100%、けい石・けい砂鉱物が9割前後）が達成され安定供給がなされること。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

安定的な生産の維持については、石灰石等鉱物資源を生産する鉱山数の維持が上げられる。平成18～23年度の直近6年間に於いて、429鉱山から407鉱山へとなだらかな微減（▲22鉱山閉山（1年間当たり3～4鉱山閉山））に留まっており、国内需給に大きな混乱を生じてはいない。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

安定的な生産の維持については、石灰石等鉱物資源を生産する鉱山数の維持が上げられる。今後の鉱山数については、直近6年間（平成18～23年度）の鉱山数の推移（⑩参照）から急激な閉山数は想定しにくく、引き続き当該措置制度が延長されれば安定的な生産の維持という目標の達成は維持されるものと考えている。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鉱物の安定供給のほか、今後も鉱山で就労する従業員の雇用の維持や地域の関連産業（燃料販売業、運送業、火薬類販売業等）への経済効果を考慮すると税収減以上に見合った効果があるものと考えている。

また、赤字の試算方法については、当省が行った実態調査から各社の平成22年度税引後損益を分析したところ、中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であった。更に、本措置廃止後の経営状況の推計方法については、各社毎の税引後損益に本措置廃止分（各社毎の免税軽油使用量×課税税率（32,100円/KL））を加え算出している。試算結果では過半数を超える（6割弱）鉱山が赤字となった。

従業員の雇用の維持に関しては、将来の鉱山数や従事者数は直近と同数とみなすと、全国407鉱山中、中小企業鉱山数は379鉱山存在し、その従事者数は7,278人であることから、1中小企業鉱山当たり平均19人が雇用されているものと試算される。

仮に本措置が廃止となると、中小企業比率の高い石灰石鉱業等（約9割）において、コスト回収できず経営悪化に陥り急激な閉山等が多発した場合、需給に急激な混乱が生じ大きな影響を及ぼす。また、上記に記載しているとおり、当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数を超える（6割弱）鉱山が赤字になる試算結果となり、当該措置の廃止による経営状況の悪化により閉山が多数発生することが懸念される。

更に、全国407の石灰石等鉱物鉱山に対し「今後、軽油引取税の免税措置が無くなった場合どのような対策が想定されるか」アンケート調査した結果、回答鉱山数228鉱山のうち約1割もの22鉱山から「鉱業からの撤退」といった切実な回答があった。

以上の点を踏まえると、「鉱業からの撤退」いわゆる「閉山」と回答した22鉱山数を基に中小企業鉱山数全体を拡大推計すると37鉱山（22×379/228）が急激に閉山するとともに、従事者も約700人（37×19）にも及ぶ解雇につながるものと推測される。

したがって、本措置が継続されると今後も引き続き石灰石等鉱物の安定供給のほか、少なくとも中小企業鉱山に従事する約700人の雇用の維持に大きく効果があるものと思料することから、税収減を是認するに足る効果があるものと考えている。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鉱物の安定供給のほか、今後も鉱山で就労する従業員の雇用の維持や地域の関連産業（燃料販売業、運送業、火薬類販売業等）への経済効果を考慮すると税収減以上に見合った効果があるものと考えている。

また、赤字の試算方法については、当省が行った実態調査から各社の平成22年度税引後損益を分析したところ、中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であった。更に、本措置廃止後の経営状況の推計方法については、各社毎の税引後損益に本措置廃止分（各社毎の免税軽油使用量×課税税率（32,100円/KL））を加え算出している。試算結果では過半数を超える（6割弱）鉱山が赤字となった。

従業員の雇用の維持に関しては、将来の鉱山数や従事者数は直近と同数とみなすと、全国407鉱山中、中小企業鉱山数は379鉱山存在し、その従事者数は7,278人であることから、1中小企業鉱山当たり平均19人が雇用されているものと試算される。

仮に本措置が廃止となると、中小企業比率の高い石灰石鉱業等（約9割）において、コスト回収できず経営悪化に陥り急激な閉山等が多発した場合、需給に急激な混乱が生じ大きな影響を及ぼす。

また、上記に記載しているとおり、当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数

を超える（6割弱）鉱山が赤字になる試算結果となり、当該措置の廃止による経営状況の悪化により閉山が多数発生することが懸念される。

更に、全国 407 の石灰石等鉱物鉱山に対し「今後、軽油引取税の免税措置が無くなった場合どのような対策が想定されるか」アンケート調査した結果、回答鉱山数 228 鉱山のうち約 1 割もの 22 鉱山から「鉱業からの撤退」といった切実な回答があった。

以上の点を踏まえると、「鉱業からの撤退」いわゆる「閉山」と回答した 22 鉱山数を基に中小企業鉱山数全体を拡大推計すると 37 鉱山（22×379/228）が急激に閉山するとともに、従事者も約 700 人（37×19）にも及ぶ解雇につながるものと推測される。

したがって、本措置が継続されると今後も引き続き石灰石等鉱物の安定供給のほか、少なくとも中小企業鉱山に従事する約 700 人の雇用の維持に大きく効果があるものと思料することから、税収減を是認するに足る効果があるものと考えている。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1 KL につき 32,100 円（32.1 円/L）の課税を免除。 ・適用期限を延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和31年度（創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 <p>昭和34年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象用途に「鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンパー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」を追加 <p>昭和36年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉱物」に「岩石」を含める ・対象用途に「その他これらに類する機械」を追加 <p>昭和37年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉱物」に「砂利」を含める ・対象用途の「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンパー」を「鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械」に拡充 <p>昭和46年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に拡充 <p>（平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正） 平成21年度 3年間延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・鉱物資源の安定供給確保</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 経済産業省設置法第3条（経済産業省の任務）</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策軸名：資源エネルギー・環境政策																												
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等の鉱物資源の自給率又は安定的な生産の維持。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の低廉な安定供給がなされること。 																												
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数(鉱山数)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>429</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>422</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>418</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>416</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>414</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>407</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>407</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>407</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>407</td></tr> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。 ・平成18年度～平成23年度の鉱山数は、経済産業局調べ。 ・平成24～26年度の鉱山数の見込みは、平成23年度と同数と推計。 	平成18年度	429	平成19年度	422	平成20年度	418	平成21年度	416	平成22年度	414	平成23年度	407	平成24年度	407	平成25年度	407	平成26年度	407										
		平成18年度	429																												
平成19年度	422																														
平成20年度	418																														
平成21年度	416																														
平成22年度	414																														
平成23年度	407																														
平成24年度	407																														
平成25年度	407																														
平成26年度	407																														
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税軽油使用量(KL)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>112,167</td><td>3,601</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>108,982</td><td>3,498</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>99,562</td><td>3,196</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>87,548</td><td>2,810</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>89,320</td><td>2,867</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <p>(1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査(※)から、鉱物生産量当たりの免 		免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)	平成18年度	112,167	3,601	平成19年度	108,982	3,498	平成20年度	99,562	3,196	平成21年度	87,548	2,810	平成22年度	89,320	2,867	平成23年度	87,810	2,819	平成24年度	87,810	2,819	平成25年度	87,810	2,819	平成26年度	87,810	2,819
	免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)																													
平成18年度	112,167	3,601																													
平成19年度	108,982	3,498																													
平成20年度	99,562	3,196																													
平成21年度	87,548	2,810																													
平成22年度	89,320	2,867																													
平成23年度	87,810	2,819																													
平成24年度	87,810	2,819																													
平成25年度	87,810	2,819																													
平成26年度	87,810	2,819																													

			<p>税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり590.73KL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,201,995トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,320KL)」を算出。 ・平成22年度と平成23年度との適用件数(鉱山数)の比率により、平成22年度免税軽油使用量(89,320KL)から平成23年度使用量を「87,810KL」と算出。 ・平成18年度～平成21年度の免税軽油使用量の算出(推計) ・上記(1)の「生産量当たりの免税軽油使用量」に各年度の石灰石等鉱物生産量を乗じることで各年度の免税軽油使用量を算出。 ・平成24年度～平成26年度の免税軽油使用量の算出(推計) ・鉱山数の見込みを平成23年度と同数と見込んでいることから、免税軽油使用量も平成23年度と同量(89,320KL)と推計。 ・上記(1)～(4)で推計算出した免税軽油使用量に軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石・けい砂」を例にすると、平成18年度から平成22年度までの自給率は、「石灰石」が100%、「けい石・けい砂」がほぼ90%で推移し安定供給に大きく貢献しており、将来においても同程度の効果があるものと想定される。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同上 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本措置の廃止は、コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要な不可欠な基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給に欠かせない事業者の経営基盤の安定や雇用の維持、地域の関連産業(燃料販売業、運送業、火薬類販売業等)の経営に大きな影響がある。 ・仮に本措置が廃止となり、取引先からの値引き交渉により実質的に増税分を製品価格に転嫁することができない場合、特に中小企業において経営状況の悪化による廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定供給ができなくなる可能性が高く、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や東日本大震災の復旧・復興の遅延の他、雇用の維持に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ・また、仮に増税分を製品価格に転嫁出来ても低廉に供給することが出来ず、結果的に社会資本整備や東日本大震災の復旧・復興は費用的制約から工事期間が長引くなど、国民生活全体に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ・これらのことから、本措置は今後も存置が必要。 <p>《増収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数を超える(6割弱)鉱山が赤字になる試算結果となり、増税による経営

			<p>状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとってその影響度は極めて大きいことが予見される。</p> <p>・したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に極めて大きく寄与し、鉱物資源の低廉な安定供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の低廉な安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。</p> <p>・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・他の支援措置との関係はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・当該業種は鉱物を掘採する事業であるため、その事業場所である鉱山はそのほとんどが地方地域にあり貴重な地場産業となっていること、また、我が国の石灰石等鉱物鉱山は407鉱山(平成23年4月1日現在)存在しているが、そのうち中小企業鉱山は9割以上の379鉱山であり中小企業割合が極めて高い業種である。</p> <p>・更に、関連する事業者も少なくなく、鉱物掘採の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料(軽油)を販売する燃料業者等、地域において貴重な雇用先が存在している。</p> <p>・したがって、仮に本措置が廃止され、経営悪化によって鉱山が閉山となった場合、鉱山のみならず連鎖的にこれらの関連する事業者の経営悪化や雇用にも影響を及ぼすことになる。</p> <p>・なお、一部の地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置（陶磁器製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（国民の生活を維持するための社会資本整備を円滑に進めるとともに、中小企業である電気用陶磁器製造業者の経営の安定と雇用の安定化を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持、電気用陶磁器の出荷価格上昇の抑制及び高度な技術水準（塩害・汚損・雷害）の保持」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が達成目標にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
 - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度7社、21年度5社、22年度5社と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

〔過去の実績〕

 - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

 - 達成目標の実現状況について、「中小企業である電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持が図られている」、「電気用陶磁器の出荷価格の4年間の平均伸び率が2.7%前後と低位で推移している」及び「高度な技術水準（塩害・汚損・雷害）を保持している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

〔将来の見込み〕

 - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

 - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
 - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 本租税特別措置等は、企業に対する補助金と比較して、燃料の消費に応じた支援措置を講じることが公正で合理的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置(陶磁器製造業)
2	要望の内容	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途に係る軽油税の免除。現在、1キロリットルにつき32,100円(32,1円/リットル)を免除している。
3	担当部局	商務情報政策局生活文化創造産業課日用品室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年 地方税・道路目的税として創設 平成21年 税制改正において道路特定財源制度が廃止、普通税に移行
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日まで(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 (政策目的) 電気用陶磁器(がいし)(送電用がいし、配電用がいし、変電用がいし)は、電力の安全供給に重要な役割を担っており、これを円滑にかつ低廉に供給することにより、電力の安定的供給が図られ、国民の生活を維持するための社会資本整備を円滑に進めるとともに、中小企業である電気用陶磁器製造業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。 (根拠) 電気用陶磁器(磚子)は電柱等につけ、送配電用の電線を支持するための絶縁器具で電力の安全供給に必要不可欠なものであり、陶磁器の安定的な供給を確保する上で、陶磁器製造工程にかかる軽油引取税の免税は、ものづくりの技術基盤(塩害・汚損・雷害)を絶やさない観点からも極めて重要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け ・取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 (達成目標) 電気用陶磁器価格の大幅な価格上昇の抑制と雇用の維持 (測定指標) 中小企業である電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持が図られ、また、電気用陶磁器の出荷価格についても、平成19年から平成22年までの4年間の平均伸び率が2.7%前後と低位で推移したほか、供給も安定している。 国内の出荷額が低迷する中で、高度な技術水準(塩害・汚損・雷害)を保持している。 電気用陶磁器(がいし、がい管を含む。)の出荷金額及び出荷数量の推移 出荷数量(トン) 出荷金額(百万円) 単価(百万円/トン) 平成19年 59,990 34,887 0.581 平成20年 54,983 33,417 0.607 平成21年 54,503 33,054 0.606 平成22年 48,255 31,260 0.647 (出典:経済省「窯業・建材統計年報」)

8	有効性等	①: 適用数等	平成18年:10社 平成19年:9社 平成20年:7社 平成21年:5社 平成22年:5社 平成23年:5社 平成24年:4社 平成25年:4社 平成26年:4社 (出典:総務省道府県税の課税状況等に関する調査及び経済産業省調べ)
		②: 減収額	平成18年:478百万円 平成19年:314百万円 平成20年:235百万円 平成21年:139百万円 平成22年:202百万円 平成23年:206百万円 平成24年:190百万円 平成25年:190百万円 平成26年:190百万円 (出典:総務省道府県税の課税状況等に関する調査及び経済産業省調べ)
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	(効果ないし達成目標の実現状況) 中小企業である電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持が図られ、また、電気用陶磁器の出荷価格についても、平成19年から平成22年までの4年間の平均伸び率が2.7%前後と低位で推移したほか、供給も安定している。 国内の出荷額が低迷する中で、高度な技術水準(塩害・汚損・雷害)を保持している。 現在、この制度を適用している電気用陶磁器碍子事業者の一部の地域では、軽油からLPGへの代替は、LPGタンクの安全を維持するための敷地確保の問題及び設備費用、設備点検コストに多額の投資額を要するため、一定量の軽油の使用が不可避であり、生産費に占める軽油価格の割合も平均8%と高く、軽油引取税を課した場合、自社の取組では極めて難しく、中小企業であるため価格転嫁も困難な状況である。このため本措置は、電気用陶磁器碍子事業者の経営の安定と雇用の維持が図られ、電力供給の重要な基礎資材として、円滑かつ低廉な供給に貢献。 事例:A社のシュミレーション(年間軽油使用量 678kL) 生産費に占める軽油価格の割合が (軽油価格:4,881万円)÷(生産費用:59,200百万円)=8.25% 免税措置がなくなると、1KLあたり、32,100円の負担が課され、 (軽油価格:7,057万円)÷(生産費用:59,200百万円)となり、軽油価格の割合が11.92%となり事業者の負担が2,176万円増加し、赤字経営になり、存続が厳しい状況に陥ることになる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の存廃は、電力の安全供給の基礎素材として使用される電気用陶磁器ガイシの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該中小事業者の経営の安定と雇用維持に大きな影響がある。 仮に、本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等が加速する懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した電力業界にも多大な影響を及ぼす可能性があることから、本措置は必要最小限の措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	評価結果の反映の方向性	本租税措置は必要最低限の措置であり、かつ中小企業の事業環境維持の観点から継続は必須である。
----	-------------	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「全国のゴルフ場の就業者数及び大規模災害時に地域のゴルフ場が利用された件数」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ ゴルフ場1コース当たりの平均収支と免税額の比較や、ゴルフ場利用税に関する交付実績について説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等がゴルフ場事業の継続やゴルフ場利用税の交付実績にどの程度寄与するのかが明らかでなく、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、評価書において、「全国のゴルフ場の就業者数約14万人」、「東日本大震災で被災者の受入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場38箇所」、点検過程において、ゴルフ場1コース当たりの平均収支と免税額の比較により「災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現した」（【点検結果表の別紙】⑩参照）と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ ゴルフ場1コース当たりの平均収支と免税額の比較や、ゴルフ場利用税に関する交付実績について説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等がゴルフ場事業の継続やゴルフ場利用税の交付実績にどの程度寄与するのかが明らかでなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「ゴルフ場事業が継続され、雇用が維持される」、「災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現する」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
前回要望時（平成21年度税制改正要望時）において、「本租税特別措置等により達成しようとする目標」を策定していない。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支（平成13年～20年の平均収支額）は、500万円ほどしかないが、本免税措置（1事業所あたり約20万円程度）を通じ、経営の安定を図ることで、ゴルフ場事業が継続（平成13年度以降、ゴルフ場数は2,500事業所前後で安定的に推移している。）することを前提として、災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現するものであることから、本免税措置はゴルフ場が有する公共財的機能を維持する措置として有効に寄与している。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等に関しては、全国に存在する約2,400ヵ所のゴルフ場のうち約400事業所が本租税特別措置等を利用しており、想定外に僅少または適用に偏りはない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成16年度から21年度の間、平均1.52%/年増加していることから、同程度に増加すると想定し、24年度から26年度には以下の将来推計を行っている。
平成24年度：423事業所
平成25年度：429事業所
平成26年度：436事業所
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成16年度から21年度の間、平均5.3%/年増加していることから、同程度に増加すると想定し、24年度～26年度には以下の将来推計を行っている。
平成24年度：8,575万円
平成25年度：9,029万円
平成26年度：9,508万円
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定を図ることで、ゴルフ場事業が継続することを前提として、災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これに

よって公共財的機能が発現するものであり、本免税措置はゴルフ場が有する公共財的機能を維持する措置として有効に寄与している。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
本租税特別措置等を通じたゴルフ場の経営安定化により、ゴルフ場事業が継続され、雇用が維持されることが見込まれる。
なお、災害時の復旧活動等の拠点としての機能については、いざという時に活用されるものであるため、実現状況を見込むことは困難である。
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定を図ることで、ゴルフ場事業が継続することを前提として、災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現するものであり、本免税措置はゴルフ場が有する公共財的機能を維持する措置として有効に寄与する。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定に寄与し、ゴルフ場事業が継続することを前提として納められるゴルフ場利用税は、平成21年度には約600億円（総務省自治税務局）に達し、このうち7割相当額（約420億円）がゴルフ場所在市町村に交付されており、本免税措置による税収額実績に比して、市町村に交付される額は大きく、税収減を是認する効果がある。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定に寄与し、ゴルフ場事業が継続することを前提として納められるゴルフ場利用税は、今後も約600億円程度で推移すると見込まれる（平成19年度：603億円、20年度：598億円、21年度：584億円）ところ、本免税措置による税収減見込みに比して、ゴルフ場所在市町村に交付される額は大きく、税収減を是認する効果が発現する。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
企業に対する補助金と比較して、軽油の消費に応じた支援措置を講じることは公正かつ合理的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(ゴルフ場業)
2	要望の内容	ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械(ロータリーモア及びリールモア)、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械(乗用スイーパー)又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械(乗用目土散布車)に使用する軽油について、1klにつき32,100円(32.1kl/l)の課税免除措置の延長を要望するもの。
3	担当部局	商務情報政策局サービス政策課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成13年度(創設) ※課税免除対象用途は、「ゴルフ場のコース整備に使用する機器」。 ● 平成21年度税制改正により、軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については、3年間(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ゴルフ場自らが有する①地域経済を活性化させる機能(雇用の維持・確保、周辺に立地する産業への波及効果等)、②災害時の復旧活動等の拠点としての機能など公共財的機能を引き続き維持すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ①地域経済を活性化させる機能 成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (6)雇用・人材戦略 (地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現)</p> <p>②災害時の復旧活動等の拠点としての機能 地方自治体がゴルフ場との間で災害協定を締結する動きがある。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 政策目的に掲げるゴルフ場が有する公共財的機能を継続して提供すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①全国のゴルフ場の就業者数 ②大規模災害時等に地域のゴルフ場が利用された件数</p>

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 全国のゴルフ場の半数以上が赤字経営にあると言われる中において、本免税措置を通じてゴルフ場の経営安定が図られ、雇用面等地域経済の下支え役を担っているほか、災害時や緊急時の避難場所として利用されている。
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成16年度:379事業所(実績値) 平成17年度:351事業所(") 平成18年度:351事業所(") 平成19年度:347事業所(") 平成20年度:381事業所(") 平成21年度:405事業所(") 平成24年度:423事業所(推計) (出所:(実績値)総務省自治税務局、(推計)経済産業省試算)</p>
		<p>② 減収額</p> <p>平成16年度:57百万円(実績値) 平成17年度:55百万円(") 平成18年度:60百万円(") 平成19年度:60百万円(") 平成20年度:69百万円(") 平成21年度:73百万円(") 平成24年度:86百万円(推計) (出所:(実績値)総務省自治税務局、(推計)経済産業省試算)</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成26年度) ● 地域経済を活性化させる機能(雇用の創出・確保:全国のゴルフ場の就業者数(約14万人(平成21年度))) ● 災害時の復旧活動等の拠点としての機能(東日本大震災で被災者の受け入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場は38箇所。駐車場の広いことから自衛隊の救援活動の拠点としてヘリポートとして利用されたゴルフ場も存在する。)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成26年度) ● 地域経済を活性化させる機能(雇用の創出・確保:全国のゴルフ場の就業者数(約14万人(平成21年度))) ● 災害時の復旧活動等の拠点としての機能(東日本大震災で被災者の受け入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場は38箇所。駐車場の広いことから自衛隊の救援活動の拠点としてヘリポートとして利用されたゴルフ場も存在する。)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年度～平成26年度) ● ゴルフ場は、開発や施設整備などの固定費率が高く損益分岐点の高い産業であり、課税によるコストの増加は死活問題につながる。 ● また、ゴルフ場の大半は中小企業である他、半数以上が赤字経営にあると言われており、仮に免税措置が延長されなかった場合、その厳しい経営環境から、コストの増加により、ゴルフ場の破綻を頻発させ、雇用を喪失させる恐れがある。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゴルフ場が他の産業と大きく異なるのは、芝刈り、芝の調整及びコース整備・補修管理等に係る最低限の支援を通じて、ゴルフ場利用者への恩恵を与えるだけでなく、地域社会に対する公益の還元等、公共財的機能を有している点にある。 ● 具体的には、災害時や緊急時にゴルフ場が地域住民の避難場所として提供される他、雇用の創出・確保や周辺に立地する産業への波及効果など、地域経済を活性化させる機能を有している。
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>芝刈り、芝の調整及びコース整備・補修管理等はゴルフ場の経営安定を最低限維持するためには欠かせず、これら整備に直接使用する芝刈り機等の燃料である軽油に免税措置を適用することは、ゴルフ場に対する他の支援措置がないなかにあつて、1 ゴルフ場あたりの免税額は比較的小さいものの、ゴルフ場の経営安定化に不可欠である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置との関係はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策目的に掲げる点は、日本全国いずれの地域において重要なものであり、全国一律で免税措置を講ずる必要がある。 ● ゴルフ場は、ゴルフ場利用税や法人事業税、固定資産税などの地方税を生み出し、地方財政にとって貴重な税源となっており、ゴルフ場の経営破綻が生じれば、税源の喪失により地方行政という国民生活の基盤にも打撃を与えることになりかねない。
10	有識者の見解	<p>●中小企業団体中央会 (平成 24 年度税制改正要望ヒアリング(平成 23 年 7 月 28 日))</p> <p>「今年度末に期限が到来する軽油引取税の免税措置の恒久化を強くお願い申し上げます。(中略)このため、免税措置が廃止された場合は、経費の大幅な増加となり、経営環境が極端に悪化することは必至であります。業界全体に与える影響は余りにも甚大であると考えております。これは農業だとか林業、漁業、鉱業など原動力としての軽油を使用する他の業界にも同様に大きな影響を及ぼすものであると考えております。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「再生可能エネルギー導入量」は、制度開始10年後に約3,200万～3,500万kWの増加を目標としているが、経済情勢等他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による再生可能エネルギー導入量の押し上げ効果が制度開始10年後にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [将来の見込み]
- ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、平成24年度だけ把握されているが、24年度だけでは、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが明らかでない。また、本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成24年度）についての算定根拠が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、制度開始10年後に再生可能エネルギーの導入量を約3,200万～3,500万kW増加させると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されており、予測の根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 「新成長戦略実現2011」において、「2011年に見込まれる主要な成果と課題（1）2011年に見込まれる主要な成果と課題 ①環境・エネルギー」の項目に「全量買取方式の固定価格買取制度の導入」が挙げられている。
- また、政策体系において、「資源エネルギー・環境政策」の中に位置づけられている。エネルギー基本計画においては、積極的な利用拡大を図ることとされているほか、9月末に公表した「経済産業政策の課題と対応」においても、「再生可能エネルギー、自家発電などの抜本的拡大」が課題として位置づけられており、優先度・緊急度は極めて高い。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
- 制度の大枠として、再生可能エネルギーの導入による「国民負担」は、確実な回収の観点等から、財政資金ではなく電気料金への上乗せが適当であると整理された結果、電気事業者の収入となった経緯がある。買取費用について財政資金から補填がなされれば、本措置を実施する必要はなかったが、そのような整理とはならなかった。また、課税された事業税を財政資金で補填することとなれば、租特による対応と比較して事務手続きが煩雑となるだけであり、租税特別措置による手当が妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、法）施行に伴い、これまでの電気事業収入とは質を異にする金銭の流れが生じる。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電気事業者が、再生可能エネルギー電気を供給しようとする特定供給者が発電した電気を調達価格により購入する ② ①の購入に要する費用負担の地域間の不均衡を調整するため、費用負担調整機関から電気事業者に対して交付金を交付する ③ 各電気事業者は②に充てるため、全ての電気の需要家に対し、電気料金の一部として賦課金を請求する ④ 各電気事業者は③で電気の需要家から回収した資金を費用負担調整機関に納付する <p>・特例措置の内容</p> <p>上記②で電気事業者が費用負担調整機関から交付される交付金収入（以下、交付金）と、上記③で電気事業者が請求する賦課金収入（以下、賦課金）について、法の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税（収入割）の課税対象外とすること等、所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年7月1日以降、法適用期間。
6	適用又は延長期間	再生可能エネルギーの全量買取制度の実施期間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>再生可能エネルギーの全量買取制度において、電気の需要家が負担する賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達費用に充てられるべきものであり、調達費用とバランスするように設計している。また、電気事業者は、特定供給者から再生可能エネルギー電気の調達を行い、他方で需要家から賦課金を徴収する役割を果たすが、賦課金の負担が電気の需要家に対して過重なものとならないよう配慮し、負担の最小化を図る。</p>

		《政策目的の根拠》 —
	② 政策体系における政策目的の位置付け	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年3月11日)に基づく措置 ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)、新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)、新成長戦略実現2011(平成23年1月25日閣議決定) (政策名:資源エネルギー・環境政策)
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめること。(制度開始10年後に再生可能エネルギーの導入量を約3,200万~3,500万kW増加させる。) (CO2排出量を約2,400万kW~2,900万t削減。) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	① 適用数等 一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を対象(計40社程度)。 ② 減収額 平成24年度(見込) 28.6億円 ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年7月~平成34年7月) 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめる。(制度開始10年後に再生可能エネルギーの導入量を約3,200万~3,500万kW増加させる。) (CO2排出量を約2,400万kW~2,900万t削減。) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめることへの悪影響が想定される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめることへの悪影響が、当措置の導入により、是正される。 (他の支援措置) ・事業用太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置(地方税・固定資産税、23年度末まで)・住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(平成23年度当初予算額:349億円) ・新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金(平成23年度当初予算額:130億円) (役割分担) 上記措置は、太陽光発電システムや再生可能エネルギー発電の導入を行う一般家庭・自治体・民間事業者を対象とするものであり、導入支援を行うもの。他方で、本要望項目が狙いとしているのは、最終的な負担者となる電気の需要家の料金による負担を最小化することであり、その性格を異にしている。 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめることへの悪影響が、当措置の導入により、是正される。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税（外形）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすること）の根拠が税制大綱とされているが、同大綱では課税方式は中長期的に検討するとされており、課税方式を変更することの根拠とはならず、本租税特別措置等が政策目的の中で優先度や緊急性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「租税負担率の業種間比較」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、電気料金が低減することとなると定性的に説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、一般電気事業者からの聴取により減収額の見込みを算出しているが、適用対象者である卸電気事業者や特定規模電気事業者が含まれておらず、減収規模の見込みが過小となっているおそれがあることから、減収額の見込みに疑問がある。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

電気事業者の租税負担率は、他の産業に比べて極めて高水準となっており、国民生活及び国民経済上必要不可欠なエネルギーである電気を低廉な価格で供給するためには、高水準の租税負担を是正することも必要であり、政策目的は、他産業と同様の取扱いとすることで達成される。

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数については、40社程度である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

租税負担率を引き下げることが必要であり、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	
2	要望の内容	電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること(外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含む)。	
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	
4	評価実施時期	平成23年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、原子力を基幹電源として推進するとともに、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。</p> <p>昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金額課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、一般の企業と遜色のない企業になりつつある。</p> <p>こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金額課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになり、加えて、自由な市場で料金が設定され、料金の低価格化が期待されている中で、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。</p> <p>以上から、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策名: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 外形標準を基礎とする課税方法に変更することにより、これまでの重い税負</p>

			担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。
8	有効性等	①: 適用数等	適用対象者: 電気供給業を行う法人
		②: 減収額	平成23年度ベース減収額(見込): 245億円程度(一般電気事業者10社計) 平成24年度ベース減収額(見込): 245億円程度(一般電気事業者10社計) ※一般電気事業者より聴取。
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～) 設備産業である電気事業において、本措置の減税額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者、卸電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、これらはすべて需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットディングを図る本措置は、妥当なものである。

10	有識者の見解	—
----	--------	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税（外形）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業者の健全な発達に向けた公平な競争条件の確保）の根拠が税制大綱とされているが、同大綱では課税方式は中長期的に検討するとされており、課税方式を変更することの根拠とはならず、本租税特別措置等が政策目的の中で優先度や緊急性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「租税負担率の業種間比較」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について本租税特別措置等の必要性を述べるにとどまり（【点検結果表の別紙】⑪参照）、達成目標の実現状況が予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

政策目的は、他産業と同様の取り扱いとすることで達成される。国民生活及び国民経済上必要不可欠なエネルギーであるガスを安定的に供給し、普及・拡大していくためには、課税方式を変更し高水準の租税負担を是正していくことも必要。

ガス事業は、自由化の進展やエネルギー間競争の激化により、他産業同様、厳しい経営環境にあり、早急に課税の不平等を是正すべきであると考え。

なお、地方自治体への影響等を踏まえ、平成24年度税制改正では、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れることを要望している。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から他産業と同一の扱いとするよう要望している。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者調査値）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合^{※1}の納税見込額を控除して、②資本金1億円以下のガス事業者については、他産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を控除して算出している。現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、将来の減収額も同規模になると思われる。

平成22年度想定減収額

	全ガス事業者 (公営事業者除く)	資本金1億円超 のガス事業者	資本金1億円以下 のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	357億円	346億円	11億円
要望内容での納税見込額 (ガス事業者調査値 ^{※2})	306億円	[収入割3/4+外形] 300億円	[全て所得課税] 6億円
想定減収額	51億円	46億円	5億円

※1 現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他産業は所得割）とし、残りを他産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本割（税率0.2%）としたもの。なお、地方法人特別税は、収入割額もしくは所得割額の148%として算出している。

※2 上記①②の考えに基づき、ガス事業者調査値（財務データ等）を使って算出したもの。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

政策目的は、他産業と同様の取り扱いとすることで達成される。国民生活及び国民経済上必要不可欠なエネルギーであるガスを安定的に供給し、普及・拡大していくためには、課税方式を変更し高水準の租税負担を是正していくことも必要。

ガス事業は、自由化の進展やエネルギー間競争の激化により、他産業同様、厳しい経営環境にあり、早急に課税の不平等を是正すべきであると考え。

なお、地方自治体への影響等を踏まえ、平成24年度税制改正では、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れることを要望している。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から他産業と同一の扱いとするよう要望している。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本要望は、不平等な課税の是正である。法人事業税をはじめとする租税負担率（平成21年度）は、現状、約6.1%^{※1}となっているが、他産業と同一の課税方式となれば、約5.5%^{※2}となる。自由化の進展やエネルギー間競争が激化している状況下においては、課税方式変更の効果（租税負担率の約1割の改善）は大きく、他産業と同様の取り扱いとし、課税の公平性を期することが必要。

なお、地方自治体への影響等を踏まえ、平成24年度税制改正では、収入金の課税の枠組みに、外形標準課税を組み入れることを要望している。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から他産業と同一の扱いとするよう要望している。

※ 1 ガス事業者の租税負担額(1719億円)÷売上高(28,356億円)

※ 2 (ガス事業者の租税負担額(1719億円)－他産業と同一の課税方式の場合の減税額(151億円))÷売上高(28,356億円)

(ガス事業者財務諸表より)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として現行の収入金課税方式に付加価値額・資本金等の額による外形標準課税を組み入れる。ただし、中小ガス事業者は「その他の事業」と同一の扱いとする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保するためのガス政策を着実に推進する。 そのため、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保する。 《政策目的の根拠》 3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていること(その他の産業は利益課税)は、租税原則の「課税の公平性」に著しく反する。 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、「現在、収入金課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。」と明記されたところ。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガス供給業は、法人事業税として収入金(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置(課税方式の変更)により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率の格差を是正する。ただし、地方公共団体に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いとするのではなく、第一段階として、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入する。</p> <p><測定指標(租税負担率の業種間比較)></p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>5.4 (3.5)</td> <td>2.1 (0.7)</td> <td>2.4 (0.6)</td> <td>4.1 (1.2)</td> <td>1.9 (1.4)</td> <td>4.0 (0.7)</td> <td>2.4 (0.)</td> <td>6.0 (5.5)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>4.5 (3.2)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.6)</td> <td>2.0 (0.5)</td> <td>1.2 (1.5)</td> <td>2.7 (0.6)</td> <td>1.4 (0.4)</td> <td>5.0 (5.3)</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6.1 (3.5)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>2.8 (0.5)</td> <td>2.1 (2.2)</td> <td>1.3 (1.0)</td> <td>1.1 (0.5)</td> <td>7.5 (5.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ()内は法人税抜きの負担率 注2 出典:法人企業統計年報(財務省)他</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H19	5.4 (3.5)	2.1 (0.7)	2.4 (0.6)	4.1 (1.2)	1.9 (1.4)	4.0 (0.7)	2.4 (0.)	6.0 (5.5)	H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)	H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)
			ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																													
H19	5.4 (3.5)	2.1 (0.7)	2.4 (0.6)	4.1 (1.2)	1.9 (1.4)	4.0 (0.7)	2.4 (0.)	6.0 (5.5)																															
H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)																															
H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)																															
②: 減収額	<p>本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社のうち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下)であり、欠損が発生している事業者は約1/9となっている。 本措置を実現し、地方税法上で規定することとなった場合、現行の地方税法の扱いと同様に、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。</p> <p style="text-align: right;">(金額:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>179</td> <td>181</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>想定減収額</td> <td>5,494</td> <td>6,649</td> <td>6,876</td> <td>4,189</td> <td>5,051</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. H18 からH19 は収入割税率 1.3%にて試算。H20 以降は地方法人特別税を含めた額。 注2. 出典:都市ガス事業者調査</p>		H18	H19	H20	H21	H22	適用社数	180	180	179	181	180	想定減収額	5,494	6,649	6,876	4,189	5,051																				
	H18	H19	H20	H21	H22																																		
適用社数	180	180	179	181	180																																		
想定減収額	5,494	6,649	6,876	4,189	5,051																																		
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:)</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:)</p> <p style="text-align: center;">—</p>																																						

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)</p> <p>本措置(収入金額をベースにした新しい外形標準課税)により、その他の産業との租税負担率の格差が是正され、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	公正な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が19年4月から10万m³以上(全販売量の約6割)まで拡大するなど、着実に進展中、その他の事業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である</p> <p>本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、需要家(約2,785万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置	府省名	経済産業省
税目	不動産取得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を年間 50 件程度とする」ことを目標としており、点検過程で、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）と測定指標の関係性が説明されたものの（【点検結果表の別紙】④参照）、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、「不動産取得税軽減措置に係る適用件数が 2 件であり、達成目標に寄与している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

様々な再生計画のスキームが存在する中、中小企業の再生計画のほとんどを中小企業再生支援協議会が行っており、リスケジュール、直接放棄、第二会社方式等の再生手法を活用し、再生計画の策定を行うものを年間500件、その前段となる相談件数を3,000件と目標付けている。

この中小企業再生支援協議会の再生計画500件及び他のスキームを活用した再生計画の中で、第二会社方式の形態により計画策定支援を行う案件で、中小企業承継事業再生計画の認定を行うものを50件程度と想定し、測定指標としている。

中小企業の事業再生が促進されるには、多様な再生手法が用意されていることが望ましく、その一つである第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定件数が増加することは、再生支援協議会の再生計画の策定件数の増加につながるものであり、ひいてはその前段階である再生支援協議会への相談件数の増加にもつながるものである。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の将来推計の試算及び推計方法については、別紙1「不動産取得税軽減措置に係る適用見込数の推計資料」参照。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の将来推計の試算及び推計方法については、別紙2「減収見込額の積算根拠（産活法の「中小企業承継事業再生計画」に係る減額措置）」参照。

⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実現状況>欄への補足説明）

平成22年度、23年度は、金融円滑化法の影響により金融機関のリスケジュールがやりやすいことから、抜本的な再生手法がとりにくい環境であったこともあり、適用件数は2件と少なく、測定指標である承継事業再生計画の認定件数も目標を下回った。しかしながら、そのような状況の中、第二会社方式による承継事業再生計画の認定を受けたこの2件は、税の軽減措置によって運転資金等の確保が図られたほか、142名の雇用を維持・確保しており、案件は少ないものの、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）に寄与している。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィング

を図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実現状況>欄への補足説明）

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金を確保できるほか、金融機関の同意も得られやすく再生計画が策定しやすくなる。したがって、承継事業再生計画の認定件数も増加が見込まれるとともに、達成目標を実現するための手段としても適確である。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

不動産取得税の軽減措置の減収額は1件当たり百万円近くあるが、中小企業にとってみれば、売上高1億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照））と同じであり、たとえ百万円でも運転資金に充当できることは、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生の促進）を図る上で、非常に効果的である。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

不動産取得税の軽減措置の減収額は1件当たり百万円近くあるが、中小企業にとってみれば、売上高1億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照））と同じ効果がある。

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、再生計画に対する金融機関の同意も得やすくなり、達成目標を図る上で非常に効果的であるし、再生計画策定支援件数の増加にもつながる。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

不動産取得税軽減措置に係る適用見込数の推計資料

1. 適用見込数の推計（将来3年間分）

23年度 : 7件
24年度 : 10件
25年度 : 10件

2. 根拠

① 23年度：7件

・ 60件^[ア] × 88%^[イ] × 103%^[ウ] = 54件^[エ]
 ・ 54件^[エ] × 93%^[オ] × 19%^[カ] = 9.5件^[キ]
 ・ 9.5件^[キ] × (100% - 24%)^[ク] = 7件

中小企業再生支援協議会事業の債権放棄の件数は、20～22年度の平均が60件であり、23年度も60件^[ア]と仮定。債権放棄のうち第二会社方式の割合は、22年度が88%^[イ]であるが、20～22年度でその割合が毎年度伸びており、今後もその割合が毎年3%伸びるとして103%^[ウ]を^[ウ]乗ずると、23年度の第二会社方式の件数は、54件^[エ]と想定。

この54件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%^[オ]（22年度）を乗じ、かつ、第二会社方式のうち事業譲渡方式の割合19%^[カ]（22年度）^[カ]を乗じると、適用件数は9.5件^[キ]と見込まれる。

ただし、23年度は、金融円滑化法が延長され、22年度と同様に抜本的な再生手法によらずにすむ案件や、震災の影響で策定計画が策定できない案件が増加することが予想されることから、22年度の協議会事業の再生計画完了案件の減少率（前年度比24%）^[ク]と同じくらい案件数が減少すると想定し、最終的に7件と想定。

② 24年度：10件

・ 54件^[エ] × 103%^[ウ] = 56件^[ケ]
 ・ 56件^[ケ] × 93%^[オ] × 19%^[カ] = 10件

①で算出した23年度の第二会社方式の想定件数54件^[エ]に、伸び率103%^[ウ]を乗じると、24年度の第二会社方式の件数は56件^[ケ]と想定。

この56件に、承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%^[オ]を乗じ、かつ、第二会社方式のうち事業譲渡方式の割合19%^[カ]を乗じると、適用件数は10件と見込まれる。

③ 25年度：10件

・ 56件^[ケ] × 103%^[ウ] = 58件^[コ]
 ・ 58件^[コ] × 93%^[オ] × 19%^[カ] = 10件

②で算出した24年度の第二会社方式の想定件数56件^[ケ]に、伸び率103%^[ウ]を乗じると、25年度における第二会社方式の想定件数は58件^[コ]と見込まれる。

この58件に、承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%^[オ]を乗じ、かつ、第二会社方式のうち事業譲渡方式の割合19%^[カ]を乗じると、適用件数は10件と見込まれる。

減収見込額の積算根拠（産活法の「中小企業承継事業再生計画」に係る減額措置）

○23年度減収見込額合計（①+②） 10.57百万円

①土地に係る分

$$4.60 \text{百万円} \times 7 \text{件} \times \frac{1}{6} = 5.37 \text{百万円}$$

【A】 【C】 【D】

②家屋に係る分

$$4.46 \text{百万円} \times 7 \text{件} \times \frac{1}{6} = 5.20 \text{百万円}$$

【B】 【C】 【D】

○24年度減収見込額合計 15.1百万円

①土地に係る分

$$4.60 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.67 \text{百万円}$$

【A】 【C】 【D】

②家屋に係る分

$$4.46 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.43 \text{百万円}$$

【B】 【C】 【D】

○25年度減収見込額合計 15.1百万円

①土地に係る分

$$4.60 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.67 \text{百万円}$$

【A】 【C】 【D】

②家屋に係る分

$$4.46 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.43 \text{百万円}$$

【B】 【C】 【D】

- 【A】 中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件当たりの不動産取得税（土地に係るもの）の平均額（税率は3.0%で計算）
- 【B】 中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件当たりの不動産取得税（家屋に係るもの）の平均額（税率は4.0%で計算）
- 【C】 別紙1参照
- 【D】 特例による減額措置

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
2	要望の内容	不動産取得税の軽減措置について、適用期限を延長する。 不動産取得税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）」における「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。）の認定を受けた中小企業者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 ・事業譲渡による不動産の所有権の取得 （土地）3.00%→2.50% （建物）4.00%→3.33%
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成21年度（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」） 改正経緯：平成23年度 不動産取得税の軽減措置を1年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用を維持・確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 産活法において、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、我が国産業活力の再生を図ることとされている。 当該軽減措置（不動産取得税の軽減措置）は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済成長</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業再生支援協議会等の支援によって、経営困難な状況にある地域中小企業の債務の抜本的処理と事業の収益性改善等を図り、事業再生を促進する。以て、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る。 具体的には、中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件（※）とし、再生計画完了件数を年間500件（※）とする。</p>

		<p>※件数の根拠:過去5年間の相談件数平均が2,656件、同じく過去5年間の再生計画完了件数は368件であるため、それよりも多い件数を設定。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間50件程度とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税(一定の要件をみたす会社分割を除く)の負担が発生する。</p> <p>また、同じ第二会社方式においても、会社分割では一定の要件をみたせば不動産取得税を課することができないとあるが、事業譲渡においては不動産取得税が課されてしまうといった格差が生じている。中小企業の再生においては、中小企業の実態や金融機関その他の利害関係者の意向も踏まえる必要があることから事業再生の選択肢を狭めることになる。特に個人事業主においては、第二会社方式の手法は事業譲渡に限られるため、本措置が無い場合、政策目的の達成に大きな足かせとなる。このことから、当該措置により再生手法間におけるイコールフットイングを図ることにより、中小企業に対して再生手法の選択肢が増え、事業再生が円滑化することにより、地域の雇用維持等の政策目的の達成を寄与することになる。</p>																
8	有効性等	<p>①:適用数等</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>適用件数の実績</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み件数</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み件数の算出根拠は、過去の中小企業再生支援協議会の債権放棄の計画完了件数から将来の債権放棄の計画件数を算出し、それに、第二会社方式が採用された割合、雇用に係る計画認定要件を満たす割合及び事業譲渡方式の割合を乗じて算出(経済産業省試算)。</p> <p>【適用数が僅少である理由】 第二会社方式による再生計画の認定実績は、23年8月末現在で7件ある。そのうち不動産取得税軽減措置の適用件数は2件である。適用数が僅少であったのは、平成21年12月に施行された金融円滑化法により金融機関がリスクスケジュールに応じやすい環境にあり、抜本的な再生手法をとらずにすむ案件が多かったこと(なお、金融円滑化法は平成23年度末までの時限立法)や、再生計画策定に予定していたより時間がかかり計画完了が後年度にずれ込んだ案件があることによる。</p>		21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	適用件数の実績	0件	2件	0件		23年度	24年度	25年度	将来の見込み件数	7件	10件	10件
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)															
適用件数の実績	0件	2件	0件															
	23年度	24年度	25年度															
将来の見込み件数	7件	10件	10件															

	②:減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>減収額の実績(見込み含む。)</td> <td>—</td> <td>1百万円</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み減収額</td> <td>11百万円</td> <td>15百万円</td> <td>15百万円</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み減収額の算出方法は、アンケートにより算出した1件当たりの不動産取得税の平均額に適用見込み件数を乗じた額に、特例による軽減率を乗じて算出(経済産業省試算)。</p>		21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	減収額の実績(見込み含む。)	—	1百万円	—		23年度	24年度	25年度	将来の見込み減収額	11百万円	15百万円	15百万円
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)															
減収額の実績(見込み含む。)	—	1百万円	—															
	23年度	24年度	25年度															
将来の見込み減収額	11百万円	15百万円	15百万円															
	③:効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 不動産取得税軽減措置の適用件数は2件あり、これにより、地域の中小企業の再生が図られ、142名の雇用を維持・確保できた。</p> <p>7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることは、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与すると考えられ、もって地域の中小企業の活力の再生を図り、雇用の確保に繋がると考える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 上記の《政策目的の実現状況》のとおり、不動産取得税軽減措置に係る適用件数は2件であり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。</p> <p>しかし、不動産取得税の軽減措置によって再生手法間におけるイコールフットイングを図り、再生手法の選択肢を広げることで、8. ①の将来の見込み件数の表で示すとおり、将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 不動産取得税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と第二会社方式、さらには会社分割と事業譲渡において、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。特に、中小企業者が個人事業主の場合、第二会社方式の手法としては事業譲渡に限られるため、不動産取得税の軽減措置が無くなると、第二会社方式自体が使えなくなる可能性があり、より事業再生の選択肢を狭めることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 不動産取得税軽減措置に係る適用件数は2件あり、本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化に重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、2件とも、登録免許税の軽減措置も併せて受けており、その効果はさらに大きいものとなっている。</p>																

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付けなどの役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(トランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたっては、キャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限度に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲渡に伴う登録免許税や不動産取得税(一定の要件を満たす会社分割を除く)の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。</p> <p>さらに、「第二会社方式」については会社分割と事業譲渡に分けられるが、会社分割については地方税法の中で一定の要件を満たす場合には不動産取得税を課することができないという規定があるが、事業譲渡にはそのような規定がなく、同じ第二会社方式による再生計画の中でも事業譲渡による場合は、税制面でのコストが他の再生手法よりも多くなる可能性がある。</p> <p>よって、「第二会社方式」における事業譲渡の際の不動産取得税を軽減することにより、イコールフットイングを図り、キャッシュフローが必要な中小企業に対して多様な再生手法を用意し選択肢を広げることで、第二会社方式において事業譲渡による再生計画を策定する場合でも再生計画が策定されやすくなるため、政策目的を達成するための政策手段としての的確である。</p> <p>中小企業の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(23fy 予算額:約 42 億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一カ所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、第二会社方式の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲渡の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットイングを図ること、加えて第二会社方式における会社分割と事業譲渡に係るイコールフットイングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p> <p>事業性はありながら過剰債務で苦しんでいる企業に対し、当該措置を適用することによりキャッシュフローが生まれ事業再生が図られる。それにより雇用確保が達成され地域が活性化する。</p>
10	有識者の見解		<p>第二会社方式は、長いこと利用してきましたが、取引に付帯的にかかる税金が適用面で邪魔していた例がありまして、再三税制改正の要望をしてきたがなかなか通りませんでした。今回これが少しやわらぐ方向がみえてきたので、使い勝手がよくなったと思います。(第3回中小企業再生支援全国本部アドバイザリーボード(平成 21 年3月 31 日)、委員発言)</p> <p>※中小企業再生支援全国本部アドバイザリーボードは、中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援業務のあり方に関する事項等を審議する委員会</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価は平成22年8月に実施

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「商工中金の貸付実績、資金繰り判断D I」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標（商工中金の財政基盤を強化し、中小企業の多様な資金調達手段を確保しつつ、需要に応じて安定的に供給を行う）の実現状況について、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 将来の見込み]
 - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

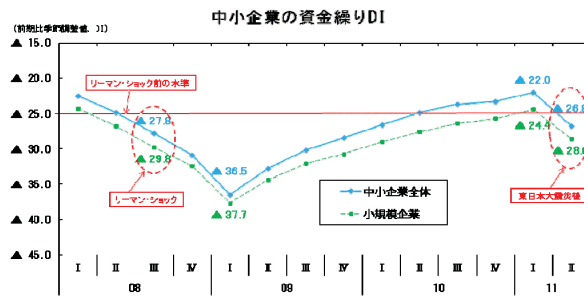
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
2	要望の内容	<p>本措置は、事業税の課税標準の特例として、(株)商工組合中央金庫の資本金(政府出資分)と危機対応準備金の額に、一定の係数を乗じた額の控除を認める制度。</p> <p>商工中金は、政策金融改革により、平成20年10月に特殊会社へ以降し、平成24年4月1日から起算して5～7年後を目処として完全民営化することとなっている。「政策金融改革に係る制度設計(平成18年6月27日 行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)」において、完全民営化に向けて新機関が信用力や企業価値を維持向上できるよう財務基盤に係る措置を講じるとされているため、本措置により、特殊会社化後も中小企業金融を円滑に行えるよう財政基盤の弱体化を防ぐために措置しているもの。東日本大震災の発生・対応等により、商工中金の財政基盤の毀損が見込まれるため、本措置の延長が必要である。</p> <p>加えて、商工中金法の改正に伴い、完全民営化のプロセスを凍結し、完全民営化に向けた在り方の検討期限を延長したため、完全民営化までの財政基盤強化のための本措置についても同様に延長を要望する。</p>
3	担当部局	中小企業庁 金融課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に創設 ・平成21年、23年に商工中金法等改正があり、完全民営化のプロセスが凍結。
6	適用又は延長期間	平成28年3月末まで(適用期間を3年間延長)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。 ※上記政策目的は、本税制措置に係る商工中金による貸付制度など政府系金融機関による融資に加えて、信用補完制度も併せて実施することにより達成を目指すもの。 (達成目標: 商工中金の貸付実績、資金繰り判断DI)</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。 平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心																
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本制度等により商工中金の財政基盤を強化し、中小企業の多様な資金調達手段を確保しつつ、需要に応じて安定的に資金供給を行う。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 商工中金の貸付実績、資金繰り判断DI</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、中小企業者の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財政基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	—																
		② 減収額	<p>① 実績 (単位: 百万円) ※出典: 商工中金調べ</p> <table border="1"> <tr> <th>20年度(10～3月)</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> <tr> <td>181</td> <td>366</td> <td>253</td> </tr> </table> <p>② 見込</p> <table border="1"> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> <tr> <td>260</td> <td>143</td> <td>143</td> <td>143</td> <td>59</td> </tr> </table> <p>※見込の試算根拠は以下のとおり。 a. 合計地方税法上の資本金等の額 = 資本金 + 特別準備金 + 危機対応準備金 + 資本剰余金 - 自己株式 b. 控除基礎額 = 資本金のうち政府出資 + 特別準備金のうち旧政府出資 + 危機対応準備金 c. 本措置による軽減率(延長要望の場合) = 23年度: 3/5、24～26年度: 2/5、27年度: 1/5 d. 地方税法附則9条12項の控除額 = b × c e. 差引計 = a - d f. 課税標準となる資本金等の額(以下の合計金額) ・ dのうち1,000億円以下の額 × 100% ・ dのうち1,000億円超～5,000億円以下の額 × 50% ・ dのうち5,000億円超～1兆円以下の額 × 25% g. 資本割額 = f × 税率0.21% (東京都の例) h. 減収額 = 本措置の適用が無い場合の資本割額 - 本措置の適用が有る場合の資本割額</p>	20年度(10～3月)	21年度	22年度	181	366	253	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	260	143	143	143	59
20年度(10～3月)	21年度	22年度																	
181	366	253																	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度															
260	143	143	143	59															

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年10月～平成23年6月)
 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。
 また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化することが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。
 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。
 資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。
 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。
 東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。



資料: 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 資金繰りDIは、数値に比べて、資金繰りが「悪化」と等入る企業の割合(%)から、「悪化」と等入る企業の割合(%)を引いたもの。
 2. 2011年1-3月調査は、3月11日時点の調査であり、東日本大震災前の調査であることに留意が必要である。

(出典: 中小企業景況調査(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構))

※商工中金の貸付実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432
うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年10月～平成28年3月)

「商工中金の貸付実績」及び「中小企業の資金繰り判断DI」については、上記③のとおり。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年10月～平成28年3月)

本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財務基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。

《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成28年3月)

本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財務基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。

また、本措置による商工中金の財政基盤の強化により、特殊会社移行後も貸付額は堅調に推移しており、中小企業の需要に対して資金供給が図られている。

更に、貸付規模についても特定層に偏ることなく資金供給が行われている。

※商工中金の貸付件数の分布状況

(長期貸付、貸付規模別/平成22年度)(商工中金調べ)

貸付規模	件数	割合
10百万円以下	6,188	14.9%
10～30百万円	13,701	32.9%
30～50百万円	10,110	24.3%
50～100百万円	7,937	19.1%
100百万円超	3,698	8.9%
合計	41,634	100.0%

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

補助金と比較した場合、税制措置は課税時点で軽減することから、執行コストが小さい。

商工中金は、負債の約半分は商工債により市場から資金調達を行っており、仮に決算内容が悪化すると、市場の評判を落とし、資金調達の条件が悪化するおそれがある。

商工中金に対して政府が出資という予算措置を講じた場合、貸借対照表の純資産の部が厚くなるものの、損益計算書は改善しない。本措置が維持された場合は、損益計算書に計上すべき租税公課が減額となり、損益計算書の利益及び貸借対照表の純資産の部の両方が改善する。このように、本措置は商工中金の資金調達、ひいては中小企業への資金供給の円滑化にプラスの効果を与える。

なお、商工中金同様に公的金融を担う日本政策金融公庫、信用保証協会の事業税(資本割)は非課税となっており、他の政策手段と比較しても、国民

		の納得できる必要最小限の措置である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

平成23年度中小企業庁アンケート調査結果によれば、「上乗せ措置は期限付き措置であり継続される保証はないため、受け入れられる税額控除を考慮していないが、恒久措置となった場合には考慮して計画を作成する」と回答する企業が31.3%存在することから、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。

従って、本租特が研究開発投資促進の大きなインセンティブになることから、主要先進国の中で最高水準（第1位）を維持することが達成目標として適切なものと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））
＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発投資比率3%以上の達成に寄与できる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発投資比率3%以上の達成に寄与できる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額

【国税】3,302億円と推計される。

大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）
＝177億円（試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用）

【地方税】30億円と推計される。

地方税減収額：112億円（国税の減収見込額）×0.173（地方税に換算）
＝19億円（試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用）

研究開発投資押上げ額：19億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）
＝30億円

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>増加型・高水準型の恒久化</p>
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」</p>

		(日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)</p> <p>平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)</p> <p>平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合</p> <p>平成19年度 59.6%</p> <p>平成20年度 52.0%</p> <p>平成21年度 51.1%</p> <p>【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績</p> <p>平成19年度 3,425事業年度</p> <p>平成20年度 2,421事業年度</p> <p>平成21年度 2,254事業年度</p> <p>したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。</p> <p>また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p>

主な業種の本租特利用実績			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】

将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500~3,000事業年度程度と推測される。

②: 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成16年度 29億円
 平成17年度 53億円
 平成18年度 53億円
 平成19年度 29億円
 平成20年度 43億円
 平成21年度 23億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

平成22年度見込み 43億円
 平成23年度見込み 20億円
 平成24年度見込み 19億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果(23年度)より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成16年度 4,235億円(167億円)
 平成17年度 5,663億円(309億円)
 平成18年度 5,820億円(305億円)
 平成19年度 6,269億円(167億円)
 平成20年度 2,881億円(246億円)
 平成21年度 2,565億円(131億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成22年度見込み 3,059億円(248億円)
 平成23年度見込み 2,915億円(113億円)

平成24年度見込み 2,591億円(112億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果(23年度)より推計】

(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度 178億円(14億円)

平成21年度 133億円(6億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成22年度見込み 221億円(8億円)

平成23年度見込み 151億円(4億円)

平成24年度見込み 126億円(3億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果(23年度)より推計】

③: 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年~平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(2008年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対 GDP 民間研究開発費比率3%以上の達成に寄与できる。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成23年度)より、平成24年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、増加型・高水準型相当分の減収額を3.3億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

平成24年度の減税試算額における、租税特別措置の効果

平成24年度減収額 3.3億円(中企庁試算)

↓ 地方税に換算:0.173倍

平成24年度での地方税減収額:0.57億円

↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:1.59倍

研究開発投資押上げ額:0.9億円

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる試算)

10年間(平成24～33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約3億円

上記の試算に基づき、平成24年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成24年度～平成33年度の累計)は約3億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～33年度)

経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制全体(国税)】

・平成24年度減収額 2591億円

(うち中小企業112億円 ※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

大企業:1.26倍

中小企業:1.59倍

・研究開発投資押上げ額

大企業:3125億円(2480億円×1.26倍)

中小企業:177億円(112億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業:1兆2719億円

中小企業:728億円

・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果:約1兆3447億円

※地方税部分

・平成24年度減収額 112億円 (※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)

↓ 地方税に換算:0.173倍

・平成24年度での地方税減収額:19億円

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.59倍

・研究開発投資押上げ額:30億円(19億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算):124億円

・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約124億円

9 相当性 ①:租税特別措置等によるべき妥当性等

我が国においては、
 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%)。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に次いで2位)
 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、
 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、上記8ヶ国中最低)。
 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から

		極めて重要である。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。 ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年度

減収見込額の算定根拠(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

活用資料: 経済産業省平成23年度企業アンケート調査(以下、企業アンケート)
大企業: 技術振興課(送付2,068社、回収844社(回収率41%))
中小企業: 中小企業庁(送付2,837社、回収626社(回収率22%))
国税庁会社基本調査「税務統計から見た法人企業の実態」(以下、国税庁調査)
目的とする試算値: 平成24年度の本租税特別措置(国税・地方税)の減収見込額

試算方法:

「総額型」における推計値

① 平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の減収額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出
【適用金額】(国税庁調査: 大企業2,471億円(20年度)・2,307億円(21年度)、中小企業232億円(20年度)・125億円(21年度)、経産省調査: 大企業685億円(20年度)・585億円(21年度)、中小企業3,6億円(20年度)・2,4億円(21年度))

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u>
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

② 企業アンケートにおける平成24年度の減収見込額を、算出した平均カバー率(端数あり)で除して推計

【適用金額(推計)】

大企業	626億円 ÷ 26.5%	= 2,357億円
中小企業	1,89億円 ÷ 1.7%	= 108.2億円①



「増額型・高水準型」における推計値

① 平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の減収額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出

【適用金額】(国税庁調査: 大企業164億円(20年度)・127億円(21年度)、中小企業14億円(20年度)・6億円(21年度)、経産省調査: 大企業102億円(20年度)・45億円(21年度)、中小企業0.3億円(20年度)・0.1億円(21年度))

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

② 企業アンケートにおける平成24年度の減収見込額を、算出した平均カバー率(端数あり)で除して推計

【適用金額(推計)】

大企業	60億円 ÷ 48.8%	= 123億円
中小企業	5百万円 ÷ 1.4%	= 3.3億円③



試算結果(平成24年度減収見込額):

- ・国税全体: 2,591億円② (うち、税法上の中小企業分: 112億円④(108.2億円① + 3.3億円③))
- ・国税のうち増額型・高水準型: 126億円④(うち、税法上の中小企業分: 3.3億円③)
- ・地方税全体: 112億円④ × 17.3% = 19億円
- ・地方税のうち増額型・高水準型: 3.3億円③ × 17.3% = 57百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「新エネルギー導入量、再生可能エネルギー導入割合」は、新エネルギーや代替エネルギーの需給等他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[将来の見込み]
 - ⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、経済波及効果 939 億円、雇用創出効果 4,061 人、付加価値増大効果 373 億円の推計の算定根拠が明らかでなく、また、税収減を是認するような効果の見込みに用いられている次の点検項目には、課題があるため、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
 - ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について定性的に太陽光発電の導入量は伸びており、将来においても同程度の効果があるものと推定されると説明しているが、具体的な予測が示されておらず、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測が不透明である。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年8月に再生可能エネルギーに関する税制措置についてアンケート調査を実施。本税制措置を実施した場合に再生可能エネルギー発電設備に対する投資意欲・導入計画に与える影響を調査したところ、「投資を確実に実施する」、「現行計画より導入時期を早める」または「現行計画よりも導入量を増やして実施する」といった税制措置の効果による新規投資実施の回答が175件得られ、この数値を日本全体に拡大すると319件と試算されたことから、当該件数を税制適用見込件数とした。

具体的な算定方法としては、アンケート調査対象企業の設備投資金額と財務省法人企業統計による日本全体の設備投資金額の比率を平成20年度、平成21年度でそれぞれ算出し、両者の平均値を拡大推計に使用した。

【設備投資金額】

	平成20年度	平成21年度	平均値
アンケート調査対象企業	6,114,326百万円	5,218,048百万円	—
日本全体（財務省法人企業統計）	27,502,400百万円	33,136,600百万円	—
比率	4.5倍	6.35倍	5.42倍

日本全体への拡大比率5.42倍を税制措置の効果による新規投資件数に乗じると、件数：175件×5.42倍＝956件

投資計画から工事完了までの平均期間を考慮して単年度フローに換算すると（3年程度）、適用件数は319件と算出。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

上記⑦より、税制適用見込件数319件に対する投資金額は33,075百万円になることがアンケート調査により把握されている。当該金額を毎年の設備取得価額として、平年度の減収額を試算すると1,065百万円となる。

各年の減収額試算方法は以下のとおり。

【平成22年】

当省調査によると、税制適用の条件となる事業者支援補助金を受けて、平成21年中に太陽光発電設備を設置した者は32件であり、取得見込額は1,222百万円である。

したがって、減収額は、平成21年取得見込額から1年後の残存価格1,067百万円の1/3に相当する金額に税率1.4%を乗じた金額約5百万円となる。

【平成23年】

平成22年適用見込件数は、435件であり取得見込額は17,293百万円である。

したがって、減収額は、平成21年取得見込額から2年後の残存価格931百万円と平成22年取得

見込額から1年後の残存価格15,097百万円の合計額16,028百万円の1/3に相当する金額に税率1.4%を乗じた金額が75百万円となる。

【平成24年】

平成23年適用見込件数は、383件であり取得見込額は19,704百万円である。

上記同様に平成21年取得見込額から3年後の残存価格、平成22年取得見込額から2年後の残存価格及び平成23年取得見込額から1年後の残存価格を考慮して試算すると、減収額は約146百万円となる。

【平成25～27年】

平成24年適用見込額は、33,075百万円であり、上記同様に平成24年取得見込額から1年後の残存価格を考慮して試算すると、平成25年減収額は約404百万円となる。また、平成24年適用見込額を平年度の適用見込額と仮定しているため、平成26年、平成27年減収額についても経年に伴う残存価格を考慮し、約757百万円、約1,065百万円となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
2	要望の内容	<p><現行制度> 政府の補助(※1)を受けて取得された太陽光発電設備(同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。)について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。 (※1)新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助</p> <p><要望内容> ① 対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更する。 ② 特例措置の内容を固定資産税の課税標準を「最初の3年間2/3に軽減する。」から「最初の3年間減免する。」に変更する。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年度 創設</p> <p>平成22年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の対象事業に加え「地域新エネルギー等導入促進対策事業」の対象事業の追加を要望したが見直し年度に当たらないとして改正ならず。</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	①: 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。 再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。」と記載。</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月26日成立)附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」と記載。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付	政策軸: 資源エネルギー・環境政策

	け	
8	①: 有効性等	<p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○長期エネルギー需給見通し 新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl(原油換算)、2030年度までに3,213万kl(原油換算)導入することを目指す。 ○エネルギー基本計画 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。 ○G8ドーヴィル・サミット総理発言 発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新エネルギー導入量(原油換算:万kl) 再生可能エネルギー導入割合(一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合:%)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p> <p>【現状】 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl</p> <p>太陽光発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万kW) 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW</p>
	②: 減収額	<p>①: 適用数等</p> <p>太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置は平成21年度税制改正で措置されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成22年からであり、適用実績は平成22年435件、平成23年383件と見込まれる。 なお、本税制が拡充された場合、適用期間内に319件の適用が見込まれる。</p> <p>②: 減収額</p> <p>本制度による固定資産税減収額は、 平成22年 5百万円 平成23年 75百万円 平成24年 146百万円 平成25年 404百万円 平成26年 757百万円</p>

		平成27年 1,065百万円
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月) 新エネルギー導入量 (原油換算:万kl) 現状:2009年度 1,282万kl 目標:2020年度 2,455万kl</p> <p>太陽光発電導入量(発電出力:kW) 現状:2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW 目標:2020年度 2,865万kW</p> <p>太陽光発電は前年度比約23%で伸びているため、引き続き税制及びその他制度の総合的な投入によれば、目標達成は可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月) 産業用太陽光太陽電池出荷量(太陽光発電協会調べ) 平成20年度: 38,740kW(税制導入前) 平成21年度: 74,396kW(税制導入後) 平成22年度:196,923kW</p> <p>太陽光発電の導入量は伸びており、将来においても同程度の効果があるものと推定される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月) 再生可能エネルギーの導入が、12万kW損なわれ、将来においても同程度の効果があるものと推定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月) 本税制措置により、適用期間内に319件の再生可能エネルギー利用設備に対する投資が促される。これらの設備投資に対する経済波及効果は939億円、雇用創出効果は4,061人、付加価値増大効果は373億円と推計され、減収見込額11億円を上回る効果が生じると見込まれる。 また、これらの設備が稼働することにより、年間2.2億kWhの電力量を確保することができ、これは家庭に換算すると6.2万世帯で使用される電力量に相当し、地域経済の維持に欠かすことのできない電力を相当程度賄うことができる。 なお、将来においても同程度の効果があるものと推定される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず価格が高いのが特徴。そのため、導入当初は資産額が大きく、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが設置者の負担となっている。したがって、導入当初の固定資産税について、軽減措置を講ずることによって、設置者のキャッシュフローが改善され、投資判断に大きく影響を与えることとなる。</p> <p>また、東日本大震災の影響による電力需給逼迫を改善するための供給面の対策として、再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠であり、総理からも平成23年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットにおいて、「発電電力量</p>

		<p>に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む」と強い決意が表明されたところ。</p> <p>なお、上記の課題を解決するためには、地方自治体の協力が必要不可欠である。当省が実施したアンケート調査(平成23年8月実施)によると、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大の必要性について、「導入拡大が必要で、国の施策に関連付けて市町村自らの施策の強化を検討したい」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図る理由としては、「地域資源活用」及び「エネルギーの供給力確保」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。</p> <p>したがって、地方自治体においても再生可能エネルギー導入拡大の必要性が認識されているところであり、地方自治体の協力を得るためには、まず国による積極的な施策投入があつて初めて地方自治体による施策が誘導されるものと思慮される。また、本措置は価格の高い再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入しようとする事業者に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】 税制: エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 融資: 日本政策金融公庫の低利融資 制度: 太陽光発電の余剰電力買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(税制) 太陽光発電等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○太陽光発電の余剰電力買取制度(制度) 太陽光発電の余剰分について、固定価格で買い取ることで、事業性を向上させ、買取制度適用期間中(導入から10年間)のキャッシュフローを改善させるもの。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応するため国をあげて再生可能エネルギーの導入促進に取り組むことが必要。さらに、再生可能エネルギーは、エネルギー源が各地域に分散していることから、その導入促進を図る上では地方公共団体の役割が極めて重要。</p> <p>当省が実施したアンケート調査(平成23年8月実施)によると、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大の必要性について、「導入拡大が必要で、国の施策に関連付けて市町村自らの施策の強化を検討したい」といった回答を示</p>

		<p>す地方自治体が約半数を占めている。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図る理由としては、「地域資源活用」及び「エネルギーの供給力確保」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。</p> <p>したがって、地方自治体においても、再生可能エネルギー導入拡大に取り組むことは、エネルギー源の確保やCO2削減だけでなく地域資源活用を通じた地域経済活性化につながるメリットがあるものとして、その必要性が認識されているところであり、地方自治体の協力を得るためには、まず国による積極的な施策投入があって初めて地方自治体による施策が誘導されるものと思慮される。</p> <p>また、再生可能エネルギーを導入しようとする事業者にとって、導入当初の財務状況に最も大きな影響を与えるのが固定資産税であることから、地方自治体の協力による全国一律の固定資産税の軽減措置が必要。</p> <p>なお、本制度は対象設備の要件が明確に設定されているため、無制限に適用を受けるものではなく、自治体による執行は可能。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「環境基本法に基づく水質の環境基準（BOD、COD等の生活環境項目）の達成」を目標としているが、環境規制等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計について、平成23年度だけ予測されているが、23年度だけでは、本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計がどの程度見込まれているのかが明らかでなく、適用及び減収額の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。 ・以下の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を延長する。 <p>① 汚水又は廃液処理施設（特例率：1／3）</p>
3	担当部局	産業技術環境局環境指導室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 42 年度 創設（対象設備：脱硫装置、廃油処理施設）</p> <p>昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなる。（42～51 年度間に対象設備の追加・縮減、軽減税率の引上げ措置、51 年度以降に 2 年ごとの適用期限の延長、対象設備の追加・縮減、軽減税率の引下げ、非課税からの移行措置が行われる。）</p> <p><直近の改正></p> <p>平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の縮減（鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物焼却溶融施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類排出削減施設、廃油・廃プラスチック類処理施設、地下水浄化施設、産業廃棄物焼却施設、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制設備、優良更新投資施設、湖沼水質保全特別措置法に定める指定施設を対象施設から除外） ・軽減税率の引下げ（汚水又は廃液処理施設・除害施設・廃石棉・石棉含有産業廃棄物溶融施設）
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（2 年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図り、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている（第 11 条）。 ・第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている（第 3 部第 2 節）。 ・水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている（第 25 条）。

②	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 7 次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、1.4-ジオキサンの排水基準の設定、改正水質汚濁防止法に基づく構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法に基づく水質の環境基準(BOD、COD 等の生活環境項目)の達成率については、概ね上昇傾向を維持してはいるものの、平成 21 年度は全体で 87.6%に留まっており（H19 年度：85.8%）、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（H22 年度：河川 92.3%、海域 79.2%、湖沼 50.0%、H19 年度：河川 90.0%、海域 78.7%、湖沼 50.3%） ・水質汚濁防止法に基づく水質総量規制については、これまでの 6 次にわたる水質総量規制により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成 23 年度中に第 7 次水質総量規制が実施される予定であり、より厳しい削減目標が設定される見込みである。 ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において 28 業種中 6 業種が平成 22 年 7 月に一律排水基準に移行しており、また平成 23 年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 ・平成 21 年度に 1.4-ジオキサンの環境基準が追加され、平成 23 年度中に排水基準が設定される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 ・第 177 回通常国会において水質汚濁防止法の改正法案が成立し、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等の新たな対策が求められる。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 21 年度の環境基準達成率は 87.6%となっており（平成 19 年度：85.8%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 22 年 7 月には合計 22 業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 <p>東京湾・・・昭和 54 年 477 トン/日 平成 21 年 183 トン/日 伊勢湾・・・昭和 54 年 307 トン/日 平成 21 年 158 トン/日 瀬戸内海・・・昭和 54 年 1012 トン/日 平成 21 年 468 トン/日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の適用件数の内訳については、中小企業比率が約 9 割となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。また、適用件数は平成 20 年度 2592 件、平成 21 年度 2380 件、平成 22 年度 2290 件と一定の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。

8	有効性等	① 適用数等	平成20年度：2592件、平成21年度：2380件、平成22年度：2290件、平成23年度（見込）：2132件 【出所】経済産業省調べ（事業者に対するアンケート調査）
		② 減収額	平成20年度：759百万円、平成21年度：599百万円、平成22年度：304百万円、平成23年度（見込）：262百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年4月～平成24年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており（平成19年度：85.8%）、近年においても水質環境の改善が行われてきた。 近年においても、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・平成16年 211ト/日 平成21年 183ト/日 伊勢湾・・・平成16年 186ト/日 平成21年 158ト/日 瀬戸内海・・・平成16年 561ト/日 平成21年 468ト/日 ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、28業種中6業種が平成22年7月に一律排水基準に移行している。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年4月～平成24年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の実績は、適用件数2290件、取得価額32570百万円、減収額304百万円となっており、幅広い業種において本税制が適用されている。 平成23年度においては、適用件数2132件、取得価額28094百万円、減収額262百万円と見込まれ（出所：経済産業省調べ）、また、平成24年度においても、様々な規制強化に伴い、企業規模の大小を問わず幅広く利用されると考えられる（例えば、水質汚濁防止法の改正に対応するための新たな設備投資需要が発生し得る）。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成22年4月～平成24年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の公害防止対策が進まなくなることにより、環境基準達成率が低下するおそれがある。 1.4-ジオキサン等の新たな排水規制への対応が困難となるおそれがある。 ほう素・ふっ素・硝酸性窒素、亜鉛等に係る暫定排水基準の一律排水基準への移行に係る事業者の対応が困難になるおそれがある。 第177回通常国会において成立した水質汚濁防止法の改正法に基づき、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等の新たな対策が求められるが、事業者の負担増により、地下水汚染未然防止対策の取組が円滑に進まなくなるとおそれがある。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成22年4月～平成24年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており（平成19年度：85.8%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。 ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成22年7月には合計22業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。

			<ul style="list-style-type: none"> 以下の通り、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・昭和54年 477ト/日 平成21年 183ト/日 伊勢湾・・・昭和54年 307ト/日 平成21年 158ト/日 瀬戸内海・・・昭和54年 1012ト/日 平成21年 468ト/日 平成22年度の適用件数の内訳については、中小企業比率が約9割となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。また、適用件数は平成20年度2592件、平成21年度2380件、平成22年度2290件と一定の実績で推移しており、また、平成23年度は2132件の利用が見込まれ、水質保全に係る規制強化が続く中で今後（24年度以降）も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> 1960年代以降、環境規制の整備とともに本制度による公害防止用設備の導入支援を講じてきたことにより、事業者による円滑な法令遵守が促され、環境基準の達成率は大幅に改善されてきたところであるが、特に水質に係る環境基準の達成率は未だ改善の余地があり、環境負荷物質に係る新たな知見等を踏まえた第7次水質総量規制の検討、暫定排水規制の見直し、1.4-ジオキサン等の排水基準の設定、改正水濁法に基づく地下水汚染防止対策のための構造等に係る基準遵守義務等、現在も環境規制の強化の動きが続いている。このため、同分野においては引き続き本制度を維持し、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減することにより、事業者の自主的な排水対策の強化を支援していくことが適切である。また、公害防止設備投資は事業者にとっては非収益投資であり、環境対策としての外部経済性を有すること、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っており、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要であることから、事業者の公害防止対策の推進に資する本税制による特例優遇措置は適切であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【財政投融资】</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 （概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。（貸付限度：中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間：15年以内）） <p>財政投融资については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達を円滑化（イニシャルコストの一時的軽減）を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである</p> <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境調和型水循環技術開発（エネ特、平成23年度予算：6.2億円） （概要：我が国の強みである水処理技術について、更に省エネ性や低環境負荷性能に優れた膜技術や排水処理技術の強化に向けた要素技術の開発を実施。） <p>本予算は、排水からの有用金属回収技術や難分解性物質の高効率分解技術等の排水処理技術等の開発により、省エネ性に優れ、新たな水質分野の環境規制へ対応した技術を新しく創出するものである一方、本税制は、汚水・廃液処理施設に係る施設整備の経済的負担の軽減により、幅広い範囲の企業における水質分野の環境負荷物質対策の促進を行うものである。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	・ 水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明しているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 税込減価償却の効果を将来見込み（評価書中8③の「税込減価償却を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による法人及び個人の一社あたり減税額の平成23年度見込み額は、法人66,215円、個人63,230円、本特例が措置されることによる一社あたり事務負担軽減効果額は、自前で償却資産の管理・申告を行った場合では、法人52,785円、個人76,992円、申告事務を外部の税理士に依頼した場合では、法人68,360円、個人62,832円と試算される（別添試算結果参照）。

以上をあわせると、法人個人ともに一社あたり約12万円～14万円の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上(83.9%)存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強(37.5%)存在することから、本特例が措置されることが目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって本措置は租税特別措置によるべき制度である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とでは、そもそも、政策目的が異なる。

このため、対象設備について、本措置では、取得価額30万円未満の少額減価償却資産としていたるとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば160万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。

また、中小企業の事務負担の軽減等のための同様の政策目的の措置としては、法人税等における中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置があるが、今回要望する固定資産税における少額償却資産の課税免除措置とは対象とする税目が異なるため適切かつ明確な役割分担がなされており、両措置における少額資産の範囲が統一されることにより、より一層の中小企業の事務負担の軽減に寄与することとなる。

- ⑯ 将来推計として、税込減価償却を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。
中小企業実態基本調査(中小企業庁)に基づく分析

- 一社あたり減税額の算出
※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。

		計 算 式				減 税 額				
		損金算入額	× 日銀短観	× 残価率	× 税率					
取 得 年	H15	2594千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,816円	
	H16	2565千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,796円	
	H17	2543千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,780円	
	H18	2339千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,637円	
	H19	2472千円	×	×	0.0625	×	1.4%	=	2,163円	
	H20	2416千円	×	×	0.125	×	1.4%	=	4,228円	
	H21	2374千円	×	×	0.25	×	1.4%	=	8,309円	
	H22	2374千円	×	1.027	×	0.5	×	1.4%	=	17,067円
	H23	2374千円	×	0.825	×	1	×	1.4%	=	27,420円
	平成23年度における一社あたり減税額									66,215円

		計 算 式				減 税 額				
		損金算入額	× 日銀短観	× 残価率	× 税率					
取 得 年	H15	2547千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,783円	
	H16	2599千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,819円	
	H17	2420千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,694円	
	H18	2533千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,773円	
	H19	2747千円	×	×	0.0625	×	1.4%	=	2,404円	
	H20	2367千円	×	×	0.125	×	1.4%	=	4,142円	
	H21	2231千円	×	×	0.25	×	1.4%	=	7,809円	
	H22	2231千円	×	1.027	×	0.5	×	1.4%	=	16,039円
	H23	2231千円	×	0.825	×	1	×	1.4%	=	25,768円
	平成23年度における一社あたり減税額									63,230円

●一社あたり資産件数(法人)

※各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。
(平成21年度実数件数 法人:255,400件 個人:105,233件)

法人		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	×	損金算入額による按分				=
取得年	H15	255,400	×	2594 / 2374 =	279,068	29,002	10
	H16			2565 / 2374 =	275,948	35,010	8
	H17			2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
	H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
	H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
	H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
	H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
	H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
	H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
平成23年度における一社あたり資産件数				2,334,425			89

●一社あたり資産件数(個人)

個人		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	×	損金算入額による按分				=
取得年	H15	105,233	×	2547 / 2231 =	120,138	2,398	50
	H16			2599 / 2231 =	122,591	2,715	45
	H17			2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
	H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
	H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
	H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
	H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
	H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
	H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
平成23年度における一社あたり資産件数				1,017,661			236

●管理事務負担額(現況調査)

(前提)
償却資産税を納付している事業者に聴取したところによると、現況調査にはほぼ一日かかるとのこと。
(負担額の計算)

法人

8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

個人

8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

●申告事務負担額

1 自前で申告した場合

(前提)

償却資産税の申告実務に従事している税理士に聴取したところ、一般方式、電算処理方式、明細書、申告書への記載など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人

10分×89件=890分→約15時間

15時間×2,295円/時間=34,425円

個人

10分×236件=2,360分→約40時間

40時間×1,604円/時間=64,160円

2 税理士に依頼した場合

(前提)

旧税理士報酬規定における固定資産税の税務代理報酬額 平成23年度における固定資産取得価額

固定資産取得価額	報酬額	平成23年度における固定資産取得価額	
		法人	個人
500万円未満	20,000円	H15	2,594
1,000万円未満	35,000円	H16	2,565
3,000万円未満	50,000円	H17	2,543
5,000万円未満	65,000円	H18	2,339
1億円未満	100,000円	H19	2,472
1億円以上	135,000円	H20	2,416
5千万円増すごとに	3.5万円を追加	H21	2,374
		H22	2,438
		H23	1,958
		合計	21,699
			21,575

上掲報酬額表より、法人 50,000円、個人 50,000円

千円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
2	要望の内容	・新規要望 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【少額特例】 平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政案集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定資産税にかかる本措置は、少額特例と不可分の関係にあり、達成目標は、少額特例の目標と同様である。少額特例の目標は、中小企業の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることである。 【目標】

			<p>中小企業の中でも特に規模の小さい企業で少額特例が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。</p> <p>法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省）での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がりが、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																																	
8	有効性等	① 適用数等	<p>（各年度における固定資産税免除の適用事業者数及び損金算入金額）</p> <table border="1"> <tr><td>平成15年度</td><td>31,398 社</td><td>81,342 百万円</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>37,725 社</td><td>96,878 百万円</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>37,956 社</td><td>96,267 百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>28,167 社</td><td>66,879 百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>43,084 社</td><td>108,881 百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>34,357 社</td><td>82,685 百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>30,439 社</td><td>71,004 百万円</td></tr> <tr><td colspan="3">（将来推計）</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>31,260 社</td><td>72,920 百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>25,100 社</td><td>58,554 百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>22,966 社</td><td>53,576 百万円</td></tr> </table> <p>（出典）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） ※算定根拠は別紙参照</p>	平成15年度	31,398 社	81,342 百万円	平成16年度	37,725 社	96,878 百万円	平成17年度	37,956 社	96,267 百万円	平成18年度	28,167 社	66,879 百万円	平成19年度	43,084 社	108,881 百万円	平成20年度	34,357 社	82,685 百万円	平成21年度	30,439 社	71,004 百万円	（将来推計）			平成22年度	31,260 社	72,920 百万円	平成23年度	25,100 社	58,554 百万円	平成24年度	22,966 社	53,576 百万円
平成15年度	31,398 社	81,342 百万円																																		
平成16年度	37,725 社	96,878 百万円																																		
平成17年度	37,956 社	96,267 百万円																																		
平成18年度	28,167 社	66,879 百万円																																		
平成19年度	43,084 社	108,881 百万円																																		
平成20年度	34,357 社	82,685 百万円																																		
平成21年度	30,439 社	71,004 百万円																																		
（将来推計）																																				
平成22年度	31,260 社	72,920 百万円																																		
平成23年度	25,100 社	58,554 百万円																																		
平成24年度	22,966 社	53,576 百万円																																		

		<p>また、すべての業種が少額特例の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
②	減収額	<p>(将来推計) 平成23年度 ▲54億円 平成24年度 ▲49億円 (出典:経済産業省試算) ※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は別紙参照。 平成24年度は、平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。 																								
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○ 少額特例を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3% <p>本措置を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・ 経済波及効果 本措置により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p>																								

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) ○ 中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時) ・ 個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・ 法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) (出典) 個人事業主:平成20年、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20年、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。</p> <p>平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。</p> <p>法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・ 法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、少額特例を利用した企業および個人事業主で、今後も少額特例を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても少額特例を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為に少額特例が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。 尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>固定資産税にかかる本措置については、現在国税と固定資産税において少額償却資産の上限額がことなることにより、償却資産管理、記帳、帳簿保存等の事務負担が発生している状況。リーマンショック以降の不景気及び震災に</p>
--	--	---

			<p>よる直接的・間接的な影響により、中小企業の事務効率向上意欲が相対的に高まっている状況であり、本措置が認められない場合には、さらに中小企業の活性化の足枷となることが予想される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。 ○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○少額特例を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>少額特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。 ・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・ 経済波及効果 少額特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p>
	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>固定資産税にかかる本措置は、相対的に経理面の人員が少数であり、事務の効率化を志向する中小企業の実情を踏まえると、少額特例で取得した資産を固定資産税の課税客体から除外することにより、より一層の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図ることが可能であり、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>現在、本措置により、国税における少額減価償却資産の上限額は30万円であるが、固定資産税における少額償却資産の取扱は上限額20万円となっており、上限額に差異が生じている状況。地域活性化を担う中小企業者の事務負担を軽減し、設備投資の維持・推進を考えた場合、固定資産税における本措置について協力することに相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○平成23年度減収見込額試算(固定資産税)

—基本式—

少額特例損金算入企業数(注1)×納税義務者割合(注2)×少額特例平均損金算入額(注3)×残存簿価割合(注4)×税率(注5)

(注1)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)の各年度実績値

(注2)「固定資産の価格等の概要調査」(総務省)における免税点以上の納税義務者割合

(注3)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)の各年実績値より算出

(注4)定率法償却率0.5の各年における残存簿価割合。

(注5)1.4%

—仮定—

- ・耐用年数5年(定率法償却率0.5)。
- ・平成18年度以前取得の少額償却資産は残存簿価5%部分が課税標準となる(残存簿価割合5%)。
- ・平成22年度から平成24年度の少額特例損金算入企業数および少額特例平均損金算入額及び平成24年度減収額は、平成21年度の実績値に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率を掛けて算出。

(1)平成15年度

<法人>

144,509社×40.8%×2,594千円×5/100×1.4%=107百万円

<個人>

55,966社×18.3%×2,547千円×5/100×1.4%=18百万円

<合計>

107百万円+18百万円=125百万円

(2)平成16年度

<法人>

171,664社×40.8%×2,565千円×5/100×1.4%=125百万円

<個人>

92,731社×18.3%×2,599千円×5/100×1.4%=30百万円

<合計>

125百万円+30百万円=155百万円

(3)平成17年度

<法人>

174,743 社×40. 8%×2,543 千円×5/100×1. 4%=126 百万円

<個人>

48,068 社×18. 3%×2,420 千円×5/100×1. 4%=14 百万円

<合計>

126 百万円+14 百万円=140 百万円

(4) 平成18年度

<法人>

164,978 社×41. 1%×2,339 千円×5/100×1. 4%=111 百万円

<個人>

54,841 社×19. 1%×2,533 千円×5/100×1. 4%=18 百万円

<合計>

111 百万円+18 百万円=129 百万円

(5) 平成19年度

<法人>

202,683 社×41. 0%×2,472 千円×0. 0625×1. 4%=179 百万円

<個人>

87,111 社×19. 4%×2,747 千円×0. 0625×1. 4%=40 百万円

<合計>

179 百万円+40 百万円=219 百万円

(6) 平成20年度

<法人>

193,704 社×40. 5%×2,416 千円×0. 125×1. 4%=331 百万円

<個人>

127,386 社×19. 4%×2,367 千円×0. 125×1. 4%=102 百万円

<合計>

331 百万円+102 百万円=433 百万円

(7) 平成21年度

<法人>

172,885 社×40. 2%×2,374 千円×0. 25×1. 4%=577 百万円

<個人>

107,639 社×19. 6%×2,231 千円×0. 25×1. 4%=164 百万円

<合計>

577 百万円+164 百万円=741 百万円

(8) 平成22年度

<法人>

172,885 社×1. 027×39. 0%×2,374 千円×1. 027×0. 5×1. 4%=1,181 百万円

<個人>

107,639 社×1. 027×19. 6%×2,231 千円×1. 027×0. 5×1. 4%=347 百万円

<合計>

1,181 百万円+347 百万円=1,528 百万円

(9) 平成23年度

<法人>

172,885 社×1. 027×0. 803×39. 0%×2,374 千円×1. 027×0. 803×1. 4%=1,524 百万円

<個人>

107,639 社×1. 027×0. 803×19. 6%×2,231 千円×1. 027×0. 803×1. 4%=448 百万円

<合計>

1,524 百万円+448 百万円=1,972 百万円

(10) 合計

<法人>

107 百万円+125 百万円+126 百万円+111 百万円+179 百万円+331 百万円+577 百万円+1,181 百万円+1,524 百万円=4,261 百万円

<個人>

18 百万円+30 百万円+14 百万円+18 百万円+40 百万円+102 百万円+164 百万円+347 百万円+448 百万円=1,181 百万円

<合計>

4,261 百万円+1,181 百万円=5,442 百万円

○平成24年度減収見込額(固定資産税)

5,442 百万円×0. 915=4,979 百万円

○固定資産税免除適用事業者数見込み試算根拠

——考え方——

本措置が適用されると、少額特例利用事業者の内、少額特例損金算入額が 150 万円以上 300 万円以下の事業者の固定資産税が免除される。

少額特例損金算入額が 150 万円未満の事業者は、本措置の適用の有無に係わらず固定資産税は免税される。

少額特例損金算入額が 300 万円を超える事業者は、本措置の適用の有無に係わらず固定資産税は免除されない。

故に、本措置の創設による適用事業者数見込みとしては、少額特例損金算入額が 150 万円以上 300 万円以下の事業者数を試算している。

——データ——

「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の平成 15 年度から平成 21 年度までの実績値。平成 22 年度から平成 24 年度までに関しては、平成 21 年度の実績値に、日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成 23 年 6 月調査時点での設備投資伸び率（計画値）を乗じて推計する。

平成 15 年度（実績）法人：29,002 社
個人：2,396 社
合計：31,398 社

平成 16 年度（実績）法人：35,010 社
個人：2,715 社
合計：37,725 社

平成 17 年度（実績）法人：35,639 社
個人：2,317 社
合計：37,956 社

平成 18 年度（実績）法人：23,153 社
個人：5,014 社
合計：28,167 社

平成 19 年度（実績）法人：34,457 社
個人：8,627 社
合計：43,084 社

平成 20 年度（実績）法人：27,712 社
個人：6,645 社
合計：34,357 社

平成 21 年度（実績）法人：21,541 社
個人：8,898 社
合計：30,439 社

平成 22 年度（推計値）法人：21,541 社×1.027（注 1）=22,122 社
個人：8,898 社×1.027（注 1）=9,138 社
合計：31,260 社

平成 23 年度（推計値）法人：22,122 社×0.803（注 2）=17,763 社
個人：9,138 社×0.803（注 2）=7,337 社
合計：25,100 社

平成 24 年度（推計値）法人：17,763 社×0.915（注 3）=16,253 社
個人：7,337 社×0.915（注 3）=6,713 社
合計：22,966 社

平成 25 年度（推計値）平成 24 年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成 15 年度（実績）法人：75,238 百万円
個人：6,104 百万円
合計：81,342 百万円

平成 16 年度（実績）法人：89,820 百万円
個人：7,058 百万円
合計：96,878 百万円

平成 17 年度（実績）法人：90,660 百万円
個人：5,607 百万円
合計：96,267 百万円

平成 18 年度（実績）法人：54,176 百万円
個人：12,703 百万円
合計：66,879 百万円

平成 19 年度（実績）法人：85,179 百万円
個人：23,702 百万円
合計：108,881 百万円

平成20年度（実績）法人：66,954百万円
個人：15,731百万円
合計：82,685百万円

平成21年度（実績）法人：51,146百万円
個人：19,858百万円
合計：71,004百万円

平成22年度（推計値） 法人：51,146百万円×1.027（注1）=52,526百万円
個人：19,858百万円×1.027（注1）=20,394百万円
合計：72,920百万円

平成23年度（推計値） 法人：52,526百万円×0.803（注2）=42,178百万円
個人：20,394百万円×0.803（注2）=16,376百万円
合計：58,554百万円

平成24年度（推計値） 法人：42,178百万円×0.915（注3）=38,592百万円
個人：16,376百万円×0.915（注3）=14,984百万円
合計：53,576百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）設備投資伸び率（平成22年度分）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注2）設備投資伸び率（平成23年度）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注3）設備投資伸び率（平成24年度）

（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。

$(2.7\% + \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$

平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。

<少額特例> 税収減を是認するような効果

1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係（法人のみ）

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.17%増加する。

（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高} / \text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額} / \text{従業員数})^* + 0.17LN(\text{少額特例利用額} / \text{従業員数})^* + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）より分析

（備考）*：5%有意水準、**：10%有意水準、補正R²=0.30

2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性（一人当付加価値額）を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合26.5%（従業員数は変化しないものとして算定）

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）、平成22年度「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）より分析

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	府省名	経済産業省
税目	個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「社債発行残高のうち家計の保有割合、個人金融資産に占める社債の保有割合及び商品先物市場における個人投資家数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（証券・商品市場への個人投資家の参加を促す）の実現状況の将来予測について、「社債について約 43 万人、商品先物について約 2 万人程度の新たな投資家が呼び込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

社債に係る減収額の見込みについては、個人による社債保有残高（日銀資金循環統計）や個人向け社債利率平均（日証協資料より算出）をベースに、社債による個人投資家利子所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。

また、商品先物等に係る減収額の見込みについては、個人投資家のうちの損失者数や商品先物投資家等のうち株取引を行っている割合（日本商品先物振興協会アンケート調査）等をベースに上場株式等の配当所得等との損益通算により減少する課税所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置による減収額は約8億円（社債に係る減収額約6億円、商品先物等に係る減収額約2億円）と見込まれる。

これに対して、株式についての配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家が、本措置をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は少なくとも約43万人は存在すると推定される。また、商品先物取引については、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定されるため、税収減を是認するような効果があると見込まれる。

なお、本措置により、個人投資家が増加することによって、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとなることで、市場機能が活性化し、我が国企業による市場からの産業資金の調達も円滑なものとなれば、我が国企業による適時適量な資金調達と投資の実行が可能となる。また、個人投資家の増加により商品先物市場の流動性が高まることによって、我が国企業が商品先物市場を活用して商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となる。

したがって、これらの効果は我が国企業の国際競争力を高めることにつながるため、税収減を是認する効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置
2	要望の内容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品と幅広く捉え、金融所得に係る課税関係の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算及び損失繰越を広く可能とするため、所要の措置を講じる。 ・上場株式等の譲渡損益と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等を損益通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。 ・商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課、 商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。 ----- 《政策目的の根拠》 ○平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」と明記されるなど、政府として金融所得の損益通算の拡充を当面の方針として位置づけている。 ○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋） VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。 ○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成22年12月22日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋） 論点4：税制について

			総合的な取引所を魅力あるものとするためには、現物株と先物取引の損益通算の実現によって資金効率の向上を早期に図ることが重要。
	② 政策体系における政策目的の位置付け		経済成長
	③ 達成目標及び測定指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・資金循環統計(日銀)による社債市場及び家計資産の状況(22年末) — 社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合:2.0% — 個人金融資産に占める社債の保有割合:0.1% ・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとし、投資リスクの軽減を図ることによって、商品先物に対する個人投資家の投資インセンティブが増し、証券・商品市場への個人投資家の参加が拡大する。
8	有効性等	① 適用数等	・「証券投資に関する全国調査」(平成21年度;日証協)によると、公社債の保有者(推計約537万人)のうち、社債保有者が約7.9%との結果が出ていることから、現状、社債を保有している個人は約42万人と推計される。 ・「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」(平成22年度;商品先物振興協会)によると、商品先物や商品ファンド等の取引を行う投資家のうち、本措置の利用者は約4.3万人と推計される。
		② 減収額	・個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約123億円(日銀資金循環、日証協公表データより推計<平成22年度>)。上場株式等の譲渡損との損益通算の結果、これが全て減少してしまうとすれば、最大で約18億円(地方税は約6億円)の減収となる。 ・日本商品先物振興協会によるアンケート結果(平成22年度)等から、商品先物や商品ファンド等で損失を出した者の損失総額から減少する課税標準総額を算出すると、約38億円。これが全て損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば、約6億円(地方税は約2億円)の減収が発生する。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は0.1%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も2.0%にとどまっており、我が国企業は、個人金融資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが、本措置の導入により、証券市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。 ・商品先物については、個人投資家が年間1万人ずつ減少して、平成22年末時点では約7.6万人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが、本措置の導入により、商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていなかった投資家は、本措置による損益通算の可能性をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は、少なくとも約43万人は存在すると推定される。 ・低迷する我が国の商品先物市場が、多様な参加者が豊富に存在する流動性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し、官民をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を、資産運用の場として使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており、株式の配当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成19年度並みに回復することが期待されることである。これに伴い、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティブが促されないほか、金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない結果となる。 ・商品先物市場が機能不全に陥ることによって、企業のヘッジニーズに応えることができなくなるほか、商品の価格の指標が無くなることにより、わが国経済が混乱するおそれがある。 《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業が、株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 ・個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税率は、個人投資家一般に公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。また、新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	金融所得については、利子割や配当割等で地方税としても課税対象となるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
10	有識者の見解		「○ 金融所得課税については、理想的には総合課税が望ましいが、金融資産の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化を目指す方向で検討すべき。」 ——平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の(別添)個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見

		見 中、(1)個人所得課税 ①所得税 の箇所より抜粋。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 ⑫ 税収減を是認するような効果について、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の過去における効果が税収減を是認しているかどうか疑問がある。
 [将来の見込み]
 ⑬ 税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の将来における効果の見込みが税収減を是認するかどうか疑問がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

「前回要望時の目標及びその達成状況」

前回要望時の目標に関しては概ね達成している。

しかし、今後も沖縄の電気事業の構造的不利性に変化がない中、本措置が存在しない場合、沖縄の電気の安定的かつ適正な供給の確保に影響を与え、ひいては県民生活の向上及び産業振興に影響を与えることが懸念されることから、引き続き支援が必要である。

《政策目的の実現状況》

◇電気料金の推移 (単位：円/kWh)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
沖縄電力(株)	19.80	19.80	21.41	20.14	19.90
9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87
単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03

※ 電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したものである。

適用各社の経営努力による原価構成要素の軽減分は、電気料金の低減を通して県民の負担軽減となっているが、上記の通り、他地域と比べて割高である。これは沖縄県が抱える構造的要因によるものであることから、将来においても同様の状況であることが推測される。沖縄県内の社会資本の整備や県民生活の向上を図るにあたり、本措置が与える影響は大きく、引き続き措置する必要がある。

なお、沖縄電力(株)は、効率化の推進による料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。

(単位：%)

	H17. 7	H18. 7	H20. 9
料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45

- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明）

「測定指標の目標値及び達成時期」

本措置による免税額分が電気料金に与える影響

今後の見通し(H24~H28)

合計額 6,163 (百万円)

販売電力量 1 kWh あたり 0.12~0.17 円の低減

- ⑨⑩ 減収額及び達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8②「減収額」及び 8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

減収額の見込み及び達成目標の実現状況については、沖縄電力(株)への聴取により予測しているが、当該データにより、企業情報を推計することが可能となることから、非公表。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
2	要望の内容	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・ 特例措置の内容 昭和57年度から平成23年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置（事務所及び宿舍の用に供するものを除く）を5年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年 創設 昭和60年 2年間の延長 昭和62年 5年間の延長 平成4年 5年間の延長 平成9年 5年間の延長 平成14年 5年間の延長 平成18年 5年間の延長
6	適用又は延長期間	昭和57年～平成29年まで(5年間の延長)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 特に、沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(以下、沖振法)「第7節電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第63条において、国及び地方公共団体は、電気事業の用に供する設備で、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする、と規定されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策名：資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響

8	有効性等	① 適用数等 適用事業者：1社(沖縄電力(株))																
		② 減収額 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,053</td> <td>1,014</td> <td>990</td> <td>949</td> <td>908</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)から聴取</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	減収額	1,053	1,014	990	949	908				
		年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)											
減収額	1,053	1,014	990	949	908													
③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：昭和57年4月～平成23年3月) 本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれておらず、県民負担の軽減に繋がっている。 ○沖縄電力(株)の料金改定率の推移： 昭和63年1月 ▲19.62%、平成元年4月 ▲2.79%、平成8年1月 ▲5.96%、平成10年2月 ▲3.72%、平成12年10月 ▲3.78%、平成14年10月 ▲5.79%、平成17年7月 ▲3.27%、平成18年7月 ▲3.24%、平成20年9月 ▲0.45% 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：昭和57年4月～平成23年4月) 本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれておらず、電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成22年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約36円の負担軽減の効果がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,376</td> <td>7,491</td> <td>7,476</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.14</td> <td>0.13</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。</p> <p>なお、設備投資額は年々堅調に推移しており、今後、増加する見込みであるため、本税制措置の継続が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24年4月～平成29年3月) 本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	販売電力量 (百万 kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521	影響額 (円/kWh)	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)													
販売電力量 (百万 kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521													
影響額 (円/kWh)	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12													

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和57年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>沖縄における電気事業については、以下に述べる構造的不利性等の理由により、電力料金は他社より割高であり、また年間の平均停電回数は他社平均に比べ多い等、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況にある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難 2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入が困難 3) 供給区域に多数の離島(東西1000km、南北400km)を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。 <ul style="list-style-type: none"> ・離島だけで11の系統に分断される等、設備形成面で非効率 ・また、その規模も極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡 4) 沖縄自身が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるをえない。 5) 地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要 <p>こうした構造的不利性等を踏まえると、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置の実施が必要不可欠である。</p> <p>沖縄特別措置法に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例、引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税がある。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫からの融資は、沖振法第63条に基づく措置であることから、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、産業高度化地域における課税の特例は、沖振法65条第1項に基づいた措置であること、および沖縄県の産業全体の集積・高度化を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>さらに、沖縄発電用特定石炭にかかる石油石炭税の免税は、沖振法第65条第2項に基づく措置であり、政策的に一定の類似性がみられるものであるが、本土と比して電源構成が特殊とならざるを得ないことに鑑み、そのための負担の軽減を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p> <p>本措置は、沖縄県内の電気料金低減に資する施策の一つであり、沖縄県民はもちろん、県内の産業政策にとっても影響は大きい。措置がないことによつて、沖縄県内の産業の空洞化を招く可能性も否定はできないことから、地方税法において、負担の軽減を図ることが重要である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	外国組合員に対する課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「投資額のGDP比等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、想定外に僅少でないことは説明されているが（【点検結果表の別紙】⑥参照）、想定外に偏りが無いことについて説明されていない。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
- ⑫ 減収額の実績と把握した効果（投資額のGDP比等）を対比して説明しているが、本租税特別措置等の適用を受けていない投資組合による投資額を含めて税収減を是認するような効果があると説明しており（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
 当該政策は対外的なイコールフットイングを図り、諸外国に比して障害のない対日投資環境を作るものである。そのため、「GDPに対するファンド投資残高」等の指標を参考に、諸外国並みにファンドへの投資を促進することが当面の目標（足もとの同比率は諸外国2%であるのに対し、国内は0.4%）。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 平成21年度に本租税特別措置を適用された組合数は7件。ただし、①本租税特別措置が開始後1年しか経過していない点、②平成21年度の新規組成組合数が24件に止まる中、7件と約3割を占める点を考慮すれば、適用数は僅少ではない。
- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額については、地方産業局からの申請・確認報告の集計による各年度のエンジェル税制利用投資額実績をベースとして、投資時点・売却時点に分けて一定の前提を定めて算出した。投資時点については、年間投資額実績に所得税率を乗じる等により試算、売却時点については、過去の投資額実績を基に算出した売却損に株式譲渡税率を乗じて試算した。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 減収額は⑧のとおり、減収額は0.4億円に対し、海外投資からの出資額は22億円に上り減収額を是認できる効果が確認される。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国組合員に対する課税の特例
2	租税特別措置等の内容	投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合に出資する非居住者・外国法人の課税関係について、以下の取扱いを認める措置。 (1) 有限責任組合員であること、組合持分が25%未満であること等、一定の要件を満たす非居住者・外国法人(特定外国組合員)は、国内に恒久的施設を有しないものとする。 (2) 特定外国組合員等による、一年以上の長期保有株式等(公的資金の注入された破綻金融機関の株式は除く)の譲渡については、「組合員単位で」、事業譲渡類似株式の譲渡に該当するかどうかを判断する。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度創設。 平成22年度税制改正によって、本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。
6	適用期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の経営資源の効率的な活用やベンチャー企業の創出及び成長促進のため、我が国地域・企業への海外からの投資を促進することで、組合経由の投資規模を拡大し、我が国経済の活性化を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 ○平成22年6月に閣議決定がなされた新成長戦略において、(3)アジア経済戦略【2020年までの目標】の中で「アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増」が明記され、貿易投資の促進が謳われているほか、工程表Ⅶ)金融戦略1.(2)の中で、『経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備(郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの意図を含む。)』が明記され、経済活性化を担うベンチャーファンド等のファンド(投資組合)の事業環境整備に向けた方向性が明記されており、これらを実現するためにも、本措置を継続して措置することは必要不可欠。 ○また、震災後の復興構想会議においても、「○震災の復興過程で、我が国企業は資金の借入への依存度を高め、自己資本が毀損している。今後、毀損した資本への対応策として、資本金の提供(出資、資本金の長期融資)などが必要。」という部会長報告(第8回平成23年6月4日)に基づき、「復興への提言」(平成23年6月25日取り纏め)の中で、「全国的に見ても、震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損しており、これに対する対応策を講じなければならない。」と明記され、復興の観点からも我が国企業への資本金(エクイティ資金)の供給の重要性が認識されており、ベンチャーファンドのみならず復興等に資する事業再生ファンド等の組成を支援する意味でも、本措置を継続して措置することが重要</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>・経済成長</p>

		け	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員の課税関係を、海外主要国と同様に一定の条件の下で非課税とすることにより、我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を呼び込み、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る組合経由の投資規模を増加させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ベンチャー・事業再生に係る投資組合の新規設立状況と本措置適用数、投資額の GDP 対比等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講ずることによって、海外の投資資金を活用したベンチャーや事業再生に係る組合経由の投資が拡大し、我が国経済の活性化につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 21 年度の組合の新規組成数が 24 件である中、本特例の適用を受けている投資組合数は 7 件(平成 22 年経産省調べ)。
		② 減収額	平成 21 年度組成分の海外からの投資額は約 22 億円である(VEC サンプル調査)。国内投資家からのヒアリングに基づく国内投資組合からの年率リターンは約 7% である。また、組合に対する法人の出資割合が 95% である(平成 19 年経産省調べ)。これらから減収額は約 0.4 億円と推計される。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月) 本措置によって、海外投資家からの投資は増加しているものの、投資規模の水準は未だ諸外国に比べて低水準にとどまっている。 諸外国の投資残高 GDP 比は 2% 前後、国内では約 0.4%</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月) 本特例の適用を受けている投資組合は平成 22 年度末で 7 件となり、新規組成組合の約 3 割が海外資金の活用によって組成が可能になった。これに伴い、ベンチャーファンドへの海外からの投資額が、平成 21 年組成分 0 億円であったのが、平成 22 年組成分で約 22 億円に増加していることから、投資組合の組成拡大に一定の役割を果たしているものと評価できる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月) 金融危機後、海外においても、厳しい投資組合の組成状況にある中で、本措置により、一定の条件の下で組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員からの投資が促進されることは、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る投資組合の組成に資するものであり、有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	欧米主要国では、非居住者・外国法人による組合経由の投資について適用期限の定めのない非課税措置が講じており、海外とのイコールフットイングを図る観点からも、本税制措置を講ずることは妥当である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	PE(恒久的施設)の認定に係る取扱い、国税での取扱いと地方税での取扱いは統一的行われる必要がある。
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		措置の継続を要望
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

減収額の推計

【前提】

- ① 平成21年度組成のファンドへの海外投資家による出資額
：22億円（VECサンプル調査）
- ② ファンドの年間投資収益率：7%（平成22年度経産省調査より推計）
* バイアウトファンド実績リターンの平均値を年単位に換算したもの
- ③ ファンドに対する法人出資の割合：95%
- ④ ファンドに対する個人出資の割合：5%（VECサンプル調査）

【推計減収額】 0.4億円

計算式： $[(①22億円 \times ②7\%) \times ③95\% \times \text{法人税率}30\%] + [(①22億円 \times ②7\%) \times ④5\% \times \text{所得税率}15\%]$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ベンチャー企業への投資を行う個人投資家数」は、平成20年の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標としており、「本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっている」（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数の押し上げ効果が12,000人の個人投資家数の増加にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目についても課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、平成20年度以降増加した新規個人投資家数を1,956人と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本措置による測定指標（個人投資家数）の押し上げ効果については、平成21年度に関東経済産業局が実施した本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっていることから、相当の効果が認められる。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置においては、利用実績の伸び悩み等を受け、平成20年度税制改正により所得控除制度の導入を行っており、その結果、税制利用個人投資家数は着実に増加している。平成20年度の税制改正以後10年間で、12,000人の個人投資家の増加を達成目標としており、単年では1,200人の個人投資家数増加が目標となる。

事後評価書記載のとおり、平成20年度税制改正以降3年間で1,956名の新規個人投資家による投資が行われており、目標達成には至っていないものの、想定外に僅少ではないものと考えられる。

また、適用に偏りが無いことについてであるが、税制利用個人投資家のほとんどが新規個人投資家（平成9年制度創設以降、累積投資件数4,110件のうち、新規投資家による投資は3,368件）であり、特定の投資家のみ当該税制が利用されている実績はない。

⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、地方産業局からの申請・確認報告の集計による各年度のエンジェル税制利用投資額実績をベースとして、投資時点・売却時点に分けて一定の前提を定めて算出した。投資時点については、年間投資額実績に所得税率を乗じる等により試算、売却時点については、過去の投資額実績を基に算出した売却損に株式譲渡税率を乗じて試算した。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置においては、平成9年度の制度創設以降、約25.1億円の減収額（試算方法は本事後評価書添付書類に記載しているものと同じ。）に対し、個人投資家3,368人から約69.3億円の投資がなされ、事後評価書記載のとおり、一般的な中小企業の約2.15倍の約1,300億円の売上高を創出しているなど、税制利用企業は比較的高い成長率を示しており、本措置に税収減を是認する効果はあると認められる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エンジェル税制 ・特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例
2	租税特別措置等の内容	ベンチャー企業に投資を行う個人に対して下記優遇措置を設けている。 (投資時点) ・(投資金額-2,000円)をその年の総所得金額から控除。ただし上限は総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。 ・投資額をその年の他の株式譲渡益から控除(繰延)。 (売却時点) ・損失が発生した場合に損失を翌年以降3年間の繰越控除。
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成12年度 拡充(売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成14年度 拡充(投資事業組合経由にも適用) 平成15年度 拡充(取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成16年度 拡充(ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充) 平成17年度 延長(売却益圧縮特例の延長) 平成19年度 延長、拡充(売却益圧縮特例の延長、要件及び手続きの拡充) 平成20年度 拡充、縮減(所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業の育成が不可欠であるが、ベンチャー企業へのリスクマネー供給は現状十分とはいえない。このため、特に創業初期の資金調達において重要な役割を果たす個人投資家への税制上の優遇措置を設けることで、当該個人投資家から創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給等を促進し、ベンチャー企業の成長支援を行う。 《政策目的の根拠》 エンジェル税制の内容は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条」に租特で定める課税の特例として規定されており、ベンチャー企業等の事業環境を整備することで新たな事業活動を促進し国民経済の健全な発展に資するという目的を持っている。 また、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略においても「地域・成長企業等に対する円滑な資金供給の実現」が目的として掲げられており、エンジェル税制は当該目的に資するものである。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、ベンチャー企業への資金供給の重要な担い手である個人投資家に対する税制上の優遇措置を設けることで、当該投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給を促進するとともに個人投資家の裾野を拡大する。具体的には、平成20年度の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>ベンチャー企業へ投資を行う個人投資家数 ベンチャー企業への投資金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進するとともに、創業初期の資金調達において重要な存在である個人投資家の裾野の拡大を図る。これらにより、ベンチャー企業の成長を促し、もって我が国経済の活性化を促進する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○エンジェル税制利用個人投資家数(直接投資)</p> <p>平成18年度 54人 平成19年度 129人 平成20年度 497人 平成21年度 776人 平成22年度 683人</p> <p>○エンジェル税制適用企業数(直接投資)</p> <p>平成18年度 13社 平成19年度 21社 平成20年度 71社 平成21年度 50社 平成22年度 32社</p> <p>○エンジェル税制投資額(直接投資)</p> <p>平成18年度 659百万円 平成19年度 278百万円 平成20年度 1,123百万円 平成21年度 845百万円 平成22年度 652百万円</p> <p>(把握方法: 地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計)</p>
	②: 減収額	<p>過去5年間の減収額: 1,507百万円</p> <p>平成18年度 263百万円 平成19年度 226百万円 平成20年度 444百万円 平成21年度 317百万円 平成22年度 257百万円</p> <p>(把握方法: エンジェル税制適用企業への投資額実績を基に投資時点・売却時点に分けて一定の前提を定めて算出)</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成9年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制利用企業の創業後の売上高は下記のとおりであり、一般的な新規創業企業の創業初期の売上高と比した場合に比較的高い数値を示している。</p> <p>平成9年度のエンジェル税制創設以降、税制利用企業の平均設立後経過年数(＝約5年)によって、280社で約1,300億円の売上高(1社当たり4.66億円、※1)が創出されている。一方で一般的な中小企業による創業後5年での売上高創出はエンジェル税制利用企業と同数の企業(280社)では約600億円(1社あたり2.16億円、※2)となっており、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業よりも高いと考えられる。</p> <p>(エンジェル税制利用企業は一般的な新規創業中小企業の2.15倍の売上高創出。)</p> <p>※1. 平成22年度エンジェル税制利用企業へのアンケート調査(税制利用企業280社、有効回答85社)より直近事業年度の実績と創業初年度の実績を基</p>

		<p>に経済産業省試算。</p> <p>※2. 中小企業庁「平成21年度中小企業基本活動調査」より平成16年に創業した企業の売上高を基に経済産業省試算。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年～平成22年)</p> <p>ベンチャー企業に投資を行う個人を10年間で12,000人増加させることを平成20年度税制改正時に政策目標として設定している。</p> <p>エンジェル税制利用個人投資家数及び投資金額は下記のとおりである。</p>												
		<p>○エンジェル税制利用個人投資家数</p>												
		<table border="1"> <caption>投資家数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>投資家数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>776</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>683</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成20年度以降増加した新規個人投資家数: 1,956人)</p>	年度	投資家数(人)	H18	54	H19	129	H20	497	H21	776	H22	683
年度	投資家数(人)													
H18	54													
H19	129													
H20	497													
H21	776													
H22	683													
		<p>○エンジェル税制利用投資金額</p>												
		<table border="1"> <caption>投資額(百万)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>投資額(百万)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>659</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,123</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>652 (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、平成20年度の所得控除制度の導入により、本税制を利用する個人投資家数は着実に増加している。一方で、リーマンショック等の影響により、ベンチャー企業への投資額は、全般的に平成20年をピークに減少傾向にあり、本税制利用投資金額についても同様の傾向が見られる。</p> <p>※エンジェル税制については投資を行った翌年にも申請があることから平成22年度実績は現状より増加する見込みである。</p>	年度	投資額(百万)	H18	659	H19	278	H20	1,123	H21	845	H22	652 (※)
年度	投資額(百万)													
H18	659													
H19	278													
H20	1,123													
H21	845													
H22	652 (※)													

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制は平成9年度の制度創設以来、その後の投資環境の変化に対応して様々な拡充を重ねてきたが、特に平成20年度税制改正で所得控除制度を創設したことにより、改正以前の当制度利用企業数が大幅に増加するなど政策目的であるベンチャー企業の資金調達に更なる円滑化に寄与している。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ベンチャー企業への成長支援は、幅広い分野のベンチャー企業の事業活動等において必要とされていることを踏まえると、特定の分野等を支援する補助金等よりも税制による支援が適切である。ベンチャー企業がエクイティによる資金調達を行う先としては、個人投資家に加え、ベンチャーキャピタルがあるが、制度利用企業の業種とベンチャーキャピタル投資先企業の業種の分布は同様になっており、特定分野に偏った支援策ではないと考えられる。</p> <p>(平成22年度エンジェル税制利用企業業種分布)</p> <p>IT30%、バイオ・環境20%、サービス業29%、その他21%</p> <p>※地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計</p> <p>(平成21年度VC新規投資先企業の業種分布)</p> <p>IT40%、バイオ・環境18%、サービス業26%、その他16%</p> <p>※財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「2,009年度ベンチャービジネスに関する年次報告」より</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他のベンチャー企業への資金調達支援策として中小企業基盤整備機構において「起業支援ファンド事業」を実施している。当該支援措置は、創業5年未満のベンチャー企業への投資・経営指導(ハンズオン)支援を目的としたファンドに対し、中小企業基盤整備機構がファンド総額の半分まで出資を行うものである。当該支援措置は、ベンチャーキャピタルからの当該ファンドへの資金供給を促し、ベンチャー企業への資金供給を促進するという目的を持っている。これに対し、エンジェル税制は個人投資家からの資金供給を促すという目的を持っている。こういう観点で起業支援ファンド事業とエンジェル税制は役割分担を行っている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本評価は国税にかかる事後評価である。</p>
10	有識者の見解		<p>審議会等での検討結果や有識者見解は特になし。</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>前述のとおり、本税制利用個人投資家数は着実に増加しており、本税制はベンチャー企業へのリスクマネーの供給に貢献している。また、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業と比した場合に高い数値を示している。しかしながら、ベンチャー企業へのリスクマネーの供給量は未だ十分とは言えない状況にあることから、引き続き、本税制の周知・徹底を図り、利用拡大に努めることが必要である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>事前評価・事後評価ともになし。</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「税制適格ストックオプション利用企業の成長性（従業員増加数）」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、「ストックオプション制度の環境整備を行う本措置等による企業の成長性（従業員増加数）に対する押し上げについては相当の効果が認められる」（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による企業の成長性の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について従業員数が約 32 万人増加していると説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
本措置については、有能な人材確保や従業員等に対するインセンティブ付与のため、資金力の乏しい創業初期のベンチャー企業等を中心に利用されている。
2002年8月8日の民主党「産業再生戦略」において、従業員等のインセンティブを高める所得税制の重要性について述べられており、本措置等は従業員等のインセンティブとなるストックオプション制度の円滑化に資する税制であることから、その必要性・重要性は依然として高いと考えられる。
（参考：2002年8月8日 産業再生戦略より抜粋）
「人が働くのは金銭のためばかりではない。しかし、金銭は人々のやる気を引き出す大きな要因である。したがって、税制においては、インセンティブを高める所得税制の導入が大きな課題となる。特に所得税制について、その所得再分配機能を維持したうえで、インセンティブ機能が働きやすい仕組みに変えていく必要がある。」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置については、直近の改正時（平成18年度）に「人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度を円滑に導入しうる制度整備を行うことで、我が国企業の円滑な成長・発展に寄与すること」を政策目標として掲げており、企業の成長に資する従業員等のインセンティブプランとしてのストックオプション制度における問題点（権利行使時に課税されるため、現金報酬がないにもかかわらず、納税のための資金が必要となる等）を解決し、ストックオプションのメリットを最大限発揮させ、従業員等に十分なインセンティブを付与し、有能な人材の確保等を支援することを目的としている。
平成19年に経済産業省が実施した「ベンチャー企業の創出・成長に関するアンケート調査」によると、人材確保を経営課題として掲げる企業は多く（約18%の企業が優秀なR&D人材の確保を、約13%の企業が経営層人材の確保を経営課題としている。）、本措置の政策目標が達成されているとは言えない。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
平成23年度に経済産業省が実施した「研究開発型ベンチャー企業の創出状況及び資金調達等の課題に関するアンケート調査」では、約34.5%の企業が「優秀な人材の確保」を目的にストックオプションを付与しており、中小企業白書2011によると、「企業した事業の成果が得られている要因」として「質の高い人材の確保」を挙げている企業が33.9%であることから、ストックオプション制度の環境整備を行う本措置等による企業の成長性（従業員増加数）に対する押し上げについては相当の効果が認められることから、本措置の効果を検証する上では、網羅的ではないにせよ、定量化できるものの中で最も有効な指標であると認められる。

- ⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数及び減収額については、有価証券報告書を基にした上場企業全体のストックオプション権利行使状況の調査や、タワーズワトソン社資料によるストックオプション導入企業数やタイプ別ストックオプション権利付与数等のデータをベースとして、上場企業ストックオプションの権利行使に関するサンプル調査の結果を勘案して試算した。適用数は、調査による企業数（実数値）を調査母数で除した後に通常型ストックオプション導入上場企業数を乗じることにより、また、減収額は、調査による報酬額に税率（権利行使時の給与所得課税率と株式譲渡所得課税率の差分）を乗じることによって算出した。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本事後評価において、実績の検証を行った対象は上場企業約3,600社（2011年3月末時点）であり、そのうち通常型ストックオプション（権利行使価額が1円でないストックオプション）を導入している企業は、1,140社である。

本措置の適用数は、税制適格ストックオプションの権利行使を行い、課税の繰延べを受けた従業員等が属する企業の数であるが、検証対象母数が1,140社であること、権利行使を行うタイミングは従業員等個々人の判断に委ねられ、毎年権利行使されるものではないことを鑑みると、ストックオプションを導入している企業のうち、相当割合が本措置を活用しており、想定外に僅少なものではない。

なお、税収減が実現するタイミングは税制適格ストックオプションの権利行使時であり、権利行使は上場後に行われることが一般的であることから、本措置の効果検証にあたっては、上場企業を対象とすることで十分であると考えられる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置においては、事後評価書記載のとおり、平成18年からの5年間で、約320億円の報酬を従業員等に付与しているのに対し、減収額は95.8億円（試算方法は本事後評価書別紙に記載。）となっている。

また、事後評価書記載のとおり、本措置利用企業において過去5年間で、一般的な上場企業の従業員増加数の約11倍の約32万人（1社あたり350人）の従業員増加を実現しており、税収減を是認する効果は認められる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
2	租税特別措置等の内容	取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて、権利行使により自社株式を取得した際の給与所得課税を株式売却時まで繰り延べ、売却時に得た利益にかかる課税を株式譲渡課税とみなす。
3	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 8 年度 創設 平成 10 年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成 18 年度 拡充 (対象要件の拡充)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 自社の業績が向上した時点で、ストックオプションを付与された取締役や従業員は権利を行使することにより自社株式を取得するが、租税特別措置により、当該取得時の給与所得に係る課税は株式売却時まで繰り延べられ、さらに株式売却時点で得た利益に係る課税は譲渡所得課税とみなすことが出来る。この優遇措置により、ストックオプションを付与された取締役や従業員のインセンティブを高め、業績向上への士気上昇を促進するとともに、企業においては有能な人材の確保等を円滑化して、企業の成長を支援する。 《政策目的の根拠》 有能な人材確保や従業員等に対するインセンティブ付与のため、中小・ベンチャー企業中心に当制度を利用しており、中小・ベンチャー企業の事業環境を整備することで新たな事業活動を促進し国民経済の健全な発展に資するという普遍的な目的を持っている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、ストックオプションの権利を行使し自社株式を取得した際の給与所得課税を繰り延べ、当該株式売却時の課税を株式譲渡課税とみなすという税制面のメリットを付与することで企業の取締役や従業員に対し、より高い勤労インセンティブを与えることが出来る。当該措置を講じることにより、各企業において取締役や従業員の企業業績拡大への士気向上や有能な人材の確保の円滑化を促進し、企業の成長を支援する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 税制適格ストックオプション利用企業の成長性(従業員増加数) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によって、取締役や従業員等に高い勤労インセンティブを付与できるようにすることで、企業の取締役や従業員の企業業績拡大への士気向上や、有能な人材の確保を促す。それにより企業の成長を促進する。

8	有効性等	①: 適用数等 【税制適格ストックオプションの権利行使が行われた企業数】 平成 18 年度 256 社 平成 19 年度 295 社 平成 20 年度 320 社 平成 21 年度 231 社 平成 22 年度 154 社 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省試算。 【上場企業での税制適格ストックオプションの権利行使による株式報酬額】 平成 18 年度 75.4 億円 平成 19 年度 58.5 億円 平成 20 年度 68.0 億円 平成 21 年度 88.3 億円 平成 22 年度 29.0 億円 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省試算。
		②: 減収額 平成 18 年度 22.6 億円 平成 19 年度 17.6 億円 平成 20 年度 20.4 億円 平成 21 年度 26.5 億円 平成 22 年度 8.7 億円 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に株式報酬額を算出。当該株式報酬額に対し、権利行使時の給与所得課税率(最高税率 40%)と株式譲渡所得課税率(上場株式 10%)の差分を減税率として乗算し算出。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年~22 年) ストックオプション税制利用企業 922 社における従業員数推移は以下のとおりである。平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、従業員数が約 32 万人増加(1 社あたり約 350 人増加)しており(※)、全上場企業における従業員数の増加が 1 社あたり平均で約 30 人であることを鑑みると、当該税制の利用が企業の成長を促進していると考えられる。 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省試算。 (税制適格ストックオプション利用上場企業の従業員数推移) 平成 18 年度 約 197 万人 平成 19 年度 約 217 万人 平成 20 年度 約 215 万人 平成 21 年度 約 223 万人 平成 22 年度 約 229 万人 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年~22 年) 上述のとおり、ストックオプション税制利用企業 922 社で平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、従業員数が約 32 万人増加(1 社あたり約 350 人増加)している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年~22 年) 株式会社の取締役及び使用人の意欲や士気を高め、かつ、有能な人材を確保する手段としてストックオプション制度は有効なものと考えられる。他方、仮に付与されたストックオプションを行使した時に利益が実現したとして所得税が課税された場合以下の課題が指摘される。 ①権利行使時点では現金収入がある訳ではなく、納税のための資金が必要

			<p>となる。</p> <p>②上記①の結果として、権利行使により取得した株式の早期売却を実質的に強制されることとなる。</p> <p>このため、ストップオプション制度の目的を実現し、取締役や従業員に対して有効なインセンティブを与えるためには、最終的に金銭を受け取る株式売却時まで、課税を繰り延べる措置を講じることが必要である。</p> <p>また、前述のとおり、税制適格ストックオプション導入上場企業において平成18年度から平成22年度にかけて、従業員数が約32万人増加(1社あたり約350人増加)しており、本制度利用企業が高い経済効果を創出していると考えられる。</p>																					
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の成長支援は、幅広い分野の企業において必要とされていることを踏まえると、特定の分野の企業を支援する補助金等よりも税制による支援が適切である。税制適格ストックオプションを導入している上場企業の分野を見ると、特定のものに偏っていない。</p> <p>(税制適格ストックオプション導入上場企業の業種分布)</p> <table border="1"> <caption>税制適格ストックオプション導入上場企業の業種分布</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成18年以降にストックオプション制度を導入している上場企業のうち、税制適格ストックオプション制度を導入している企業の有価証券報告書より。</p>	業種	割合	製造業	23.6%	サービス業	16.7%	情報・通信業	16.7%	小売業	12.5%	化学	5.6%	食料品	5.6%	卸売業	4.2%	建設業	4.2%	不動産業	4.2%	その他	6.9%
業種	割合																							
製造業	23.6%																							
サービス業	16.7%																							
情報・通信業	16.7%																							
小売業	12.5%																							
化学	5.6%																							
食料品	5.6%																							
卸売業	4.2%																							
建設業	4.2%																							
不動産業	4.2%																							
その他	6.9%																							
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>従業員や取締役の士気向上や有能人材の確保支援という観点での支援措置は他にはない。</p>																					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本評価は国税にかかる事後評価である。</p>																					
10	有識者の見解		<p>審議会等での検討結果や有識者見解は特にない。</p>																					
11	評価結果の反映の方向性		<p>引き続き本税制措置の実施により、取締役や従業員の業績向上への士気向上を促進するとともに、企業での有能な人材の確保等を円滑化して、企業の成長を支援する。</p>																					
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>事前評価・事後評価共になし。</p>																					

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「個人投資家数、個人投資家による投資額」は、『アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答している』（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数、個人投資家による投資額の押し上げ効果が目標値にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果が減収額8～22億円に比してどの程度なのかが明らかでなく（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について個人投資家数、投資額が緩やかに推移していると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度が創設された当時の達成目標である「流動性の高い市場が形成され、公正な価格形成という商品先物取引の機能が確保されること」については、本制度の存続により、ある程度維持できていると考えられるが、個人投資家数等は減少してきており、流動性に富んだ商品先物市場の維持・回復のためには引き続き本措置を実施する必要がある。なお、今回の事後評価において、達成目標を「個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税の公平、中立性を確保することによる個人投資家の商品先物市場への参入」とし、測定指標を「商品先物市場への投資が維持されること」と設定している。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本措置の達成目標は、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平・中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促すことであり、この測定指標として、個人投資家数、個人投資家による投資額を設定し、商品先物市場への投資が維持されることとしている。当該測定指標と本措置の関係は、アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答していることから、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響していると考えられる。つまり、本措置により、個人投資家からの商品先物市場への資金が流入しやすくなり、市場の流動性が高まることにつながるため、商品先物市場への投資が維持されることに寄与するものである。

- ⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した当該年度の損失者数に確定申告・損失申告割合を乗じて試算した。

減収額については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した複数年度の個人委託者数や利益者数、利益総額等のデータをベースに、当該年度の利益総額から、そのうち過去3年間に損失繰越控除の対象となる損失がなかった場合の利益総額を差し引いて損失繰越控除の対象利益額を算出し、確定申告者割合を乗じた後、税率を乗じて減収額を算出して推計した。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成22年度において、本措置の適用対象となる複数年度にわたって商品先物取引を行った個人委託者で損失を出している者3.09万人のうち、試算適用数は2.2万人であり（既提出の減収額試算及び適用数試算根拠のとおり）、約7割である。その他の年度においても概ね6～7割であり、僅少ではないと考えられる。また、本措置は商品先物取引により損失を出した者であれば確定申告を行うことにより認められる措置であることから適用に偏りもないと考えられる。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移している。アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越向上可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答しており、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響すると考えられる。このため、本措置により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、我が国商品先物取引金額の減少率に対し、各年度の減収額試算8～22億円が、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果があったと考えられる。

- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

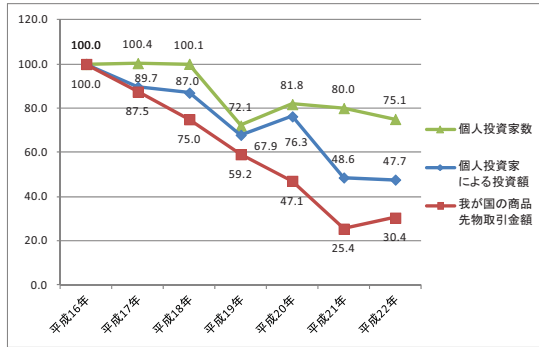
現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
2	租税特別措置等の内容	先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とする。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、個人投資家の参入を促し、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化することによって、国民経済の健全な発展を達成する。 《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)(抜粋) VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。一方で、個人投資家の資産運用の場としての側面も有している。 個人投資家にとっては、商品先物取引、金融先物取引も資産形成のための投資対象であることには変わりなく、個人投資家の資産運用の場の選択にあたり、税負担の公平、中立性を確保することによって、個人投資家が商品先物市場において、より投資しやすい環境を整備することが必要である。こうした環境整備により、個人投資家からの資金がより流入するような流動性に富んだ商品先物市場の形成が可能となり、本来、商品先物市場が有する機能を十分に発揮することができるようになる。 個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平、中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促す。

8	有効性等	① 適用数等 適用数試算 平成17年度 1.2万人 平成18年度 1.7万人 平成19年度 1.4万人 平成20年度 2.4万人 平成21年度 2.4万人 平成22年度 2.2万人 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)	・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とすることにより、個人投資家にとって税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家による商品先物市場への投資が維持されること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入しやすくなることから、市場の流動性が高まり、もって商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等が十分に発揮されることに寄与する。																																																										
		② 減収額 減収額試算 平成17年度 17億円 平成18年度 20億円 平成19年度 22億円 平成20年度 8億円 平成21年度 13億円 平成22年度 20億円 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)																																																											
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は、対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移しており、一定の効果があったものと史料。																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人投資家数(人)</th> <th>対16年比</th> <th>個人投資家による投資額(億円)</th> <th>対16年比</th> <th>我が国の商品先物取引金額(兆円)</th> <th>対16年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年</td> <td>101,155</td> <td>100.0</td> <td>8,552</td> <td>100.0</td> <td>240</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>101,511</td> <td>100.4</td> <td>7,667</td> <td>89.7</td> <td>210</td> <td>87.5</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>101,212</td> <td>100.1</td> <td>7,439</td> <td>87.0</td> <td>180</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>72,930</td> <td>72.1</td> <td>5,807</td> <td>67.9</td> <td>142</td> <td>59.2</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>82,744</td> <td>81.8</td> <td>6,524</td> <td>76.3</td> <td>113</td> <td>47.1</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>80,943</td> <td>80.0</td> <td>4,156</td> <td>48.6</td> <td>61</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>75,953</td> <td>75.1</td> <td>4,076</td> <td>47.7</td> <td>73</td> <td>30.4</td> </tr> </tbody> </table>					個人投資家数(人)	対16年比	個人投資家による投資額(億円)	対16年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対16年比	平成16年	101,155	100.0	8,552	100.0	240	100.0	平成17年	101,511	100.4	7,667	89.7	210	87.5	平成18年	101,212	100.1	7,439	87.0	180	75.0	平成19年	72,930	72.1	5,807	67.9	142	59.2	平成20年	82,744	81.8	6,524	76.3	113	47.1	平成21年	80,943	80.0	4,156	48.6	61	25.4	平成22年	75,953	75.1	4,076	47.7	73	30.4
	個人投資家数(人)	対16年比	個人投資家による投資額(億円)	対16年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対16年比																																																							
平成16年	101,155	100.0	8,552	100.0	240	100.0																																																							
平成17年	101,511	100.4	7,667	89.7	210	87.5																																																							
平成18年	101,212	100.1	7,439	87.0	180	75.0																																																							
平成19年	72,930	72.1	5,807	67.9	142	59.2																																																							
平成20年	82,744	81.8	6,524	76.3	113	47.1																																																							
平成21年	80,943	80.0	4,156	48.6	61	25.4																																																							
平成22年	75,953	75.1	4,076	47.7	73	30.4																																																							

【商品先物市場における個人投資家数、個人投資家の投資額、商品先物取引金額の対平成16年比】



(出典: 日本商品先物振興協会の調査及び日本商品清算機構データから推計)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年～平成22年)

本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	個人投資家の資産運用の場の選択の際の税負担の公平、中立性の確保を目的としているところであり、当該目的の達成のためには、幅広く投資家が利用できる本税制措置により行うことが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	対象なし。
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本税制措置の実施により、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化し、国民経済の健全な発展を達成する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	青色申告特別控除	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな <input type="checkbox"/> 明らかなでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、定性的に「一定の効果（記帳水準の向上）があがっている」と説明することとどまり（【点検結果表の別紙】⑫参照）、その根拠が明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置は、「個人事業主が日々の取引の記帳や管理などを行うことにより自らの経営実態を適正に把握することを推進」することを政策目的に、そのためのインセンティブとして一定額の税額控除を認めるもの。青色申告のための経理事務コストを考慮しても65万円の税額控除は、事業者にとって大きなインセンティブとなるものであり、一定の効果（記帳水準の向上）があがっていることが減収を是認する理由となるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	青色申告特別控除
2	租税特別措置等の内容	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書をその提出期限までに提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から65万円の特別控除が認められる。その他の青色申告者については、10万円の特別控除が認められている。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成4年度（平成5年分所得から適用） 平成9年度（控除額を45万円に引上。平成10年分の所得から適用） 平成11年度（控除額を55万円に引上。平成12年分の所得から適用） 平成16年度（控除額を65万円に引上。平成17年分の所得から適用）
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。特に、個人事業主の記帳水準の向上を図ることにより、個人事業主の事業経営の基盤整備と経営の健全化を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>青色申告制度は、昭和22年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャウプ勧告を受けて、昭和25年に創設。シャウプ勧告では、「納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するよう奨励、援助するようあらゆる努力と工夫をしなければならない。」「教育と道具の提示だけでは恐らく不十分だろう。このような道具を納税者が利用するよう積極的に奨励する報酬を与えねばならない。」とされ、青色事業主特別経費準備金制度を創設、昭和47年税制改正において、更なる普及を図る観点からこれまでの準備金制度に代えて、青色申告控除制度創設。</p> <p>その後、税制調査会の平成3年12月19日の「平成4年度の税制改正に関する答申」において、「適正・公平な課税の推進のためには、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げていくことが喫緊の課題であり、青色申告制度に係る施策は、このような観点から今後とも重要である」とされたことを受け、平成4年度税制改正においてこれまでの青色申告控除制度に代えて創設（平成5年分の所得税から適用）。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人事業主に係る事業環境整備を行い、経営の健全化を図るため、青色申告制度を通じて、個人事業主が日々の取引の記帳や管理などを行うことにより自らの経営実態を適正に把握することを推進する。							
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 青色申告の割合が、所得 300 万円超の個人事業主については 80%以上、所得 300 万円以下の個人事業主については 60%以上となることを達成目標とする。 なお、記帳水準の一層の向上が図られるべく、従業員数が 5 名以下の小規模な個人事業主については、正規の簿記(複式簿記)による記帳を行う割合が 50%以上、6 名以上の個人事業主については 70%以上となることを併せて達成目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の創設により、青色申告制度を利用する事業者は半数を超えることとなった(平成 5 年:49.8%→平成 21 年:56.1%。なお、青色申告制度創設時<昭和 25 年>は 4%程度)。 しかしながら、依然として目標数値には達成していないため、引き続き本制度を維持していく必要がある。							
8	有効性等	①: 適用数等 全ての青色申告者(約 214 万事業者、平成 21 年度※)が適用対象となっており、偏頗なき制度となっている。 平成 17 年度 2,427,706 人 平成 18 年度 2,423,905 人 平成 19 年度 2,355,949 人 平成 20 年度 2,268,167 人 平成 21 年度 2,137,927 人 (※出所:国税庁「申告所得標本調査」)							
	②: 減収額	平成 18 年度 800 億円 平成 19 年度 660 億円 平成 20 年度 710 億円 平成 21 年度 600 億円 平成 22 年度 584 億円 (出所:財務省試算) * 算出根拠(計数は平成 22 年度試算時点) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>一人当たり課税所得減少額</td> <td>×</td> <td>適用見込人員</td> <td>×</td> <td>税率</td> <td>=</td> <td>減収見込額</td> </tr> </table> 【納税者分】:▲537 億円程度 ・一人当たり課税所得減少額(①65 万円、②10 万円) ・適用見込人員(①39.9 万人程度、②177.6 万人程度) ・税率(12.3%程度) 【非納税者分】:▲47 億円程度 ・一人当たり課税所得減少額(①32.5 万円、②5 万円)	一人当たり課税所得減少額	×	適用見込人員	×	税率	=	減収見込額
一人当たり課税所得減少額	×	適用見込人員	×	税率	=	減収見込額			

	③: 効果・達成目標の実現状況	・適用見込人員(①12.8 万人程度、②104.7 万人程度) ・税率(5.0%程度) * 非納税者分は、特例の適用により課税所得がなくなってしまった場合。
		《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 5 年 4 月～平成 23 年 8 月) 平成 5 年の制度創設以降、青色申告者の比率が徐々に上昇しており、記帳水準の向上に対する効果が客観的に確認されている。 ①-1 所得階級 300 万円以下の個人事業主の青色申告割合 平成 5 年 42.4% 平成 10 年 46.7% 平成 12 年 46.4% 平成 17 年 47.8% 平成 21 年 47.7%(※事業所得者の青色申告割合) ①-2 所得階級 300 万円超の個人事業主の青色申告割合 平成 5 年 60.8% 平成 10 年 62.4% 平成 12 年 63.8% 平成 17 年 67.2% 平成 21 年 71.9%(※事業所得者の青色申告割合) (出所:国税庁「申告所得税標本調査」) ※平成 21 年度は統計集計方法の変更(平成 20 年度から)に伴い、営業等所得者ではなく、事業所得者の青色申告割合を算出。 ②-1 従業員数 5 名以下の個人事業主の青色申告割合 平成 20 年 41.5% 平成 21 年 44.4% ②-2 従業員数 6 名以上の個人事業主の青色申告割合 平成 20 年 62.3% 平成 21 年 55.1% (出所:中小企業庁「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 25 年 4 月～平成 23 年 8 月) 個人の営業等所得者の青色申告者割合を見ると、昭和 25 年に青色申告制度が創設されて以降、昭和 50 年までは順調に増加(4%→53%)していたものの、昭和 50 年から青色申告特別控除が創設された平成 5 年までの間に、その割合は漸減した(53%→50%で、0.17%/年の減少)。 この点、本制度の創設により、その割合が上昇基調となり、平成 21 年には、56.1%まで増加した(0.39%/年の増加)。 他方、本制度が無かった場合に、その割合が漸減傾向(0.17%/年の減少)のまま推移したと仮定すると、平成 21 年には、47.0%に低下したものと考えられる。 よって、本制度の創設により、青色申告割合に 9.0%の差が付いたと推定されることから、本制度の有効性が確認できる。

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成12年4月～平成23年8月)</p> <p>平成4年の制度の創設以降、青色申告者割合は増加を続け(平成5年:49.8%→平成21年:56.1%。なお、青色申告制度創設時<昭和25年>は4%程度)、中小企業における適正な記帳慣行の確立しつつある。なお、中小企業の経営安定指標をみると、その内容は順次改善。</p> <p>①自己資本比率(自己資本/総資産)</p> <p>平成12年 21.6%</p> <p>平成17年 27.6%</p> <p>平成20年 29.2%</p> <p>②当座比率(=当座資産/流動負債)</p> <p>平成12年 83.8%</p> <p>平成17年 96.8%</p> <p>平成20年 98.3%</p> <p>(出所:中小企業庁「中小企業白書」)</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中小企業の多くを占める個人事業主(約420万の中小企業者の内、約270万が個人事業主(2010年版中小企業白書))にとって、自らの経営実態を適正に把握し、経営の健全化を図ることが必要かつ重要である。</p> <p>そのため、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を確定申告書に添付させる「青色申告」の一層の普及・活用に一定のインセンティブを付与することは、政策目的を達成するための政策手段としての的確である。</p> <p>また、本特例は、個人事業者が自らの経営実態を適正に把握する上で不可欠となる個人事業主の記帳水準の向上に直結すると共に、中小企業における適正な記帳慣行の確立、引いては申告納税制度の実を挙げることに繋がるため、課税の公平原則に照らし、課税の適正・公正を確保するための必要最小限の特例措置と言える。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>青色申告に与えられる特典には種々のものがあり、①青色申告に対する更正は、推計によって行うことはできず、その帳簿書類を調査し、その調査により所得金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り行うことができ、その場合には更正通知書に更正の理由を附記しなければならない(所得税法155条1項・2項、法人税法130条1項・2項)、②所得税法・法人税法及び租税特別措置法の規定の多くは、青色申告の場合に限って適用される、③青色申告と白色申告を通じて適用される措置についても、事業専従者控除の金額など青色申告者により多くの利益が与えられる、等といった措置が存在する。</p> <p>本特例は、青色申告者に与えられる特典の1つであるが、これらが相俟って青色申告を普及し、申告納税制度の発展に寄与しているものであり、また、①は租税確定手続面、②は法条の適用要件、③は事業専従者に係る特例であることから、青色申告者の所得控除である本特例とは役割を異にするものである。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相</p>

		当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性	制度の維持等。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	府省名	経済産業省
税目	相続税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「雇用の維持・創出等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

中小企業の事業承継を取り巻く現状について

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

別紙 1 参照

⑤ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

（正）平成 22 年の利用率 82%

←（誤）平成 22 年の利用率 2%

（正）平成 22 年「①本特例を適用した被相続人数」38,566 人

←（誤）平成 22 年「①本特例を適用した被相続人数」38,629 人

⑩⑫ 達成目標の実現状況の実績把握・税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

雇用維持・創出効果の試算方法・その根拠については、2011 年度に中小企業庁が実施したアンケートデータを用いて本税制が無かった場合の廃業率（①）を算出し、①に平成 19 年度の会計検査院資料等に基づいて算出した事業用宅地に係る本制度の利用者数及び 2010 年版中小企業白書による事業承継事由で廃業する者の割合を乗じ、本税制によって廃業が防止された企業数（②）を算出。②に同アンケートデータに基づき算出した本税制の利用者の平均従業員数（③）を乗じて本税制によって喪失が防がれた従業員数を推計し雇用維持・創出効果を算出。

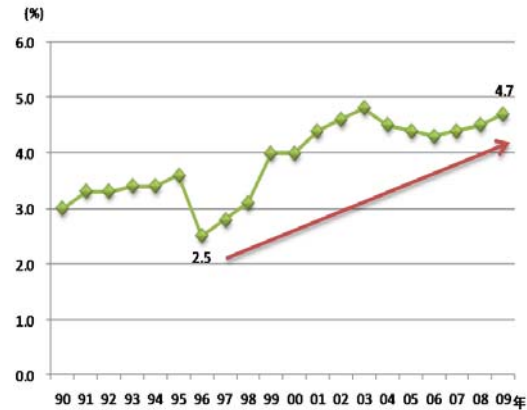
次に、経済波及効果の試算方法・その根拠については、②に当該利用者の 1 者あたり平均売上高及び乗数効果（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングに委託した 2010 年度委託報告書の数値に基づく乗数効果。）を乗じて廃業回避の経済効果（④）を算出するとともに、②に③及び雇用一人当たりの経済波及効果（同報告書の数値に基づく。）を乗じて雇用喪失回避の経済効果（⑤）を算出。最後に④と⑤を合計して本税制に伴う経済波及効果を試算。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

別紙 2 参照

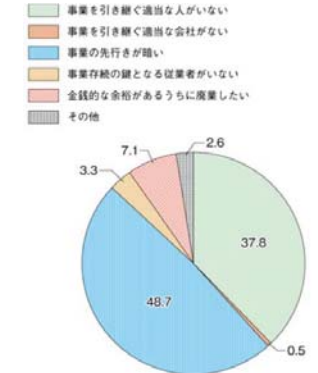
○中小企業の事業承継を取り巻く環境は、厳しい経済情勢の中、高水準で移行する廃業率、従業員の過剰感に係る従業員過不足 D I、高水準の完全失業率の数値などに示されるように依然として全体の状況は改善していない。
○さらに、自分の代で廃業したいと考える理由として後継者がいないと回答した者が 37.8%と未だ高水準であるため、前回要望時の達成状況が達成されているとは言えない。

有雇用事業所数による廃業率の推移



(出典) 中小企業白書 2011

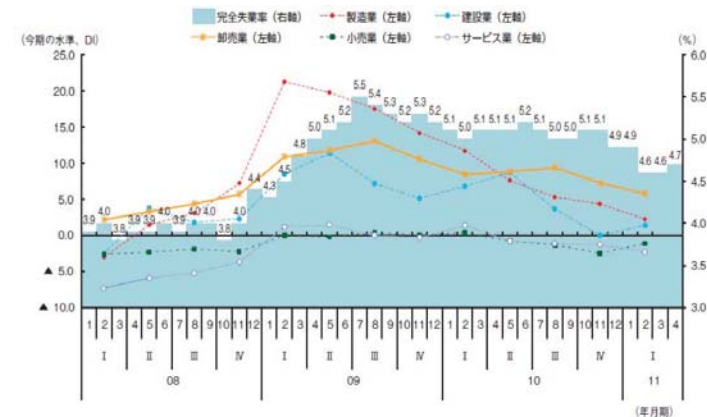
自分の代で廃業したいと考える理由



資料：中小企業庁委託「事業の引継ぎに関する調査」（2009年12月、(株)三菱総合研究所）
（注）経営者の引退後の事業に対する考え方で、「自分の代で廃業したい」と回答した中小企業を集計している。

(出典) 中小企業白書 2010

業種別の従業員過不足 D I と完全失業率



(注) 1. 従業員過不足 D I とは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業白書 2011

小規模宅地等の課税の特例と他の事業承継に係る政策手段との比較について

< 予算措置の役割 >

予算措置は事業承継に係る課題の抽出整理や各制度の普及啓発のためであって、法律・税制・金融に係る措置の前さばきのなものである。具体的には事後評価書に記載のとおり、施策説明会による普及啓発活動や中小企業者に対する巡回対応相談を行っており、実際に課税の軽減を行う小規模宅地等の特例制度とは役割が異なるものである。

(措置名)

- ・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額 2.6 億円）
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業（巡回対応相談等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額 39.6 億円の内数）

< 金融支援の役割 >

金融支援は、中小企業者等の事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、親族外承継（M&A、MBO 等）における株式購入資金等にも活用ができることが大きな特徴である。よって、適用対象が原則として親族内承継であって、かつ、宅地の相続に限った本制度とは支援対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・金融支援①（信用保証制度）【親族内外、会社・個人事業主】
- ・金融支援②（日本政策公庫）【親族内外、代表者個人】
- ・企業再建・事業承継支援資金（日本政策金融公庫）【親族内外、会社・個人事業主】

< 法律支援の役割 >

経営承継円滑化法に基づく民法の特例は事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものである。納税猶予制度や金融支援とは異なり、後継者や中小企業者に対する相続税に係る納税資金をはじめとした後継者の資金需要に応える支援を行うものではない。よって、税の軽減措置である小規模宅地等の特例制度とは支援対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・遺留分に関する民法特例【親族内、会社】

< 他の税制措置との役割 >

事業承継に係る他の税制措置として非上場株式等の納税猶予制度等があるが、これは株式会社の事業承継の円滑化を主眼とした株式の納税猶予制度である。個人事業主等の事業用宅地の処分についての制約面に配慮し、小規模宅地等の課税価格を軽減するものとは支援対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・非上場株式等についての相続税の納税猶予（措置法第 70 条の 7 の 2）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予（措置法第 70 条の 7）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（措置法第 70 条の 7 の 4）【親族内承継、株式会社等】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例
2	租税特別措置等の内容	<p>相続等により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用又は居住の用に供されている宅地等（特例対象宅地等。申告期限まで事業を継続すること等の条件あり。）があるときは、相続等により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、この特例の規定の適用を受けるものとして選択したものについては、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（小規模宅地等）に限り相続税の課税価格に算入すべき価額は、次の小規模宅地等の区分に応じ、それぞれ次の割合を乗じて計算した金額とする。</p> <p>① 特定事業用宅地等である小規模宅地等 20%</p> <p>② 特定居住用宅地等である小規模宅地等 20%</p> <p>③ 特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 20%</p> <p>④ ①から③までに該当しない小規模宅地等 50%</p> <p>※平成 22 年 4 月 1 日以後の相続等については、相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行 200 ㎡まで 50%減額）を適用対象から除外。</p>
3	担当部局	中小企業庁財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○主な改正内容</p> <p>昭和58年 創設</p> <p>平成63年度 減額割合の拡充：事業用宅地（40%→60%）、居住用宅地（30%→50%）</p> <p>平成4年度 減額割合の拡充：事業用宅地（→70%）、居住用宅地（→60%）</p> <p>平成6年度 減額割合の拡充：事業用宅地（→80%）、居住用宅地（→80%）</p> <p>事業非継続宅地の見直し：事業用・居住用宅地（→50%）</p> <p>平成11年度 対象面積の拡充：事業用宅地（200 ㎡→330 ㎡）※事業非継続宅地は 200 ㎡</p> <p>平成13年度 対象面積の拡充：事業用宅地（→400 ㎡）、居住用宅地（200 ㎡→240 ㎡）※事業非継続宅地は 200 ㎡</p> <p>平成22年度 事業非継続宅地・居住非継続宅地を適用対象から除外 等</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>個人事業者等の事業の用等に供する小規模宅地の処分についての制約面に配慮するとともに、その事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「中小企業憲章」(平成 22 年 6 月閣議決定)</p> <p>2. 基本原則</p> <p>五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する</p> <p>・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。</p>

		<p>3. 行動指針</p> <p>八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす</p> <p>(略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>																								
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>																								
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>相続税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社が年間7万社、それに伴う雇用喪失20～35万人(出典:2006年中企業白書)を未然に防ぐ。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本制度の適用件数、本制度の利用率、「8有効性等③」に掲げる試算結果</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例は個人事業者等の事業の用等に供する小規模宅地の処分についての制約面に配慮し、特に、事業用土地については、事業が雇用の場であるとともに取引先等と密接に関連している等、事業主以外の多くの者の社会的基盤として居住用土地にはない制約を受ける面があること等に鑑み措置されたものであるため、事業継続を通じた雇用の確保等という政策目的に寄与するものである。</p>																								
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>毎年約4万人が本税制を利用しており、これは相続税が課税された被相続人の約8～9割が利用することとなるため、大多数の者に利用されていることが伺える。</p> <p>○適用件数(=本特例を適用した被相続人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年分</th> <th>①本特例を適用した被相続人数</th> <th>②相続税を課税された被相続人数</th> <th>③利用率(②÷①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>42,212人</td> <td>45,177人</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>41,572人</td> <td>46,820人</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>44,580人</td> <td>48,016人</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>42,960人</td> <td>46,431人</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>38,629人</td> <td>47,060人</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)①:平成19年の数値は政府税制調査会第3回専門家委員会(平成22年4月7日)資料による実数値。平成18年及び平成20年～22年は推計値(推計方法等については別紙参照)。</p> <p>②:国税庁HP「相続税の申告状況について」</p>	年分	①本特例を適用した被相続人数	②相続税を課税された被相続人数	③利用率(②÷①)	平成18年	42,212人	45,177人	93%	平成19年	41,572人	46,820人	89%	平成20年	44,580人	48,016人	93%	平成21年	42,960人	46,431人	93%	平成22年	38,629人	47,060人	2%
年分	①本特例を適用した被相続人数	②相続税を課税された被相続人数	③利用率(②÷①)																							
平成18年	42,212人	45,177人	93%																							
平成19年	41,572人	46,820人	89%																							
平成20年	44,580人	48,016人	93%																							
平成21年	42,960人	46,431人	93%																							
平成22年	38,629人	47,060人	2%																							
	②: 減収額	<p>平成19年度 900億円</p> <p>平成20年度 970億円</p> <p>平成21年度 1,090億円</p> <p>平成22年度 966億円</p>																								

		平成23年度 877億円(出所:財務省による試算)
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H19年度～H23年度)</p> <p>毎年約4万人が本税制を利用しており、これは相続税が課税された被相続人の約8～9割が利用することとなるため、大多数の者に利用されていることが伺える。これらの者の相続税負担を軽減することによって、小規模宅地等に係る制約面の解消や中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持に実際に寄与していると言える。</p> <p>また、地域経済の担い手である中小企業者の事業承継の円滑化を図ることによって、納税猶予制度に因る一定の経済波及効果がある(下記《税収減を是認するような効果の有無》参照)ため、地域経済の発展にも寄与していることが伺える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19年度～H23年度)</p> <p>毎年約4万人が本税制を利用しており、これは相続税が課税された被相続人の約8～9割が利用することとなるため、大多数の者に利用されていることが伺える。これらの者の相続税負担を軽減することによって、小規模宅地等に係る制約面の解消や中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持に実際に寄与していると言える。</p> <p>また、2011年6月に実施されたアンケート(中小企業庁)によると、本制度を利用したことがある(又は利用予定がある)者(n=120)のうち、仮に本税制が無かった場合の相続に際する影響について、4割が納税資金のために、居住用地、事業用地又は株式その他の事業用資産を売却する必要があると回答している。さらに、当該事業用地又は株式その他の事業用資産を売却する必要があると回答した者(n=35)のうち、その売却が事業に与える影響について、約2割が廃業の可能性ありと回答している。これらのことから、仮に本制度が無かった場合は、中小企業者の事業承継に際し、廃業も含めた相当程度の影響を与えたものと推定される。</p> <p>加えて、本税制措置による直接的な効果として、本税制措置による事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間5,186名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注1)(注2)。</p> <p>(※当該試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。</p> <p>(注1)当該試算の分析対象は、事業継続要件が課されており、事業維持効果が見込まれる特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等に係る特例の平成22年度の利用者(個人事業主、中小企業者)3,737者が対象。(政府税制調査会第3回専門家委員会(平成22年4月7日)資料等に基づく推計値)</p> <p>(注2)中小企業者の廃業率(中小企業庁が平成23年度に実施したアンケート回答に基づく。)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業者数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H22年度)</p> <p>上述《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》の直接的な効果に伴う経済波及効果について、事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって約2,240億円(注3)の経済波及効果が生じるとされており、減収見込額約966億円(注4)に対し、約2.32倍の税収減を是認するような効果が</p>

		<p>あるとの試算がある。 (※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注3)本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果がもたらす経済波及効果について試算。具体的には、廃業防止効果によって防いだ企業等の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の経済波及効果を測定。 (注4)平成 22 年度の減収額(財務省試算)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、相続によって先代経営者から後継者への事業承継が行われる場合において、後継者の相続税負担を軽減することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。すなわち、宅地を相続する場合には、相続人が当該宅地を売却せずに納税資金の確保が非常に困難なケースが度々ある(※)こと等を鑑みると、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。実際に、中小企業者が、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げているところ(出典:2010年中小企業白書)。</p> <p>さらに、平成22年度税制改正においては、政策目的に資するものにより限定するため、事業非継続・居住非継続に係る宅地は適用対象から除外し、事業継続又は居住継続に係る宅地に限定しており、必要最低限の措置であると考えられる。</p> <p>※2011年6月に実施されたアンケート(中小企業庁)によると、本制度を利用したことがある(又は利用予定がある)者(n=120)のうち、仮に本税制が無かった場合の相続に際する影響について、約4割が納税資金のため居住用地、事業用地又は株式その他の事業用資産を売却する必要があると回答</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・法人(会社)形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p> <p>※以下の【】内は適用対象者を示す。</p> <p><税制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式等についての相続税の納税猶予(措置法第70条の7の2)【親族内承継、株式会社等】 ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(措置法第70条の7)【親族内承継、株式会社等】 ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(措置法第70条の7の4)【親族内承継、株式会社等】 <p><法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例【親族内承継、株式会社等】 <p>金融支援①(信用保証制度)【親族内外承継、会社・個人事業主】</p>

		<p>金融支援②(日本政策公庫による低利融資)【親族内外承継、代表者個人】</p> <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額2.6億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額39.6億円の内数) <p><財投></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再建・事業承継支援資金の貸付【親族内外、会社・個人事業主】
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き措置。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

小規模宅地等の課税の特例に係る適用件数の算定根拠

本制度に係る適用件数の算定根拠は以下の表（注含む）のとおり。

年分	①相続税を課税された被相続人数(注1)	①の伸び率(対前年比) ※H22は過去5年間の平均値	②特例を適用した被相続人数(注2)(注4)	利用率 (②÷①) (注3)
11	50,730		45,161	89%
12	48,463		44,718	92%
13	46,012		43,027	94%
14	44,370		42,046	95%
15	44,438		41,896	94%
16	43,488		40,438	93%
17	45,152	3.8%	41,904	93%
18	45,177	0.1%	42,212	93%
19	46,820	3.6%	41,572	89%
20	48,016	2.6%	44,580	93%
21	46,431	-3.3%	42,960	93%
22	47,060	1.4%	38,566	82%

※網掛け部分は全て実数値

出典：H11～H16年分の数値は「租税特別措置（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の適用状況等について」（平成17年度、会計検査院）。H19年分の数値は政府税制調査会第3回専門家委員会(平成22年4月7日)資料。

(注1) H22年分については、過去5年間の平均伸び率から逆算して算出。

(注2) H17-18, 20-21年分については(注3)で求められた利用率から逆算して算出。

(注3) H17-18, 20-21年分については過去5年分の平均利用率で算出。

(注4) H22年分については、制度に大幅な変更（事業又は居住非継続の宅地を適用対象から除外）があったため、財務省試算の同年の減収額の減少率（▲11%※）を踏まえて、下記算式で試算。

$$\text{※1} = (966 \text{ 億円 (H22 減収額)} \div 1090 \text{ 億円 (H21 減収額)})$$

$$\text{(算式) H22年分の被相続人数 (47,060人)} \times \text{過去5年分の平均利用率(92.08\%)} \times \text{(1-制度変更に伴う減少率(11\%))} = 38,566 \text{人}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし			
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎	
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果（認定件数）を対比して「事業計画の認定を下支えしている」と定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、地域商店街活性化法の認定において本租税特別措置等の活用実績がないことから、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 平成18年度から平成22年度までの実績は（独）中小企業基盤整備機構の融資データから適用実績を記載。地域商店街活性化法における平成23年度見込みは、認定件数79件中、平成23年度に施設設置を行う事業計画24件のうち、土地の譲渡を伴う可能性のある案件が10件ある。中心市街地活性化法における見込みは、これまでの中小企業基盤整備機構の融資データによる適用実績を元に2件としている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 評価書に記載のある適用実績3件はすべて個人であるが、商店街における法人事業者と個人事業者の割合は2:8（全国から無作為に商店街を抽出し、平均を算出）で個人が多くを占めており、今後は法人の適用も予想されることから、現時点の適用実績をもって想定外に偏っているとは言えない。
- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額については、想定される譲渡件数（地域商店街活性化法に基づく認定事業部分及び中心市街地活性化法に基づく認定事業部分）について、個人及び法人それぞれの件数に譲渡人に適用される控除額の上限及び税率（所得税率・法人税率）を乗じて算出した。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本税制による減収額は22年度において2.3百万円であるが、1,500万円の譲渡所得控除は土地の譲渡額3,060万円のおよそ半分に当たり、大きなインセンティブとなっており、事業計画の認定を下支えしている。本税制により土地の取得が容易になり、事業が円滑に行われた効果としてH市におけるぎわいが回復しており（活性化区域内の人口増、イベント回数の増）、これらの結果はH市により分析され、内閣府の中心市街地活性化本部及びH市のホームページにおいて公表されており、今後の認定を目指す地域にフィードバックされるなど、認定件数の増加に寄与している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）
2	租税特別措置等の内容	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「地域商店街活性化法」という）の認定計画に基づく事業、中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という）に基づく認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、当該土地等の譲渡所得について1,500万円の特別控除を行う。 対象：地域商店街活性化法の認定商店街活性化事業、認定商店街活性化支援事業、中活法の認定中小小売商業高度化事業の用に土地等を譲渡した個人、法人
3	担当部局	中小企業庁経営支援部商業課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成3年度 中小小売商業振興法関係措置の創設。 適用対象に中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を追加。 平成10年度 中心市街地の活性化に関する法律関係措置の創設。 適用対象に中心市街地の活性化に関する法律の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業を追加。 平成19年度 対象変更。 買取対象から、特定共済組合及び特定共済組合連合会を除外。 平成21年度 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律関係措置の創設。 適用対象に商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業及び認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業を追加。 中小小売商業振興法関係措置について、所要の経過措置を講じた上で廃止。
6	適用期間	恒久措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>来訪者の増加を通じた中小小売業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動の円滑な実施を支援し、商店街の活性化を図る。</p> <p>また、中心市街地の活性化のため、魅力ある店舗等の商業、サービス業集積地への立地を促進し、都市機能の集約とにぎわいの回復を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本税制の対象者は中心市街地活性化法（以下中活法）及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下地域商店街活性化法）の認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した者と規定されている。</p> <p>中小企業基本法（昭和38年7月）第18条に「国は、相当数の中小小売業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とある。</p> <p>民主党政策集 INDEX2009 の「中心市街地・商業の活性化」において「託児所や駐車場・駐輪場等を整備し、消費者が気軽に商店街に出かけられる環境を整備します。起業家のためのSOHO（在宅勤務の小規模オフィス）への活用や行政窓口設置により、空き店舗や空き地の利用を進めます。」とある。</p> <p>経済危機対策（平成21年4月：「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）の具体的施策の3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備に「商店街の活性化支援の強化（空き店舗を活用した子育て支援等）」とある。</p> <p>中小企業憲章（平成22年6月閣議決定）の「七. 地域及び社会に貢献できるような体制を整備する」に「中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。」とある。</p> <p>本税制措置は商店街・中心市街地の活性化のための商業施設や商業基盤施設（駐車場等の顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設）の整備を行うための事業用地の取得を円滑化する重要な手段として位置づけられているもの。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域商店街活性化法に規定する商店街活性化事業計画及び中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という。）に規定する中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定件数を平成30年度までに900件を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○地域商店街活性化法及び中活法の認定件数の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域商店街活性化法認定件数 平成22年度 36件 平成23年度（9月1日現在）10件 ・中活法基本計画認定件数 平成22年度 7件 平成23年度（9月1日現在）1件 <p>これまでの認定件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>中活法認定件数</th> <th>地域商店街活性化法認定件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>30</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>45</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>23</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>7</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>（9月1日現在）1</td> <td>（9月1日現在）10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地の譲渡が促されることにより、事業計画の円滑化が図られ、商店街・中心市街地の商業施設や商業基盤施設及び地域住民の利便の増進を図る施設の整備が進み、商店街・中心市街地が活性化する。</p>	年度	中活法認定件数	地域商店街活性化法認定件数	18	2	—	19	30	—	20	45	—	21	23	33	22	7	36	23	（9月1日現在）1	（9月1日現在）10	計	108	79
		年度	中活法認定件数	地域商店街活性化法認定件数																							
18	2	—																									
19	30	—																									
20	45	—																									
21	23	33																									
22	7	36																									
23	（9月1日現在）1	（9月1日現在）10																									
計	108	79																									
① 適用数等	適用数																										

年度	中心市街地活性化法分	地域商店街活性化法分
18	1件	—
19	0件	—
20	0件	—
21	1件	0件
22	1件	0件
23 見込	2件	10件

※(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計

本税正措置の対象となるのは個別法に基づく認定事業のために土地等を譲渡する者(法人・個人)であり、想定外に特定の者に偏ってはいない。

中活法関係の措置については、税制措置の適用要件となっている都道府県による高度化融資の利用について、昨今の自治体財政の逼迫を受け消極的な姿勢を示す都道府県が増える等しており、本税正措置の適用数が僅少となっている一因と考えられる。地域商店街活性化法による税制措置の適用要件である市町村による高度化融資については、市町村での制度策定がまだなされていないことが、適用件数がない要因の一つである。しかし、公共用施設及び共同店舗設置等のニーズは高いため、今後税制の活用が見込まれる。

② 減収額

年度	中心市街地活性化法分	地域商店街活性化法分
18	6百万円	—
19	0	—
20	0	—
21	10百万円	0
22	15百万円	0
23 推計	30百万円	150百万円

減収額

年度	中心市街地活性化法分	地域商店街活性化法分
18	0.9百万円	—
19	0	—
20	0	—
21	1.5百万円	0
22	2.3百万円	0
23 推計	6.8百万円	27百万円

(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計

中活法に基づく認定事業部分

- ・平成23年度の譲渡件数について、個人1人、法人1社と想定
- ・譲渡人に適用される控除額は上限の1500万円と想定

減収額 6,750千円

譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率
1人	15,000千円	15%	1社	15,000千円	30%

(個人) (法人)

地域商店街活性化法に基づく認定事業部分

- ・平成23年度の譲渡件数について、個人8人、法人2社と想定
- ・譲渡人に適用される控除額は上限の1500万円と想定

減収額 27,000千円

譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率
8人	15,000千円	15%	2社	15,000千円	30%

(個人) (法人)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成23年9月)

税制によるインセンティブにより、中心市街地活性化事業計画区域内での事業用地の譲渡が円滑に行われている。また、中活法及び地域商店街活性化法における累計認定件数は増加しており、商店街の活性化が図られている。

分析対象期間を平成21年度からとしているのは、地域商店街活性化法の認定が平成21年10月から行われているためである。

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年9月)

平成21年度

56件(うち地域商店街活性化法33件、中活法23件)

平成22年度

43件(うち地域商店街活性化法36件、中活法7件)

平成23年度(平成23年9月1日現在)

11件(うち地域商店街活性化法10件、中活法1件)

これまでの認定件数

年度	中活法認定件数	地域商店街活性化法認定件数
18	2	—
19	30	—
20	45	—
21	23	33
22	7	36
23 (9月1日現在)	1	(9月1日現在) 10
計	108	79

なお、地域商店街活性化法の制定された平成21年度から平成30年度の10

		<p>年間で累計 900 件の地域商店街活性化法及び中活法の事業計画の認定を目標としており、合計 187 件、現状の達成率は 20.8%である。中活法では、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金による中心市街地活性化協議会事務局支援事業や(独)中小企業基盤整備機構による中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業等により、法の認定を目指す市町村、中心市街地活性化協議会に対し助言を行っている。地域商店街活性化法では(株)全国商店街支援センターによる支援パートナー派遣事業により、商店街に対して認定に向けた助言を行い目標達成に向けて件数を増やしているところである。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年～平成23年9月)</p> <p>中活法では、「租特の適用実績欄」に推計されたエリアのうち、H市では、中活法に基づきH市が作成し、内閣総理大臣が認定を行った基本計画の達成目標について、居住人口やイベント回数が順調に増加している等、にぎわいの回復に一定の効果が伺える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>H22 実績</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活性化区域内の居住人口</td> <td>1,278 人</td> <td>→ 1,321 人</td> <td>1,360 人</td> </tr> <tr> <td>市民企画によるイベント回数</td> <td>40 回</td> <td>→ 46 回</td> <td>64 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域商店街活性化法は平成 21 年 10 月から認定が行われているところであり、税制の活用実績はないが、認定案件 79 件中 51 件で地域住民の利便を図る公共施設設置の計画が立てられており、土地の譲渡を促して事業実施を円滑化させる措置は他になく、本税制は効果がある。</p>	基準値	H22 実績	目標値	活性化区域内の居住人口	1,278 人	→ 1,321 人	1,360 人	市民企画によるイベント回数	40 回	→ 46 回	64 回
基準値	H22 実績	目標値											
活性化区域内の居住人口	1,278 人	→ 1,321 人	1,360 人										
市民企画によるイベント回数	40 回	→ 46 回	64 回										
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>商店街や中心市街地の活性化のための商業施設や商業基盤施設の整備等を推進するためには、事業用地の円滑な取得が不可欠であり、本税制措置により当該事業の用に供する土地等を譲渡する者に対して一定のインセンティブを与えることは妥当である。</p> <p>本税制措置の適用に当たっては、土地等の買い取り対象となる認定事業について、都市計画等の国又は地方公共団体の土地利用計画に適合すること、休憩所や集会所等の公共施設の整備により地域住民の利便の増進を図ること、等が求められており、認定事業の中でもより効果が見込まれる事業に対して税制支援を行っているといえる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>当該税制は、個人等を対象として土地を譲渡する者に対してインセンティブを与えるもので、その他の支援は、中小商業の活性化を図る商店街等が行う事業に対し支援するものであり、その役割を異にするものである。</p> <p>【他の支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小商業活力向上補助金 <p>商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会</p>											

		<p>課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等、集客力向上又は売上増加の効果のある取組に対して必要な経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 <p>中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に記載している事業であって、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する商業等活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営に対して、「選択と集中」の観点から重点的に支援を行う。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中心市街地活性化法の基本計画は市町村の中心としての役割を果たしている中心市街地を定め、市町村が内閣総理大臣の認定を受け、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するもの。また、地域商店街活性化法の認定及び税制の適用要件である地域住民の利便の増進を図る公共施設整備については、事業の区域内にある都道府県及び市町村の意見を聴き、事業計画の認定に際し考慮するもの。</p> <p>以上のことから、地方公共団体が本税制の利用について認めるものが対象となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本税制の普及に努めるとともに、事業の円滑な実施を支援し、商店街及び中心市街地の活性化を図る。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 本租税特別措置等は、制度創設から間もなく、効果の測定には時期尚早である。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業高度化事業は、都道府県と中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）との協調融資であり大型の工場団地等を対象としているもの。また、中小小売商業高度化事業では、認定を受けた商店街振興組合等が行う事業に係る施設に対し、市町村と中小機構が協調融資するもの。総合特別区域法による市町村高度化事業は、都市部における製造業集積や専門サービス業集積等、規模からして市町村が支援を行うことが適切であると考えられる共同工場等の施設を設置する際に、法の認定を受けた市町村と中小機構が協調融資できることとしたものであり対象が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人が所有している土地を総合特別区域法に基づく市町村向けの高度化事業のために譲渡した場合には、所得税又は法人税の特例として、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度新設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化融資制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。 ・今般、行政課題と密接に関連する集約化の取組において、市区町村がイニシアティブを発揮しやすくするために、総合特別区域法により、市区町村向けの高度化融資を設け、我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化促進を図る。 ・租税特別措置により、新たな土地確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減を行い、生産性の向上を図る。 《政策目的の根拠》 ・総合特別区域法（平成23年法律第81号）において、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための総合特区計画に基づく事業に対する特別の措置として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村に対して、施設整備に係る資金の貸付けが出来ることとされている（第30条、第58条）。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）では、「総合特別区域法第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。（第15条）」と定められており、以上のとおり、市町村高度化融資制度は政策的に重要なものとして位置づけられている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 近年、操業環境の悪化や地価の高騰等により、中小企業が大きく減少。これにより集積機能の低下が深刻化しており、中小企業の活力低下が危惧される。このため、従来の都道府県向け高度化事業に加え、市区町村単独での高度

			<p>化事業を創設し、中小企業の行う他の事業者との事業の共同化又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業の集約化により、事業環境が整備され中小企業の経営基盤が強化される。 法律による認定を受けた市区町村で実施される高度化事業において、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)の伸び率による目標を設定し、コスト削減等による新たな投資や雇用の確保等により、集約による中小企業の経営基盤の強化及び地域への貢献を測る指標とする。 中小企業者の将来の経営革新につながる経営基盤の強化のため、組合等の付加価値額が5年で9%増加することを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 複数の中小企業が共同施設及び共同設備の利用等を通じてコストの削減、省エネ対応や環境対応等の不可避な課題への対応を図り、経営基盤を強化することで、前向きな事業に資源を集中して投入でき、新たな設備投資や新規事業展開が可能となり、生産性の向上を図ることができる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日)
		②: 減収額	実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月) 実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》分析対象期間:平成23年8月) 実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年8月) 実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	高度化事業の実施にはある程度のもたまった土地を取得する必要があるが、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。租特により、地権者からの土地取得を容易とし、地域振興に貢献しつつ、産業集積の維持に寄与するものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	高度化事業独自の補助金や規制等、他の支援措置や義務付け等はない。 税制措置により、事業開始直後の経営が不安定となる時期に、中小企業者の経済的負担が軽減され共同事業の円滑な実施が図られることにより、前向きな投資に、より多くの資源を投入できる。 また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税の特例があるが、対象、目的

			<p>が違い、役割分担がなされている。</p> <p>・事業所税の非課税 →大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。 対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等 対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段である。今般、法改正により、市区町村向けの高度化融資を設けるものである。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体における中小企業集積の活性化が図れる。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		租特の必要性、有効性、相当性等の検証
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「採掘権者等の抛出額」は、抛出は金属鉱業等鉱害対策特別措置法によって義務付けられているものであることから、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であり、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。また、「鉱害防止事業が行われない場合、年間数億円規模の経済損失の発生が見込まれる」としているが、本租税特別措置等による効果が不明であり、過去における税収減を是認する効果に疑問がある。
 - 達成目標（鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する）の実現状況について確実に実施されていると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本制度の所期目標である鉱害防止業務が半永久的に継続する特殊性を有していることから、鉱山閉山後の収益性の全く無い中において着実な鉱害防止事業を行うために必要な額を計画的に拠出させる鉱害防止事業基金制度がこれまで有効に機能しており、坑廃水処理等を確実に行うことで鉱害発生防止に貢献しているところ。一方、経営環境の厳しい事業者（採掘権者等）にとっては計画的・安定的な拠出が容易でない中で、少しでもコストのメリットを与える支援策（本租税特別措置等）が果たす役割は大きく、当該支援策が有効に機能しているかどうかを示す一つの定量的指標として毎年度の拠出率（産業保安監督部長が算定した額に対する拠出額の比率）を用い、それが100%達成され、更に当該基金の中から毎年度必要な金額が取り崩され坑廃水処理等事業に確実に使用されることが示されることを達成目標としている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）	
2	租税特別措置等の内容	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者（採掘権者等）が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。	
3	担当部局	原子力安全・保安院 鉱山保安課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成4年度に制度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 ----- 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 5. 生命・身体の安全
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業活動（採掘等）終了後における永続的な災害発生等の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業（排水（坑廃水）処理事業）について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。 具体的には、鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づき産業保安監督部長が算定して採掘権者等に通知した額に対する拠出額の実績 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法による規制（金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条）と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後の鉱害防止事業（坑廃水処理事業）が確実に実施される。

8	有効性等	① 適用数等	各年度の拠出社数、拠出額及び基金残高は以下のとおり。 (金額の単位:百万円)																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>拠出社数</th> <th>拠出額</th> <th>運用益</th> <th>使用額</th> <th>基金残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>1</td> <td>37</td> <td>69</td> <td>62</td> <td>4,960</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1</td> <td>39</td> <td>77</td> <td>68</td> <td>4,999</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1</td> <td>34</td> <td>79</td> <td>69</td> <td>5,034</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1</td> <td>31</td> <td>85</td> <td>72</td> <td>5,066</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>87</td> <td>75</td> <td>5,082</td> </tr> </tbody> </table>	年度	拠出社数	拠出額	運用益	使用額	基金残高	18	1	37	69	62	4,960	19	1	39	77	68	4,999	20	1	34	79	69	5,034	21	1	31	85	72	5,066	22	1	14	87	75	5,082
		年度	拠出社数	拠出額	運用益	使用額	基金残高																																
18	1	37	69	62	4,960																																		
19	1	39	77	68	4,999																																		
20	1	34	79	69	5,034																																		
21	1	31	85	72	5,066																																		
22	1	14	87	75	5,082																																		
	(経済産業省調べ) 近年、制度の利用企業が少ないのは、基金を拠出する条件(坑廃水の水质・水量の安定)を満たす鉱山が少ないためである。																																						
	② 減収額	18年度 11百万円 19年度 12百万円 20年度 10百万円 21年度 9百万円 22年度 4百万円 (経済産業省調べ)																																					
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成4年度～平成22年度) 閉山後の鉱害防止事業に要する費用を鉱害防止義務者に拠出させることにより、閉山後の鉱害防止事業を円滑に実施した。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成4年度～平成22年度) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対して100%採掘権者等が拠出を行っており、当該基金からの運用益により必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。制度として十分機能を果たしているものと判断される。 《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成4年度～平成22年度) 閉山後の鉱害防止事業(坑廃水処理事業)が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた。 鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失が発生することも見込まれ、減収額と比較して十分に有効性はある。																																					
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金属鉱業等の鉱山は、閉山後もカドミウム、砒素及び鉛など人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害な重金属を含む坑廃水を永続的に排出し、イタイタイ病などの鉱害問題を引き起こすおそれがある。このため、鉱害を防止するために、企業等に対し、収益の発生しない閉山後も鉱害防止事業に必要な資金を確保させて、閉山後も永続的に坑廃水処理などの鉱害防止事業を実施させる必要がある。																																				

			本事業を確実に実施する資金を確保するためにも、税制面での負担軽減措置が必要である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金: 倒産等により事業者が存在しない休廃止鉱山の鉱害防止事業を地方自治体が実施する場合や、鉱山の開発前からの汚染(自然汚染)や事業者が自ら実施した事業に起因しない人為汚染等の坑廃水処理を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度。 上記の措置は、採掘権者等が存在しない休廃止鉱山や開発前の汚染、及び事業者自らが実施した事業に起因しない汚染等に対する鉱害防止事業を対象としており、支援の対象となる範囲が異なっている。 ○金属鉱業等鉱害防止準備金【措20条、措55条の5、措68条の44】 鉱山施設(坑道及び集積場)の使用終了後の鉱害防止工事を確実に実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、産業保安監督部長が JOGMEC の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。 当該積立金により鉱山施設の鉱害防止工事を行った後にも、さらに坑廃水が出続ける場合があり、その処理費用を基金の運用益で賄うのが本制度である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		鉱害防止事業基金への拠出が行われず、鉱害防止義務をおう鉱山会社の倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避することが可能となる。
10	有識者の見解		(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法第6条 国は、採掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。
11	評価結果の反映の方向性		採掘終了後における永続的な鉱害防止事業(坑廃水処理事業)の確実な実施が図られる環境の整備を通じて、鉱害の発生が防止された。近年、制度の利用企業数が少ないが、基金を拠出する条件を満たす鉱山が一時的に少ないためであり、今後、新たに基金を拠出する鉱山もあるため、引き続き当該支援措置を維持していくことが必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「信用保証協会の基本財産に占める金融機関等負担金比率」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
[過去の実績]
 - ⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等が適用され得る拋出機関数は約6百であるが、実際の拋出機関数は、年度により多寡があるものの、毎年度相当数に及んでおり、想定外に僅少ではない。他方、本租税特別措置等が適用され得る拋出額については、どの程度の額が適用され得る、ということを想定することは容易ではないが、1機関平均で約1千万円より多いことは、我が国の景気動向等を踏まえると、少なくとも想定外に僅少ではないと考えられる。

また、拋出機関は、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合等、都市部のみならず地方の小規模金融機関から成っており、適用範囲に偏りは無い。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)
2	租税特別措置等の内容	本措置は、金融機関等による信用保証協会に対する負担金(金融機関等負担金)の拋出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化し、中小企業者の資金調達円滑化を図る制度。 具体的には、金融機関等負担金は、信用保証協会の保証原資となる「基本財産」の構成要素であり、基本財産の増加によって信用保証協会の保証債務額の限度が拡大する。
3	担当部局	中小企業庁 金融課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。 ※上記政策目的は、本税制措置に係る信用補完制度に加えて、政府系金融機関による融資も併せて実施することにより達成を目指すもの。 (達成目標:保証承諾実績、資金繰り判断DI)</p> <p>《政策目的の根拠》 平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化することが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 信用補完制度は、「中小企業信用保険法」及び「信用保証協会法」等により、中小企業者の資金調達の円滑化を目的として創設された制度であり、中小企業者に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険(日本政策金融公庫による信用保険)により、中小企業者の信用力を補完するセーフティネットの役割を果たしている。 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…についてニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、金融機関等による負担金の拋出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化する。 これにより、信用保証協会は信用補完を必要とする中小企業者に十分な保証を提供し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 信用保証協会の基本財産に占める金融機関等負担金比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、金融機関等による負担金の拠出コストを軽減することで、当該負担金を含む保証原資の増加による保証債務額の限度が拡大することに寄与。もって、中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</p>																		
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>[拠出機関数、拠出額] (単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠出機関数</td> <td>462</td> <td>197</td> <td>106</td> <td>129</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>拠出額</td> <td>3,943</td> <td>4,174</td> <td>7,122</td> <td>9,789</td> <td>8,566</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 全国信用保証協会連合会)</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	拠出機関数	462	197	106	129	123	拠出額	3,943	4,174	7,122	9,789	8,566
		年度	H18	H19	H20	H21	H22													
		拠出機関数	462	197	106	129	123													
拠出額	3,943	4,174	7,122	9,789	8,566															
<p>② 減収額</p> <p>[減収額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(百万円)</td> <td>1,183</td> <td>1,252</td> <td>2,137</td> <td>2,937</td> <td>2,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出方法 : 減収額 = 拠出額 × 法人税率(30%と仮定) (出典: 全国信用保証協会連合会)</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	金額(百万円)	1,183	1,252	2,137	2,937	2,570								
年度	H18	H19	H20	H21	H22															
金額(百万円)	1,183	1,252	2,137	2,937	2,570															
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年4月～平成23年6月) 資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、信用補完制度において景気対応緊急保証制度等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、信用補完制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があったものと考えられる。 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。 東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、東日本大震災復興緊急保証の創設、セーフティネット保証の原則全業種での対応等により、中小企業の資金繰りを支えている。</p> <p style="text-align: center;">中小企業の資金繰りDI</p> <p>資料: 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」 注1) 資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「有利」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。 注2) 08年1-3月期調査は、3月1日時点の調査であり、東日本大震災以前の調査であることに留意が必要である。 (出典: 中小企業景況調査(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構))</p> <p>※資金供給の円滑化(保証承諾実績) H18年度: 13,659,133 百万円 H19年度: 13,027,325 百万円 H20年度: 19,581,113 百万円</p>																				

		<p>H21年度: 16,625,178 百万円 H22年度: 14,172,296 百万円 (出典: 全国信用保証協会連合会)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年4月～平成23年3月) 本措置により、民間からの負担金のウエイトが引き上げられ、信用保証協会の財政基盤の安定に効果がある。 [信用保証協会の基本財産に占める金融機関等負担金比率] (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H0</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比率</td> <td>11.6</td> <td>11.6</td> <td>12.0</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 全国信用保証協会連合会)</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年4月～平成23年3月) 本措置は、金融機関等の負担金の拠出に係るコストを軽減して負担金の拠出を円滑化するものであり、これにより信用保証協会の財政基盤たる基本財産の強化が図られ、中小企業の資金調達の円滑化に大きく寄与している。 中小企業の資金繰りDIは、資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、平成21年3月を底に改善傾向にあり、本措置に係る信用補完制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目的に対して、相当の効果があったものと考えられる。</p>	年度	H18	H19	H0	H21	H22	比率	11.6	11.6	12.0	12.8	12.8
年度	H18	H19	H0	H21	H22									
比率	11.6	11.6	12.0	12.8	12.8									
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。</p>												
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【税制措置】 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減(租税特別措置法第78条)は、担保を提供して保証を利用する際の中小企業者の負担を軽減するものであり、本措置の目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化することとは役割が異なる。 【予算措置】 本措置の第一意義的な目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化することと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。</p>												
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—												
10	有識者の見解	—												
11	評価結果の反映の方向性	本制度の維持。												
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—												

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等による効果ではなく、中小企業倒産防止共済制度の効果により説明されている。また、本制度による貸付けが行われず、貸付けを受けられなかった加入者が連鎖倒産する事態に陥った場合には、単年で約42億円の法人税の減収が見込まれること等の試算の根拠が明らかでなく（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 中小企業倒産防止共済法において、「取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その抛出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与する（第1条）」と定められており、また、同法第21条に本措置の根拠となる課税の特例についての規定を設けており、国の責務として中小企業倒産防止共済制度の確立が位置付けられている。

⑫ 税込減は認の効果の実績把握（評価書中8③《税込減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

減収額の実績と達成目標の達成状況等の過去5年間の実績は下記のとおり。
 政策目標の実現のためには、第一段階として中小企業者に本制度へ加入いただく必要があるが、中小企業基盤整備機構の第1期中期計画（平成16年7月～21年3月）において、期間中に80,000件の新規加入を目標としたところ、83,289件と目標が達成された。さらに、第2期中期計画（平成21年度～平成25年度）では期間中に80,000件の新規加入を目標とし、21、22年度は15,400件を目標件数としていたところ、それぞれ加入実績は30,497件、31,372件となり、目標を大きく上回る加入件数が確保されており、在籍件数は概ね30万件を維持している。

さらに、貸付規模についても、制度発足以来累計で27万件、1.8兆円の貸付けを実施するなど十分な実績を有している。

（仮に、本制度による貸付けが行われず、貸付けを受けられたはずの加入者が連鎖倒産する事態に陥った場合には、単年で約42億円の法人税の減収が見込まれることとなり、在籍約30万件全体に対して適用される本措置の税込減をも上回る減収が生じるおそれがある。加えて、当該企業の従業員約4万人の雇用喪失も見込まれることとなる（いずれも過去5年間の平均による試算値）。また、平成19年度版中小企業白書によれば、輸送用機械上場企業A社を起点とした取引構造は、1次取引企業、2次取引企業等あわせると3,600社に及ぶとされているなど企業間の取引構造は多面的であることから、1社の倒産という事態であっても、直接・間接に様々なマイナスの影響を及ぼすことが懸念され、我が国の経済活動全体にとっても極めて大きな損失となる。）

中小企業者に制度への加入を促し、円滑な資金供給によって連鎖倒産を防止することにより、加入者だけにとどまらず、多くの企業の経済活動、雇用の維持等への貢献がなされていると考えられる。このように、本措置が多くの企業の経営の安定に寄与し、高い公共性を有することを鑑みれば、税込減を是認する有効性が十分に確認されるといえる。

○過去5年間の減収額	○過去5年間の新規加入件数
平成18年度：36.8億円	平成18年度：15,004件
平成19年度：37.5億円	平成19年度：16,982件
平成20年度：39.4億円	平成20年度：26,923件
平成21年度：38.7億円	平成21年度：30,497件
平成22年度：36.8億円	平成22年度：31,372件

○過去5年間の共済制度の在籍者数
 平成18年度：300,433件 平成19年度：293,008件 平成20年度：293,158件 平成21年度：295,771件 平成22年度：302,594件 平

○過去5年間の貸付規模
 平成18年度：貸付件数3,288件、貸付金額259億円
 平成19年度：貸付件数3,584件、貸付金額297億円
 平成20年度：貸付件数5,391件、貸付金額487億円
 平成21年度：貸付件数4,116件、貸付金額342億円
 平成22年度：貸付件数2,476件、貸付金額195億円

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

運営費交付金は、制度の運営に必要な不可欠な中小機構の事務経費のみを交付しているものであり、その一部が制度の普及のための広報にあてられているものの、中小企業者の積極的な加入を促す政策手段ではない。また、取引先の倒産によって資金繰りに支障をきたす中小企業への支援については、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付制度、信用保証協会のセーフティネット保証制度が存在しており、それぞれ連鎖倒産を防止するための機能を果たしてきているが、いずれも金融ルールの枠内で行われているものであるため、金融審査や市区町村長の認定等の要件があり支援の実施が確約されているものではなく、連鎖倒産防止のために要求される当面の資金繰り難の手当を行うためには、必ずしも十分な対応とはなりえていない。この点において、中小企業倒産防止共済制度は、連鎖倒産を防止するための当面緊急に必要とされる資金の確保を支援することを目的とし、共済契約者の取引先倒産の事実が確認できれば、金融審査を行わずに無利子、無担保、無保証人で迅速（原則10営業日以内）な貸付けを実施するものであり、現実性、迅速性及び制度の効果の発現時期という点において役割が異なっており、明確な役割分担がなされているため、本税制措置は他の支援措置との関係は無いとした。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの)
2	租税特別措置等の内容	共済契約者が毎月積み立てる掛金について、必要経費又は損金に算入することができる。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p><昭和 53 年制度創設></p> <p>①掛金月額限度額を 2 万円に定める。 ②掛金総額の限度額を 120 万円に定める。 ③共済貸付の限度額を 1,200 万円に定める。</p> <p><昭和 55 年改正></p> <p>①掛金月額限度額を 2 万円から 5 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 120 万円から 210 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 1,200 万円から 2,100 万円に引き上げる。</p> <p><昭和 60 年改正></p> <p>①掛金月額限度額を 5 万円から 8 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 210 万円から 320 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 2,100 万円から 3,200 万円に引き上げる。</p> <p><平成 22 年改正> ※平成 23 年 10 月 1 日施行</p> <p>①掛金月額限度額を 8 万円から 20 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 320 万円から 800 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げる。</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業倒産防止共済制度等の中小企業関連諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図る。 具体的には、本特例を通じて共済制度への積極的な加入を促し、円滑な資金供給体制を確保することで、中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>* 参考 中小企業倒産防止共済制度は、相互扶助の精神に基づく共済制度として、共済契約者が納付する掛金を原資に、取引先が倒産し売掛金債権等の回収が困難になった共済契約者に対し、その請求に基づき、納付した掛金総額の 10 倍又は回収困難額のいずれか少ない額を無利子、無担保、無担保人で貸付けを行い、共済契約者の当面の資金繰りを支援し、連鎖倒産を防止するもの。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業倒産防止共済法(昭和52年12月5日法律第84号)</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者が安心して経営を行える社会を目指す。 具体的には、取引先の倒産によって、経営基盤が脆弱な中小企業者が連鎖倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業倒産防止共済制度への積極的な加入を促すことにより、セーフティネットの整備を強化する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小企業倒産防止共済制度の新規加入件数 (中小機構の第 2 期中期計画(平成 21 年度～25 年度)において、当該期間中に 8 万件(改正中小企業倒産防止共済法の施行(平成 23 年 10 月 1 日)に伴い、当初目標件数 7 万 7 千件から 3 千件引き上げ)の新規加入者の獲得を目標とする旨を明記)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>連鎖倒産は、取引関係が鎖状に連なる中で、いずれの取引を起点としても生じうるリスクである。このため、中小企業全体の連鎖倒産のリスクを軽減させるためには、可能な限り多くの中小企業者の加入を促進する必要がある。しかしながら、納付済掛金の権利消滅を条件に共済金貸付を受けるという制度への加入を幅広い中小企業者に求める際に、結果として戻ってこない掛金が、それを拠出する時点で損金等の扱いとならない場合には、資金面で十分に余裕のない中小企業者の加入意識を著しく損なうこととなる。このため、本特例措置を講ずることによって加入のためのインセンティブが生まれ、加入促進に大きく寄与することとなり、セーフティネットの整備を強化につながる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○過去5年間の共済制度の在籍者数 平成 18 年度: 在籍件数 300,433 件 平成 19 年度: 在籍件数 293,008 件 平成 20 年度: 在籍件数 293,158 件 平成 21 年度: 在籍件数 295,771 件 平成 22 年度: 在籍件数 302,594 件</p> <p>②: 減収額</p> <p>○過去5年間の掛金納付額、減税規模 平成 18 年度: 掛金納付額 431 億円、減税規模: 36.8 億円 平成 19 年度: 掛金納付額 439 億円、減税規模: 37.5 億円 平成 20 年度: 掛金納付額 462 億円、減税規模: 39.4 億円 平成 21 年度: 掛金納付額 503 億円、減税規模: 38.7 億円 平成 22 年度: 掛金納付額 532 億円、減税規模: 36.8 億円</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和 53 年度～22 年度末) 取引先企業の倒産により連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するため、迅速な貸付けによって資金繰りを支援してきており、制度創設以来、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付総額は約 1.8 兆円となっており、セーフティネットの役割を担う有効な事業として、中小企業者の経営の安定に寄与している。</p> <p>(参考)過去 5 年間の貸付規模</p>

		<p>平成 18 年度：貸付件数 3,288 件、貸付金額 259 億円 平成 19 年度：貸付件数 3,584 件、貸付金額 297 億円 平成 20 年度：貸付件数 5,391 件、貸付金額 487 億円 平成 21 年度：貸付件数 4,116 件、貸付金額 342 億円 平成 22 年度：貸付件数 2,476 件、貸付金額 195 億円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：昭和 53 年度～22 年度末) 制度発足以来、累計で 104 万社が加入。中小企業基盤整備機構の第 1 期中期計画(平成 16 年～21 年 3 月)において、期間中に 80,000 件の新規加入を目標とするところ、83,289 件と、目標が達成された。第 2 期中期計画(平成 21 年度～平成 25 年度)においても、期間中に 80,000 件の新規加入を目標とし、21、22 年度は 15,400 件を目標件数としていたところ、21、22 年度の加入実績は 30,497 件、31,372 件となり、目標を大きく上回る加入件数が確保されているところ。平成 25 年度までの 80,000 件の新規加入目標に向け、引き続き本措置を講じていく必要がある。</p> <p>なお、本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されていることから、継続的に措置を講じていくことが必要である。</p> <p>(参考)過去 5 年間の新規加入件数 平成 18 年度：加入件数 15,004 件 平成 19 年度：加入件数 16,982 件 平成 20 年度：加入件数 26,923 件 平成 21 年度：加入件数 30,497 件 平成 22 年度：加入件数 31,372 件</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：昭和 53 年度～22 年度末) ・制度発足以来、累計で 104 万社が加入するとともに、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付額累計は約 1.8 兆円の実績があり、連鎖倒産防止に大きく貢献し、中小企業の経営の安定に寄与している。 ・民間事業者には、同様の対象者に対し同様の条件での融資等を行っている者はみられない。一方、本制度は全国的に実施されており、加入者も全国各地の多数に上っている(22 年度末で約 30 万件在籍)。したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き、本制度を運営していくことが望ましい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共済契約者が拠出する掛金によって運営することを基本としており、制度運営上必要となる掛金の拠出負担は、共済契約者自らが負うべきものである。しかしながら、掛金の税制上の取扱について、本則に基づく取扱では、中小企業者にとっての実質的な認識とは異なるものとなり、加入の意欲を減退させかねないことから、これを改善するために施策を講じるものである。これは、税制上の措置を講じることによるのみ対応できるものであるため、本税制措置を講じることは、妥当である。また、本措置の対象は、中小企業倒産防止共済法に基づき拠出される</p>

		<p>掛金であり、明確かつ形式的な要件が設定されており、執行面でも問題はない。</p> <p>具体的には、当該掛金に係る共済契約者の権利は、貸付けを実行した際に、貸付額に応じて消滅する仕組みとなっており、最終的には、共済契約者にとつての費用として処理されるべき性格のものであるところ、税法の本則によれば、拠出段階では費用として処理できない。本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、政策目的に照らし、有効であり、妥当であると考えられる。なお、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>(ただし、本共済制度の実施主体である中小機構への国からの運営費交付金を活用し、本共済制度の広報等を行っている。)</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業の倒産は雇用を含め地域経済に与える影響が大きいことから、地方公共団体とも連携し、加入促進運動を展開している。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、制度の普及・加入促進に努めるとともに、迅速な貸付を行うことによって、中小企業者の経営の安定が図られるよう支援。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「委託者保護資金の造成額の維持（委託者保護資金積立残高等）」は、負担金の納付は商品先物取引法によって義務付けられていることから、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難である。また、補填に要する負担金納付期間の短縮効果がペイオフの財源の維持・充実といった本租税特別措置の目標達成に寄与すると説明されているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、依然として、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題がある。

また、本租税特別措置等の適用期間が短期間であり適用実績がないことから、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について現在の委託者保護資金の額は業務規定に定める造成水準の98億円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

※ 本租税特別措置等は、適用期間が短期間であり適用実績もないことから、効果の測定には時期尚早である。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

定量的な測定指標は、以下のとおりであり、事後評価書に記載されていると認識している。

- ・委託者保護資金の造成額の維持：委託者保護資金積立残高、委託者保護資金取崩額
- ・取崩した委託者保護資金の補填状況：負担金の件数及び金額

委託者保護資金が取引を行う消費者（委託者）保護のためのセーフティネットであることを踏まえれば、ペイオフによって生じた委託者保護資金の取崩し額を、商品先物取引業者による負担金の納付により、可能な限り早期に補填することが重要。もし、かかる補填に要する期間が長期に渡ると、その間に次のペイオフが発生した場合、取引を行う消費者（委託者）に対する十分な支払ができなくなるなど、本来の目的であるセーフティネットの役割を十分に果たせない結果になりかねない。

商品先物取引業者は、商品先物取引法により負担金の納付義務を負っているが、1年間で納付できる額には限度があるため、日本委託者保護基金は、商品先物取引業者の財務状況を勘案しつつ、委託者保護資金の補填計画を作成する必要がある。

こうした中において、本租税特別措置等は、補填に必要な負担金納付の期間を短縮する効果を有している。具体的には、負担金の損金算入が認められる場合、認められない場合における法人税分の金額が補填されることとなるため、速やかな委託者保護資金の補填が可能となる。

○『損金算入が認められる場合の委託者保護資金の補填に係る商品先物取引業者の負担金額<損金算入が認められない場合の委託者保護資金の補填に係る商品先物取引業者の負担金額（負担金に係る法人税額を含む）』 すなわち、

『委託者保護資金への補填金額< {委託者保護資金への補填金額×（1+実効法人税率）}』

となり、商品先物取引業者が減税額分の資金を用意する必要がなくなる分の期間が短縮されるということである。

このような補填に要する負担金納付期間の短縮効果がペイオフの財源の維持・充実といった本租税特別措置の目標の達成に寄与する。なお、当該効果については実効法人税率により決定される。

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用期間である平成23年1月～3月において、本措置の適用実績はなく、税収減も生じなかった。

平成23年1～3月実績：負担金納付の件数0、負担金の金額0、減収額0

なお、本租税特別措置は、商品先物取引業者が破綻し、ペイオフにより委託者保護資金が取り崩された場合に、委託者保護資金の造成を回復するために、破綻した業者以外の業者が商品先物取引法に基づき納付する負担金の損金算入を認めるものであり、取引を行う消費者（委託者）の保護を図るとともに、商品先物取引への信頼を確保するという高い公共性を有することに鑑みれば、税収減は容認されるべきものと考えられる。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

委託者保護資金は、証拠金を預けて取引を行う消費者（委託者）を保護するためのセーフティネットであることを踏まえれば、ペイオフによって生じた委託者保護資金の取崩し額を商品先物取引業者による負担金の納付により、可能な限り早期に補填することが重要であり、負担金に対し租税特別措置が設けられていることは妥当と認められる。

本租税特別措置等以外の手段としては、例えば、補助金等の予算措置を講じることが考えられるが、予算上・手続上の制約により、その実現のためには本租税特別措置（商品先物取引業者が会員として加盟している日本委託者保護基金において納付計画を決定すれば迅速に実行できる）に比べて長期間を要することは明らかである。

なお、同様に有価証券への投資者の保護を図るセーフティネット（投資者保護基金に納付する負担金の損金算入）等の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例で認められているとおり、税制上の公平性を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

委託者保護資金を取り崩した場合に補填するための支援措置は、本租税特別措置以外には存在しない。また、商品先物取引業者の破綻によりペイオフが実施された場合に、商品先物取引法により、破綻した業者以外の業者に負担金の納付が義務付けられていること以外に、義務付けは存在しない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(商品先物取引法に基づく委託者保護基金)
2	租税特別措置等の内容	商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還ができない場合に、委託者保護基金はこれを補填する、ペイオフのための財源として委託者保護資金制度を設けている。この制度の財源の維持・充実を図るため、会員である商品先物取引業者が納付する負担金の損金算入を可能とする。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引監督課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成 21 年度 改正経緯:平成 21 年 7 月の商品取引所法の改正(新法名:商品先物取引法)により租税法を改正し本制度を創設。なお、商品先物取引法の完全施行は平成 23 年 1 月のため本制度の適用期間は平成 23 年 1 月～3 月。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。 《政策目的の根拠》 <商品先物取引法> (目的) 第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 取引・経営の安心
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最近の商品先物取引業者の経営状況の悪化等を背景として、商品先物取引業者の破綻が増加していることも踏まえ、ペイオフの際に的確な対応を行える財源を維持・充実させることにより、適正な取引秩序に基づく市場の発展、委託者が安心して参加できる市場の実現を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認可法人である日本委託者保護基金に造成されている基金の造成額を維持し、ペイオフの際には的確に対応する。 委託者に対する補償対象債権の支払を行うため、委託者保護基金が取り崩された場合には、その損失額を概ね4年度内で埋めることとしており(日本委託者保護基金業務規程)、取り崩された場合の補填状況の報告を受けることにより、拠出件数を把握する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費者が安心して取引できる市場環境を整備するためには、商品先物取引業者の破綻に際して委託者資産の確実な返還を果たすことが重要である。委託者資産の確実な返還を担保する委託者保護基金の維持・充実を図るためには、商品先物取引業者が納付する法定の義務負担である負担金について

			損金の算入が必要であり、これは委託者が安心して参加できる市場の実現に寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等	平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。
		②: 減収額	平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成23年1月～平成23年3月) 平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年1月～平成23年3月) 平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。 《収支減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成23年1月～平成23年3月) 本措置により、消費者が安心して取引できる市場環境が整備されている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	商品先物取引業者は商品先物取引法(以下「法」という。)により委託者保護基金への加入(法第276条)及び負担金の納付(法第314条)が義務づけられており、この負担金について、税制上の損金算入の措置が講じられることは妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本税制措置の実施により、消費者が安心して取引できる市場環境を整備する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めての事後評価

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「雇用の維持・創出等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数については、会社標本調査（国税庁）の中小企業者数のデータに、中小企業庁が実施したアンケートで取得したデータを用いて算出した自社株式の相続が起きた企業の割合（年率）及びみなし配当課税を利用した企業の割合を乗じて、ベンチマークとなる年の本租特の適用件数を算出し、更に「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人数の伸び率を用いて各年度における適用件数を算出した。

減収額については、当該適用件数と国税庁統計から算出した相続人一人当たり平均取得財産額（「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額／（「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数×被相続人1人あたりの相続人の数の平均））及び税率を乗じて減収額を算出した。

⑩⑫ 達成目標の実現状況の実績把握・税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

雇用維持・創出効果の試算方法・その根拠については、2010年版中小企業白書のデータを用いて中小企業全体の廃業率（①）を算出し、①に中小企業庁が試算した本制度の利用者数、2010年版中小企業白書による事業承継事由で廃業する者の割合及び2011年度に中小企業庁が実施したアンケートデータに基づき算出した本税制の寄与率を乗じ、本税制によって廃業が防止された企業数（②）を算出。次に、②に2011年度に中小企業庁が実施したアンケートデータに基づき算出した当該利用者の平均従業員数（③）を乗じて本税制によって喪失が防がれた従業員数を推計し雇用維持・創出効果を算出。

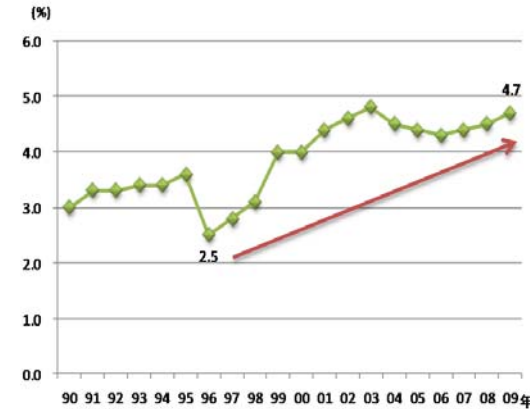
次に、経済波及効果の試算方法・その根拠については、②に当該認定企業の1社あたり平均売上高及び乗数効果（三菱UFJリサーチ&コンサルティングに委託した2010年度委託報告書の数値に基づく乗数効果。）を乗じて廃業回避の経済効果（④）を算出するとともに、②に③及び雇用一人当たりの経済波及効果（同報告書の数値に基づく。）を乗じて雇用喪失回避の経済効果（⑤）を算出。最後に④と⑤を合計して本税制に伴う経済波及効果を試算。

②⑥⑮ 所期の目標が達成していない状況、僅少・偏りのない状況、他の政策手段との役割分担（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8①「適用数等」、9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

別紙1～3参照

○中小企業の事業承継を取り巻く環境は、厳しい経済情勢の中、高水準で移行する廃業率、従業員の過剰感に係る従業員過不足D I、高水準の完全失業率の数値などに示されるように依然として全体の状況は改善していない。
 ○さらに、自分の代で廃業したいと考える理由として後継者がいないと回答した者が37.8%と未だ高水準であるため、前回要望時の達成状況が達成されているとは言えない。

有雇用事業所数による廃業率の推移



(出典) 中小企業白書 2011

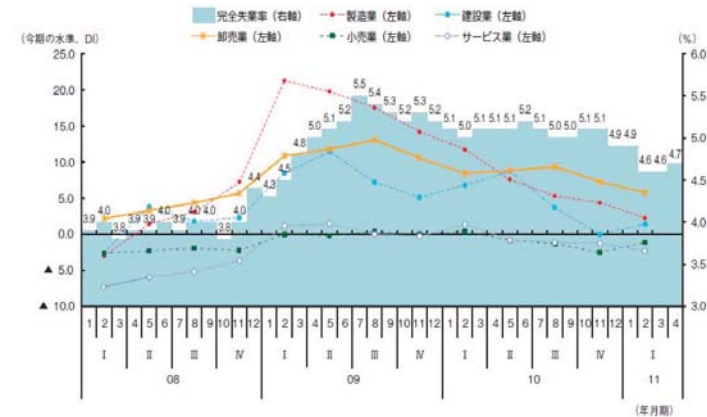
自分の代で廃業したいと考える理由



資料：中小企業庁委託「事業の引継ぎに関する調査」（2009年12月、（株）三菱総合研究所）
 （注）経営者の引退後の事業に対する考え方で、「自分の代で廃業したい」と回答した中小企業を集計している。

(出典) 中小企業白書 2010

業種別の従業員過不足D I と完全失業率



(注) 1. 従業員過不足D Iとは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業白書 2011

みなし配当課税の特例と他の事業承継に係る政策手段との比較について

< 予算措置の役割 >

予算措置は事業承継に係る課題の抽出整理や各制度の普及啓発のためであって、法律・税制・金融に係る措置の前さばきのものである。具体的には事後評価書に記載のとおり、施策説明会による普及啓発活動や中小企業者に対する巡回対応相談を行っており、実際に課税の軽減を行うみなし配当課税の特例とは役割が異なるものである。

(措置名)

- ・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額 2.6 億円）
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業（巡回対応相談等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額 39.6 億円の内数）

< 金融支援の役割 >

金融支援は、中小企業者等の事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、親族外承継（M&A、MBO 等）における株式購入資金等にも活用ができることが大きな特徴である。よって、親族内承継を主眼としているみなし配当課税の特例とは対象が異なるものである。

(措置名)

- ・金融支援①（信用保証制度）【親族内外、会社・個人事業主】
- ・金融支援②（日本政策公庫）【親族内外、代表者個人】
- ・企業再建・事業承継支援資金（日本政策金融公庫）【親族内外、会社・個人事業主】

< 法律支援の役割 >

経営承継円滑化法に基づく民法の特例は事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものである。つまり、納税猶予制度や金融支援とは異なり、後継者や中小企業者に対する資金的な支援を行うものではない。よって、税の軽減措置であるみなし配当課税の特例とは対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・遺留分に関する民法特例【親族内、会社】

< 他の税制措置との役割 >

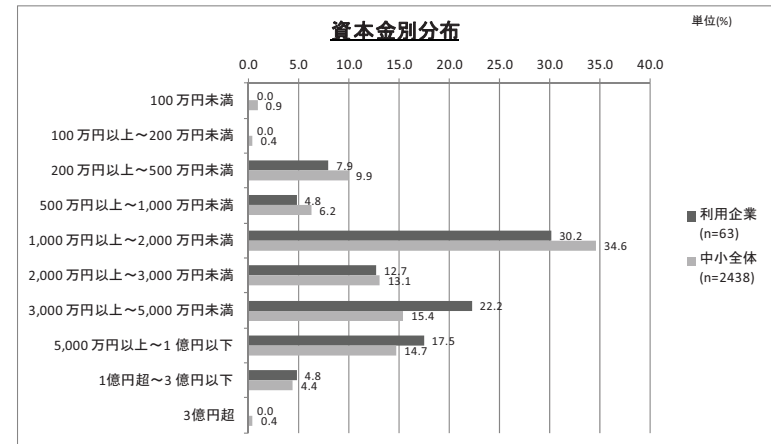
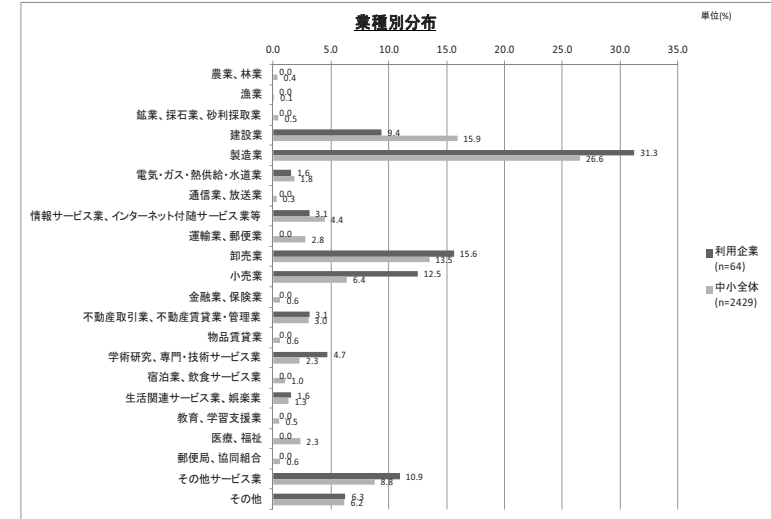
事業承継に係る他の税制措置として非上場株式等の納税猶予制度等があるが、その対象はいわゆる後継者（筆頭株主や代表者であること等の要件あり）に特定されている。一方、みなし配当課税は後継者以外の者も利用できるためその対象は納税猶予制度よりも幅広いものとなっている。そもそも、納税猶予制度を適用した場合において、経営承継期間における納税猶予対象株式の譲渡は納税猶予の確定事由となるため、みなし配当課税の特例との重複利用はできない。

(措置名)

- ・非上場株式等についての相続税の納税猶予（措置法第 70 条の 7 の 2）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予（措置法第 70 条の 7）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（措置法第 70 条の 7 の 4）【親族内承継、株式会社等】

みなし配当課税の特例における利用企業の業種別・資本金別分布

2011 年度に中小企業庁が実施したアンケートによると、本特例の利用に係る企業（相続により非上場株式を取得した相続人等から自己株式（金庫株）を取得したことがあるもの）の資本金分布、業種別分布は以下のとおりであって、大きな偏りはなく、幅広く利用されていることが伺える。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
2	租税特別措置等の内容	相続又は遺贈により非上場株式を取得した個人が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、当該株式をその発行会社に譲渡した場合において、みなし配当相当額について配当課税とせず譲渡益課税とする。
3	担当部局	中小企業庁財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。 《政策目的の根拠》 「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定) 2. 基本原則 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社が年間7万社、それに伴う雇用喪失20～35万人(出典:2006年中小企業白書)を未然に防ぐ。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本制度の適用件数、「8有効性等③」に掲げる試算結果 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は、相続税納税のための会社への自己株式売却を容易にすることにより第三者への売却に伴う経営権の分散を防止するとともに、相続人にとっては納税資金が確保できる。その効果として、中小企業の事業継続・発展を通

8	有効性等	① 適用数等	<p>じた雇用の確保や経済活性化の促進につながるものであるため、政策目的に寄与している。</p> <p>適切な税務統計データがないため租税の正確な適用実績は把握できないが、国税庁統計年報や平成23年6月に実施された中小企業庁アンケートに基づいて試算すると、以下のとおり適用件数は約1,000件超で推移しており、着実に利用されていることが伺える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①みなし配当課税の適用者数(人)</th> <th>②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)</th> <th>③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>1,146</td><td>8,765</td><td>383,229</td></tr> <tr><td>H17</td><td>1,197</td><td>9,139</td><td>414,242</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1,215</td><td>9,278</td><td>481,889</td></tr> <tr><td>H19</td><td>1,225</td><td>9,355</td><td>491,636</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,220</td><td>9,315</td><td>435,332</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,159</td><td>8,823</td><td>376,840</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,161</td><td>8,839</td><td>378,013</td></tr> </tbody> </table> <p>(出所:①中小企業庁アンケート結果等を基に推計、②③国税庁統計年報)</p>				①みなし配当課税の適用者数(人)	②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)	③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)	H16	1,146	8,765	383,229	H17	1,197	9,139	414,242	H18	1,215	9,278	481,889	H19	1,225	9,355	491,636	H20	1,220	9,315	435,332	H21	1,159	8,823	376,840	H22	1,161	8,839	378,013
				①みなし配当課税の適用者数(人)	②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)	③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)																															
			H16	1,146	8,765	383,229																															
H17	1,197	9,139	414,242																																		
H18	1,215	9,278	481,889																																		
H19	1,225	9,355	491,636																																		
H20	1,220	9,315	435,332																																		
H21	1,159	8,823	376,840																																		
H22	1,161	8,839	378,013																																		
② 減収額	<p>平成16年度 5,009百万円 平成17年度 5,424百万円 平成18年度 6,311百万円 平成19年度 6,439百万円 平成20年度 5,702百万円 平成21年度 4,949百万円 平成22年度 4,965百万円 (中小企業庁アンケート結果等を基に推計)</p>																																				
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H16年度～H22年度) 相続税納税のための会社への自己株式売却を容易にすることにより、相続人等の納税資金の確保に資するとともに、自社株(金庫株)の取得により、第三者への売却による経営権(株式)の分散を防止することが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H22年度) 本税制措置による直接的な効果として、本税制措置による事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間374名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注1)(注2)。 (※当該試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注1)当該試算の分析対象は、平成22年度の利用者(相続人)1,161人が対象。 (注2)中小企業の廃業率(中小企業白書2010年版)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。</p>																																				

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H22年度)</p> <p>上述《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》の直接的な効果(374名の雇用維持・創出効果)に伴う経済波及効果について、事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって約98億円(注3)の経済波及効果が生じるとされており、減収見込額約50億円(注4)に対し、約1.98倍の税込減を是認するような効果があるとの試算がある。</p> <p>(※上記試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注3)本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果をもたらす経済波及効果について試算。具体的には、廃業防止効果によって防いだ企業の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の経済波及効果を測定。</p> <p>(注4)平成22年度の減収額(中小企業庁試算)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、相続税負担によって事業活動に支障を来たしている中小企業にとって、納税資金の確保や経営権(株式)の分散を防止することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。実際に、中小企業者が、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げていることから、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。(出典:2010年中小企業白書)。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・法人(会社)形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p> <p style="text-align: center;">※以下の【】内は適用対象者を示す。</p> <p><税制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(措置法第70条の7)【親族内、会社】 ・非上場株式等についての相続税の納税猶予(措置法第70条の7の2)【親族内、会社】 ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(措置法第70条の7の4)【親族内、会社】 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)【親族内、会社・個人事業主】 <p>(※上記の相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、本税制措置の適用(完全併用)が可能となっている。)</p> <p><法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法 <p>遺留分に関する民法特例【親族内、会社】</p> <p>金融支援①(信用保証制度)【親族内外、会社・個人事業主】</p> <p>金融支援②(日本政策公庫)【親族内外、代表者個人】</p> <p><予算措置></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額2.6億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額39.6億円の内数) <p><金融></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再建・事業承継支援資金の貸付対象・貸付金利の拡充【親族内外、会社・個人事業主】
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き措置。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	・非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予 ・非上場株式会社等についての相続税の納税猶予 ・非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	府省名	経済産業省
税目	贈与税、相続税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑧ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「雇用の維持・創出等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

別紙 1 参照

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

税務統計（国税庁）によると、平成 21 年に特定同族会社の株式等を相続財産として遺した被相続人数は約 8,800 人。これらの者の中には経営者以外の単なる同族株主も含まれているため、2011 年度に実施した中企庁アンケートによる同族株主の 1 社あたりの人数（約 3 名）で除すると、1 年間で発生する同族会社の経営者の相続件数は約 2,900 件。このうち、自社株式を売却する必要がなく既に納税資金が確保されている者等、本制度の対象とはならない者も相当数いると思われる（注）ため、適用件数（平成 21 年分相続 146 件）は決して僅少ではない。

（注）H19 年版中小企業白書によると、予想される相続税負担の原資で「自社株式の売却」と回答した者は 9.6%

⑩⑫ 達成目標の実現状況の実績把握・税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

雇用維持・創出効果の試算方法・その根拠については、事業所企業統計調査（総務省）のデータ等を用いて中小企業全体の雇用維持率（①）を算出し、①に相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後を迎えている認定企業の相続又は贈与当時の従業員数を乗じ、当該認定企業が税制を利用しなかった場合の雇用人数（②）を算出し、当該認定企業が認定後 1 年後における従業員数と②の差を抽出（③）。さらに、2010 年版中小企業白書のデータを用いて中小企業全体の廃業率（④）を算出し、④に当該認定企業数及び同白書による事業承継事由（後継者不在）で廃業する者の割合を乗じて本税制によって廃業が防止された企業数（⑤）を算出し、⑤に当該認定企業の平均従業員数（⑥）を乗じて本税制によって喪失が防がれた従業員数（⑦）を推計。最後に③に⑦を合計して雇用維持・創出効果を算出。

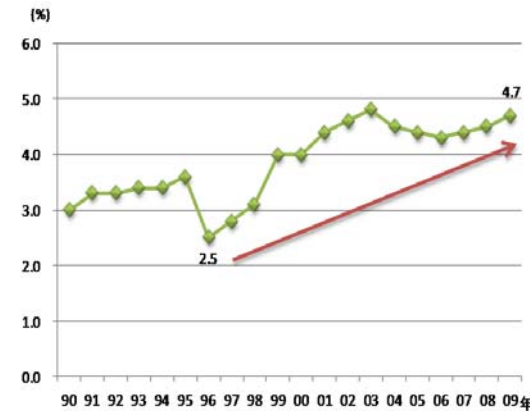
次に、経済波及効果の試算方法・その根拠については、⑤（本税制によって廃業が防止された企業数）に当該認定企業の 1 社あたり平均売上高及び乗数効果（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングに委託した 2010 年度委託報告書の数値に基づく乗数効果。）を乗じて廃業回避の経済効果（⑧）を算出するとともに、⑤に⑥及び雇用一人当たりの経済波及効果（同報告書の数値に基づく。）を乗じて雇用喪失回避の経済効果（⑨）を算出。最後に⑧と⑨を合計して本税制に伴う経済波及効果を試算。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性」欄への補足説明）

別紙 2 参照

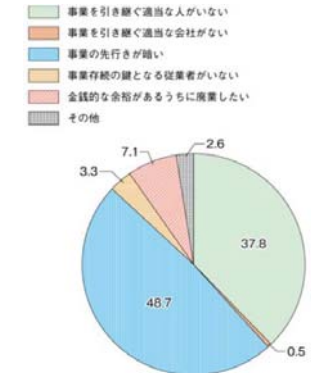
○中小企業の事業承継を取り巻く環境は、厳しい経済情勢の中、高水準で移行する廃業率、従業員の過剰感に係る従業員過不足 D I、高水準の完全失業率の数値などに示されるように依然として全体の状況は改善していない。
○さらに、自分の代で廃業したいと考える理由として後継者がいないと回答した者が 37.8%と未だ高水準であるため、前回要望時の達成状況が達成されているとは言えない。

有雇用事業所数による廃業率の推移



(出典) 中小企業白書 2011

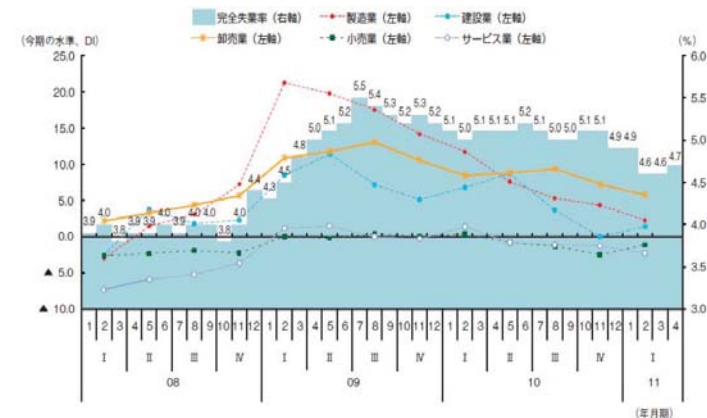
自分の代で廃業したいと考える理由



資料：中小企業庁委託「事業の引継ぎに関する調査」(2009年12月、(株)三菱総合研究所)
注：経営者の引退後の事業に対する考え方で、「自分の代で廃業したい」と回答した中小企業を集計している。

(出典) 中小企業白書 2010

業種別の従業員過不足 D I と完全失業率



(注) 1. 従業員過不足 D I とは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業白書 2011

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度と他の事業承継に係る政策手段との比較について
※以下の【】内は適用対象者を示す。

< 予算措置の役割 >

予算措置は、事業承継に係る課題の抽出整理や各制度の普及啓発のためであって、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのなものである。具体的には事後評価書に記載のとおり、施策説明会による普及啓発活動や中小企業者に対する巡回対応相談を行っており、実際に課税の軽減を行う納税猶予制度とは役割が異なるものである。

(措置名)

- ・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額2.6億円）
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業（巡回対応相談等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額39.6億円の内数）

< 金融支援の役割 >

金融支援は、中小企業者等の事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、親族外承継（M&A、MBO等）における株式購入資金等や個人事業主の事業承継にも活用ができることが大きな特徴である。よって、親族内承継及び非上場株式等に限り相続税・贈与税の納税を猶予する本制度とは支援対象や役割が異なるものである。

(措置名)

- ・金融支援①（信用保証制度）【親族内外、会社・個人事業主】
- ・金融支援②（日本政策公庫）【親族内外、代表者個人】
- ・企業再建・事業承継支援資金（日本政策金融公庫）【親族内外、会社・個人事業主】

< 法律支援の役割 >

経営承継円滑化法に基づく民法の特例は事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものである。つまり、納税猶予制度や金融支援とは異なり、後継者や中小企業者に対する相続税に係る納税資金をはじめとした後継者の資金需要に応える支援を行うものではないため、納税猶予制度とは性格が異なるものである。

(措置名)

- ・遺留分に関する民法特例【親族内、会社】

< 他の税制措置との役割 >

事業承継に係る他の税制措置として小規模宅地等の課税の特例等があるが、これは個人事業主等が所有する事業用宅地等の処分についての制約面等に配慮し、小規模宅地等の課税価格を軽減するものである。株式会社の事業承継の円滑化を主眼とした納税猶予制度とは支援対象等が異なるものである。

(措置名)

- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措置法第69条の4）（※相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地特例の適用（完全併用）が可能となっている）【親族内、会社・個人事業主】※会社も対象と記載した趣旨は、個人が会社に貸付した宅地も対象となる趣旨。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
2	租税特別措置等の内容	後継者である相続人又は受贈者が、相続(又は遺贈)又は贈与により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。)に基づく経済産業大臣の認定を受ける非上場会社(以下「認定企業」という。)の株式等を被相続人又は贈与者から取得し、その会社を営んでいく場合には、その後継者が納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、その株式等(相続開始前又は贈与前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。)に係る課税価格の80%(贈与税の場合は100%)に対応する相続税額又は贈与税額については、当該後継者の死亡の日(もしくはは一定の免除事由に該当する場合)までその納税を猶予する。 また、贈与税の納税猶予期間中に先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、後継者(受贈者)が猶予されている贈与税の納付が免除される。また、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は、後継者が相続(又は遺贈)によって取得したものとみなして、贈与時の価格により他の相続財産と合算して相続税を計算することとなる。その際、経営承継円滑化法施行規則第13条第1項の「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限る)について相続税の納税が猶予される。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成18年度改正 物納手続の改善 平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等
6	適用期間	恒久措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」 非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用は、経営承継円滑化法第12条第1項の経済産業大臣の認定が基礎となっている。 さらに、納税猶予制度の継続にあたっては、雇用確保を始めた5年間の事業継続要件が経営承継円滑化法施行規則によって課されており、政策目的を達成する上で法令の中で明確に位置づけられている。</p> <p>「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定) 2. 基本原則 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、租税特別措置も含めた事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社7万社、それに伴う雇用喪失20～35万人(出典:2006年中小企業白書)を未然に防ぐ。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 納税猶予制度の適用の前提となる認定・確認の件数、認定企業の従業員数、「8有効性等③」に掲げる試算結果</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 納税猶予制度の適用者には、5年間の雇用確保を始めとする事業継続要件が課されており、政策目標である雇用喪失の防止等に寄与するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○納税猶予制度の適用の前提となる認定・確認の件数(出所:中小企業庁調べ) 制度の創設以降、認定件数は年間約200件、計画的な承継の取組に係る確認については平成22年度で1,300件超(前年比2倍以上の伸び)となっており、着実に実績を積み重ねてきている。 <平成21年度> ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定:153件 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定:29件 ③計画的な承継の取組に係る確認:573件※ (集計期間:①②平成21年4月1日～平成22年3月31日)</p>

③平成20年10月1日～平成22年3月31日)
 ※計画的な承継の取組に係る確認は、原則、認定を取得するための前提条件であるため、将来発生しうる潜在的な納税猶予の件数と考えられるもの。
 <平成22年度>
 ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定:133件
 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定:67件
 ③計画的な承継の取組に係る確認:1,326件
 (集計期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(参考)相続税の納税猶予適用額(出所:国税庁)
 ・相続税(平成20年相続開始分)(平成20年10月1日から同年12月31日の相続に限る)
 適用件数45件 猶予税額56億円
 ・相続税(平成21年相続開始分)
 適用件数146件 猶予税額43億円
 ※贈与税の納税猶予税額については非公表なため不明。

○認定企業の資本金別分布
 認定企業の資本金別の分布【図表1】を見ると、中小企業全体の資本金分布と比べても大きなそん色はなく、幅広く利用されていることが伺える。
 (集計期間:平成21年4月1日～平成23年3月31日)

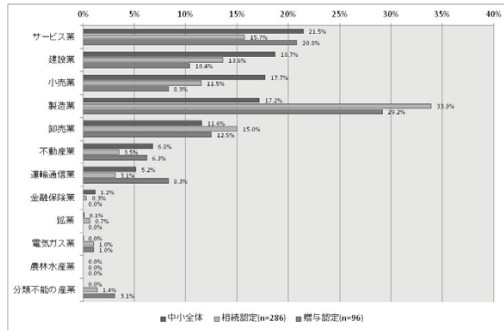
【図表1】

資本金別	中小全体	相続認定(n=286)	贈与認定(n=96)
1千万以下	40.9%	49.7%	50.0%
1千万～3千万	25.9%	21.5%	35.3%
3千万～5千万	11.6%	14.0%	16.7%
5千万～1億	9.4%	8.4%	11.5%
1億超	3.5%	1.4%	0.6%

(出典:認定企業(中企庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)

○認定企業の業種別分布
 認定企業の業種別の分布【図表2】を見ると、中小企業全体の業種別分布と比べても、製造業に若干の偏りは見られるものの、大きなそん色はなく、幅広く利用されていることが伺える。
 (集計期間:平成21年4月1日～平成23年3月31日)

【図表 2】



(出典: 認定企業(中企庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)

② 減収額

○減収額

平成 21 年度: 210 億円

平成 22 年度: 124 億円

平成 23 年度: 83 億円 (出典: 財務省による試算)

(参考) 納税猶予適用額(出典: 国税庁統計年報)

・相続税(平成 20 年相続開始分)(平成 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日の相続に限る)

適用件数 45 件 猶予税額 56 億円

・相続税(平成 21 年相続開始分)

適用件数 146 件 猶予税額 43 億円

※贈与税の納税猶予税額については非公表なため不明。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21 年度～H22 年度)

納税猶予制度の適用者には、5 年間の雇用確保を始めとする事業継続要件等が課されており、これらは政策目的である雇用確保等に直接寄与するもの。実際に制度創設から 2 年で認定企業が約 380 件、その従業員数が計約 19,000 人となっており、政策目的である雇用確保を一定程度実現していることが伺える。

また、地域経済の担い手である中小企業者の事業承継の円滑化を図ることによって、納税猶予制度に因る一定の経済波及効果がある(下記《税収減を是認するような効果の有無》参照)ため、地域経済の発展にも寄与していることが伺える。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21 年度～H23 年 8 月)

納税猶予適用企業には、常時使用する従業員に係る 5 年間の雇用継続要件(相続時・贈与時の 8 割以上)が課されており、制度創設から 2 年間で認定企業が約 380 件に上っており、今後、その従業員数約 19,000 人に係る一定の雇用維持効果が見込まれる【図表 3】。

実際に、相続税申告期限又は贈与税申告期限から一年後の時点における認定企業(以下、「継続認定企業」という。)の雇用状況(認定企業は認定から 5 年間毎年、経済産業大臣に雇用維持等に係る要件を満たしていることについて報告義務あり。)をみると、8 割維持の要件にも拘わらず、相続・贈与時と比べて微増(+292 人)している状況であり、達成目標に一定程度寄与している

ることが伺える【図表 4】。

【図表 3】認定企業における常時使用従業員数(全認定企業における相続・贈与時点の人数)

	相続税認定企業 (286 件)	贈与税認定企業 (96 件)	合計
総数	12,971 人	6,024 人	18,995 人
1 社平均	45.4 人	62.8 人	49.7 人
中間値	21.0 人	26.5 人	22.0 人

(分析対象期間: 平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月)

【図表 4】認定企業の常時使用従業員数の推移(全認定企業のうち、相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後(報告基準日)を迎えている認定企業の常時使用従業員数の推移)

	相続税認定 (112 件)	贈与税認定 (20 件)	合計
①相続・贈与時	4,241 人	1,928 人	6,169 人
②報告基準日	4,259 人	2,202 人	6,461 人
増減	+18 人	+274 人	+292 人

(分析対象期間: 平成 21 年 4 月～平成 23 年 8 月)

さらに、租税特別措置のみによる直接的な効果を他の指標との比較等によって検証すると、本税制措置による雇用維持に係る効果及び事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間 495 名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注 1)(注 2)。(※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)

(注 1) 当該試算(495 名の雇用維持・創出効果)の分析対象は、相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後(報告基準日)を迎えている(平成 23 年 8 月時点)認定企業 132 社がベースとなっている。

(注 2) 事業所・企業統計調査(総務省)等のデータを用い、本税制措置が無かった場合における認定企業の雇用推移を推定し、雇用維持に係る効果を測定。また、中小企業の廃業率(中小企業白書 2010 年版)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21 年度～H23 年 8 月)

上述《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》の直接的な効果に伴う経済波及効果について、雇用維持に係る効果によって約 50.2 億円(注 3)の経済波及効果、事業維持に係る効果(廃業防止効果)によって約 73.5 億円(注 3)の合計 123.7 億円の経済波及効果が生じるとされており、分析対象とした認定企業の減収見込額約 43.1 億円(注 4)に対し、約 2.87 倍の税収減を是認するような効果があるとの試算がある。

(※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)

(注 3) 上述(注 1)(注 2)に係る本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果もたらす経済波及効果について試算。具体的には、雇用維持に係る効果によって創出された雇用による経済波及効果や事業維持に係る

			効果(廃業防止効果)によって防いだ企業の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の経済波及効果を測定。 (注4)財務省試算の本制度に係る減収見込額の積算根拠(H22年度)に基づき、1件当たりの減収見込額(納付割合を勘案したもの)に分析対象の認定企業数(132社)を乗じて算定。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、相続によって先代経営者から後継者への事業承継が行われる場合において、後継者の相続税負担を軽減することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。すなわち、換金性の低い非上場株式を有している中小企業に対し、計画的な事業承継及び経営安定のために株式の集中を促すことによって、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。実際に、中小企業者が、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げているところ(出典:2010年中小企業白書)。</p> <p>また、事業承継税制の目的は、事業の継続・発展を通じた雇用確保や経済活力の維持であり、この目的に資する税制とするため、雇用確保を含む事業継続を要件として相続税・贈与税負担を軽減することとしたもの。このため、申告時点で税負担を軽減する方式ではなく、申告時に納税を猶予し、将来、事業継続の要件を満たさなくなった時点で納付させる納税猶予方式を採用している。</p> <p>さらに、課税の公平性等の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、課税価格の100%納税猶予ではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予する制度としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置として、事業承継円滑化関連予算を確保している。当該予算措置は、法人・個人事業主、親族内・親族外承継を問わず、あらゆる事業承継のニーズに対応する支援ネットワークを築くもの。当該予算措置では、本税制措置の適用対象外である親族外や個人事業形態での事業承継を含めて広く支援を行っている。また、民法上の遺留分減殺請求に伴う株式分散への防止措置として民法特例が、事業承継に伴う資金の供給の円滑化のための金融支援(親族内外、個人事業主、代表者個人も対象)を講じており、本税制措置と一体となって中小企業者のニーズに合わせた事業承継円滑化のための総合的支援策を措置している。</p> <p>他の事業承継関連税制支援措置として、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)がある。当該税制措置では、相続税の軽減が行われる対象は小規模宅地等。株式等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地特例の適用(完全併用)が可能。</p> <p style="text-align: center;">※以下の【】内は適用対象者を示す。</p> <p><税制> ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)(※相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地特例の適用(完全併用)が可能となっている)【親族内、会社・個人事業主】</p> <p><法律> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例【親族内、会社】 金融支援①(信用保証制度)【親族内外、会社・個人事業主】 金融支援②(日本政策公庫)【親族内外、代表者個人】</p>

			<p><予算措置> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額2.6億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額39.6億円の内数)</p> <p><金融> ・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)【親族内外、会社・個人事業主】</p>
		③ 地方公共団体協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き措置。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度	府省名	経済産業省
税目	自動車重量税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ① 政策目的の根拠が「第2次循環型社会形成推進基本計画」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「自動車の不法投棄発生件数」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
 - ⑥ 本租税特別措置等の適用数は、還付台数 140 万台（平成 22 年度）、138 万台（21 年度）、117 万台（20 年度）等と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る適用者数からみて想定外に僅少でないことについて説明されていない。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
 - ⑫ 減収額の実績と把握した効果（不法投棄の削減）を対比すべきところ、仮に、引取業者に使用済自動車が引き渡されない場合、不法投棄などを誘発する要因となる可能性があると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

②④ 所期の目標が達成していない状況・測定指標の設定（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》、7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

前回要望時の目標として、循環型社会形成推進基本計画において定められている、三つの指標における目標について平成27年度までに維持・達成としているが、うち二つの目標について達成できていない。また、不法投棄の発生台数については、環境省策定の不法投棄撲滅アクションプラン（平成16年6月15日）において、『不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案（5000トンを超えるもの）をゼロとする。」の実現を目指す。』とされているところ、不法投棄ゼロ件を目標としているが、達成できていない。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性」欄への補足説明）

自動車リサイクル法に基づき適正処理された使用済自動車は、二度と公道を走行することがないため、権利創設税としての性質を有する自動車重量税を所有者に還付し、適正処理を促進する制度であって、補助金等の他の政策手法を講じて、廃車を促進する方向に誘導すること自体が不適切である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度 (租税特別措置法第90条の13、租税特別措置法施行令第51条の3、)
2	租税特別措置等の内容	車検の有効期限が残っている車両を使用済自動車として引き渡し、自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、当該自動車の最終所有者は車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができる。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 循環型社会形成推進基本計画において定められている、以下の三つの指標における目標について、平成27年度までに維持・達成する。 ①資源生産性:約42万円/トン ②循環利用率:約14~15% ③最終処分量:約2,300万トン (備考) ・資源生産性=GDP/天然資源投入量 ・循環利用率=循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量) 《政策目的の根拠》 第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 施策名: 3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制の活用により、自動車リサイクル法に基づく適正処理が促進されることに伴う、自動車の不法投棄発生件数。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、自動車の最終所有者に対して、自動車重量税を車検の残存期間に応じて還付するとのインセンティブ措置を実施することで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与。												
8	有効性等	①: 適用数等	<p>【還付台数】 【適正処理された台数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度: 86万台</td> <td>305万台</td> </tr> <tr> <td>平成18年度: 103万台</td> <td>357万台</td> </tr> <tr> <td>平成19年度: 107万台</td> <td>371万台</td> </tr> <tr> <td>平成20年度: 117万台</td> <td>358万台</td> </tr> <tr> <td>平成21年度: 138万台</td> <td>392万台</td> </tr> <tr> <td>平成22年度: 140万台</td> <td>365万台</td> </tr> </table> <p>出典: 第29回産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会資料</p>	平成17年度: 86万台	305万台	平成18年度: 103万台	357万台	平成19年度: 107万台	371万台	平成20年度: 117万台	358万台	平成21年度: 138万台	392万台	平成22年度: 140万台	365万台
平成17年度: 86万台	305万台														
平成18年度: 103万台	357万台														
平成19年度: 107万台	371万台														
平成20年度: 117万台	358万台														
平成21年度: 138万台	392万台														
平成22年度: 140万台	365万台														
		②: 減収額	<p>【減収額(財務省試算)】</p> <p>平成20年度 120億円 平成21年度 130億円 平成22年度 138億円 平成23年度 180億円</p>												
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成14年度～平成24年度)</p> <p>本税制において、該当する自動車の所有者は自動車重量税が車検の有効期間に応じて還付されることで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与している。</p> <p>第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年閣議決定)では、平成27年度に以下の目標を維持・達成する旨規定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値(平成27年度)</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資源生産性</td> <td>約42万円/トン</td> <td>36.1万円/トン</td> </tr> <tr> <td>②循環利用率</td> <td>約14～15%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>③最終処分量</td> <td>約2,300万トン</td> <td>2,200万トン</td> </tr> </tbody> </table>		目標値(平成27年度)	平成20年度	①資源生産性	約42万円/トン	36.1万円/トン	②循環利用率	約14～15%	14.1%	③最終処分量	約2,300万トン	2,200万トン
	目標値(平成27年度)	平成20年度													
①資源生産性	約42万円/トン	36.1万円/トン													
②循環利用率	約14～15%	14.1%													
③最終処分量	約2,300万トン	2,200万トン													

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成14年度～平成24年度) 本税制の活用による、自動車リサイクル法に基づく適正処理が促進されることに伴う、自動車の不法投棄発生件数の削減に寄与した。
			<p>【車両不法投棄発生台数】</p> <p>平成16年度 17,837台 平成17年度 12,877台 平成18年度 8,230台 平成19年度 5,837台 平成20年度 4,314台 平成21年度 3,250台 平成22年度 2,893台</p> <p>出典: 第29回産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会資料</p>
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成14年度～平成24年度) 本制度に基づき、自動車所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡すことで、自動車重量税が車検の有効期間に応じて還付されることになる。仮に、引取業者に使用済自動車が引き渡されない場合、不法投棄などを誘発する要因となる可能性があることから、自動車所有者に対するインセンティブ措置として、政策的な目的で本税制を措置している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>自動車リサイクル法に基づき、適正処理された使用済自動車は、二度と公道を走行することがないため、権利創設税としての性質を有する自動車重量税を還付することは公平であり妥当。</p> <p>また、本法制度において、該当する自動車の所有者に対して講じられる措置であり、特定の業種に対して優遇されるものではないため、公平性は保たれている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体への影響はない。

10	有識者の見解	特になし。
11	評価結果の反映の方向性	特になし。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置	府省名	経済産業省
税目	個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ベンチャー企業への投資を行う個人投資家数」は、平成20年の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標としており、「本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっている」（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数の押し上げ効果が12,000人の個人投資家数の増加にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

- ⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目についても課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- ⑩ 達成目標の実現状況について、平成20年度以降増加した新規個人投資家数を1,956人と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本措置による測定指標（個人投資家数）の押し上げ効果については、平成21年度に関東経済産業局が実施した本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっていることから、相当の効果が認められる。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置においては、利用実績の伸び悩み等を受け、平成20年度税制改正により所得控除制度の導入を行っており、その結果、税制利用個人投資家数は着実に増加している。平成20年度の税制改正以後10年間で、12,000人の個人投資家の増加を達成目標としており、単年では1,200人の個人投資家数増加が目標となる。

事後評価書記載のとおり、平成20年度税制改正以降3年間で1,956名の新規個人投資家による投資が行われており、目標達成には至っていないものの、想定外に僅少ではないものと考えられる。

また、適用に偏りが無いことについてであるが、税制利用個人投資家のほとんどが新規個人投資家（平成9年制度創設以降、累積投資件数4,110件のうち、新規投資家による投資は3,368件）であり、特定の投資家のみ当該税制が利用されている実績はない。

⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、地方産業局からの申請・確認報告の集計による各年度のエンジェル税制利用投資額実績をベースとして算出した売却損に株式譲渡税率を乗じて試算した。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

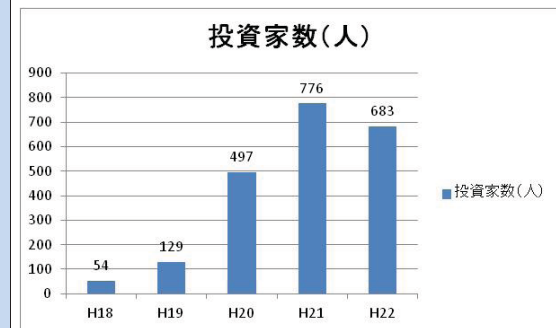
本措置においては、平成9年度の制度創設以降、約3.2億円の減収額（試算方法は本事後評価書添付書類に記載しているものと同じ。）に対し、個人投資家3,368人から約69.3億円の投資がなされ、事後評価書記載のとおり、一般的な中小企業の約2.15倍の約1,300億円の売上高を創出しているなど、税制利用企業は比較的高い成長率を示しており、本措置に税収減を是認する効果はあると認められる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
2	租税特別措置等の内容	ベンチャー企業に投資を行う個人投資家に対して株式売却時点で損失が発生した場合に損失を翌年以降3年間の繰越控除できる措置を設けている。
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（投資事業組合経由にも適用） 平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成16年度 拡充（ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充） 平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続きの拡充） 平成20年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業の育成が不可欠であるが、ベンチャー企業へのリスクマネー供給は現状十分とはいえない。このため、特に創業初期の資金調達において重要な役割を果たす個人投資家への税制上の優遇措置を設けることで、当該個人投資家から創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給等を促進し、ベンチャー企業の成長支援を行う。 《政策目的の根拠》 エンジェル税制の内容は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条」に租税で定める課税の特例として規定されており、ベンチャー企業等の事業環境を整備することで新たな事業活動を促進し国民経済の健全な発展に資するという目的を持っている。 また、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略においても「地域・成長企業等に対する円滑な資金供給の実現」が目的として掲げられており、エンジェル税制は当該目的に資するものである。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、ベンチャー企業への資金供給の重要な担い手である個人投資家に対する税制上の優遇措置を設けることで、当該投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給を促進するとともに個人投資家の裾野を拡大する。具体的には、平成20年度の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ベンチャー企業へ投資を行う個人投資家数 ベンチャー企業への投資金額

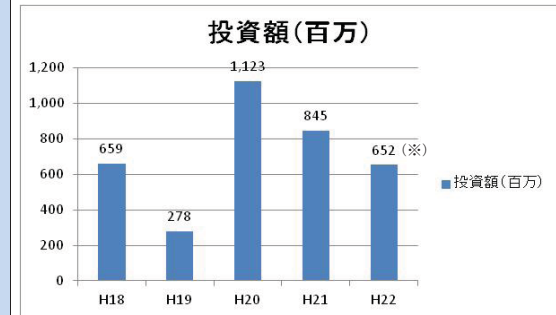
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進するとともに、創業初期の資金調達において重要な存在である個人投資家の裾野の拡大を図る。これらにより、ベンチャー企業の成長を促し、もって我が国経済の活性化を促進する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○エンジェル税制利用個人投資家数(直接投資)</p> <p>平成18年度 54人 平成19年度 129人 平成20年度 497人 平成21年度 776人 平成22年度 683人</p> <p>○エンジェル税制適用企業数(直接投資)</p> <p>平成18年度 13社 平成19年度 21社 平成20年度 71社 平成21年度 50社 平成22年度 32社</p> <p>○エンジェル税制投資額(直接投資)</p> <p>平成18年度 659百万円 平成19年度 278百万円 平成20年度 1,123百万円 平成21年度 845百万円 平成22年度 652百万円</p> <p>(把握方法: 地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計)</p> <p>②: 減収額</p> <p>過去5年間の減収額: 254百万円</p> <p>平成18年度 52百万円 平成19年度 72百万円 平成20年度 53百万円 平成21年度 42百万円 平成22年度 36百万円</p> <p>(把握方法: エンジェル税制適用企業への投資額実績を基に一定の前提を定めて算出)</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成9年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制利用企業の創業後の売上高は下記のとおりであり、一般的な新規創業企業の創業初期の売上高と比した場合に比較的高い数値を示している。</p> <p>平成9年度のエンジェル税制創設以降、税制利用企業の平均設立後経過年数(≒約5年)によって、280社で約1,300億円の売上高(1社当たり4.66億円、※1)が創出されている。一方で一般的な中小企業による創業後5年での売上高創出はエンジェル税制利用企業と同数の企業(280社)では約600億円(1社あたり2.16億円、※2)となっており、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業よりも高いと考えられる。</p> <p>(エンジェル税制利用企業は一般的な新規創業中小企業の2.15倍の売上高創出。)</p> <p>※1. 平成22年度エンジェル税制利用企業へのアンケート調査(税制利用企業280社、有効回答85社)より直近事業年度の実績と創業初年度の実績を基に経済産業省試算。</p> <p>※2. 中小企業庁「平成21年度中小企業基本活動調査」より平成16年に創業した企業の売上高を基に経済産業省試算。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年～平成22年)</p> <p>ベンチャー企業に投資を行う個人を10年間で12,000人増加させることを平成20年度税制改正時に政策目標として設定している。</p> <p>エンジェル税制利用個人投資家数及び投資金額は下記のとおりである。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき</p> <p>ベンチャー企業への成長支援は、幅広い分野のベンチャー企業の事業活動等において必要とされていることを踏まえると、特定の分野等を支援する補助金等よりも税制による支援が適切である。ベンチャー企業がクワイティによる資</p>

○エンジェル税制利用個人投資家数



(平成20年度以降増加した新規個人投資家数: 1,956人)

○エンジェル税制利用投資金額



上記のとおり、平成20年度の所得控除制度の導入により、本税制を利用する個人投資家数は着実に増加している。一方で、リーマンショック等の影響により、ベンチャー企業への投資額は、全般的に平成20年をピークに減少傾向にあり、本税制利用投資金額についても同様の傾向が見られる。

※エンジェル税制については投資を行った翌年にも申請があることから平成22年度実績は現状より増加する見込みである。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年～平成22年)

エンジェル税制は平成9年度の制度創設以来、その後の投資環境の変化に対応して様々な拡充を重ねてきたが、特に平成20年度税制改正で所得控除制度を創設したことにより、改正以前の当制度利用企業数が増加するなど政策目的であるベンチャー企業の資金調達の更なる円滑化に寄与している。

	妥当性等	<p>金調達を行う先としては、個人投資家に加え、ベンチャーキャピタルがあるが、制度利用企業の業種とベンチャーキャピタル投資先企業の業種の分布は同様になっており、特定分野に偏った支援策ではないと考えられる。</p> <p>(平成 22 年度エンジェル税制利用企業業種分布)</p> <p>IT30%、バイオ・環境 20%、サービス業 29%、その他 21%</p> <p>※地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計</p> <p>(平成 21 年度 VC 新規投資先企業の業種分布)</p> <p>IT40%、バイオ・環境 18%、サービス業 26%、その他 16%</p> <p>※財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「2,009 年度ベンチャービジネスに関する年次報告」より</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他のベンチャー企業への資金調達支援策として中小企業基盤整備機構において「起業支援ファンド事業」を実施している。当該支援措置は、創業 5 年未満のベンチャー企業への投資・経営指導(ハンズオン)支援を目的としたファンドに対し、中小企業基盤整備機構がファンド総額の半分まで出資を行うものである。当該支援措置は、ベンチャーキャピタルからの当該ファンドへの資金供給を促し、ベンチャー企業への資金供給を促進するという目的を持っている。これに対し、エンジェル税制は個人投資家からの資金供給を促すという目的を持っている。こういう観点で起業支援ファンド事業とエンジェル税制は役割分担を行っている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相対性	<p>本措置は全国のベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進する目的を持っており、本措置が各地域に展開されることにより、新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化にも大きく寄与するものである。</p>
10	有識者の見解	<p>審議会等での検討結果や有識者見解は特になし。</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>前述のとおり、本税制利用個人投資家数は着実に増加しており、本税制はベンチャー企業へのリスクマネーの供給に貢献している。また、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業と比した場合に高い数値を示している。しかしながら、ベンチャー企業へのリスクマネーの供給量は未だ十分とは言えない状況にあることから、引き続き、本税制の周知・徹底を図り、利用拡大に努めることが必要である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>事前評価・事後評価共になし。</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置	府省名	経済産業省
税目	個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「個人投資家数、個人投資家による投資額」は、『アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答している』（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数、個人投資家による投資額の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果が減収額8～22億円に比してどの程度なのかが明らかでなく（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について個人投資家数、投資額が緩やかに推移していると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度が創設された当時の達成目標である「流動性の高い市場が形成され、公正な価格形成という商品先物取引の機能が確保されること」については、本制度の存続により、ある程度維持できていると考えられるが、個人投資家数等は減少してきており、流動性に富んだ商品先物市場の維持・回復のためには引き続き本措置を実施する必要がある。なお、今回の事後評価において、達成目標を「個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税の公平、中立性を確保することによる個人投資家の商品先物市場への参入」とし、測定指標を「商品先物市場への投資が維持されること」と設定している。

- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本措置の達成目標は、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平・中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促すことであり、この測定指標として、個人投資家数、個人投資家による投資額を設定し、商品先物市場への投資が維持されることとしている。当該測定指標と本措置の関係は、アンケート調査（平成 23 年度）によれば、3 年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約 9 割が「増加した」又は「変わらない」と回答していることから、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響していると考えられる。つまり、本措置により、個人投資家からの商品先物市場への資金が流入しやすくなり、市場の流動性が高まることにつながるため、商品先物市場への投資が維持されることに寄与するものである。

- ⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中 8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した当該年度の損失者数に確定申告・損失申告割合を乗じて試算した。

減収額については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した複数年度の個人委託者数や利益者数、利益総額等のデータをベースに、当該年度の利益総額から、そのうち過去 3 年間に損失繰越控除の対象となる損失がなかった場合の利益総額を差し引いて損失繰越控除の対象利益額を算出し、確定申告者割合を乗じた後、税率を乗じて減収額を算出して推計した。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

平成 22 年度において、本措置の適用対象となる複数年度にわたって商品先物取引を行った個人委託者で損失を出している者 3.09 万人のうち、試算適用数は 2.2 万人であり（既提出の減収額試算及び適用数試算根拠のとおり）、約 7 割である。その他の年度においても概ね 6～7 割であり、僅少ではないと考えられる。また、本措置は商品先物取引により損失を出した者であれば確定申告を行うことにより認められる措置であることから適用に偏りもないと考えられる。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は対 16 年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移している。アンケート調査（平成 23 年度）によれば、3 年間の繰越向上可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約 9 割が「増加した」又は「変わらない」と回答しており、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響すると考えられる。このため、本措置により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、我が国商品先物取引金額の減少率に対し、各年度の減収額試算 8～22 億円が、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果があったと考えられる。

- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

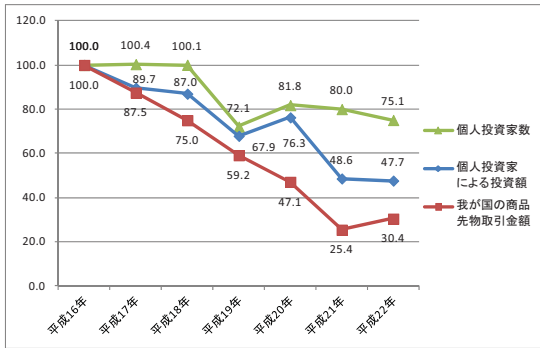
現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
2	租税特別措置等の内容	先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とする。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、個人投資家の参入を促し、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化することによって、国民経済の健全な発展を達成する。 《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)(抜粋) Ⅶ. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。一方で、個人投資家の資産運用の場としての側面も有している。 個人投資家にとっては、商品先物取引、金融先物取引も資産形成のための投資対象であることには変わりなく、個人投資家の資産運用の場の選択にあたり、税負担の公平、中立性を確保することによって、個人投資家が商品先物市場において、より投資しやすい環境を整備することが必要である。こうした環境整備により、個人投資家からの資金がより流入するような流動性に富んだ商品先物市場の形成が可能となり、本来、商品先物市場が有する機能を十分に発揮することができるようになる。 個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平、中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促す。

8	有効性等	① 適用数等 適用数試算 平成17年度 1.2万人 平成18年度 1.7万人 平成19年度 1.4万人 平成20年度 2.4万人 平成21年度 2.4万人 平成22年度 2.2万人 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)	・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とすることにより、個人投資家にとって税負担の公平、中立性が保たれることになり、個人投資家による商品先物市場への投資が維持されること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入しやすくなることから、市場の流動性が高まり、もって商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等が十分に発揮されることに寄与する。																																																										
		② 減収額 減収額試算 平成17年度 6億円 平成18年度 7億円 平成19年度 7億円 平成20年度 3億円 平成21年度 4億円 平成22年度 7億円 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)																																																											
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は、対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移しており、一定の効果があったものと史料。																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人投資家数(人)</th> <th>対16年比</th> <th>個人投資家による投資額(億円)</th> <th>対16年比</th> <th>我が国の商品先物取引金額(兆円)</th> <th>対16年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年</td> <td>101,155</td> <td>100.0</td> <td>8,552</td> <td>100.0</td> <td>240</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>101,511</td> <td>100.4</td> <td>7,667</td> <td>89.7</td> <td>210</td> <td>87.5</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>101,212</td> <td>100.1</td> <td>7,439</td> <td>87.0</td> <td>180</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>72,930</td> <td>72.1</td> <td>5,807</td> <td>67.9</td> <td>142</td> <td>59.2</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>82,744</td> <td>81.8</td> <td>6,524</td> <td>76.3</td> <td>113</td> <td>47.1</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>80,943</td> <td>80.0</td> <td>4,156</td> <td>48.6</td> <td>61</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>75,953</td> <td>75.1</td> <td>4,076</td> <td>47.7</td> <td>73</td> <td>30.4</td> </tr> </tbody> </table>					個人投資家数(人)	対16年比	個人投資家による投資額(億円)	対16年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対16年比	平成16年	101,155	100.0	8,552	100.0	240	100.0	平成17年	101,511	100.4	7,667	89.7	210	87.5	平成18年	101,212	100.1	7,439	87.0	180	75.0	平成19年	72,930	72.1	5,807	67.9	142	59.2	平成20年	82,744	81.8	6,524	76.3	113	47.1	平成21年	80,943	80.0	4,156	48.6	61	25.4	平成22年	75,953	75.1	4,076	47.7	73	30.4
	個人投資家数(人)	対16年比	個人投資家による投資額(億円)	対16年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対16年比																																																							
平成16年	101,155	100.0	8,552	100.0	240	100.0																																																							
平成17年	101,511	100.4	7,667	89.7	210	87.5																																																							
平成18年	101,212	100.1	7,439	87.0	180	75.0																																																							
平成19年	72,930	72.1	5,807	67.9	142	59.2																																																							
平成20年	82,744	81.8	6,524	76.3	113	47.1																																																							
平成21年	80,943	80.0	4,156	48.6	61	25.4																																																							
平成22年	75,953	75.1	4,076	47.7	73	30.4																																																							

【商品先物市場における個人投資家数、個人投資家の投資額、商品先物取引金額の対平成16年比】



(出典: 日本商品先物振興協会の調査及び日本商品清算機構データから推計)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年～平成22年)

本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個人投資家の資産運用の場の選択の際の税負担の公平、中立性の確保を目的としているところであり、当該目的の達成のためには、幅広く投資家が利用できる本税制措置により行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。そのため、個人投資家の参入による市場の流動性向上は地方における企業の事業活動に資する。
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本税制措置の実施により、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化し、国民経済の健全な発展を達成する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「特例対象施設の取得価格の推移」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による減収額が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、固定資産税については、現行水準を維持することが必要であると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - ⑩ 達成目標の実現状況について、送電施設 2,232 億円（平成 22 年度）、2,739 億円（21 年度）、2,771 億円（20 年度）等と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
 本措置は、電力流通設備を保有する一般電気事業者及び卸電気事業者 11 社を対象とした措置であり、その全てが措置を適用している現状は、適用数が想定外に僅少ではない。
- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 他の支援措置は存在しない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	
2	要望の内容	一般電気事業者又は卸電気事業者により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者がその事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準について、変電所は当初 5 年間は 3/5、次の 5 年間は 3/4 とし、送電施設は当初 5 年間は 1/3、次の 5 年間は 2/3 とする。	
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 27 年 創設 昭和 49 年 発電所を対象から除外 昭和 52 年 家屋を対象から除外 昭和 62 年 送電施設中保安通信装置を適用除外 平成 4 年 更新設備を対象から除外 平成 8 年 変電所の課税標準を変更 （当初 5 年間→1/3 を 2/5、次の 5 年間→2/3 を 3/4） 平成 10 年 変電所の課税標準を変更（当初 5 年間→2/5 を 1/2） 平成 13 年 変電所の課税標準を変更（当初 5 年間→1/2 を 3/5）	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気事業においては、電気の安定供給を図るため、多額の設備投資が必要とされ、送変電施設など莫大な資産で長期にわたって保有する必要がある。このため、送変電施設を建設した当初の固定資産税の負担は極めて多額になる。本措置を講ずることによって、相当期間その負担を緩和し、電気料金を安定させることが必要不可欠。 ----- 《政策目的の根拠》 本制度は昭和 27 年に創設された当時から地方税法本則に位置づけられている。 なお、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）において、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統安定化対策（送配電システムの強化及び高度化等）を実施することが盛り込まれている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策名：資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者による送変電施設への投資を促すことで電気の安定供給を維持しつつ、税制上の特例を認めることで電気料金の低廉化に資する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特例対象施設の取得価格の推移 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電力需要の伸びに対して、電気事業者は電源設備のみならず、ネットワーク設備の新・増設を遅滞なく実施していく必要がある。このようなネットワーク設

			備は、新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や信頼度の確保の面から、新規設備投資または既存設備の増強という形での投資が必要となる。																								
8	有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数: 11社 適用対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者（電気業100%）</p> <p>【僅少・偏りがある場合の説明】 本措置は送変電設備を所有する電気事業者を対象とするものであるが、本措置が目的とする電気の安定供給の確保は産業及び民生部門の全ての需要家に資するものであり、また、本措置による減税額は電気料金をととしてそれら需要家に還元されることから、本措置の効果は必ずしも特定業界に限定されるものではない。</p>																								
		②: 減収額	<p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H 18 (実績)</th> <th>H 19 (実績)</th> <th>H 20 (実績)</th> <th>H 21 (実績)</th> <th>H 22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電</td> <td>162</td> <td>135</td> <td>119</td> <td>84</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>変電</td> <td>39</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>201</td> <td>167</td> <td>146</td> <td>107</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は一般電気事業者 10 社の実績値 ※計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。</p>	年度	H 18 (実績)	H 19 (実績)	H 20 (実績)	H 21 (実績)	H 22 (実績)	送電	162	135	119	84	78	変電	39	32	27	22	20	計	201	167	146	107	98
年度	H 18 (実績)	H 19 (実績)	H 20 (実績)	H 21 (実績)	H 22 (実績)																						
送電	162	135	119	84	78																						
変電	39	32	27	22	20																						
計	201	167	146	107	98																						
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月) 効率的かつ安定的な供給を確保するため、以下のとおり、送変電に関する設備投資は増加している。</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H 22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電施設</td> <td>2,391</td> <td>3,488</td> <td>3,538</td> <td>3,660</td> <td>3,220</td> </tr> <tr> <td>変電施設</td> <td>1,373</td> <td>1,345</td> <td>1,569</td> <td>2,065</td> <td>1,934</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 有価証券報告書「設備の状況」 ※数値は、一般電気事業者 10 社の合計値 ※平成 22 年度のみ、一般電気事業者 10 社ヒアリングベース</p> <p>電力の安定供給のための投資インセンティブの付与 諸外国と比べて、我が国においては大規模停電等の供給支障が起きた場合（例えば、平成 18 年 8 月、送電線損傷により首都圏 140 万戸が停電した事例）の社会的・経済的な損失は非常に大きく、また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島第一・第二原子力発電所の運転停止により、改めて地域間連系線等の電力系統の増強及びそれを利用した広域流通の重要性を認識したところである。 また、今後、再生可能エネルギーが大量に電力系統へ接続されると、余剰電力の発生や周波数変動等の安定供給上の問題が生じる可能性がある。導入の状況を見ながら、送配電系統の強化及び高度化等の系統安定化対策を実施する必要がある。 電力系統の増強は長期にわたって多額の費用を要することから、投資環境を整備し、一般電気事業者の投資インセンティブを促進させる制度が必要である。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)	送電施設	2,391	3,488	3,538	3,660	3,220	変電施設	1,373	1,345	1,569	2,065	1,934						
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)																						
送電施設	2,391	3,488	3,538	3,660	3,220																						
変電施設	1,373	1,345	1,569	2,065	1,934																						

			<p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月)</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H 22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電施設</td> <td>1,978</td> <td>2,747</td> <td>2,771</td> <td>2,739</td> <td>2,232</td> </tr> <tr> <td>変電施設</td> <td>1,298</td> <td>1,001</td> <td>1,134</td> <td>1,482</td> <td>1,274</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は一般電気事業者 10 社より聴取。</p> <p>一般電気事業者 10 社で単年度当たり 100～200 億円規模の税額影響が生じ、当該償却資産の税額は、償却が進むにつれ減税していくが、償却し終えるまで相当規模の税額が課されることは避けられない。 また、上記に伴い、電気事業者の投資のためのキャッシュフローが減少すると同時に、事業者の経済性重視の投資を推し進める一要因となり、安定供給への懸念が生じることが予想される。 従って、国の施策としては、安定供給及び経済性の両面を考慮したより健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本特例措置はその目的に資するものであると考える。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月) 電気料金の更なる低廉化 現在、託送料金については、新規参入の系統利用者である特定規模電気事業者(PPS)から更なる引下げを求める声があり、今後、自由化部門の競争環境を整備するためには、託送料金改定時の系統利用者への適切な還元(料金引下げ)を行う必要があることから、託送料金算定上の原価の一部を構成する固定資産税については、現行水準を維持することが必要である。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)	送電施設	1,978	2,747	2,771	2,739	2,232	変電施設	1,298	1,001	1,134	1,482	1,274
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)																
送電施設	1,978	2,747	2,771	2,739	2,232																
変電施設	1,298	1,001	1,134	1,482	1,274																
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一般電気事業者の送変電設備の敷設に関しては、電力の安定供給の観点のほかに、一地域の需要規模や見込みだけでなく、供給地域全体としての効率性や負荷率、将来の投資計画を考慮する等、総合的に判断して行っている。 上記方針の中、送変電設備について、今後、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入により、電力ネットワークに余剰電力の発生、電圧の上昇、周波数調整力の不足といった課題が生じる。こうした中で、電力ネットワークがその高い機能を維持できるような系統安定対策を進めることが重要であり、電力の安定供給を実現する電力送配電網として、「スマートグリッド」の構築の必要性が提起されているところである。その構築のためには、長期にわたって多額の費用を要することから、一般電気事業者の投資インセンティブを促進させる環境整備が不可欠であり、その効果は、国民(需要家)に等しく還元されるものである。</p>																		
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。																		
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>ネットワーク関連設備は、地方の政策による企業誘致により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や信頼度確保の面から新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。 このため、本特例は、地方にとって直接関係があるばかりか、電気料金のコスト引き下げを通じて広く地方住民へ貢献できることから、引き続き措置することが重要である。</p>																		
10	有識者の見解		—																		

11 評価結果の反映の方向性	国の施策として、安定供給及び経済性の両面を考慮したより健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的に資するものであることから、その重要性から引き続き措置が必要である。
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「一次エネルギーに占める天然ガス比の推移」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明である。

また、当該測定指標は、天然ガス以外の一次エネルギーの需給等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による設備投資の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、本措置は必要不可欠なものであると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、7,996百万円(平成22年度)、8,456百万円(21年度)、8,607百万円(20年度)等としているが、適用対象者である簡易ガス事業者が含まれておらず、減収規模が過小となっているおそれがあることから、減収額の実績に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移していると説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」、補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ②④ 所期の目標が達成していない状況・測定指標の設定（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>、7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

測定指標<（一次エネルギーに占める天然ガス比の推移）>の表のうち、米国：H19：2%を 25%に、H20：6%を 26%に修正する。また、英国：H19：8%を 38%に修正する。

ガス事業者によるガス事業用の償却資産に係る設備投資には、供給拡大に向けたもの、安定供給のために設備を維持するものがある。当該租税特別措置は、それら多額の設備投資を必要とするガス事業者の負担を軽減し、需要家に過度の負担とならないよう措置されているものである。

天然ガスは、クリーンで高い熱効率を有し、埋蔵量が豊富で賦存地域が中東地域に偏在せず分散化していること、長期契約に基づく供給であるためエネルギーセキュリティに優れ、燃焼段階では硫黄酸化物はゼロ、二酸化炭素や窒素酸化物も少なく、化石燃料の中では最も環境負荷が小さいエネルギーであるため、低炭素社会を担う重要なエネルギーの一つとしてさらなる普及拡大が求められている。

一次エネルギーに占める天然ガスの比率を欧州並みとするためには、天然ガスインフラにかかる長期にわたる継続的な投資が必要であり、ガス事業者に対して行った調査（平成 20 年度）では、本措置が廃止された場合、97.1%の投資案件において見合わせ等の影響があるとの結果が出ている。

現在、国のエネルギー政策がゼロベースで見直されている。来夏にエネルギー基本計画が策定される予定であり、達成時期については、少なくともそれをふまえて定めるべきものである。

なお、安定供給や普及拡大のためには設備投資は継続的に必要となることから、今後も引き続き本措置は必要不可欠である。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

簡易ガス事業者（約 1,500 社）について適用社数や額を把握していないが、ガスの安定供給のために本特例を利用した設備投資は必要不可欠であり、ほとんどの簡易ガス事業者は本措置を利用していると考えられる。

- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

適用社数：H19：180、H20：180、H21：179、H22：181、H23 見込：179

減収額：H19:9,214、H20:8,607、H21:8,456、H22:7,996、H23 見込:8,277 と修正する。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

設備投資額の表のうち、H20：22057 を 220,570 に修正する。

一次エネルギーに占める天然ガスの比率を欧州並みとするためには、天然ガスインフラにかかる長期にわたる継続的な投資が必要であり、ガス事業者に対して行った調査（平成 20 年度）では、本措置が廃止された場合、97.1%の投資案件において見合わせ等の影響があるとの結果が出て

いる。

一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移しており、それに伴う設備投資も着実に実行されていることから、本措置の達成目標の実現に寄与している。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

天然ガスの安定供給や普及・拡大は、資源に乏しい我が国においてエネルギーセキュリティ向上のために必要不可欠であり、さらに、近年、世界的に地球温暖化問題への対応が求められている状況下において、環境性の高い天然ガスを普及拡大する必要性は益々高まっている。

こうした要請に対応するため、ガス事業者は天然ガスの普及拡大と安定供給のための設備投資を着実に進めており、減収額も毎年約 80 億円 で推移しているが、その効果は上記目的を通じ、広く国民にも還元されている。

- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

ガス事業に係るインフラ投資は、例えば、供給区域を拡大する場合、投資検討から意思決定まで 1～2 年、工事開始から工事完了まで約 1 年と複数年にわたる。

そのため、単年度主義の補助金では、将来にわたる投資に対するインセンティブとはなり得ないが、継続的な負担軽減が可能な恒久措置（地方税本則）であれば、インセンティブとなり得る。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置																												
2	租税特別措置等の内容	一般ガス事業及び簡易ガス事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する特例措置 課税標準: 取得後5年間1/3、次の5年間2/3																												
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課																												
4	評価実施時期	平成23年8月																												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度																												
6	適用期間	恒久措置																												
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保し、国民生活の向上や都市ガス事業の普及を図るためのガス政策を着実に推進する。 《政策目的の根拠》 ガス事業にかかる本措置は、業務の公共性等にかんがみ税負担の軽減が認められているものである(「固定資産税逐条解説」自治省固定資産税課編(昭和61年2月発行))。 さらに、平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するため、ガスインフラネットワークの拡大、連携強化を目指すことが盛り込まれている。																												
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策																												
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 天然ガスは、化石燃料の中で最もCO2排出量が少なくシェールガスなどの新規供給源も立ち上がってきていることを踏まえると、わが国の低炭素社会の実現に向けて重要なエネルギー源である。 そのため、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するため、ガスインフラネットワークの拡大、連携強化を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 一次エネルギーに占める天然ガスの比率は、諸外国に比べて低水準となっている。 〈測定指標(一次エネルギーに占める天然ガス比の推移)〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国</td> <td>24%</td> <td>24%</td> <td>2%</td> <td>6%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>37%</td> <td>36%</td> <td>8%</td> <td>40%</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>欧州</td> <td>34%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> <td>35%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> 出典: BP 統計		H17	H18	H19	H20	H21	米国	24%	24%	2%	6%	27%	英国	37%	36%	8%	40%	39%	欧州	34%	34%	35%	35%	34%	日本	14%	15%	16%
	H17	H18	H19	H20	H21																									
米国	24%	24%	2%	6%	27%																									
英国	37%	36%	8%	40%	39%																									
欧州	34%	34%	35%	35%	34%																									
日本	14%	15%	16%	17%	17%																									

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業用・業務用需要家における天然ガスへの燃料転換や、家庭用燃料電池の普及等に伴う天然ガスの供給拡大に対しては、都市ガス事業者としては、安定供給や保安の確保を考慮しつつ、既存の製造・供給設備の増強やガスインフラネットワークの拡大を遅滞なく実施していく必要がある。																								
8	有効性等	①: 適用数等	本措置(地方税法349条の3)は、私営都市ガス事業者全て(約180社)が適用を受けており、そのうち約1/9が欠損となっている(21年度)。また、経営基盤が脆弱な1億円以下の中小事業者はそのうち約6割(約100社)を占めている。 なお、簡易ガス事業者(約1,500社)も本措置の適用を受けている。																								
		②: 減収額	(金額: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>176</td> <td>180</td> <td>18</td> <td>179</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>9,302</td> <td>9,214</td> <td>8,607</td> <td>8,456</td> <td>7,996</td> </tr> </tbody> </table> 出典: 日本ガス協会調べ		H18	H19	H20	H21	H22	適用社数	176	180	18	179	181	減収額	9,302	9,214	8,607	8,456	7,996						
	H18	H19	H20	H21	H22																						
適用社数	176	180	18	179	181																						
減収額	9,302	9,214	8,607	8,456	7,996																						
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年~平成22年) 本措置は、都市ガスの効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献している。 〈設備投資額の推移〉 (金額: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資額</td> <td>202,087</td> <td>208,364</td> <td>217,555</td> <td>220,57</td> <td>223,447</td> </tr> </tbody> </table> 出典: H21ガス事業年報 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成17年~平成21年) 都市ガス事業者は、都市ガス普及の基盤となる製造・供給設備への投資を過不足なく実施しており、諸外国に比べて低水準となっている、一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移している。 〈一次エネルギーに占める天然ガス比の推移〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> 出典: BP 統計 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年~平成21年) 都市ガス事業者は、都市ガス普及の基盤となる製造・供給設備への投資を過不足なく実施しており、一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移している。今後、天然ガスへの燃料転換の加速や、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大していく上でも、本措置は必要不可欠なものである。 なお、都市ガス事業者は、製造設備の合理化、腐食によるガス漏れの危険性のないポリエチレン管への入れ替えなど合理的な保安施策の推進に取り組んでいるが、本措置は保安の確保の観点からも継続すべきである。		H17	H18	H19	H20	H21	設備投資額	202,087	208,364	217,555	220,57	223,447		H17	H18	H19	H20	H21	日本	14%	15%	16%	17%	17%
	H17	H18	H19	H20	H21																						
設備投資額	202,087	208,364	217,555	220,57	223,447																						
	H17	H18	H19	H20	H21																						
日本	14%	15%	16%	17%	17%																						
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	仮に本特例措置がない場合には、現在計画中の特例対象設備の工事案件の遅れや見直し等の影響を受けるのみならず、別の投資計画や料金原価、資金調達のための借入金増加による収支の悪化等の間接的な影響も及ぼすと想定される(平成20年度事業者調査より)。 また、本特例措置の対象設備について、その減収額の絶対額は各事業者																								

		<p>の規模により異なるが、各事業者はそれぞれの事業規模にあわせ適切な設備投資を行っており、本措置がない場合の相対的な影響度は、企業規模を問わず、全業者に等しく非常に多大なものとなる。</p> <p>以上のことから、本措置は、都市ガスの効率かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献し、国民生活の向上や都市ガスの普及に資するものであるため妥当である。</p> <p>なお、都市ガス事業者は、製造設備の合理化、腐食によるガス漏れの危険性のないポリエチレン管への入れ替えなど合理的な保安施策の推進に取り組んでいるが、本措置は保安の確保の観点からも継続すべきである。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガスインフラは、地方の企業誘致や環境政策により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や保安確保の面から、新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。</p> <p>このため、本措置は、地方にとって直接関係あるばかりか、その効果は、地方住民や企業(約 2,763 万件)に広く還元されるものであり、引き続き措置することが重要である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置が都市ガス事業者に与える影響等については、平成 20 年度に全私営都市ガス事業者に対して調査を行っている。今後、本措置を取り巻く状況の変化にあわせ、必要な調査を適宜検討していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「熱売上に対する減収額の割合」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、当該測定指標は、熱需給等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による減収額が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、熱料金の低廉化に資することは、熱供給事業の一助ともなると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - ⑩ 達成目標（熱料金の低廉化）の実現状況について減収額分が熱料金の低廉化に資するものとなると定性的に説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、説明の内容に疑問があり、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
「3. 資源エネルギー・環境政策」に位置付けられている。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
2	租税特別措置等の内容	熱供給事業法第3条の規定により許可を受けた熱供給事業者（以下「熱供給事業者」という）が新設した同法第2条第2項の熱供給事業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。
3	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 熱供給産業室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和48年創設 ・平成8年度改正 対象整理のため、対象設備の一部除外 ・平成10年度改正 対象整理のため、対象設備の一部除外
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 熱供給事業の普及促進 設備投資負担の軽減 効率的かつ安定的な熱供給の確保 《政策目的の根拠》 熱供給事業法においては、熱供給事業の適正・合理的な運営、熱供給を受ける者の利益保護、熱供給事業の健全な発達、公共の安全確保を目的としている。その他、「京都議定書目標達成計画」や「地球温暖化対策基本法」にて熱供給事業の普及が求められている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 本制度は昭和48年に創設された当時から地方税法本則に位置づけられている。 熱供給については、京都議定書目標達成計画では、「エネルギーの面的利用促進」に資するエネルギーシステムとして、熱供給事業をエネルギー効率の良い街づくり、都市再生などの地方の施策としてすすめるべきであるとしている。また、現在、「地球温暖化対策基本法」では、「国が地域におけるエネルギーの共同利用及び廃熱の回収利用促進その他の必要な施策を講ずること」と明記されており、地球温暖化対策として、今後、熱供給事業すなわち地域冷暖房システムの一層の普及促進が求められている。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 熱の安定供給を維持しつつ、税制上の特例を認めることで熱料金の低廉化に資すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○熱売上に対する減税額の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記の指標は、熱料金がどの程度低廉化したかを間接的に示すものであり、熱料金の低廉化は熱供給事業の普及促進に資すると考えられる。

8	有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>79</td> <td>76</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、地方税法349条の3第17項において、対象事業者は熱供給事業法第3条による許可を受けた熱供給事業者と規定されている。 熱供給事業者は、熱事法制定の昭和47年度8社であったが、現在は以下のとおりと増加してきている。 熱供給事業者: 84社 (平成23年4月1日現在)</p>	年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)	適用社数	78	78	79	76	78
		年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)								
		適用社数	78	78	79	76	78								
②: 減収額	<p style="text-align: center;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>682</td> <td>653</td> <td>650</td> <td>612</td> <td>645</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 数値は熱供給事業者の合計値</p> <p>数値は一般社団法人日本熱供給事業協会が熱供給事業者(全84社)に対して行った熱供給施設投資調査に基づくもの。 各社に投資状況・投資計画について情報提供いただき、それをもとに減収額を算出したもの。</p>	年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)	減収額	682	653	650	612	645		
年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)										
減収額	682	653	650	612	645										
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>下記の設備投資の推移のとおり、大規模な設備投資が継続して行われており、この設備投資負担を軽減することで、経営基盤の弱い熱供給事業者による事業運営が安定するため、当該税制措置は熱の安定供給に著実に貢献していると言える。</p> <p style="text-align: center;">(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱供給施設投資額</td> <td>169 (100)</td> <td>205 (121)</td> <td>175 (104)</td> <td>187 (111)</td> <td>238 (141)</td> <td>285 (169)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 数値は熱供給事業者の合計値 *()内は、H19年度を100とした場合の比率</p>	年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)	熱供給施設投資額	169 (100)	205 (121)	175 (104)	187 (111)	238 (141)	285 (169)
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)									
熱供給施設投資額	169 (100)	205 (121)	175 (104)	187 (111)	238 (141)	285 (169)									

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>本措置による減税額が熱供給事業売上に占める割合は以下のとおり。 当該税制措置の熱供給事業売上に對する影響は平均0.5%程度となる。 また、その減税額分が熱料金の低廉化に資するものとなる。</p> <p style="text-align: center;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額(a)</td> <td>827</td> <td>714</td> <td>682</td> <td>653</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>熱供給事業売上(b)</td> <td>152,829</td> <td>153,148</td> <td>149,396</td> <td>145,949</td> <td>150,156</td> </tr> <tr> <td>減税額の割合(a/b)</td> <td>0.54%</td> <td>0.47%</td> <td>0.46%</td> <td>0.45%</td> <td>0.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 数値は熱供給事業者の合計値</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	減税額(a)	827	714	682	653	650	熱供給事業売上(b)	152,829	153,148	149,396	145,949	150,156	減税額の割合(a/b)	0.54%	0.47%	0.46%	0.45%	0.43%
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)																						
減税額(a)	827	714	682	653	650																						
熱供給事業売上(b)	152,829	153,148	149,396	145,949	150,156																						
減税額の割合(a/b)	0.54%	0.47%	0.46%	0.45%	0.43%																						
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>熱供給事業者の減税額分が熱料金の低廉化に資することは、その分が需要家へ還元されるということなので、当該税制措置は特定の者(熱供給事業者)に対して恩恵を与えるものとはならない。また、熱料金の低廉化に資することは、熱供給事業の促進の一助ともなり、京都市議定書目標達成計画記載の熱供給事業推進にかなっていると言える。</p>																								
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>〇熱供給事業者の熱供給施設は、熱の安定供給の観点のほかに、地球温暖化対策(省CO2)の有効な手段として、今後も確実な普及促進が望まれる。今後の設備投資は、毎年一定規模のものが見込まれている。</p> <p>〇したがって、国の施策としては、熱の安定供給及び経済性の両面を考慮したより健全な投資がおこなわれるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的を達成する唯一の施策と考えられる。</p> <p>〇また、本措置は熱供給事業者を対象とするものであるが、本措置が目的とする熱の安定供給の確保と設備投資負担の軽減は、熱供給を受ける需要家に資するものであり、本措置による減税額は熱料金を通して、需要家に還元されることから、本措置の効果は必ずしも特定業界に限定されるものではない。</p>																								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>電力事業、ガス事業と同様に公共事業である熱供給事業においては、熱供給事業法により事業者規制が行われており、熱料金については需要家に不公平が生じないよう国の認可制となっている。このため、当該税制措置による固定資産税の軽減額についても確実に熱料金に反映されるものとなる。</p>																								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>熱供給事業は全国に展開しているため、地方税による措置が適当と考えられる。</p>																								
10	有識者の見解		なし																								
11	評価結果の反映の方向性																										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期																										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	府省名	経済産業省
税目	鉱区税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「国内の探鉱開発活動・生産量の維持・増加」は、石油・天然ガスや代替エネルギーの需給、採掘技術の水準等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による探鉱開発活動の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]
 - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 達成目標の実現状況について国内生産量の推移を説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されており、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 「エネルギー基本計画」P.12
 我が国は世界第6位の広さといわれる了解及び排他的経済水域（EEZ）を有し、これらの海域には石油・天然ガスに加え、メタンハイドレートや海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の資源の存在が確認されている。国内に新たな資源供給源を確保することにより、エネルギー安全保障を一層強化させていくため、我が国近海の資源の開発・利用を促進していく。
 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」P.13
 我が国周辺海域に存在する石油・天然ガス資源は、その供給安定性という観点からすれば、最も供給リスクの少ないエネルギー資源である。国は、民間企業の事業活動を補完し、促進することによって、国内（陸域・海域）における資源の探鉱・開発を進め、国産石油・天然ガス資源の生産量拡大を目指す。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本租税特別措置が適用され得る鉱区は、我が国の鉱区のうち石油天然ガスのポテンシャルがある鉱区である。石油天然ガスのポテンシャルがある鉱区として企業側が鉱業権の申請を行い、鉱業権が設定された場合に鉱区税が発生するものであり、石油天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る鉱区税はすべて本租税特別措置が活用されている。したがって、本租税特別措置等が適用され得る鉱区の全体数からみて想定外に僅少ではない。
 また、国内において石油天然ガスの探鉱開発を行う場合にはすべからず適用対象となっているため、鉱業を営む者に幅広く活用されており、想定外に特定の者に偏っているということはない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
2	租税特別措置等の内容	石油又は天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を、通常の税率の2/3とする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度： 昭和41年度
6	適用期間	本則恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給確保、海洋エネルギー資源開発の強化 ----- 《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画」(平成22年6月) 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(平成21年3月)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年までに国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げる。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内の探鉱開発活動・生産量を維持・増加させる。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減税額分を探鉱、開発等経費に充てることが可能となり、一層の探鉱開発活動が促進されることで、国内生産量の維持・増加に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 石油・天然ガス課税対象鉱区件数(面積) (試掘鉱区) 平成21年度 730件(210,217百アール) 平成20年度 721件(192,536百アール) 平成19年度 898件(254,618百アール) 平成18年度 901件(253,693百アール) (探掘鉱区) 平成21年度 1,705件(406,414百アール) 平成20年度 2,413件(470,582百アール) 平成19年度 1,707件(408,246百アール)

		平成 18 年度 1,706 件(408,117 百アール)
② 減収額	石油・天然ガス鉱区の減税額	
	(試掘鉱区)	平成 21 年度 12 百万円 平成 20 年度 12 百万円 平成 19 年度 15 百万円 平成 18 年度 16 百万円
	(採掘鉱区)	平成 21 年度 54 百万円 平成 20 年度 66 百万円 平成 19 年度 53 百万円 平成 18 年度 54 百万円
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度)	平成 22 年度 国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率 23.4%
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18～21 年度)	民間企業の石油・天然ガスの試掘鉱区、採掘鉱区について本軽減措置を適用。
		○平成 21 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 198 百万円→減免後 132 百万円となり、納税額で 66 百万円の経費削減効果。 国内生産量 原油 15.9 千 b/d 天然ガス 3,539 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 2 本
		○平成 20 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 234 百万円余→減免後 156 百万円余となり、納税額で 78 百万円の経費削減効果。 国内生産量 原油 17.0 千 b/d 天然ガス 3,735 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 5 本
		○平成 19 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 201 百万円余→減免後 134 百万円余となり、納税額で 67 百万円の経費削減効果。 国内生産量 原油 16.6 千 b/d 天然ガス 3,708 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 4 本
		○平成 18 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 209 百万円→減免後 140 百万円となり、納税額で 70 百万円の経費削減効果。 国内生産量 原油 15.5 千 b/d 天然ガス 3,302 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 6 本

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18～21 年度) 減税額分を採掘、開発等経費に充てることが可能となることで、一層の探鉱開発活動が促進され、国内生産量の維持・増加に寄与してきた。 メタンハイドレートを含め、我が国周辺海域における石油・天然ガスのポテンシャルが注目されること、本措置を継続することにより、引き続き、民間事業者による我が国周辺海域における探鉱・開発を促進することが我が国のエネルギーの安定供給確保の観点から重要である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	面積あたりの税額設定であるため、面的な広がりをもって賦存する石油・天然ガスの特殊性から、他の鉱物の税額から軽減措置を行うことにより、税負担の公平性が確保され、石油・天然ガスの探鉱開発活動促進がはかられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国内の石油・天然ガス資源を確保するための探鉱段階、生産段階における国の支援措置(基礎調査、利子補給制度)あり。ただし、これら措置は、主に大手企業による事業支援という傾向が強く、中小開発企業への支援措置という観点から、税の軽減措置は有効である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	民間企業が開発・生産拠点を置くことで、地方公共団体にも経済的波及効果が見込まれると考えられる。また、当該民間企業が周辺地域にガスを供給することにより、地域のエネルギーの安定供給の確保が図られることとなる。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		今後、我が国周辺海域における石油・天然ガスのポテンシャルが注目されること、本措置を継続することは、民間事業者による我が国周辺海域における探鉱・開発を促進することが我が国のエネルギーの安定供給確保の観点から重要であり、引き続き措置することが必要である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—